

法 規 法 令

法 規 法 令

例 言

一、「法規法令」は、昭和十三年度中に制定、或ひは改正公布せられたる業界關係のものを輯録するを以てその建前とする點に於いて例年と變りなきも、昨年中新に公布せられたるものは戰時立法として非常の多數に上れる爲、その全部を收むるの紙幅に乏しく、唯僅かに税法及物價に關する一部を録するに止めた。

二、「重要物産同業組合法」「同施行規則」「同準則」等々、業界の基本的法規は連年掲載せる處なるを以て今年も是れを見合せたるも「賣薬部外品取締規則」「化粧品規則」等の如き業界に於ける日常の營業に必須の諸規則は、前年と同じく全部これ採録することにした。

一、「賣薬部外品取締規則施行細則」にして未だその制定を見なかつた、静岡、及び佐賀の兩縣の分は依然として公布されてゐないので、警視廳の細則のみを掲げ、全國各府縣の分は既往年鑑に悉く採録しあるを以て省くことにした。

一、藥業に關する法規は浩翰にしてこれを網羅するは固より不可能なるを以て單に「賣薬法」及びこれに附隨する一二のもののみを採録した。

一、「諸届書式」等の法定の資料は、前年と同じく、何れも此の欄に併せ收めてある。

支那事變特別税法

昭和十三年三月三十日 法律第五十一號

第一條 當分の内本法に依り所得税、法人資本税、砂糖消費税及取引所税を増徴し利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税を課す

第二條 所得税中法人の普通所得及清算所得に對する所得税に付ては臨時租税増徴法第二條の規定に拘らず所得税法第二十一條に規定する税率百分の五を百分の十二・二五、百分の十を百分の十二・五としたる場合の差増額に相當する税額を増徴す

所得税中法人の超過所得に對する所得税に付ては同法第二十一條に規定する

税率を以て算出したる税額の百分の十に相當する税額を増徴す

前二項の規定に依る普通所得及超過所得に對する所得税の増徴税額は普通所得の百分の五十に相當する金額より普通所得及超過所得に對する所得税額（所得税法第二十一條の二の規定に依り普通所得に對する所得税に加算する税額を含まず）と臨時利得税額との合計金額を控除したる残額を越ゆることを得ず

第三條 所得税中同族會社の普通所得に對する所得税に加算する税額に付ては臨時租税増徴法第四條の規定に拘らず所得税法第二十一條の二の規定に依り算出したる税額の百分の八十三・七五に相當する税額を増徴す

同族會社の普通所得税に加算する税額

は普通所得の百分の六十に相當する金額より普通所得及超過所得に對する所得税額（所得税法第二十一條の二の規定に依り普通所得に對する所得税に加算する税額を含まず）、臨時利得税額及前條の規定に依る増徴税額の合計金額を控除したる残額を越ゆることを得ず

殘額を越えざる場合に於て前項の規定に依る増徴に因り之を越ゆるに至るときは其の増徴税額に付亦同じ

第四條 所得税中の第二種甲及乙所得に對する所得税に付ては所得税法第二十二條第一項及臨時租税増徴法第五條の規定に拘らず左の税率に依り之を賦課す

甲

國債の利子 百分の二
利率年四分以下のもの

利率年四分を越ゆるもの 百分の二・五

國債以外の公債の利子 百分の二・五
利率年四分五厘以下のもの

利率年四分五厘を越ゆるもの 百分の七・五

社債の利子 百分の八
利率年四分五厘以下のもの

利率年四分五厘を越ゆるもの 百分の九・五

其他 百分の八
百分の十二・五

乙

第五條 所得税中第三種の所得に對する所得税に付ては所得税額の百分の二十・五に相當する税額を増徴す

前項の規定に依る増徴税額は第三種所得の百分の五十五に相當する金額より第三種の所得に對する所得税額を控除したる残額を越ゆることを得ず

第六條 所得稅法第二十條の規定に拘らず第三種の所得千圓以上なるときは所得稅を課す

前項の所得は所得稅法第十五條、第十六條及第十六條の三の規定に依る控除を爲したる殘額に依り、戸主及其の同居家族の所得又は戸主と別居する二人以上の同居家族の所得は其の合算總額に依る

前條の規定は第一項の規定に依り課せらるる所得稅に付ては之を適用せず

第七條 第三種の所得に付所得金額決定後翌年所得金額決定前に於て營業を法人に繼續せしめたる者の當該營業の實際所得額が決定所得額を超過するとき其の超過額は之を所得金額の決定に付脱漏ありたるものと看做し翌年に於ける所得調査委員會の調査に依り政府に於て其の所得金額を決定することを

得 前項の場合に於て當該營業の實際所得額は其の年に於ける收入金額より必要の經費を控除したる金額に依る

第八條 法人資本稅に付ては法人資本稅法第八條第一項に規定する稅率千分の一を千分の一・二としたる場合の差増額に相當する稅額を増徴す

第九條 砂糖消費稅は砂糖消費稅法第三條及臨時稅增徴法第十七條の規定に拘らず左の稅率に依る

第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號 未滿の砂糖

甲 樽入黑糖及樽入白下糖但し分蜜したるもの、黑糖及白下糖以外

乙 其の他のもの

百斤に付 三圓三十錢

第二種 砂糖色相和蘭標本第二十二號未滿の砂糖

第三種 砂糖色相和蘭標本第二十二號以上の砂糖

第四種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの

第一種 氷砂糖を製造するとき生ずる糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超ざるもの

乙 其の他のもの

第二種 其の他の糖蜜

甲 糖分を蔗糖として計算したる全重量の百分の六十を超ざるもの

乙 其の他のもの

第三種 糖水

第十條 砂糖消費稅に付徵收を猶豫し得る期間は砂糖消費稅法第四條第一項但書の規定に拘らず之を三月内とす

第十一條 取引所稅中第二種有價證券の賣買取引に對する取引稅に付ては臨時稅增徴法第十八條第二號の規定に拘らず取引所稅法第五條に規定する稅率

五を萬分の六としたる場合の差増額に相當する稅額を増徴す

第十二條 利益配當稅は本法施行地に本店を有する法人より利益の配當を受くる者に之を課す

所得稅法其の他の法律に依り第二種所得稅を課せられざる者には利益配當稅を課せず

第十三條 利益配當稅は前條の法人より支拂を受くる利益の配當に付之を賦課し配當金中配當率年七分の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額の百分の十に相當する金額を以て其の稅額とす

第十四條 利益配當稅は配當金支拂の際支拂者に於て徵收し翌月十日迄に之を政府に納むべし

第十五條 公債及社債利子稅は本法施行地に於て公債又は社債の利子の支拂を受くる者に之を課す

第十六條 公債及社債利子稅は本法施行地に於て支拂を受くる公債又は社債(外貨債を除く)の利子に付之を賦課し利子金額中國債に在りては利率年四分、國債以外の公債及社債に在りては利率年四分五厘の割合を以て算出したる金額を超ゆる金額の百分の十に相當する金額を以て其の稅額とす

第十七條 公債及社債利子稅は利子金額支拂の際支拂者に於て徵收し翌月十日迄に之を政府に納むべし

第十八條 利益配當稅を課せらるる利益の配當又は公債及社債利子稅を課せらるる公債又は社債の利子に付所得稅(第一種所得稅を除く)又は資本利子稅を課する場合に於ては其の利益配當金額又は利子金額より利益配當稅又は公債及社債利子稅相當額を控除したる殘額を以て其の配當金額又は利子金額と看做す

第十九條 通行稅は汽車、電車、乗合自動車及汽船の乗客に左の區別に依り之を課す

五十軒未滿

五十軒以上

回數五十回未滿

回數二十回以下なるとき

回數五十回以下なるとき

回數五十回を超ゆるとき

一等 六錢

二等 三錢

一等 十錢

二等 五錢

一等 三十錢

二等 十五錢

一等 六十錢

二等 三十錢

一等 六十錢

二等 三十錢

一等 九十錢

二等 三十錢

一等 六十錢

二等 三十錢

回數五十回を超ゆるとき

前項稅額の十倍

前項稅額の二十倍

定期乘車船の契約を爲したる場合に於ては通行稅は左の區別に依り之を課す

第一項稅額の五倍

契約期間三月内なるとき

第一項税額の十倍

契約期間六月内なるとき

第一項税額の二十倍

契約期間六月を超ゆるとき

第一項税額の三十倍

團體乗車船の契約を爲したる場合に於ては通行税は左の區別に依り之を課す

人員百人以下なるとき

第一項税額の五倍

人員二百人以下なるとき

第一項税額の十倍

人員二百人を超ゆるとき

第一項税額の二十倍

貸切乗車船の契約を爲したる場合に於ては通行税は左の區別に依り之を課す

一等及二等

貸切運賃の百分の十

三等

貸切運賃の百分の五

前項の規定に依る税額は第一項税額に乗客定員數を乗じたる金額を超ゆることを得ず

第一項乃至第三項に規定する通行税は十二歳未満の乗客に付ては其の半額とす

第二十條 左の場合に於ては通行税を課せず

一 三等乗客にして其の乗車船區間五十料未満なるとき

二 陸海軍の團體としての乗車船に於て命令の定むるものなるとき

第二十一條 左の各號の一に該當するときは第十九條第一項及前條第一號の乗車船區間の料程の計算は命令を以て之を定む

一 往復乗車船又は廻遊乗車船の契約を爲したるとき

二 運賃が均一制又は區間制に依り定められたるとき

第二十二條 汽車、電車、乗合自動車又は汽船にして其の等級を一等、二等及三等に分たざるものに付ては第十九條

第一項、第五項及第二十條第一號の等級は命令を以て之を定む乗客定員數の定なき車船に付貸切乗車船の契約を爲したる場合に於ける第十九條第六項の乗客定員數に付亦同じ

第二十三條 通行税は汽車、電車、乗合自動車又は汽船に依る運輸業を營む者(以下運輸業者と稱す)運賃領收の際之を徴收し翌月十日迄に政府に納むべし

特別の事情ある運輸業者に付ては前項の納期限は命令を以て之を定む

第二十四條 汽車、電車、乗合自動車又は汽船に依る運輸業を營まんとする者及運輸業者に代りて乗車船券を販賣せんとする者は命令の定むる所に依り其の旨を豫め政府に申告すべし之を廢止せんとするとき亦同じ

第二十五條 運輸業者又は運輸業者に代りて乗車船券を販賣する者は命令の定むる所に依り其の業務に關する事項を帳簿に記載すべし

運輸業者又は運輸業者に代りて乗車船券を販賣する者は命令の定むる所に依り其の業務に關し必要なる事項を政府に申告すべし

第二十六條 入場税は左に掲ぐる第一種の場所に入場する者又は第二種の場所の設備を利用する者に之を課す

第一種

一 演劇、活動寫眞、演藝又は觀物(相撲、野球、拳闘其の他の競技に於て公衆の觀覽に供することを目的とするものを含む)を催す場所

二 競馬場

三 前二號に掲ぐるものを除くの外一定の催物又は設備を爲し公衆の觀覽又は遊戯に供する場所にして命令を以て定むるもの

第二種

一 舞踏場、麻雀場、撞球場

二 ゴルフ場、スクート場

第二十七條 入場税は入場料の百分の十とす

本法に於て入場料とは名義の何たるを問はず第一種の場所に入場し又は第二種の場所の設備を利用する爲に支拂ふべき金額を謂ふ

前項の入場料の算定に關しては命令を以て之を定む

第二十八條 第一種の場所の入場料が一入一回二十三錢に滿たざる場合には入場税を課せず

前項の規定は回数、定期又は貸切にて入場の契約を爲したる場合には之を適用せず

第二十九條 第一種の催物(第一種の場所に於ける演劇、活動寫眞、演藝、觀物、競馬其の他の催物を謂ふ以下同じ)若し設備の主催者若し經營者又は第二種の場所の經營者が命令の定むる所に依り其の入場料又は收益の總額を慈善事業其の他命令を以て定むる目的に充つる場合に於ては入場税を免除す

第三十條 入場税は第一種の催物若し設備の主催者若し經營者又は第二種の場所の經營者入場料領收の際之を徴收し翌月十日迄に政府に納むべし但し常時開設に非ざるものに付ては命令を以て定むる場合を除くの外終了後直に納むべし

第三十一條 第一種の催物若し設備を開催者若し經營し又は第二種の場所を經營せんとする者は命令の定むる所に依り其の旨を豫め政府に申告すべし之を廢止せんとするとき亦同じ

第三十二條 第一種の催物若し設備の主催者若し經營者又は第二種の場所の經營者は命令の定むる所に依り其の業務に關する事項を帳簿に記載すべし

第一種の催物若し設備の主催者若し經營者又は第二種の場所の經營者は命令の定むる所に依り其の業務に關し必要

なる事項を政府に申告すべし

第三十三條 特別入場税は運動競技にして學生生徒又は該競技を爲すことを業とせざる者の行ふものに付觀覽の爲競技場に入场する者より料金を徴する場合に於て其の入場者に之を課す

第三十四條 特別入場税は特別入場料の百分の十とす

本法に於て特別入場料とは名義の何たるを問はず前條の競技場に入场する爲に支拂ふべき金額を謂ふ

第二十七條第三項の規定は特別入場税に付之を準用す

第三十五條 特別入場料が一入一回二十三錢に滿たざる場合には特別入場税を課せず

第二十八條第二項の規定は前項の場合に付之を準用す

第三十六條 特別入場税は運動競技の主催者特別入場料領收の際之を徴收し競技終了後直に政府に納むべし但し命令を以て定むる場合に於ては翌月十日迄に之を政府に納むべし

第三十七條 第二十九條、第三十一條及第三十二條の規定は特別入場税に付之を準用す

第三十八條 物品税は左に掲ぐる物品にして命令を以て定むるものに之を課す

第一種

甲類

一 貴石若しは半貴石又は之を用ひたる製品

二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品

三 貴金屬製品又は金若しは白金を用ひたる製品

四 釐甲製品

五 珊瑚製品

乙類

六 時計

七 萬年筆、金ペン及シャープペン

ンシル

- 八 身邊用細貨類
- 九 化粧用具
- 十 喫煙用具
- 十一 帽子、杖、鞭及傘
- 十二 皮革製又は金屬製の靴及トランク
- 十三 靴及履物
- 十四 書畫及骨董
- 十五 室内裝飾用品
- 十六 照明器具
- 十七 圍碁及將棋用具
- 十八 家具
- 十九 漆器、陶磁器及硝子製器具にして別號に掲げざるもの
- 二十 貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの
- 二十一 毛皮又は毛皮製品
- 二十二 羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品
- 二十三 皮革製品にして別號に掲げざるもの
- 二十四 メリヤス、レース、フェルト及同製品

第二種

甲類

- 一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機同部分品及附屬品
- 二 寫眞用の乾板、フィルム及感光紙
- 三 蓄音器及同部分品
- 四 蓄音器用レコード
- 五 樂器、同部分品及附屬品
- 六 雙眼鏡及隻眼鏡
- 七 銃及同部分品
- 八 藥莢及彈丸
- 九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
- 十 娛樂用のモーターボート、スカーフ及ヨット

乙類

- 十一 撞球用具
- 十二 ネオン管及同變壓器
- 十三 喫煙用ライター
- 十四 ラヂオ聴取機及同部分品
- 十五 受信用真空管及擴聲器
- 十六 扇風機及同部分品
- 十七 暖房用の電氣、瓦斯又は礦油ストーブ
- 十八 冷蔵庫及同部分品
- 十九 金庫及鋼鐵製家具
- 二十 乗用自動車
- 二十一 化粧品

第三種

一 樽寸

- 一 酒類但し濁酒及果實酒（酒精及酒精含有飲料税法第三條の三に規定するもの）を除く
- 二 同一物品にして第一種及第二種に該當するものは之を第二種とし、甲類及乙類に該當するものは之を甲類とす

第一種

甲類

乙類

- 物品の價格百分の十五
- 物品の價格百分の十
- 物品の價格百分の十五
- 物品の價格百分の十
- 千本に付 五錢
- 清酒、白酒、味淋、焼酎及麥酒一石に付 五圓
- 葡萄酒（酒精及酒精含有飲料税法第三條の二に規定するもの以下同じ）
- 一石に付 十圓
- 其の他の酒類にして酒精及酒精含有飲料税法の適用を受くる

もの

一石に付 七圓

第四十條 前條の價格は第一種の物品に付ては小賣業者の販賣價格、第二種の物品に付ては製造場より移出する時の價格とす但し保税地域より引取らるる第一種又は第二種の物品にして引取人より税金を徴収するものに付ては引取の際に於ける價格とす

前項の價格及樽寸の本數の計算に關し必要な事項は命令を以て之を定む

第四十一條 物品税は第一種の物品に付ては販賣せられたる物品の價格に應じ小賣業者より、第二種又は第三種の物品に付ては製造場より移出せられたる物品の價格又は數量に應じ製造場より之を徴収す但し保税地域より引取らるる物品に付ては命令を以て定むる場合を除くの外引取られたる物品の價格又は數量に應じ引取人より之を徴収す

第四十二條 物品税は第一種第十四號に掲ぐる物品に付ては其の物品が入札其他競争の方法に依り賣買せらるる場合にして命令を以て定むる場合に限り之を課す

前項の場合に於ては其の札元又は之に準ずべき者が小賣業者として當該物品を販賣するものと看做す

第四十三條 製造場以外の場所に於て販賣の爲化粧品を容器に充填し又は改裝するときは之を化粧品製造と看做す

第四十四條 酒類を製造場内に於て飲用したるときは之を製造場より移出したるものと看做す

第四十五條 第一種の物品の小賣業者は毎月其の販賣したる物品に付其の品名毎に數量及價格を記載したる申告書を第二種の物品の製造者は毎月其の製造場より移出したる物品に付其の品名毎に數量及價格を記載したる申告書を、第三種の物品の製造者は毎月其の製造場より移出したる物品に付其の品名毎に數量を記載したる申告書を翌月十日迄に政府に提出すべし

第一種、第二種又は第三種の物品を保税地域より引取る者は命令を以て定むる場合を除くの外引取の際其の物品に付前項に準ずる申告書を政府に提出すべし

申告書の提出なきとき又は政府に於て申告を不相當と認めたるときは政府は其の課税標準額を決定す

第四十六條 小賣業者が其の販賣したる第一種の物品の返還を受けたる場合に於ては命令の定むる所に依り返還を受けたる月分以降の課税標準額より其の物品の價格を控除す製造場より移出したる第二種の物品を同一製造場内に戻入したる場合亦同じ

製造場より移出したる第三種の物品を同一製造場内に戻入し又は酒類を製造場外より移入したる場合に於ては命令の定むる所に依り其の物品を製造場より移出するも更に物品税の徴収を爲さず

第四十七條 物品税は毎月分を翌月末日迄に納付すべし但し第四十一條但書の場合に於ては引取の際之を納付すべし命令の定むる所に依り第二種又は第三種の物品に付物品税額に相當する擔保を提供したるときは一月内物品税の徴収を猶豫することを得

第四十八條 命令の定むる所に依り政府の承認を受けたる製造場又は藏置場に移入する目的を以て製造場より移出し又は保税地域より引取る第二種の物品又は樽寸に付ては第四十一條の規定を適用せず

前項の場合に於ては移出先又は引取先を以て製造場と看做し移出先又は引取先の營業者を以て製造者と看做す

第一項の物品にして政府の指定したる

期間内に移出先又は引取先に移入せられたることの證明なきものに付ては製造者又は引取人より直に其の物品税を徴収す但し災害其の他已むことを得ざる事由に因り滅失したるものに付政府の承認を受けたるときは物品税を免除す

第四十九條 命令の定むる所に依り政府の承認を受け製造場より移出し又は保税地域より引取る物品にして左の各號の一に該當するものに付ては物品税を免除す

一 第二種の物品の製造の用に供する

二 酒類製造の用に供する葡萄酒

前條第三項の規定は前項の物品にして政府の指定したる期間内に移出先若し引取先に移入せられたることの證明なきもの又は其の用途を變更せられたるものに付て之を準用す

第五十條 左に掲ぐる物品に付ては命令の定むる所に依り物品税を免除す

一 輸出するもの

二 學術研究用に供するもの

三 其他命令を以て定むる用途に供するもの

第四十八條第三項の規定は前項の物品にして政府の指定したる期間内に輸出し又は其の用途に供せられたることの證明なきものに付て之を準用す

第五十一條 第一種の物品の小賣業を營まんとする者又は第二種の物品若し燐寸を製造せんとする者は命令の定むる所に依り政府に申告すべし其の小賣業又は製造を廢止せんとするとき亦同じ

第五十二條 第一種、第二種又は第三種の物品の製造者又は販賣者は命令の定むる所に依り其の製造、貯藏又は販賣に關する事實を帳簿に記載すべし

第一種の物品の小賣業者又は第二種若し第三種の物品の製造者は命令の定むる所に依り其の製造又は販賣に關し必要な事項を政府に申告すべし

法 規 法 令

る所に依り其の製造又は販賣に關し必要な事項を政府に申告すべし

第五十三條 第十四條、第十七條、第二十三條、第三十條又は第三十六條の規定に依り徴収すべき税金を徴収せざるべきときは其の徴収したる税金を納付せざるべきときは國稅徴收の例に依り之を各其の徴收義務者より徴収す

第五十四條 收稅官吏は通行税に付運輸業者又は運輸業者に代りて乗車船券を販賣する者に對し質問を爲し又は其の業務に關する帳簿書類を検査することを得

收稅官吏は入場税に付第一種の催物若し設備の主催者若し經營者又は第二種の場所の經營者に對し質問を爲し又は其の業務に關する帳簿書類其の他の物件を検査することを得

前項の規定は特別入場税に付て之を準用す

收稅官吏は物品税に付第一種、第二種又は第三種の物品の製造者又は販賣者に對し質問を爲し又は左に掲ぐる物件に付検査を爲し若し監督上必要な處分を爲すことを得

一 第一種、第二種又は第三種の物品にして製造者又は販賣者の所持するもの

二 第一種、第二種又は第三種の物品の製造、貯藏又は販賣に關する一切の帳簿書類

三 第一種、第二種又は第三種の物品の製造、貯藏又は販賣上必要な建築物、機械、器具、材料其の他の物件

を問はず

第五十六條 詐偽其の他不正の行爲に依り物品税を遁脱し又は遁脱せんとしたる者は其の遁脱し又は遁脱せんとしたる税金の五倍に相當する罰金に處し直に其の税金を徴収す但し罰金額が二十圓に滿たざるときは之を二十圓とす

第五十七條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

一 政府に申告せずして第一種の催物若し設備を開催若し經營し又は第二種の場所を經營したる者

二 第四十五條の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者

三 政府に申告せずして第一種の物品の小賣業を營み又は第二種の物品若し燐寸を製造したる者

第五十八條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は科料に處す

一 第二十五條第一項、第三十二條第一項又は第五十二條第一項の規定に依る帳簿の記載を怠り若し詐り又は帳簿を隱匿したる者

二 第二十五條第二項、第三十二條第二項又は第五十二條第二項の規定に依る申告を怠り又は詐りたる者

する規定に違反したるときは其の製造者又は販賣者を處罰す

第六十一條 北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は本法に依り増徴する税額(第七條の規定に依り増額と爲る部分を含まず)又は本法に依り課する利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税に付附加税を課することを得ず但し特別の事情ある市町村に限り内務大臣及大藏大臣の許可を受けたるときは第六條の規定に依り課する所得税の附加税を課することを

得

北海道、府縣、市町村其の他の公共團體は第一種の場所の入場者又は第二種の場所の設備利用者に對し入場税の課税標準たる入場料を標準として地方税を課することを

得ず

前項の規定は特別入場税に付て之を準用す

第六十二條 政府は當分の内酒造組合に依り設立したる酒造組合中央會に對し徵稅上必要な設備を爲し又は徵收事務の補助を爲すべきことを命ずることを得

前項の場合に於ては酒造組合中央會に對し命令の定むる所に依り交付金を交付することを得

第六十三條 本法に於て保税地域と稱するは關稅法の定むる所に依る

附 則

第六十四條 本法は昭和十三年四月一日より之を施行す

第六十五條 北支事件特別税法は之を廢止す

法人の昭和十三年三月三十一日以前に終了したる各事業年度分の所得特別税及臨時利得特別税、昭和十三年三月三十一日以前に販賣、製造場よりの移出又は保税地域よりの引取を爲したる北支事件特別税法第二十條に掲ぐる第一

種又は第二種の物品に對する物品特別
稅其の他昭和十三年三月三十一日以前
に於て賦課し若は賦課すべかりし又は
徵收し若は徵收すべかりし北支事件特
別稅に關しては仍舊法に依る
前項の規定に依る北支事件特別稅の收
入は之を臨時軍事費特別會計の歳入と
す

第六十六條 所得稅中第一種の所得稅に
付ては普通所得及超過所得に對する所
得稅は昭和十三年四月一日以後に終了
する事業年度分、清算所得に對する所
得稅は昭和十三年四月一日以後に於け
る解散又は合併に因る分より、第三種
の所得稅に付ては昭和十三年分より本
法を適用す但し第七條の規定は昭和十
二年分所得稅より之を適用す
第六條の規定に依り第三種の所得に付
新に納稅義務を有するに至りたる者は
昭和十三年四月十五日迄に其の所得金
額を申告すべし

前項の場合に於ては所得金額の申告と
同時に所得稅法第十六條又は第十六條
の三の規定に依る控除を申請すること
を得
法人の昭和十三年四月一日以後に終了
する各事業年度分の所得に對する所得
稅及支拂期の昭和十三年四月一日以後
に在る貸付信託の利益に對する所得稅
に付ては北支事件特別稅中の第二種所
得稅を納むる者の所得特別稅は之を第
二種の所得に對する所得稅と看做し所
得稅法第二十一條第二項及第三項又は
第二十二條第二項及第三項の規定を適
用す

第六十七條 法人資本稅に付ては昭和十
三年四月一日以後に終了する事業年度
分より本法を適用す
第六十八條 昭和十三年六月三十日迄に
製造場又は保税地域より引取らるる砂
糖、糖蜜及糖水の消費稅に付ては第十

條の規定に拘らず命令を以て特別の徵
收猶豫期間を定むることを得
第六十九條 本法施行の際製造場又は保
稅地域以外の場所に於て同一人が二萬
斤を超ゆる數量の砂糖、糖蜜又は糖水
を所持する場合に於ては其の者に於て
本法施行の日に之を製造場より引取り
たるものと看做し砂糖消費稅を課す此
の場合に於ては二萬斤を超ゆる數量に
付第九條に規定する稅率に依り算出し
たる稅額と臨時租稅増徴法第十七條に
規定する稅率に依り算出したる稅額と
の差額を以て其の稅額とし命令の定め
る所に依り之を徵收す

前項の砂糖、糖蜜又は糖水の所持者は
其の所持する砂糖、糖蜜又は糖水の種
別、數量及貯藏の場所を本法施行後一
月内に政府に申告すべし
第七十條 本法施行前より引續き汽車、
電車、乗合自動車又は汽船に依る運輸
業を営む者又は運輸業者に代りて乗車
船券を販賣する者本法施行後一月内に
其の旨を政府に申告するときは本法施
行の日に於て本法に依り申告したるも
のと看做す
本法施行前より引續き第二十六條に規
定する第一種の催物若は設備を開催若
は經營する者、同第二種の場所を經營
する者又は運動競技を開催する者本法
施行後一月内に其の旨を政府に申告す
るときは本法施行の日に於て本法に依
り申告したるものと看做す
本法施行前より引續き第三十八條に掲
ぐる第一種の物品の小賣業を営む者又
は同第二種の物品若は燐寸の製造を爲
す者本法施行後一月内に其の旨を政府
に申告するときは本法施行の日に於て
本法に依り申告したるものと看做す
北支事件特別稅法第二十條に掲ぐる第
一種の物品の小賣業を営む者又は同第
二種の物品の製造を爲す者にして同法

に依り其の旨を申告したるものは第五
十一條前段の申告を要せず
第七十一條 第三十八條に掲ぐる第二種
の物品の製造者又は販賣者が本法施行
の際製造場又は保税地域以外の場所に
於て同條各號に掲ぐる品名毎に價格三
千圓を超ゆる第二種の物品（第一號乃
至第五號に掲ぐる物品を除く）を所持
する場合に於ては其の場所を以て製造
場、其の所持者を以て製造者と看做し
之に物品稅を課す此の場合に於ては本
法施行の日に於て其の物品を製造場よ
り移出したるものと看做し其の價格中
三千圓を超ゆる部分に付命令の定むる
所に依り其の物品稅を徵收す
前項の規定は同第三種の物品の製造者
又は販賣者が本法施行の際製造場又は
保税地域以外の場所に於て千萬本を超
ゆる數量の燐寸又は三十石を超ゆる數
量の酒類を所持する場合に付て準用す
前二項の製造者又は販賣者は第二種
の物品に付ては其の品名毎に數量、價格
及貯藏の場所、第三種の物品に付ては
其の品名毎に數量及貯藏の場所を本法
施行後一月内に政府に申告すべし

第七十二條 明治四十四年法律第二十一號
第一條第一項に左の六號を加ふ
一 利益配當稅
二 公債及社債利子稅
三 通行稅
四 入場稅
五 特別入場稅
六 物品稅
第七十三條 明治四十四年法律第四十五
號第二條中「骨牌稅法」の下に「支那
事變特別稅法を加へ同法第三條中「骨
牌稅法」の下に「支那事變特別稅法」
を加へ「骨牌又は」を「骨牌、支那事
變特別稅法第三十八條に掲ぐる物品又
は」に改め同法に左の一條を加ふ
第四條 樺太に於ては本法の施行に關

し必要あるときは勅令を以て別段の
定を爲すことを得
第七十四條 大正九年法律第五十一號中
「北支事件特別稅法第二十條に掲ぐる
第二種の物品」を「燐寸、支那事變特
別稅法第三十八條に掲ぐる第二種の物
品」に改む
第七十五條 樺太酒類出港稅法第二條中
「燒酎に付ては酒造稅法、酒精又は酒
精含有飲料に付ては酒精及酒精含有飲
料稅法の造石稅」を「移出先に於ける
内國稅の稅率」に改む
第七十六條 本法は支那事變終了後其の
翌年十二月三十一日迄に之を廢止する
ものとす
（參照）
明治四十年七月二十
二日於ケル租稅抄錄
第一條第一項
樺太に於ては左に掲ぐる租稅を賦課
徵收す
（左記略す）
明治四十四年三月二十
日公布法律第四十五號
砂糖消費稅物消費稅
抄錄
第二條 關稅法第三十九條の規定に依
る運送は砂糖消費稅法、織物消費稅
法、揮發油稅法、骨牌稅法又は北支
事件特別稅法の引取と看做す但し
其の運送に付必要ありと認むるとき
は稅金に相當する擔保を提供せしむ
ることを得
第三條 砂糖消費稅法、織物消費稅法、
揮發油稅法、骨牌稅法又は北支事件
特別稅法に依り稅金を徵收する場合
の外砂糖、糖蜜、糖水、織物、揮發
油、骨牌又は北支事件特別稅法第二
十條に掲ぐる物品に付關稅を徵收す
る場合に於て勅令の定むる所に依り
關稅納付義務者より其の稅金を徵收
す但し骨牌稅法に依り骨牌を沒收す
る場合は此の限に在らず

第七十七條 樺太酒類出港稅法第二條中
「燒酎に付ては酒造稅法、酒精又は酒
精含有飲料に付ては酒精及酒精含有飲
料稅法の造石稅」を「移出先に於ける
内國稅の稅率」に改む
第七十六條 本法は支那事變終了後其の
翌年十二月三十一日迄に之を廢止する
ものとす
（參照）
明治四十年七月二十
二日於ケル租稅抄錄
第一條第一項
樺太に於ては左に掲ぐる租稅を賦課
徵收す
（左記略す）
明治四十四年三月二十
日公布法律第四十五號
砂糖消費稅物消費稅
抄錄
第二條 關稅法第三十九條の規定に依
る運送は砂糖消費稅法、織物消費稅
法、揮發油稅法、骨牌稅法又は北支
事件特別稅法の引取と看做す但し
其の運送に付必要ありと認むるとき
は稅金に相當する擔保を提供せしむ
ることを得
第三條 砂糖消費稅法、織物消費稅法、
揮發油稅法、骨牌稅法又は北支事件
特別稅法に依り稅金を徵收する場合
の外砂糖、糖蜜、糖水、織物、揮發
油、骨牌又は北支事件特別稅法第二
十條に掲ぐる物品に付關稅を徵收す
る場合に於て勅令の定むる所に依り
關稅納付義務者より其の稅金を徵收
す但し骨牌稅法に依り骨牌を沒收す
る場合は此の限に在らず

第七十七條 樺太酒類出港稅法第二條中
「燒酎に付ては酒造稅法、酒精又は酒
精含有飲料に付ては酒精及酒精含有飲
料稅法の造石稅」を「移出先に於ける
内國稅の稅率」に改む
第七十六條 本法は支那事變終了後其の
翌年十二月三十一日迄に之を廢止する
ものとす
（參照）
明治四十年七月二十
二日於ケル租稅抄錄
第一條第一項
樺太に於ては左に掲ぐる租稅を賦課
徵收す
（左記略す）
明治四十四年三月二十
日公布法律第四十五號
砂糖消費稅物消費稅
抄錄
第二條 關稅法第三十九條の規定に依
る運送は砂糖消費稅法、織物消費稅
法、揮發油稅法、骨牌稅法又は北支
事件特別稅法の引取と看做す但し
其の運送に付必要ありと認むるとき
は稅金に相當する擔保を提供せしむ
ることを得
第三條 砂糖消費稅法、織物消費稅法、
揮發油稅法、骨牌稅法又は北支事件
特別稅法に依り稅金を徵收する場合
の外砂糖、糖蜜、糖水、織物、揮發
油、骨牌又は北支事件特別稅法第二
十條に掲ぐる物品に付關稅を徵收す
る場合に於て勅令の定むる所に依り
關稅納付義務者より其の稅金を徵收
す但し骨牌稅法に依り骨牌を沒收す
る場合は此の限に在らず

世界各國專賣特許
日獨伊英米佛支

色が白くなる!

白美液

五十〇
七十二〇



ニキビ
吹出はもちろん

色白く
なり

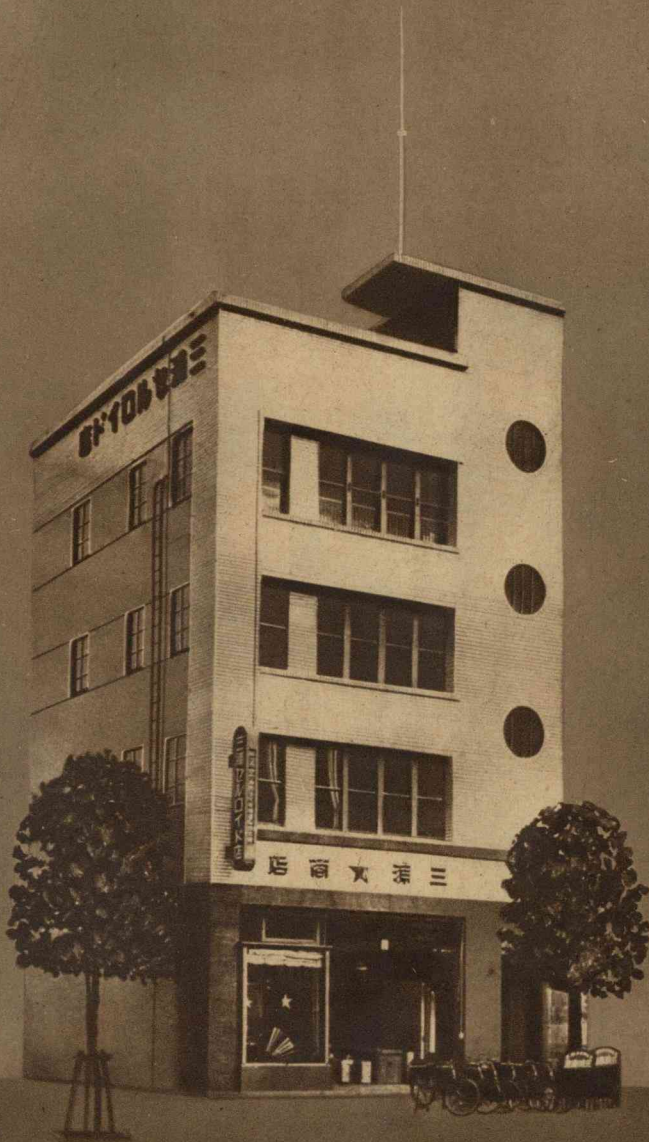
お化粧も
キレイに

出来る

白美液は人體皮膚に大切なヨード物質をロイ
コプラスト化した榮養、漂白、美身の三大作
用を持ったスピード美身料です。
随つて白美液はツケると浸透してお肌の深部
へ漂白作用を働いて色を白くし、清淨作用は
ニキビや吹出の原因、化粧毒素を分解してお
肌を美しくするので効果は極めて迅速です。
アレ性、アラ性、ニキビ吹出、シミやソバ
カス、色の青黒い方赤黒い方、小皺に悩む方
白粉のツキよくお化粧をキレイに仕上げたい
方、お肌の若返りにセヒおすめします。

本
補
橋本製薬株式会社

TRADE MARK



大日本セルロイド株式会社特約店
セルロイド・ラクトロイド・生地・製品問屋

三浦督治商店

東京市浅草区浅草橋一丁目四番地
電話浅草(84)四三二五・四三二六番
振替口座 東京八七一三番
請地(東京市向島区吾嬬町四丁目六二
倉庫(電話墨田(74)三五三一番

植物性 ライオンオイル 洗顔

日本一を誇る

その品質……

その産額……

年々歳々の躍進向上を顧み御販
賣店各位の絶對的御支援を深謝
し奉るノ

主要製品種目

化粧用

輸出口

ライオン徳用石鹼
ドーム石鹼

獅子肥皂

LION SOAP

TELEPHONE SOAP

ライオン洗濯石鹼
ミクニ粉石鹼
エスエス洗濯石鹼
ツル洗濯石鹼
白王洗濯石鹼

各種グリセリン
特製硬化油

工業用
アルコール
無水アルコール

東京 ライオン石鹼株式會社



ポヌヌメ

純 ☆ 表代料髮美産國

に	ヤ	イ
稠	粘	
ンミ	イ	ダ
養	榮	ザ
に	ザ	キ
澤	光	
の	た	り
髪	整	か
り	な	か
香	芳	
ち	ひ	ら
髪	洗	あ



料髮美一唯邦本

ボーマ



植 物 性

す	ら	ば	れ
性		中	
て	し	に	か
純		至	ゆ
す	ら	か	ひ
然		自	
り	く	つ	な
麗		さ	し
く	よ	る	こ
快		こ	佳
り	た	れ	ぐ
易		す	容

品名るす出産が場工門專

本店・東京市本所區豎川二丁目
支店・大阪市東區備後町五ノ五

井田京榮堂



斯界隨一

束髮あみ

高級メリヤス製、ズロース附燕號

イスズバンド

純植物性髪洗ひ

イワヤンヤンブー

スポーツ用

メーローキヤツプ

信用賣行第一等の

ヘヤーネット

颯爽！斯界
に雄飛する
岩谷の製品



會商谷岩 會社 合名
目丁四段九區町麴市京東
六七二三・八四一段九話電

最高級化粧パフ

カーニヴァル

フエンガーウェーヴ器

賣行旺盛・益々好評

カーニヴァルロール器

人氣の頂點・良品の勝利

コットンベロアーパフ各種
シルクスキンパフ
輸出向パフ各種
コンパクト用パフ

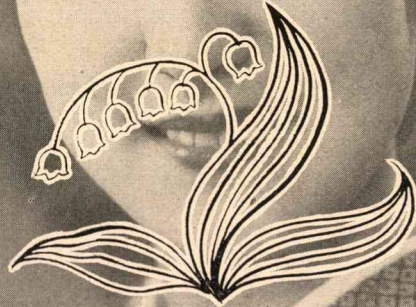
カーニヴァル化粧パフ發賣元
カーニヴァルロール器本舗

河合商店

東京市板橋區板橋町二丁目五三八
電話大塚(86)1165番
振替口座東京49663番

る止くよの毛れくお

知らんら



標商録登

キリンメリケン針	其他裁縫具一式	糸巻・ヘラ台・コテ台	洋白・眞鍮・革・七々子	角製毛糸編針	角製毛糸編針	トリカンニツケル四本棒	トリカン蓄器針	トリカン安全ピン	トリカン待針	すばらんミシン針	すばらんレース編針	すばらん竹製毛糸編針	すばらんワイヤードロップピン	すばらん机上くけ臺	すばらん學年用メートル針	すばらんニツケル袖丸型	すばらん人びん櫛	すばらん毛ピン	すばらんヘヤードネット	すばらんヘヤードネット	すばらん後毛止	縫針一式	すばらんぬい針			
刺	飾レース・人絹ガロン	婦人子供用ネクタイ	ソベ糸・羽二重糸	絹糸・眞田紐	染糸・毛糸・三味線糸	アドウカタン糸	スネイル・パイアステープ	スネイル・ゴム入テープ	ライオンガス小町糸	メロン絹小町糸	メロン絹小町糸	ベニヤ毛糸	高月經帶	セルロイド裁縫文庫	セルロイド針入小函	羽織紐・銃	カブス釘・バツグル	鈕・美	鈕・美	鈕・美	鈕・美	鈕・美	鈕・美	鈕・美	鈕・美	鈕・美

糸部

助 利 野 天 店 商 利 近



地番五町山横區橋本日市京東
番五九七五東京替振・番〇二三二(67)花浪話電

屋問金現

貨雜具縫裁料材藝手
子人婦・貨雜物間小針縫
紐打糸毛糸染貨雜裝洋供

一分間お洗髪料



植物性
粉製

キンチョタマゴシャンプー

玉子石鹸

玉子かみあらい

レタマゴ

玉子洗粉

玉子粉石鹸

南 鋪 會 合 美 香 園 社 資

名古屋屋昭和區小針町三丁目
東京市京橋區入船町一丁目
大阪市東區南農人町一丁目



あら毛赤毛染

君の代

定價

二十四
五十三
七十五
〇〇〇

シテイー化粧品總配給元

化粧品問屋 柳下化粧品株式會社

東京市日本橋區横山町九番地

電話浪花 (67) 〇〇一七九番
〇二二〇番

東京市淺草區藏前一丁目三番地
本舖 山吉商店
電話淺草(84) 番二八八二
番〇五八六
番二七三九一 東京 座口替振

荒物

海草

乾物

問屋



町網小區橋本日市京東
店商郎三銀木駒

番五〇六一・四〇六一町場茅話電
番九二七〇一京東座口替振

オリオン脂取紙
 アーネスト養毛料
 ベルベツト石鹼



本 舗

東京市神田区鍛冶一ノ六
 茂木商店 合資会社
 電話(25)七二八

高級配合香料



東京市日本橋區一ノ九
 小安香料店

電話 日本橋一七〇九番
 振替 東京七五七四番

開店明治元年

東京市日本橋區馬喰町三丁目二番地

婦人小間物
化粧用具
齒ブラシ
石鹼容器
男子用櫛

問屋



中津屋本店

店主 加納新吉

電話浪花(67) 二二二二番
振替口座東京一二五三二番

親切第一主義

新刊寫真入カタログ送呈

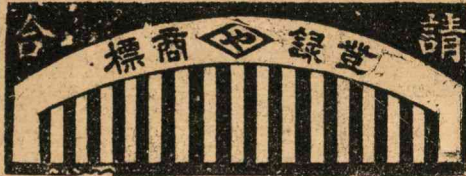
小間物
雜貨問屋



杉田貞治商店

東京市淺草區駒形一三番地

電話淺草(84) 二三八〇番
振替 東京 三六一九八番



本つげ櫛
すき櫛
セルロイド櫛
ひしや櫛

製造發賣元

大阪市東區南倉寺町貳丁目
ひしや 要弥三郎本店

電話船場四壹壹番
振替大阪千百十二番

營業品目

鹿の子絞り、手柄、リボン
半襟、帶揚、帶止
卸商



三浦啓司商店

三浦東京店

本店 京都市下京區高辻通東洞院東
電話浪花(67)三二六五番
電話下二五二三番

内外化粧品
雜貨卸問屋



現金主義の店

杉山支店

高橋鎌治商店

東京市本所區鎌治町四ノ三四
電話本所(74)一三五二番
振替東京一三三五二番

・地方御取引は特に
・御相談に應じます



美白力の素晴らしい若返り化粧品
ニキビ・シミ・ソバカス取りに

オリーブ油製

スマイル

薬用洗顔クリーム

東京・芝・櫻川町
三圭社研究所



頬紅 (色五種)
打二〇〇
眉墨
打二〇〇
はれやが
引換券付
四〇〇

脱毛を防ぎ 毛生を促す

薬用 ビュー眉墨

消毒 堅牢

はれやがの化粧品

品質 随一

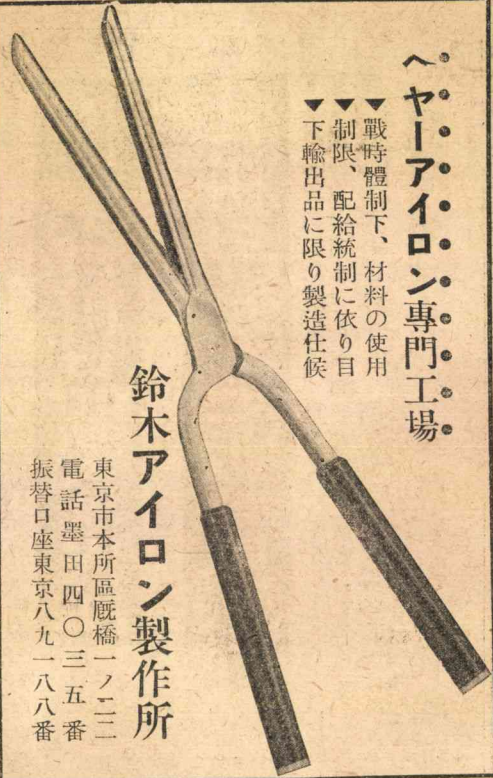
ビューアの化粧子

歯 刷 用 雑 貨 子 製 造 問 屋
セロロイド 製品



白井康雄商店

東京市下谷區龍泉寺町一九五
電話浅草(84)一六九八番
振替東京一〇〇九六五番



ヘア・アイロン専門工場

▼戦時體制下、材料の使用
▼制限、配給統制に依り目
▼下輸出品に限り製造仕候

鈴木アイロン製作所

東京市本所區厩橋一ノ二二
電話墨田四〇三五番
振替口座東京八九一八八番

化粧品問屋

石川善三郎商店

東京市浅草區雷門一ノ六ノ八
電話浅草(84)一五六四番
振替口座東京一〇三二八番

尾張屋

令 印髮洗粉原料
すみ田川髮洗粉
發賣元

化粧品問屋

松浦嘉七商店

東京市浅草區山谷二丁目五
電話浅草(84)一三二八番
振替東京一〇三三六一番

越前屋

信信用と勉強の
二大問屋

姉妹品旅行用(小型)發賣

美の司
黒砂糖
石鹼

福紅白石鹼

福島流光舍
東京市東區龜戸六町
電話田(74)二二五〇

福御赤飯石鹼

讀んで爲になり覺へて損のない、著者完成迄指導。好評六版

誰にも出来る
化粧品製造法

小資本で誰にも出来る、著者完成迄責任指導す。好評三版

化粧品製造販賣法

四六版百餘頁
送料共 一圓十錢
(前金ノ事)
四六判函入美
本四百餘頁
特價 送料共
前金 貳圓拾五錢

化粧品製造法の決定版、誰でも一讀手にとるやうに詳
り容易く出来る、各本舗でも参考書として備へました
小賣店もゼヒ一部を： 斷然好評、業界の指針

無代贈呈○内容見本
○東京香料ニユース

東京市本所區石原町二丁目三番地
遠藤香料店代理部
振替東京二五八五番

優良國産香料

アール
調合香料

御便宜小分け可仕候
御申越次第見本送呈
香料ニユース送呈

御照會は返信料付
化粧品相談部宛
質疑歡迎

店のひほに
遠藤香料店

東京市東區石原町二丁目三番地
(車下目丁二町原石電市)
振替東京 九一七五
番 四六一七

香 料



石 鹼・白 粉
ホマード・香 油
香 水・化 粧 品
製 藥 用・食 料 品

商 入 輸 直 料 原 香 芳

店 商 坂 宮

目 丁 三 町 本 區 橋 本 日 市 京 東
番 六 七 二 ・ 五 七 二 橋 本 日 話 電



香料

高級配合香料
其他各種原料及香料一般



篠崎四郎商店

東京市日本橋區本町四丁目十五番地
電話・日本橋(24) 9 6 5 番
振替・東京 6 6 1 6 1 番

☆ 藥効を兼ねた四大製品!

☆ 萬能皮膚藥でお化粧料になる……家庭常備

マーシレッツクス

(一名マークリーム)

☆ 齒と齒ぐきを丈夫にする専門家の推奨する

マイ・煉齒磨

☆ 齒と口中を清潔にし聲をよくする(吸入にもよし)

マイ・ローション

☆ 髪の毛をしつとりしなやかにする洋髪用液體シャンプー

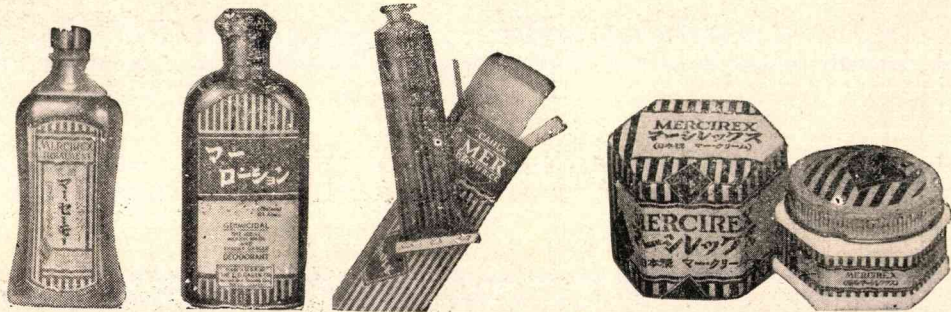
マイ・セイキ

五十〇
八十〇
圓五十〇

五十〇
八十五〇

八十〇
圓六十〇

五十五〇
圓三十〇



本舖 守屋合名社會 東京—大阪



製煉粹

オパール
 石
 験
 舎

舖本

所造製験石舎誠芳 會社 合名

目丁三町綠區所本市京東

錄

左に掲ぐる物品にして内地、臺灣又は樺太より朝鮮に移出するものに關しては命令の定むる所に依り内國税を免除若し拂戻し又は交付金を交付することを得

酒類、麥酒、精酒、酒精含有飲料、清涼飲料、砂糖、糖蜜、糖水、織物、織物製品、揮發油、骨牌、北支事件特別税法第二十條に掲ぐる第二種の物品

第二條 樺太に於て製造したる酒類を帝國内の他の地方へ移出するときは燒酎に付ては酒造税法、酒精又は酒精含有飲料に付ては酒精及酒精含有飲料税法の造石税と同一の税率に依り出港税を課す

支那事變特別税 法施行規則

昭和十三年三月三十一日 勅令 第二百號

第一條 稅務署長支那事變特別税法第七條第一項の規定に依り所得金額を決定せんとする場合に於ては其の所得金額の調査書を所得調査委員會に送付すべし

第二條 稅務署長支那事變特別税法第七條第一項の規定に依り所得金額を決定したるときは之を納稅義務者に通知すべし

第三條 支那事變特別税法第十四條又は第十七條の規定に依り配當金又は利子金額の支拂者利益配當税又は公債及社債利子税を徵收したるときは翌月十五日迄に拂込書及計算書を添へ之を最寄の日本銀行の本店、支店又は代理店に

拂込むべし

第四條 支那事變特別税法第二十條第二號の規定に依り陸海軍の團體としての乗車船に依り通行税を課せざるものを一 鐵道軍事供用令に依る乗車 二 軍事上の必要に依り貸切の契約にて爲す乗船

第五條 左の各號の一に該當する場合に於ては乗車船區間の料程は各其の定むる所に依り之を計算す 一 往復乗車船の契約を爲したる場合に於ては乗車船區間の料程は往復各別に之を計算す 二 廻遊乗車船の契約を爲したる場合に於ては乗車船區間の料程は各區間毎に之を計算す 三 均一制又は區間制に依り運賃を定めたる區間を乗車船する契約を爲したる場合に於ては該乗車船契約に依り乗車船し得べき區間中最も短きものに依り乗車船區間の料程を計算す

第六條 汽車、電車、乗合自動車又は汽船にして其の等級を一等、二等及三等に分たざるものに付ては支那事變特別税法第十九條第一項、第五項及第二十条第一號の等級は等級を分たざるものに在りては三等、二等級に分ちたるものに在りては二等及三等、一等の上又は三等の下に更に等級を設けたるものに在りては一等又は三等とす

第七條 乗客定員數の定なき車船に付皆切乗車船の契約を爲したる場合に於ては支那事變特別税法第十九條第六項の乗客定員數は運賃計算の基準と爲りたる人員に依る

第八條 支那事變特別税法第二十三條第一項の納期限は鐵道省に付ては翌月二十日とす

第九條 支那事變特別税法第二十三條第一項の運輸業者通行税を徵收したるときは納期限迄に拂込書及計算書を添へ之を最寄の日本銀行の本店、支店又は代理店に拂込むべし

きは納期限迄に拂込書及計算書を添へ之を最寄の日本銀行の本店、支店又は代理店に拂込むべし

前項の計算書は鐵道省に在りては其の添附を省略することを得

第十條 汽車、電車、乗合自動車又は汽船に依る運輸業者を營まんとする者は左の事項を記載したる申告書を營業所所轄稅務署に提出すべし 一 住所及氏名又は名稱 二 營業所の所在地及其の名稱 三 運輸業の種類(汽車、電車、乗合自動車又は汽船に依る運輸業の區別) 四 線路、路線又は航路の名稱、起終點の地名及料程 五 汽車、電車、乗合自動車又は汽船の等級區分 六 乗車船券の種類 第十一條 運輸業者に代りて乗車船券を販賣せんとする者は其の住所及氏名又は名稱、販賣場の所在地に運輸業者の住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を販賣場所所轄稅務署に提出すべし 第十二條 稅務署長は必要ありと認むるときは運輸業者に左の事項を申告せしむることを得 一 停車場、停留所又は乘船場の名稱及其の所在地 二 停車場、停留所又は乘船場間の料程 三 運賃を料制に依り定めたるときは一料當運賃、區間制に依り定めたるときは各區間及其の運賃、均一制に依り定めたるときは均一運賃 四 回数、定期、團體又は貸切の乗車船に付特別の運賃を定めたるときは其の運賃 五 運輸業者に代りて乗車船券を販賣する者の住所及氏名又は名稱並に其の販賣場の所在地 六 連帶運輸を爲す運輸業者の住所及

氏名又は名稱並に連帶運輸を爲す線路、路線又は航路の名稱、其の停車場、停留所又は乘船場の名稱、及該停車場、停留所又は乘船場間の料程

第十三條 前三條の規定に依り申告したる事項に異動を生じたるときは其の都度所轄稅務署に申告すべし

第十四條 運輸業者又は運輸業者に代りて乗車船券を販賣する者の業を相續又は合併に因り承繼したる者は其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第十五條 運輸業者又は運輸業者に代りて乗車船券を販賣する者其の業を廢止せんとするときは其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第十六條 運輸業者又は運輸業者に代りて乗車船券を販賣する者は毎日左の事項を帳簿に記載すべし 一 税率の區別に依り通行税を課せられたる者の人員及稅額 二 支那事變特別税法第二十條各號の區別に依り通行税を課せられざる者の人員

第十七條 第十條乃至前條の規定は鐵道省に付ては之を適用せず

第十八條 支那事變特別税法第二十六條に掲ぐる第一種第三號の場所を定むること左の如し 一 博覽會場 二 遊園地 三 遊園地

第十九條 支那事變特別税法第二十六條の規定する第一種第一號の場所の入場料は左の各號の規定に依り之を算定す 一 入場料は觀覽料、座席料、仲錢、下足料、敷物料其の他名義の何たるを問はず入場する者が入場の爲に支拂ふべき金額の合計額

二 地方競馬場の入場料は前號の規定に拘らず入場の爲に支拂ふべき金額を其の入場券に添附せられたる優勝

馬投票券の投票引換券の票數にて除して得たる金額

支那事變特別税法第二十六條に規定する第二種の場所の入場料は舞踏料、競技料、會費其他名義の何たるを問はず入場する者が設備を利用する爲に支拂ふべき金額に依る

第二十九條 支那事變特別税法第二十九條に規定する収益の總額は入場料總額より其の入場料を得るに直接必要な經費を控除したる金額に依る

第二十一條 入場料又は収益の總額を左の目的に充つる場合に於ては支那事變特別税法第二十九條の規定に依り入場税を免除す

一 軍人の慰恤並に支那事變の爲に從軍したる軍人及軍屬の家族又は遺族の慰問其の他の軍事保護

二 兵器、艦船其の他の國防金品の獻納

第二十二條 第一種の催物(第一種の場所に於ける演劇、活動寫眞、演藝、觀物、競馬其の他の催物を謂ふ以下同じ)若は設備の主催者若は經營者又は第二種の場所の經營者支那事變特別税法第二十九條の規定に依り入場税の免除を受けんとするときは七日前に左の事項を具し第一種又は第二種の場所の所轄稅務署に申請し承認を受くべし

一 期間

二 入場料又は収益の總額を支出すべき事業又は目的

三 入場料

四 収入支出の概算書

前項の承認を受けたる者其の開催若は經營を終了したるときは直に證書類を添へ收入支出の計算書を提出すべし

第二十三條 支那事變特別税法第三十條の規定に依り第一種の催物若は設備の主催者若は經營者又は第二種の場所の經營者入場税を徴收したるときは翌月

十日迄に拂込書及計算書を添へ之を最寄の日本銀行の本店、支店又は代理店に拂込むべし但し常時開設に非ざるものに在りては左の場合を除くの外終了後直に之を拂込むべし

一 開催又は經營の期間が一月以上に亘る場合

二 開催期日一月前より入場券を發賣する場合

第二十四條 第一種の催物若は設備を開催者若は經營者又は第二種の場所を經營せんとする者は第一種又は第二種の場所毎に左の事項を記載したる申告書を所轄稅務署に提出すべし

一 主催者又は經營者の住所及氏名又は名稱

二 第一種又は第二種の場所の所在地及其の名稱

三 催物又は設備の種類

四 各等級別觀客定員及入場料

五 入場券發賣の方法

六 第一種又は第二種の場所の構造其他設備の概要

七 開設の年月日及開催又は經營の期間

第二十五條 第一種の催物若は設備の主催者若は經營者又は第二種の場所の經營者として常時開設する者其の催物又は經營を一月以上休止せんとするときは其の時期を定め所轄稅務署に申告すべし

第二十六條 第一種の催物若は設備の主催者若は經營者又は第二種の場所の經營者前二條の規定に依り申告したる事項に異動を生じたるときは其の都度所轄稅務署に申告すべし

第二十七條 第一種の催物若は設備の主催者若は經營者又は第二種の場所の經營を相續又は合併に因り承繼したる者は其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第二十八條 第一種の催物若は設備の主催者若は經營者又は第二種の場所の經營を

廢止せんとするときは其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第二十九條 第一種の催物若は設備の主催者若は經營者又は第二種の場所の經營者第一種又は第二種の場所を移轉せんとするときは移轉の事實を具し第二十四條及前條の規定に準じ申告を爲すべし

第三十條 第一種の催物若は設備の主催者若は經營者は入場料領收の際入場券を發行すべし但し稅務署長の承認を受けたるときは此の限に在らず

第三十一條 第一種の催物若は設備の主催者若は經營者又は第二種の場所の經營者は毎日左の事項を帳簿に記載すべし

一 入場したる人員

二 入場料の受入及拂出

三 入場料の總額

四 入場税額

第三十二條 支那事變特別税法第三十六條の規定に依り運動競技の主催者特別入場税を徴收したるときは競技終了後直に拂込書及計算書を添へ之を最寄の日本銀行の本店、支店又は代理店に拂込むべし但し左の場合は翌月十日迄に之を拂込むべし

一 開催の期間が一月以上に亘る場合

二 開催期日一月前より入場券を發賣する場合

第三十三條 第十九條第一項第一號、第二十二條乃至第二十四條、第二十六條、第二十八條、第三十條及第三十一條の規定は特別入場税に付之を準用す

第三十四條 支那事變特別税法第三十八條の規定に依り物品税を課すべき物品は別表に定むる所に依る

別表に於て貴金屬とは金、銀、白金及此等を主たる材料とする合金を謂ふ

別表に於て貴石、半貴石、眞珠、金又は白金を用ひたる製品とは其の用ひたる貴石、半貴石、眞珠、金又は白金の價格(二種以上のものを用ひたるものに付ては其の價格を合算す)が三圓以上のものを謂ふ

第三十五條 支那事變特別税法第三十八條に掲ぐる第一種の物品中第十四號に掲ぐるものに付物品税を課すべき場合は一回の賣買總金額が一萬圓を越ゆる場合に限る但し強制賣買の場合は物品税を課せず

第三十六條 支那事變特別税法第三十八條に掲ぐる第一種の物品の小賣業を營まんとする者は販賣場及販賣すべき物品を定め其の住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を販賣場所轄稅務署に提出すべし

第三十七條 支那事變特別税法第三十八條に掲ぐる第二種の物品又は燐寸を製造せんとする者は製造場及製造すべき物品を定め其の住所及氏名又は名稱を記載したる申告書を製造場所轄稅務署に提出すべし

第三十八條 第一種の物品の小賣業者又は第二種の物品又は燐寸の製造者一月以上販賣又は製造を休止せんとするときは其の時期を定め所轄稅務署に申告すべし

第三十九條 稅務署長は必要と認むるときは第二種の物品又は燐寸の製造者に製造場の圖面及製造用の機械器具の目錄を提出せしむることを得

第四十條 第三十六條乃至第三十八條の規定に依り申告したる事項又は前條の規定に依り提出したる圖面若は目錄に記載したる事項に異動を生じたるときは其の都度所轄稅務署に申告すべし

第四十一條 第一種の物品の小賣業又は第二種の物品若は燐寸の製造業を相續したる者は其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第一種の商品の小賣業又は第二種の商品若しは燐寸の製造業を譲受けたる者は譲渡人と連署して所轄稅務署に申告すべし

合併後存続する法人又は合併に因り設立したる法人が合併に因りて消滅したる法人の第一種の商品の小賣業又は第二種の商品若しは燐寸の製造業を承継したるときは合併後存続する法人又は合併に因りて設立したる法人は其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第四十二條 第一種の商品の小賣業又は第二種の商品若しは燐寸の製造を廢止せんとするときは其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第四十三條 第一種の商品の小賣業者又は第二種の商品若しは燐寸の製造者販賣場又は製造場を移轉せんとするときは移轉の事實を具し第三十六條又は第三十七條及前條の規定に準じ申告を爲すべし

第四十四條 第一種又は第二種の商品にして通常容器と共に販賣せらるるものの價格は其の容器的價格を加へたる金額に依る

第四十五條 保税地域より引取らるる第一種又は第二種の商品にして引取人より税金を徴收するものの價格は輸入の際に於ける到着價格に當該物品に課せらるべき關稅に相當する金額を加へたる金額に依る

第四十六條 燐寸の本數は軸木の本數に依る但し二個以上の點火裝置を附したるものに付ては其の點火裝置の個數に依る

第四十七條 第一種の商品の販賣者又は製造者が第一種の商品を保税地域より引取る場合に於ては物品稅は之を徴收せず

前項の場合に於ては販賣場又は製造場の所轄稅務署より交付を受けたる販賣

者又は製造者たることを證明すべき書類を所轄稅關に提出すべし
第一項の場合に於ては支那事變特別稅法第四十五條第二項の規定に依る申告書の提出を要せず

第四十八條 物品稅の免除を受けずして輸出したる物品を再輸入し之を保税地域より引取る場合に於ては物品稅を徴收せず
前條第三項の規定は前項の場合に付て之を準用す

第四十九條 支那事變特別稅法第四十五條第一項の規定に依る申告書は所轄稅務署に之を提出すべし
前項の申告書の提出なきときは又は稅務署長其の申告を不相當と認めたるときは稅務署長は其の課稅標準額を決定すべし

第五十條 第一種の商品の小賣業者又は第二種の商品の製造者返還を受け又は戻入したる物品に付支那事變特別稅法第四十六條第一項の規定に依る控除を受けんとするときは當該物品に付物品稅を納付し又は其の徴收の猶豫を受けたることを證明すべき書類及返還又は戻入の事實を證明すべき書類を呈示して當該物品の品名、數量及價格に付所轄稅務署の承認を受くべし

第五十一條 支那事變特別稅法第三十八條に掲ぐる第三種の商品の製造者戻入又は移入したる物品に付同法第四十六條第二項の規定の適用を受けんとするときは當該物品に付物品稅を納付し又は其の徴收の猶豫を受けたることを證明すべき書類及戻入の事實を證明すべき書類を呈示して當該物品の品名及數量に付所轄稅務署の承認を受くべし

第五十二條 擔保物の種類は金錢又は國債に限る
擔保として金錢又は無記名國債證券を提供するときは之を供託し其の供託受領證を所轄稅務署に提出すべし
擔保として登錄國債を提供するときは擔保の登錄を受け其の登錄濟通知書を所轄稅務署に提出すべし
種國債登錄簿に登録したるものに在りては尙記名國債證券を供託し其の供託受領證を提出すべし

第五十三條 支那事變特別稅法第四十七條第二項の規定に依り擔保を提供したる者期限内に税金を納付せざるときは擔保を以て之に充つ但し擔保物國債なるときは之を公賣に付し税金及公賣の費用に充て不足金あるときは之を追徴し殘金あるときは之を還付す

第五十四條 支那事變特別稅法第四十八條第一項の規定に依り第二種の商品又は燐寸を製造場より移出せんとする者は其の旨を所轄稅務署に申請し承認を受くべし

第五十五條 前條の承認を受け製造場より移出したる第二種の商品又は燐寸を移出先たる製造場又は藏置場に移入したるときは移出先の營業者は其の旨を所轄稅務署に申告すべし

第五十六條 支那事變特別稅法第四十九條第一項の規定に依り第二種の商品又は葡萄酒を製造場より移出せんとする者は其の旨を所轄稅務署に申請し承認を受くべし

前條の規定は前項の物品を其の移出先に移入したる場合に付て之を準用す

第五十七條 支那事變特別稅法第四十九條第一項の規定に依り物品稅の免除を

受けたる物品に付其の用途を變更せんとするときは其の旨を所轄稅務署に申請し承認を受くべし

第五十八條 支那事變特別稅法第五十條第一項第三號の規定に依り物品稅を免除する物品を定むること左の如し
一 醫療用に供するもの但し第三種の商品を除く
二 機械用又は工業用に供するもの但し第三種の商品を除く
三 神社、寺院、祠堂、佛堂、教會所及説教所に於て式典用又は禮拜用に供するもの但し第三種の商品を除く
四 教育用に供するもの但し中等學校又は小學校に於て使用する寫眞機、映寫機、寫眞用フィルム、蓄音器、蓄音器用レコード、ピアノ、オルガン、箏、三絃、ラヂオ聴取機及擴張器に限る

五 軍用に供するもの但し陸海軍の購入に係る皮革製又は金屬製の靴及トランク、靴、毛皮、毛皮製品、メリヤス、メリヤス製品、寫眞機、寫眞機部分品、寫眞用乾板、寫眞用フィルム、寫眞用感光紙、雙眼鏡、隻眼鏡、銃銃部分品並に藥莢及彈丸に限る

六 通信用に供するもの但し無線電信又は無線電話（放送無線電話を除く）の用に供するラヂオ聴取機及受信用眞空管に限る

第五十九條 第一種の商品の小賣業者又は第二種若しは第三種の商品の製造者支那事變特別稅法第五十條及前條の規定に依り物品稅の免除を受けんとするときは第一種の商品を引渡し又は第二種若しは第三種の商品を製造場より移出する際其の旨を所轄稅務署に申請し承認を受くべし

第六十條 支那事變特別稅法第五十條第一項第一號の物品に付輸出の證明を爲

す

す

さんとするときは輸出免状又は之に代るべき書類を所轄税務署に提出すべし

第六十一條 支那事變特別税法第四十八條第三項、第四十九條第二項及第五十條第二項の期間は税務署長之を指定す

第六十二條 支那事變特別税法第四十八條第三項但書、第四十九條第二項及第五十條第二項の規定に依り承認を受けんとする者は事由を具し第五十四條、第五十六條第一項又は第五十九條第一項の税務署に申請すべし

前項の場合に於て滅失したる場所が前項の税務署の管轄外なるときは最寄税務署に滅失の事實を申告して證明書の下付を受け前項の申請の際之を提出すべし

第六十三條 第五十四條乃至第五十七條及第五十九條乃至前條の規定は支那事變特別税法第四十八條乃至第五十條の規定の適用を受け保税地域より引取らるる第一種、第二種又は第三種の物品に付之を準用す

第六十四條 第一種、第二種又は第三種の物品の販賣者は少くとも左の事項を帳簿に記載すべし

一 受入れたる物品の品名、數量、價格及受入の日並に其の引渡人の住所及氏名又は名稱

二 販賣したる物品の品名、數量、價格及販賣の日並に其の買受人の住所及氏名又は名稱

小賣の場合に於ては前項第二號の買入の住所及氏名又は名稱の記載を要せず但し所轄税務署監督上必要ありと認め其の記載を命じたるときは此の限に在らず

第六十五條 第一種、第二種又は第三種の物品の製造者は少くとも左の事項を帳簿に記載すべし

一 受入れたる材料の種類、數量及受入の日並に其の引渡人の住所及氏名

又は名稱

二 使用したる材料の種類、數量及使用の日

三 製造したる物品の品名、數量及製造の日

四 販賣し又は移出したる物品の品名、數量、價格及販賣又は移出の日並に其の買入又は引取人の住所及氏名又は名稱

前條第二項の規定は前項第四號に掲ぐる事項の記載に付之を準用す

第六十六條 販賣場を有せずして第一種の物品の小賣業を営む者に在りては其の住所、住所なきときは居所を以て販賣場と看做す

第六十七條 本令中税務署に屬する事務は保税地域より引取らるる物品に關しては税關之を行ふ

第六十八條 收税官吏支那事變特別税法第五十四條第一項の規定に依り帳簿書類を檢査するときは檢査章を携帯すべし

收税官吏支那事變特別税法第五十四條第二項の規定に依り帳簿書類其の他の物件を檢査するときは檢査章を携帯すべし

第六十九條 支那事變特別税法第六十二條第二項の交付金は大藏大臣の定むる所に依り定額を以て之を交付す

第七十條 本令は支那事變特別税法施行の日より之を施行す

昭和三十二年七月三十一日迄に徵收を猶豫するもの

四月十一日より同月二十日迄に徵收を猶豫するもの

同年八月三十一日迄

四月二十一日より同月三十日迄に徵收を猶豫するもの

同年九月三十日迄

五月一日より同月十日迄に徵收を猶豫するもの

同年十月三十一日迄

五月十一日より同月二十日迄に徵收を猶豫するもの

同年十一月三十日迄

五月二十一日より同月三十一日迄に徵收を猶豫するもの

同年十二月三十一日迄

六月一日より同月十日迄に徵收を猶豫するもの

昭和十四年一月三十一日迄

六月十一日より同月二十日迄に徵收を猶豫するもの

同年二月二十八日迄

六月二十一日より同月三十日迄に徵收を猶豫するもの

同年三月三十一日迄

第七十三條 支那事變特別税法第六十九條第一項又は第七十一條第一項若しくは第二項の規定に依り課すべき砂糖消費税又は物品税は其の税額百圓以下なるときは昭和十三年五月三十一日限、税額百圓を超ゆるときは左の區分に依り各月に等分し其の月末日限之を徵收す

税額百圓を超ゆるとき

昭和十三年五月及六月

税額千圓を超ゆるとき

同年五月乃至七月

税額二千圓を超ゆるとき

同年五月乃至八月

税額五千圓を超ゆるとき

同年五月乃至九月

第七十四條 支那事變特別税法第六十九條第二項又は第七十一條第三項の規定に依る申告は砂糖、糖蜜若しくは糖水又は第二種若しくは第三種の物品の所在地所轄税務署に之を爲すべし

第七十五條 支那事變特別税法第七十條第一項の規定に依り政府に申告せんとする者は第十條又は第十一條の規定に準じて作成したる申告書に同法施行前より引續き汽車、電車、乗合自動車又は汽船に依る運輸業を営み又は運輸業者に代りて乗車船券を販賣することの事實を併せ記載し之を所轄税務署に提出すべし

支那事變特別税法第七十條第二項の規定に依り政府に申告せんとする者は第一種又は第二種の場所毎に第二十四條の規定に準じて作成したる申告書に同法施行前より引續き第一種の催物若しくは設備、第二種の場所又は運動競技を開催若しくは經營することの事實を併せ記載し之を所轄税務署に提出すべし

支那事變特別税法第七十條第三項の規定に依り政府に申告せんとする者は第三十六條又は第三十七條の規定に準じて作成したる申告書に同法施行前より引續き第一種の物品の小賣業を営み又は第二種の物品若しくは燐子を製造することの事實を併せ記載し之を所轄税務署に提出すべし

(別表)
課税物品表

品名
課税最低限
單位價格

第一種

甲類

一 貴石若は半貴石又は之を用ひたる製品

イ 貴石、半貴石

ダイヤモンド、ルビー、サファイヤ、アレキサンドライト、クリソベリール、トパーズ、スピネル、エメラルド、アクアマリン、ベリール、トールマリン、ジルコン、グリツライト、ガーネット、オパール、翡翠、水晶、瑪瑙、猫眼石、虎眼石、孔雀石、土耳其玉、月長石、青金石、クンツァイト、アラッドストーン及ヘマタイト

ロ 貴石又は半貴石を用ひたる製品

二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品

イ 天然眞珠及養殖眞珠

ロ 眞珠を用ひたる製品

三 貴金屬製品又は金若は白金を用ひたる製品

イ 貴金屬製品但し金ペンを除く

ロ 金側又は白金側の時計但し金を鍍し又は張りたるものを除く

ハ 金屏風及金衝立

ニ 其他金又は白金を用ひたる製品但し金箔、金絲、金粉又は金液を用ひたるもの及金を鍍し又は張りたるものを除く

四 籠甲製品

五 珊瑚製品

乙類

六 時計

懷中時計、腕時計、置時計、掛時計及電氣時計

七 萬年筆、金ペン及シャープペンシル

イ 金ペン(軸を附したるものを含む)

ハ シャープペンシル

八 身邊用細貨類

イ 指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、

筭、簪、頭髮用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟止、帶止、バックル、鎖、カフス釦、根付及メダル
ロ ハンドバッグ、手提袋、財布、懷中用書狀入名刺入、笥迫及シース

九 化粧用具

イ 化粧用刷子(頭髮用のものを含む)、コンパクト、香水噴及白粉入其の他の化粧品の容器

ロ 化粧具匣(折疊式のものを含む)及其の他の化粧用具セツト

十 喫煙用具

イ 煙管、パイプ類及同ケース

ロ 煙草入、灰皿及煙草セツト

十一 帽子、杖、鞭及傘

イ 帽子

ロ 杖及鞭

ハ 傘(ビーチパラソルを含む)

十二 皮革製又は金屬製の靴及トランク

靴及履物

十三 靴

イ 靴

(一) 長靴

(二) 其の他

履物

十四 書畫及骨董

置物、花器、香器、額縁、柱掛其の他の壁面裝飾用品、人形及節句飾物

十五 室内裝飾用品

照明器具

スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、アラケツト、グロリア及シェード

十六 園藝及將棋用具

イ 園藝用具

(一) 碁盤

(二) 碁石

(三) 碁筒

將棋用具

將棋盤

將棋駒

十七 家具

箆筒、棚類、箱類、鏡臺類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、

十八 家具

箆筒、棚類、箱類、鏡臺類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、

法規法令

一九七

品名	單位	價格
一 貴石若は半貴石又は之を用ひたる製品		
イ 貴石、半貴石	一個	三圓
ロ 貴石又は半貴石を用ひたる製品	一個又は一組	三圓
二 眞珠又は眞珠を用ひたる製品		
イ 天然眞珠及養殖眞珠	一個	三圓
ロ 眞珠を用ひたる製品	一個又は一組	三圓
三 貴金屬製品又は金若は白金を用ひたる製品		
イ 貴金屬製品但し金ペンを除く	一個又は一組	三圓
ロ 金側又は白金側の時計但し金を鍍し又は張りたるものを除く	一個	三圓
ハ 金屏風及金衝立	一個	三圓
ニ 其他金又は白金を用ひたる製品但し金箔、金絲、金粉又は金液を用ひたるもの及金を鍍し又は張りたるものを除く	一個又は一組	三圓
四 籠甲製品	一個又は一組	三圓
五 珊瑚製品	一個又は一組	三圓
六 時計		
懷中時計、腕時計、置時計、掛時計及電氣時計	一個	十五圓
七 萬年筆、金ペン及シャープペンシル		
イ 金ペン(軸を附したるものを含む)	一個	四圓
ハ シャープペンシル	一個	二圓
八 身邊用細貨類		
イ 指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、櫛、	一個	二圓
九 化粧用具		
イ 化粧用刷子(頭髮用のものを含む)、コンパクト、香水噴及白粉入其の他の化粧品の容器	一個	三圓
ロ 化粧具匣(折疊式のものを含む)及其の他の化粧用具セツト	一個又は一組	五圓
十 喫煙用具		
イ 煙管、パイプ類及同ケース	一個又は一組	三圓
ロ 煙草入、灰皿及煙草セツト	一個又は一組	五圓
十一 帽子、杖、鞭及傘		
イ 帽子	一個	五圓
ロ 杖及鞭	一個	三圓
ハ 傘(ビーチパラソルを含む)	一個	六圓
十二 皮革製又は金屬製の靴及トランク	一個	十圓
靴及履物	一個	六圓
十三 靴		
イ 靴	一個	五圓
(一) 長靴	一足	二十圓
(二) 其の他	一足	十二圓
履物	一足	四圓
十四 書畫及骨董		
置物、花器、香器、額縁、柱掛其の他の壁面裝飾用品、人形及節句飾物	一個又は一組	十圓
十五 室内裝飾用品		
照明器具	一個又は一組	五圓
スタンド、シャンデリヤ、ペンダント、アラケツト、グロリア及シェード	一個又は一組	五圓
十六 園藝及將棋用具		
イ 園藝用具	一個	十圓
(一) 碁盤	一組	五圓
(二) 碁石	一組	五圓
(三) 碁筒	一組	三圓
將棋用具	一個	五圓
將棋盤	一個	五圓
將棋駒	一組	二圓
十七 家具		
箆筒、棚類、箱類、鏡臺類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、	一個	五圓
十八 家具		
箆筒、棚類、箱類、鏡臺類、机及卓子類、椅子及腰掛類、火鉢、臺類、屏風、衝立、	一個	五圓

十九 几帳、衣桁、帽子掛、漆器、陶磁器及硝子製器具にして別號に掲げざるもの但し理化學用器、醫療用器、電氣絶緣材料及土木建築材料を除く

二十 貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの

二十一 毛皮又は毛皮製品

イ 毛皮
ロ 毛皮製品
敷物、膝掛、手套類、襟巻、被服類、被服用の裏、襟、袖及縁

二十二 羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品

イ 羽毛製品
襟巻
ロ 羽毛を用ひたる製品
蒲團、座蒲團及クツシヨン

二十三 皮革製品にして別號に掲げざるもの

イ 被服類
ロ 座蒲團及クツシヨン
ハ 手袋
ニ 靴下及之に類するもの
ホ スウェーター、肌着、下着及前各號以外の被服類

二十四 メリヤス、レース、フェルト及同製品

イ 外套、和服用コート及羽織
ロ 襟巻
ハ ネクタイ、手巾及手袋
ニ 靴下及之に類するもの
ホ スウェーター、肌着、下着及前各號以外の被服類

ヘ 窓掛、卓子掛、敷物及之に類するもの
ト イ號乃至へ號に掲ぐる物品の製造用に供し得べき生地

第二種 甲類

一 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品

イ 寫眞機但し航空機用のもの及顯微鏡用のものを除く
ロ 寫眞引伸機
ハ 映寫機
ニ 寫眞機部分品及附屬品
レンズ、シヤッター附のもの

ホ 寫眞引伸機部分品
暗函、コンデンサー、レンズ

のを含む、暗函(蛇腹の有無を別たす)、シヤッター、フィルムバックホルダー、取枠、フライング、三脚臺、カラーフィルム、セルフタイマー、露出計、距離計及寫眞機用又は三脚臺用ケース

ス及支持臺
ハ 映寫機部分品及附屬品
コンデンサー、レンズ、フィルムリール、ランプハウス、映寫機用ランプ、ヘッドマシ、映寫機用モーター、發聲裝置、フィルム巻取機、カラスクリン及映寫機用ケース

ニ 寫眞用の乾板、フィルム及感光紙
イ 寫眞用乾板但し航空機用のもの及エツクス線用のものを除く
ロ 寫眞用フィルム但し航空機用のもの及エツクス線用のものを除く

ハ 寫眞用感光紙
三 蓄音器及同部分品
イ 蓄音器(ラヂオ聴取裝置を附したるものを含む)
ロ 蓄音器部分品
蓄音器匣、サウンドボックス、移動腕金、ビツクアツプ、蓄音器用モーター、回転盤、動力用センマイ及蓄音器用針

四 蓄音器用レコード但し六吋以下の紙製のものを除く
五 樂器、同部分品及附屬品
イ 樂器
ピアノ、オルガン、アコーディオン、ハーモニカ、ヴァイオリン、ヴィオラ、セロ、コントラバス、マンドリン、マンドラ、マンドリラ、マンドセロ、マンドロリーネ、ギター、ギタローネ、バラライカ、ウクレレ、バンジョー、フリネット、ピッコロ、クラリネット、オートボ、バズーン、ホルネット

一個又は一組 五十圓

一個又は一組 二十圓

一個又は一組 三圓

一個 五圓

一個又は一組 五圓

一個 五圓

一個 五圓

一個 十圓

一個 五圓

一對 二圓

一個 七圓

一個 五圓

一個又は一組 二圓

一個又は一組 一圓

一個又は一組 四圓

一個又は一組 三圓

一平方米 三圓

ト、トランペット、トロンボーン、アルト、バリトン、チューバ、サクソフオーン、サザフオーン、ホルン、イブラフオーン、木琴、鐵琴、ハーブ、リラ、箏、三絃、琵琶、明笛及尺八

六 雙眼鏡及隻眼鏡
七 銃及同部分品
イ 銃
獵銃、拳銃及空氣銃銃部分品
銃身及銃床

八 藥莢(裝藥したるものを含む)及彈丸但し獵銃、拳銃又は空氣銃用のものに限り
九 ゴルフ用具、同部分品及附屬品
イ ゴルフクラブ及ゴルフボール
ロ ゴルフクラブのヘッド及シャフト
ハ ゴルフクラブ用バッグ
十 娛樂用のモーターボート、スカール及ヨット
十一 撞球用具
撞球臺、キュー、球及チヨーク
十二 ネオロン管及同變壓器
十三 喫煙用ライター

乙類

十四 ラヂオ聴取機及同部分品
イ ラヂオ聴取機但し真空管を使用せざるもの及大藏大臣の指定するものを除く
ロ ラヂオ聴取機部分品
ラヂオ聴取機匣、トランス、フオーマー、チヨークコイル、コンデンサー及シヤン

十五 受信用真空管及擴聲器

- イ 受信用真空管
- ロ 擴聲器
- 十六 扇風機及同部分品
- イ 扇風機
- ロ 扇風機部分品
- 扇風機用の羽根及モーター
- 十七 暖房用の電氣、瓦斯又は礦油ストーブ
- 十八 冷蔵庫及同部分品
- イ 冷蔵庫
- ロ 冷蔵庫部分品
- 冷藏器用冷凍機
- 十九 金庫及鋼鐵製家具
- イ 金庫(手提金庫を含む)
- ロ 鋼鐵製家具

- 二十 乘用自動車但し普通乗用自動車にして輪距二百八十九厘を超えるものに限る
- 二十一 化粧品
 - 香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧墨、クリム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髮用の香水、油及煉油、整髮料、シャンプー、染毛料、養毛料、洗粉、美爪料、脱毛料、脂取料

第三種

- 一 樽寸
 - 二 酒類但し濁酒及果實酒(酒精及酒精含有飲料税法第三條の三に規定するもの)を除く

暴利取締令

昭和十二年八月三日
商工省令第十號
昭十二年一月改正
昭十三年七月改正

第一條 暴利を得るの目的を以て左に掲

法規法令

ぐる物品の買占若は賣惜を爲し若は爲さんとし又は暴利を得て左に掲ぐる物品を販賣し若は販賣せんとする者と認むるときは商工大臣又は地方長官(東京府に在りては東京府知事及警視總監以下同じ)は期間を定めて其行爲を爲すべからざる旨を戒告し且つ必要と認むるときは同一物品の取引に付條件を附することを得不當の報酬を得て左に掲ぐる物品の販賣を媒介し又は媒介せんとする者と認むるとき亦同じ

- 一 金屬及其原料並に金屬製品
- 二 黒鉛、硼砂及雲母並石綿及其製品
- 三 機械器具及其部分品
- 四 自動車其の他の車輛及其部分品
- 五 電線及電柱
- 六 電極
- 七 研磨材料
- 八 陶磁器、耐火煉瓦並に硝子及其の製品
- 九 セルロイド及其製品
- 十 石油及其の容器
- 十一 石炭、コークス、煉炭及薪炭、棉花、麻、ステールファイバ
- 十二 一及羊毛其の他の鳥獸毛
- 十三 糸(生絲を除く)並ニ布帛(フエルト及編物を含む)及其製品
- 十四 被服及身邊用細貨類
- 十五 紙及其の製品
- 十六 染料、顔料、塗料及填充料
- 十七 工業藥品及農業用藥劑
- 十八 醫藥其の他の衛生材料
- 十九 油、脂、蠟及其製品並に調製藥
- 香類
- 二十 肥料及飼料
- 二十一 生ゴム及ゴム製品
- 二十二 バレプ
- 二十三 皮革及其製品
- 二十四 麥及小麥粉
- 二十五 砂糖、鳥獸肉、鳥卵、バター

一、紅茶、珈琲其の他の穀物以外の飲食料品

二十六 セメント、瓦、砂、砂利其の

木の土木建築材料

二十七 木竹類及其の製品

二十八 樽寸

二十九 水

第一條の二 物品の販賣を爲す者は其價格を物品の見易き部分に記載し、店頭に掲示し其の他容易に之を了知し得る方法を以て表示すべし但し地方長官に於て特別の事情ありと認むる場合は此の限に在らず

第二條 商工大臣又は地方長官取締上必要ありと認むるときは第一條に掲ぐる物品の販賣を爲す者に對し業務に關する報告を爲さしむることあるべし

第二條の二 商工大臣又は地方長官は物品の販賣を爲す者に對し價格の表示に關し必要なる事項を命じ又は價格の届出を命ずることあるべし

第三條 薪炭、麻、鳥獸毛、油、脂、蠟、肥料、飼料、麥、木竹類及其製品、農畜水産物たる飲食料品並に氷に付商工業者及其團體以外の者に對し第一條第二條又は前條の處分を爲す場合に於ては同條中商工大臣とあるは商工大臣及農林大臣とす

第四條 第一條の戒告に違反して買占、賣惜若は販賣を爲し又は戒告に附したる條件に違反したる者は三月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處す

第四條の二 左の各號の一に該當する者は拘留又は科料に處す

一 第一條の二の規定に依る表示を爲さず又は虚偽の表示を爲したる者

二 第二條の規定に依る報告を爲さず又は虚偽の報告を爲したる者

三 第二條の二の規定に依る命令に違反したる者

第五條 法人の代表者又は法人若は人の

代理人、使用人其の他の従業者が其法人又は人の業務に關して前二條の違反行爲を爲したるときは行爲者を罰するの外其の法人又は人に對し亦第四條の罰金刑又は前條の科料刑を科す

附則

本令は公布の日より之を施行す但し第一條の二の規定は七月十八日より之を施行す

昭和十二年商工省令第十號改正昭和十三年商工省令第五十九號(暴利取締令)第一條の二但書の規定に依り特別の事情ありと認むる場合

昭和十三年七月十八日
警視廳東京府告示第二號

一 直接輸出する場合

二 特定の注文に依り製造し之を當該注文者に販賣する場合

三 從來の慣習上入札又は糶賣の方法に依り販賣する場合(取引所に於て取引する場合、露店等に於ける叩賣を含む)

四 吳服洋品及配置賣藥商を除く各種行商但し所謂御用開の方法に依るものは此の限りに在らず

五 緣日露店商

六 屑物商の中拾ひ屋、屑屋(買出人を含む)及屑物買入業者(建場)の販賣する場合

七 駄菓子商

八 農林水産業者が其の生産品を販賣する場合但し營業所に於て販賣する場合は此の限りに在らず

商店法

昭和十三年三月二十六日
法律第二十八號

第一條 本法は市及び主務大臣の指定する町村（町村に準ずべきものを含む）において物品販賣業又は理容業を営む店舗に之を適用す

前項の物品販賣業及び理容業の範圍は勅令を以て之を定む

第二條 店主は本法に定むる閉店時刻以後顧客に對し前條の營業を爲すことを得ず但し閉店時刻前より引續き店舗に在る顧客に對しては此の限に在らず

店主は閉店時刻以後と雖も負傷、疾病災害其の他緊急の事由を提示せる顧客に對し其の必要に應ずる物品を販賣することを得

第三條 閉店時刻は午後十時とす
行政官廳は命令の定むる所に依り地域を限り前項の時刻を午後十一時迄繰延ぶることを得

第四條 業務の繁忙なる時期に付行政官廳必要ありと認むるときは期間又は地域を限り一年を通じ六十日以内前二條の規定を適用せず又は前條の時刻を繰延ぶることを得

前項の外行政官廳臨時必要ありと認むるときは期間又は地域を限り前二條の規定を適用せず又は前條の時刻を繰延ぶることを得

第五條 店主は使用人に毎月少くとも一回の休日を取らざれば

第六條 左に掲ぐる店舗にして行政官廳の許可を受けるたるものに付ては第二條及第三條の規定は之を適用せず

一 興行場、觀覽場、遊技場其の他之に類する場所に於ける店舗

二 展覽會場、共進會場、博覽會場其の他之に類する場所における店舗

三 停車場又は船舶發着所における店舗

四 其の他主務大臣の指定する場所における店舗

前項第二號の店舗にして行政官廳の許可を受けたるものに付ては前條の規定は之を適用せず

第七條 常時五十人以上の使用人を使用する店舗に在りては店主は十六歳未満の者及女子をして一日に付十一時間を超えて就業せしむることを得ず

前項の店舗に在りては店主は十六歳未満の者又は女子の就業時間が六時間を超ゆるときは少くとも三十分、十時間を超ゆるときは少くとも一時間の休憩時間を就業時間中において之に與ふべし

業務の繁忙なる時期においては店主は行政官廳の許可を受け一年を通じ六十日以内第一項の就業時間を延長することを得

前項の外臨時必要ある場合においては店主は行政官廳の許可を受け第一項の就業時間を延長することを得

第八條 前條第一項の店舗に在りては店主は十六歳未満の者及女子に毎月少くとも二回の休日を取らざれば

業務の繁忙なる時期其の他臨時必要ある場合において店主行政官廳の許可を受けたるときは前項の休日を一回と爲すことを得

第九條 行政官廳は命令の定むる所に依り店舗又はその附屬建設物における使用人の危害の防止又は衛生に關し必要なる事項を店主に命ずることを得

第十條 天災事變の爲又は事變の虞ある爲必要ある場合においては主務大臣は期間又は地域を限り本法の全部又は一部を適用せざることを得

第十一條 行政官廳監督上必要ありと認むるときは當該官吏をして店舗又はその附屬建設物に臨檢せしむることを得

但し使用人以外の者の居室はこの限に在らず

當該官吏前項の規定に依り臨檢する場合はその證票を携帯すべし

第十二條 店主は店舗の管理に付一切の權限を有する店舗管理人を選任することを得

店主は本法施行地内に居住せざるときは店舗管理人を選任することを要す

店舗管理人の選任は行政官廳の認可を受けるに非ざればその效力を生ぜず但し法令の規定に依り法人を代表する者及支配人の中より選任する場合はこの限に在らず

第十三條 前條の店舗管理人は本法及本法に基きて發する命令の適用に付ては店主に代るものとす

店主營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者若し禁治産者なる場合は法人なる場合において店舗管理人なきときはその法定代理人又は法令の規定に依り法人を代表する者に付亦前項に同じ

第十四條 店主又は前條の規定に依り店主に代る者第二條第一項、第五條、第七條第一項第二項又は第八條第一項の規定に違反したるときは五百圓以下の罰金又は科料に處す

第十五條 正當の理由なくして當該官吏の臨檢を拒み、妨げ若し忌避し又は其の尋問に對し答辭を爲さず若し虚偽の陳述を爲したる者は三百圓以下の罰金又は科料に處す

第十六條 店主又は第十三條の規定に依り店主に代る者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者が其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るることを得ず

第十七條 本法及本法に基きて發する命令は營利を目的とせざる物品販賣又は理容の事業を爲す店舗に之を準用す

但し國、道府縣、市町村其の他之に準ずべきものの店舗管理人に關する規定及罰則は此の限に在らず

第十八條 本法は汽車、汽船其の他の交通機關内に於ける店舗及露店に之を適用せず

行政官廳は物品販賣業を営む露店に付終業すべき時刻を定むることを得

附則
本法施行の期日は各規定に付勅令を以て之を定む

第一條 澱粉、穀粉、粘土其の他（農務大臣）の指定する物料を混和したる石鹼は（農商務大臣）の認可を受けたる者に非ざれば營利の目的を以て之を輸出することを得ず但し本則施行後二年後を限り混和物の量百分中二十未満の石鹼に付てはこの限に在らず

混和物の量百分中二十以上の石鹼は本則施行後二年を限り地方長官の認可を受け之を輸出することを得

第二條 前條の規定に依る認可申請書には石鹼の名稱、商標、混和物料名及其の混合割合並輸出先を記載し製品見本を添付すべし

認可申請書に記載したる事項を變更せむとするときは行政官廳の認可を受くべし

第三條 第一條第二項の規定に依り認可を受け輸出する石鹼には別記様式に依り標章を各小箱の蓋の内面及外箱の表

輸出石鹼取締規則

大正四年六月二十五日
農商務省令第十號

面に明瞭に表示すべし其の小箱を用ひざるものに在りては各石鹼又は其包装に之を明瞭に表示すべし

第四條 地方長官は前條の規定に依る表示を爲さずして石鹼を輸出し又は輸出せむとしたる者に對し第一條第二項の認可を取消すことを得

第五條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金に處す
一 第一條の規定に違反したる者
二 第二條第二項の規定に依る認可を受けず又は第三條の規定に依る表示を爲さずして石鹼を輸出したる者
前項の未遂罪は之を罰す

附則
本則は大正四年九月一日より之を施行す(別記)

外箱の標準
短徑五寸以上 長徑七寸五分以上
小箱其の他の標準
長徑一寸五分以上 短徑一寸以上



標章圍廓
下半部に
MADE
IN JAP
ANの文
字を記入
すること
を妨げず

輸出獸毛製刷 子取締規則

大正十年八月二十日
農商務省令第二十六號

第一條 獸毛製刷子は港務部に於て施行する消毒又は地方長官の認可を受けたる方法に依る消毒を経たる獸毛を以て製造したるものに非ざれば之を輸出す

ることを得ず
第二條 前項の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す
前項の未遂罪は之を罰す

附則
本則は大正十年九月一日より之を施行す

賣藥部外品取締規則

昭和七年七月二十二日
內務省令第二十五號

第一條 本令に於いて賣藥部外品と稱するは左の各號の一に該當する效能ありとする藥物及內務大臣の指定する物を謂ふ
一 疾病の豫防又は皮膚障害の豫防若くは除去
二 滋養、強壯、心身爽快又は身體諸機能の増進若くは抑止
三 皮膚組織の變更又は體臭の防止
四 脫毛の防止、毛生、除毛又は染毛
五 飲酒、喫煙其の他の習癖矯正

第二條 賣藥部外品を發賣せんとする者は品名、原料品名及その分量、用法、用量並效能を記載し見本品を添へ主たる營業所所在地地方長官(東京府に在りては警視總監以下之れに做ふ)の免許を受くべし

第三條 前項の免許を受けたる後賣藥部外品の品名、原料品若くはその分量、用法、用量は又は效能を變更せんとするときは前條の規定に準じ更に免許を受くべし但し原料品又はその分量を變更せんとする場合は除くの外見本品を添ふることを要せず

第四條 賣藥部外品の發賣者その主たる營業者を變更したるときは十日以内に後の主たる營業所所在地地方長官に届出つべし

前項の届出を受けたる地方長官前の主たる營業所所在地地方長官と異なる場合に於いては前の主たる營業所所在地地方長官にその旨を通知すべし

第五條 賣藥部外品免許は之を讓受け又は相續することを得
賣藥部外品免許を讓受け又は相續したる者は讓受け又は相續したるときより十日以内に主たる營業所所在地地方長官に届出つべし

第六條 賣藥部外品はその容器又は被包に賣藥部外品なる文字、品名及發賣者の氏名(法人に在りては名稱)又は商號並主たる營業所所在地を明記したるものに非ざれば之を販賣することを不得す但し輸出又は移出する賣藥部外品に付ては此の限に在らず

第七條 地方長官は衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは發賣者に對し賣藥部外品の原料品若くはその分量、用法、用量又は效能の變更を命ずることを得

第八條 地方長官は第二條若くは第三條の規定又は前條の處分に違反して販賣する賣藥部外品に關し明治三十三年法律第十五號第一條の規定に依り處分することを本令に基き爲したる處分に違反したる營業者に關し亦同じ

第九條 地方長官は本令執行に關し明治三十三年法律第十五號第二條の職權を行ふことを得

第十條 左の各號の一に該當する者は百圓以下の罰金又は拘留若くは科料に處す
一 第二條若くは第三條の規定に依り

免許を受けざる賣藥部外品又は第二條若くは第三條の規定に依り提出する見本品に適合せざる賣藥部外品を發賣したる者

二 第四條第一項、又は第五條第二項第六條の規定に違反したる者
三 第七條の規定に依る處分に違反したる者

第十一條 營業者が未成年者、禁治産者又は法人なるときは本令の罰則はその法定代理人又は代表者に適用す但しその營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

營業者はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業者に對してその業務に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免るることを得ず

第十二條 賣藥法又は藥品營業並藥品取扱規則の適用ある藥物に付ては第一條各號の一に該當する效能ありとするものと雖本令を適用せず

附則
本令は昭和七年九月一日より之を施行す
本令施行前廳府縣令に依り免許を受けたる賣藥部外品は本令に依り免許を受けたるものと看做す

本令施行の際現に發賣する賣藥部外品に於いて前項に該當せざるものはその發賣者に於いて本令施行後三月以内に第二條の規定に依る手續を爲すべし

本令施行の際現に存する賣藥部外品に付ては第六條の規定は昭和八年八月三十一日迄之を適用せず

參照
明治三十三年(二月二十四日公布)法律第十五號は飲食物その他の物品取締に關する件なり

本令は昭和七年九月一日より之を施行す

本令は昭和七年九月一日より之を施行す

賣薬部外品取 縮規則施行細 則

警 視 廳 令

賣薬部外品取締規則
施行細則

昭和七年八月二十三日
警視廳令第二十二號
昭和十年十一月十六日
昭令第二十四號改正

- 第一條 賣薬部外品取締規則（以下單に規則と稱す）及本令に依り警視廳總監に提出する申請書及届書は美濃紙を用ひ主たる營業所所轄警察署を経由すべし
- 第二條 本令に依り申請人及届人にして未成年者又は禁治産者なるときは法定代理人、準禁治産者なるときは保佐人、妻なるときは夫の連署を要す
- 第三條 規則第二條に依る賣薬部外品（以下單に部外品と稱す）發賣免許申請書は同條に掲げたる事項の外左の事項を記すべし
 - 一 住所、氏名、生年月日、（法人に在りてはその名稱、事務所所在地、代表者の氏名及定款の寫）
 - 二 主たる營業所
 - 第四條 規則第二條に依り免許したるときは別記様式の免許證を下付す
 - 第五條 規則第三條の部外品變更免許申請書には變更せむとする事項及第二條各號の事項を記し免許證を添附すべし
 - 第六條 免許證を毀損亡失したるときはその由を具し十日以内に免許證の書換又は再下付を申請すべし
 - 亡失したる免許證を發見したるときは直に返納すべし

法 規 法 令

- 第七條 部外品に關し左の手數料を徴收す
 - 一 規則第二條に依る發賣免許の手數料 一方に付 金 三圓
 - 二 規則第三條に依る變更免許の手數料 一方に付 金 一圓
 - 三 名義書換及再渡手數料 一回に付 金五十錢

行政區劃、字若はその名稱又は番地の變更ありたる場合に於ける免許證の書換に付ては前項第三號規定の再渡手數料は之を徴收せず

第八條 前項の規定に依る手數料は現金又は郵便爲替證書を以て警視廳官房會計課に納付すべし

第九條 規則第四條に依る主たる營業所變更届には品名、前營業所及第二條各號の事項を記し免許證を添へ後の主たる營業所所轄警察署を経由すべし

第十條 規則第五條の讓受又は相續の届には免許事項寫及第二條各號の事項を記し免許證を添へ、讓受の場合は双方連署し連署し能はざるときはその事由を記し相續の場合は戸籍抄本を添附すべし

第十一條 部外品の發賣者左の各號の一に該當したるときは十日以内に免許證を添へ届出づべし

- 一 住所、氏名（法人に在りてはその名稱、事務所所在地）に異動を生じたる時
- 二 發賣者の法定代理人、保佐人、又は夫に異動を生じたる時
- 三 發賣を廢止したるとき
- 四 死亡（法人に在りては解散）又は失踪の宣告を受けたるとき

第十二條 第六條又は第十一條の規定に違反したる時は拘留又は科料に處す

第十三條 營業者が未成年者禁治産者又は法人なるときは本令の罰則はその法定代理人又は代表者に適用す但しその營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付いては此の限に在らず營業者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の從業者にして其の業務に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免ることを得ず

第十四條 本令は昭和七年九月一日より之を施行す

第十五條 大正五年四月警視廳令第四號賣薬部外品營業取締規則は之を廢止す

第十六條 規則附則第二項に該當する部外品にして大正五年四月警視廳令第四號賣薬部外品營業取締規則により下附したる免許書は本令により下附したるものと見做す

第十七條 本令は昭和十一年一月一日より之を施行す

化粧品取締規則

昭和七年八月二十三日
警視廳令第二十四號
昭和十三年七月廳令第三號改正

- 第一條 本令に於て化粧品と稱するは左の各號の一に該當し、藥品、賣薬及賣薬部外品に非ざるものを謂ふ
 - 一 白粉、白粉下、化粧水、クリームの類
 - 二 紅、眉墨、洗粉、爪磨劑の類
 - 三 頭髮用香水、ポマード、チツク、香油の類
 - 四 齒磨
 - 五 其の他人體の美容衛生に直接關係ありと認むるもの

第二條 本令に依り警視廳總監に提出する届書は美濃紙を用ひ營業所所轄警察署を経由すべし

第三條 本令に依る届人にして未成年者又は禁治産者なるときは法定代理人、準禁治産者なるときは保佐人、妻なるときは夫の連署を要す

第四條 化粧品を發賣せむとする者は左の事項を具し見本品を添へ警視廳總監に届出づべし但し他の廳附縣に於て免許に保るものは第三號の事項に替るに免許證の寫を添附すべし

一 住所、營業所、氏名、生年月日（法人に在りては其の名稱、事務所所在地、代表者の氏名及定款の寫）

二 名稱

三 原料品名及其の分量（原料品にして成分不明なるときは定量分析表を添付すること）

四 用法、用量及効用

前項第二號乃至第四號の事項を變更せむとするときは前項の手續を爲すべし但し第二號の場合は見本品の添附を要せず

第五條 削除

第六條 削除

第七條 化粧品には容器又は被包にその名稱及發賣者の氏名（法人に在りては其の名稱）又は商號並營業所を明記すべし

第八條 化粧品の發賣者所在不明三ヶ月に及びたるときは其の届は效力を失ふ

第九條 發賣者左の各號の一に該當するときは十日以内に届出づべし

- 一 住所、營業所又は氏名（法人に在りては其の名稱、事務所所在地）に異動を生じたる時
- 二 發賣者の法定代理人、保佐人又は夫に異動を生じたる時
- 三 發賣を廢止したるとき
- 四 死亡（法人に在りては解散）又は

二〇三

失踪の宣告を受けたるとき

前項第四號の場合には戸籍法の届出義務者(法人に在りては清算人)より其の手續を爲すべし

第十條 化粧品にして衛生上危害を生ずるの虞ありと認めたるときは發賣者に對し原料品若し其の分量、用法、用量又は効用の變更を命ずることあるべし

第十一條 左の各號の一に該當したるときは其の發賣を停止又は禁止することあるべし

一 化粧品にして衛生上危害を生ずるの虞ありと認めたるとき

二 本令又は本令に基きて發する命令に違反したるとき

第十二條 本令の執行に關し明治三十三年法律第十五號第二條規定の職權を行ふことあるべし

第十三條 第四條第七條及第九條の規定に違反したる者は拘留又は科料に處分に違反したる者は拘留又は科料に處す

第十四條 化粧品の發賣者が未成年者、禁治産者又は法人なるときは本令の罰則は之を法定代理人又は代表者に適用す但その業務に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第十五條 化粧品の發賣者はその代理人戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者にして其の業務に關し本令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免ることを得ず

第十六條 本令は昭和七年九月一日より之を施行す

第十七條 大正五年四月警視廳令第四號賣薬部外品營業取締規則に依り免許を受けたる賣薬部外品にして第一條の各號に該當するものは本令に依り免許したるものと看做す

第十八條 第一條に該當する化粧品に關

し大正五年四月警視廳令第四號賣薬部外品營業取締規則に依り下付したる免許證は本令に依り下付したるものと看做す但し昭和八年十二月三十一日迄に其の書替を申請すべし

附則(警視廳令第二十二號)

第十九條 本令は公布の日より之を施行す

第二十條 昭和七年八月警視廳令第二十四號化粧品取締規則に依り免許を受けたる化粧品は本令に依り届出てたるものと看做す

賣 藥 法

大正三年三月三十一日
法律第十四號
大正五年六月改正

第一條 本法に於て賣薬營業者と稱するは賣薬を調製又は輸入若し移入して販賣する者を謂ふ

原料品に加工せずして賣薬と爲すものは本法の適用に付ては之を賣薬の調製と看做す

第二條 賣薬營業者賣薬を發賣せんとするときは、方名、原料品名及其の分量、調製の方法、用法、用量並効能を記載し主たる營業所所在地の地方長官の免許を受くべし之を變更せむるときも亦同く

前項の場合に於て日本藥局方に記載せざる原料品を使用せむとする者は其の見本品を提出すべし

第三條 賣薬營業者二箇所以上の營業所を設けたるときは營業所毎に所在地の地方長官に届出づべし

第四條 賣薬には毒藥、劇藥及其の性状又は配伍の結果に由り危害を生ずるの虞ある藥品を使用することを得ず但し毒藥、劇藥は其の用法、用量に依り行政官廳に於て危害を生ずるの虞なしと

認めたるものは此限に在らず

第五條 賣薬の原料品は日本藥局方に記載するものは其の所定の性状、品質、之に記載せざるものは第二條第二項の見本品と同様の性状、品質を具備するを要す

第六條 藥劑師、藥劑師を使用する者又は醫師に非ざれば賣薬を調製して販賣することを得ず但し獸醫にして家畜用の賣薬を調製販賣するは此限に在らず

第七條 賣薬免許は前條に掲ぐる者に限り之を讓受け又は相續することを得

第八條 賣薬の効能に關しては文書、言語其の他何等の方法を以てするを問はず免許を得たる事項を證明するの外之を誇張して公示することを得ず

第九條 賣薬に關する廣告、賣薬の容器若し被包又は賣薬に添附し若し添附せずして頒布する文書には左記の事項を記載することを要す

一 猥褻に涉るる記事又は圖畫

二 避妊又は墮胎を暗示する記事

三 虚偽誇大の證明若し醫師其の他の者が効能を保證したるものと世人をして誤解せしむるの虞ある記事

四 醫治の無効を暗示し或は暗に醫師を誹謗するが如き記事

第十條 地方長官は衛生上危害を生ずるの虞ありと認めるときは賣薬營業者に對し其の免許を得たる事項の變更を命ずることを得

第十一條 賣薬營業者にして本法若し本法に基きて發する命令に違反し又は本法若し本法に基きて發する命令に依る處分に違反したる者に付地方長官は其の免許を取消すことを得

第十二條 行政官廳は當該官吏をして賣薬を調製し若し販賣する場所に臨檢せしめ又は賣薬の検査を爲さしむることを得

第十三條 行政官廳は試験の用に供する

爲必要なる分量に限り當該官吏をして賣薬又は其の原料品を無償にて收去せしむることを得

第十四條 第二條第一項若し第五條の規定又は第十條の處分に違反する賣薬は地方長官其の所有者をして之を廢棄せしめ又は直接に廢棄し其の他必要なる處分を爲すことを得但し所有者又は所持者に於て衛生上危害を生ずる虞なき方法に依り處置せむことを請ふときは之を許可することを得

第十五條 第二條第一項、第五條若し第六條の規定又は第十條の處分に違反したる者は五百圓以下の罰金に處す

第十六條 第八條若し第九條の規定に違反したる者又は當該官吏の臨檢若し検査を拒みたる者は二百圓以下の罰金に處す

第十七條 第三條又は第二十條第二項の規定に違反したる者は科料に處す

第十八條 賣薬營業者又は賣薬請賣營業者未成年者又は禁治産者なるときは本法又は本法に基きて發する命令に依り之に適用すべき罰則は之を法定代理人に適用す但し其の營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

賣薬營業者又は賣薬請賣營業者はその代理人戸主家族同居者雇人其の他の從業者にして其の業務に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て處罰を免かることを得ず

第十九條 明治三十三年法律第五十二號は本法又は本法に基きて發する命令に依り犯罪に準用す

第二十條 輸出又は移出する賣薬に付ては第二條乃至第十一條、第十四條及第十五條の規定を適用せず其の取締上必要なる規定は勅令を以て之を定む

前項の賣薬を調製せむとする者は營業

所毎に之を地方長官に届出づべし

附則

第二十一條 本法施行の期日は勅令を以て之を定む(大正三年八月勅令第百六十號を以て同年十月一日より施行)

第二十二條 賣藥規則は之を廢止す 他の法令中賣藥規則とあるは本法を指したるものと看做す

第二十三條 従前の規定に依りて受けたる賣藥免許は之を本法に依り受けたる賣藥免許と看做す

第二十四條 本法公布の際に賣藥營業者たる者は第六條又は第七條の規定に拘らず賣藥を調製して販賣し又は賣藥免許を讓受け若は相續することを得但し賣藥を輸入若は移入して販賣する者又は法人は此の限に在らず

第二十五條 本法公布前免許を受けたる賣藥にして毒藥、劇藥又は藥品營業並藥品取扱規則の指定藥品を含有せざるものに付ては第六條及第七條の規定を適用せず

第二十六條 第三條及第二十條の届出は賣藥税法の適用に付ては之を免許と看做す

賣藥法施行規則

大正三年八月十三日 内務省令第十六號

昭和五年九月内務省令第二九號、七年七月第二八號、一〇年七月第四三號、一一年三月第六號改正

第一條 賣藥發賣免許の申請書には賣藥法第二條第一項に掲げたる事項の外氏名、生年月日又は法人の名稱、住所及營業所(調製又は販賣の場所を云ふ)を記載し賣藥法第六條又は第二十四條規定の資格を證する書面を添附すべし

第二條 地方長官賣藥法第二條の規定に依り賣藥發賣免許證を與ふるときは別

記雛形の賣藥免許證を下附す 第三條 免許事項變更の申請書には變更せむとする事項、方名、氏名又は法人の名稱及住所を記すべし但し方名を變更せむとする場合に於ては免許證を添附すべし

方名變更の免許を與ふるときは免許證を書換下付す 第四條 前條第二項規定の場合を除くの外賣藥免許證の記載事項に變更を生じたるときは其の事由を記し免許證を添へ三十日以内に主たる營業所所在地の地方長官に其の書換を申請すべし但し賣藥法第二十五條規定の賣藥を除くの外賣藥免許を讓受け又は相續したる場合に於ては賣藥法第六條又は第二十四條規定の資格を證する書面を添附すべし

第五條 賣藥に關し左の手數料を徵收す 一 發賣免許手數料 一方に付 金參圓

二 變更免許手數料 一方に付 金壹圓

三 免許證再下付又は書換手數料 一方に付 金五十錢

第三條第二項規定の書換に付ては前項第二號規定の手數料を徵收し前項第三號規定の書換手數料は之を徵收せず行政區畫、字若は其の名稱又は地番の變更ありたる場合に於ける免許證の書換に付ては第一項第三號規定の書換手數料は之を徵收せず

第六條 地方長官は賣藥法第二條第二項の規定に依り賣藥營業者の提出したる見本品の性状品質を記し保存すべし

第七條 賣藥法第三條規定の届出は其の事由の發生したる日より十日内に之を爲すべし

賣藥發賣免許申請書に記載せる營業所にして主たる營業所所在地の道府縣と同一區域内に在るものに付ては其の申請書に於ける營業所の記載を以て賣藥

法第三條規定の届出と看做す 賣藥營業者其の營業所を變更し又は廢止したるときは十日以内に營業所所在地の地方長官に届出づべし

第八條 賣藥營業者二箇所以上の調製所を設けたるときは藥劑師若は醫師たる營業者又は賣藥法第二十四條規定の營業者が自ら管理する一箇所を除くの外調製所毎に藥劑師を置き管理を爲さしむべし但し調製所所在地地方長官の許可を受けたるとき又は賣藥法第二十五條規定の賣藥に付ては此の限に在らず賣藥營業者前項規定の藥劑師を置きたるときは其の氏名を營業所所在地の地方長官に届出づべし

第九條 賣藥營業者は賣藥法第六條又は本令第八條第一項の規定に依り使用する藥劑師に異動を生じたるときは二十日以内に營業所所在地の地方長官に届出づべし

第十條 賣藥法第六條又は本令第八條第一項の規定に依り使用する藥劑師は之を使用する賣藥營業者の營業所以外に於て藥劑師の資格に伴ふ業務に従事せざる者たることを要す但し地方長官の許可を得たるときは此の限に在らず

第十一條 賣藥免許證を毀損し又は亡失したるときは其の事由を記し三十日以内に主たる營業所所在地の地方長官に再下付を申請すべし但し毀損の場合には毀損したる免許證を添附すべし

第十二條 賣藥營業者廢業したるときは三十日以内に免許證を主たる營業所所在地の地方長官に返納すべし

賣藥營業者死亡し又は失踪の宣告を受けたる場合に於て其の營業を承繼する者なきときは戸籍法に依る死亡又は失踪の届出義務者より前項の規定に準し

其の手續を爲すべし 第十三條 藥劑師又は藥種商賣藥請賣營業を爲さんとするときは營業所毎に營業所所在地の地方長官に届出づべし

藥劑師又は藥種商に非ざる者賣藥請賣營業を爲さんとするときは營業所毎に營業所所在地の地方長官の許可を受くべし

第十四條 賣藥請賣營業者廢業し又は氏名若は法人の名稱又は住所を變更したるときは地方長官に届出づべし

第十五條 賣藥營業者並賣藥請賣營業者自ら行商し又は賣子をして行商せしめむとするときは地方長官に届出づべし其の之を廢止したるとき亦同じ

第十六條 賣藥營業者免許を取消されたるときは請賣營業者亦其の賣藥を販賣することを不得す

第十六條の二 賣藥請賣營業者其の業務に關し犯罪又は不正の行爲ありたるときは地方長官は其の行商(賣藥を行商する者賣藥營業者又は賣藥請賣營業者なるときは其の賣子に依る行商を含む)を禁止し又は停止することを不得

前項の場合に於て賣藥を行商する者賣藥營業者又は賣藥請賣營業者の賣子に依る行商をも併せ禁止し又は停止することを不得

地方長官は前三項の規定に依る營業又は行商の禁止若は停止を解くことを得

第十七條 賣藥營業者は容器又は被包に方名及氏名(法人に在りては名稱)又は商號並主たる營業所を記載し且之に封緘を爲したる賣藥に非ざれば發賣することを不得す

第十七條の二 賣藥請賣營業者は前條の

封緘なきか又は其の封緘の破毀せられたる賣薬を販賣することを得ず

第十八條 行政官廳賣薬法第十二條の規定に依り當該官吏をして臨檢又は検査を爲さしむるときは制服を著する者の外別記雛形の證票を携帶せしむべし

第十九條 賣薬法第十三條の規定に依り物品を收去するときは當該官吏は營業者に證書を交付すべし若し營業者の求あるときは事實の許さざる場合を除くの外其の物品の一部に封緘を施し之を交付すべし

第二十條 賣薬法第十二條の規定に依り臨檢又は検査は日出前日没後に於て之を爲すことを得ず

第二十一條 第八條第一項、第十條、第十三條第二項、第十六條、第十七條若は第十七條の二の規定に違反したる者營業の禁止又は停止中賣薬請賣營業を爲したる者又は行商の禁止若は停止中行商を爲し若は爲さしめたる者は百圓以下の罰金又は科料に處す

第二十二條 第四條、第七條第三項、第八條第二項、第九條、第十一條、第十二條、第十三條第一項、第十四條又は第十五條の規定に違反したる者は科料に處す

第二十三條 本令は賣薬法施行の日より之を施行す (大正三年十月一日より施行)

附 則 昭和五年内務省令第二十九號 本令は公布の日より之を施行す

附 則 昭和十年内務省令第四十三號 本令施行前從前の規定に依り自ら行商し又は賣子をして行商せしむることの届出を爲し本令施行の際現に其の業を繼續する者は本令に依り自ら行商し、又は賣子をして行商せしむることの届出を爲したるものと看做す

本令施行前從前の規定に依り自ら行商し又は賣子をして行商せしむることの届出を爲し本令施行の際現に其の業を繼續する者は本令に依り自ら行商し、又は賣子をして行商せしむることの届出を爲したるものと看做す

輸出又は移出する賣薬の取締に關する件 大正三年九月二十五日 勅令 第二百號

第一條 賣薬法第二十條第二項の規定に依る届書には同法第二條第一項に掲げたる事項、氏名、生年月日又は法人の名稱、住所、營業所及輸出先又は移出先を記載すべし

第二條 輸出又は移出する賣薬の營業を相續に依り承繼したる者又は廢業したる者は三十日以内に營業所毎に之を地方長官に届出づべし

第三條 地方長官は輸出又は移出する賣薬にして衛生上危害を生ずるの虞ありと認むるときは其の所有者をして之を廢棄せしめ若は直接に廢棄し其の他必要なる處分を爲し又は營業を禁止し若は停止することを得但し所有者又は所持者に於て衛生上危害を生ずる虞なき方法を依り處置せむことを請ふときは之を許可することを得

第四條 第一條若は第二條の規定に依る届出ありたるとき又は第三條の規定に依り營業禁止若は停止の處分を爲したるときは届出事由發生又は處分の年月日、方名、氏名、生年月日又は法人の名稱、住所及營業所を示して之を當該地方長官より所轄稅務署に通知すべし

第五條 第三條の規定に依る營業禁止又は停止の處分に違反したる者は二百圓以下の罰金に處す

第一條第二項又は第二條の規定に違反したる者は科料に處す

附 則 本令は大正三年十月一日より之を施行す

賣薬營業者資格認定に關する件 大正四年六月四日 衛生局長 通牒

賣薬營業者の資格は賣薬法第六條に明記する處なるか就中藥劑師を使用して當該資格を得る者に在ては往々當初名を使用に藉りて其の資格を獲得せんとする者又は中途に於て叙上の状態に推移する者を輩出し従つて法律に於て資格を限定せし精神を没却するに至るやの虞有之候條斯種營業者の届出に對しては左記の通處理可相成候

左 記 一、當該資格を得る爲めに使用する藥劑師は其の他に於て藥劑師の資格に伴ふ業務に従事する者は勿論苟くも法に於て之が使用に依りて營業資格を認めたる目的に反する種類並程度の職業をも兼ねる者たらざること

二、使用に關する當事者間の契約證寫を當該願書に添付せしむること

賣薬法並同施行規則實施に付自然地方布令を制定せらるる場合には行商取締上の便宜を圖る爲め大體左記事項の趣旨を規定する様致度候

左 記 一、施行規則第十五條に依る賣薬行商届出は全國共通とし甲府縣に届濟の者は他府縣行商の場合と雖も届出に及ばざること

一、行商届濟の上は別記雛形の届濟證を發行者毎に交付すること

賣薬部外品取締規則第一條に依る指定 昭和七年八月二十七日 内務省令告示第七十六號

昭和七年七月内務省令第二十五號賣薬部外品取締規則第一條の規定に依り左の物を指定し昭和七年九月一日より施行す

一、蠅、蚊、蚤の類の驅除用撒布劑又は燻蒸劑

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は藥劑取締に關する件左の通定む 第一條 藥劑師、藥種商又は製薬者何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製薬業局方に記載したる藥品を用ひて製を新に製造發賣せむとするときは見本品を添へ其の成分、製劑は分量も、成分不明なるものは其の本質及製造法の要旨を記載し地方長官 (東京府に在り) に届出べし

前項の藥品又は製劑と同一品にして名稱若は製造法又は製造元を異にするものに關して亦前項に同じ

成分不明なるものは其の本質及製造法の要旨を記載するに非ざれば之を販賣又は授與することを得ず但し名稱若は製造元又は製造元を異にする場合を除く外本令施行前より發賣し來れるものに關しては此の限に在らず

第三條 本令に違背したる者は五十圓以下の罰金に處す

附則

本令は明治四十五年四月一日より之を施行す
明治四十年十二月内務省令第二十八號は之を廢止す

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑と賣藥との區別標準

明治四十四年十月
衛生局長通牒

何れの藥局方にも記載せざる藥品又は製劑取締に關する改正省令發布相成候處其の醫藥と賣藥との區別に付ては大體左記標準に依り御取扱相成度尤も賣藥は公衆をして醫師の指揮に依らず疾病治療の爲に使用せしむるを主たる目的として販賣するものを云ふものに有之其販賣の方法手段如何は單に其の目的を認定するの材料たるに過ぎざるに依り假令販賣方法左記標準に直接該當せざるものと雖も公衆をして醫師の指揮に依らず疾病治療の爲に併用せしむるを主たる目的として販賣するものと認定すべきものは仍之を賣藥として御取扱相成度依命此段及通牒候也
追書略之

醫藥と賣藥との區別

第一條 左記各號の一に該當せざる藥品は容器若は被包に成分、分量、不明なるものは其の本質及製劑法を記して醫師又は醫師の指揮を受けたる者を主たる目的として發賣するものは假令效能用法及用量を

記載するも其の記述方法専門的なるものは賣藥とせず

イ、内外藥局方の製品
ロ、學問上又は古來の傳説若は其の他の事由に依り醫師製藥者に周知せられたる藥品

前項本文の藥品を以て調製したる製劑は前項本文に準し取扱ふものとす

第二條 左記各號の一に該當せざる製劑は容器若は被包に成分、分量、不明なるものは其の本質及製劑法を記して醫師又は醫師の指揮を受けたる者を主たる目的として效能を記載せずして發賣するものは假令用法及用量を記載するも其の記述方法専門的なるときは賣藥とせず
イ、内外藥局方の製劑
ロ、學問上又は古來の傳説若は其の他の事由に依り醫師製藥者に周知せられたる製劑

ハ、本條の一又はイ又はロの藥品は、本條の一又はロの製劑を用ひて處方箋に依り調合するが如き普通の方法其の他容易に調製せらるるが如き方法に依り調製したる製劑

第三條 第一條第一項本文及第二項又は第二條本文に該當せざる藥品及製劑は效能用法及用量を記載するものは勿論單に用法及用量若は效能のみを記載するものと雖も賣藥とす

第四條 麻醉劑、鎮痛劑、利尿劑、收斂劑と云ふ類に於て單に藥品の種類、性状を専門的に示すに止まるものは效能の記載と認めず

第五條 藥品と共に購入者に交付する別紙若は別冊説明書に記載したるもの又は一般公衆を目的とする新聞雜誌の廣告に記載したるもの若は其の他の方法に依り一般公衆に廣告したるものは容器又は被包に記載したるものと同一に取扱ふものとす
第六條 從來賣藥として許可を得たるも

の又は之と同一の名稱を附するものは用法又は用量若は效能を記載せざるも賣藥とす

廣告物取締法

明治四十四年四月七日
法律第七十號

第一條 行政官廳は美觀又は風致を保存する爲必要なりと認むるときは命令を以て廣告物の表示その他に關する物件の設置を禁止若は制限することを得

第二條 前條の規定に基きて發する命令に違反したる物件に對し行政官廳は除却を命じその他必要なる處分を爲すことを得

第三條 廣告物、看板その他之に關する物件にして危険の虞あり又は安寧秩序を害し若くは風俗を紊るの虞れありと認むるものは行政官廳に於いて除却を命じその他必要なる處分をなすことを得
第四條 第二條、第三條の規定に依る行政官廳の命令に違反したるときは拘留又は科料に處す

廣告物取締法施行規則

大正三年四月十一日
警視廳令第一〇號
昭和十三年九月廳令第四七號改正

第一條 左の地域内に廣告物の表示その他に關する物件を設置することを得ず但し公益の爲にするものにして警視廳の許可を受けたる場合は此の限に在らず
一 宮城、離宮、東宮御所、青山御所の各附近
二 各皇族邸附近
三 武藏御陵墓地及皇族御墓地附近

四 社寺、佛堂、説教所境内
五 公園地及其附近
六 勝區(荒川堤、小金井等)
七 墓地及其附近
八 都市計畫法第十條第二項の規定に依り指定せられたる美觀地區
九 市街地建築物法第十五條の規定により指定せられたる美觀地區

前項第四號の地域内に於て祭典、法要説教その他社寺、佛堂、説教所の類がその事務の爲にする場合は前項の規定を適用せず
本條の許可を受けたる後に於て之を移轉、改造、變更し若は設置を繼續せむとするときは更に警視廳の許可を受くべし但し設置を繼續せむとするときは期間満了十日前迄に願出づべし

第二條 左の地域内に廣告物の表示又は之に關する物件(廣告塔を除く)の設置をなすむとする者は所轄警察官署に願出許可を受くべし之を移轉、改造、變更し若くは設置を繼續せむとするときも亦同じ但し設置を繼續せむとするときは期間満了十日前迄に願出づべし
一 東京市
二 八王子市
三 社寺、佛堂、説教所境内より展望し得べき場所
四 公園及勝區より展望し得べき場所
五 鐵道停車場附近
六 鐵道、軌道の沿線及之より展望し得べき場所

七 平地より展望し得べき高臺
八 前各號の外特に告示したる場所前項に該當せざる場所に設置せむとする廣告物と雖その長さ若は幅三・六五米(約十二尺)を超え又はその面積六・〇〇平方米(約二坪)を超えるものに對しては前項の規定を適用す
第三條 廣告塔を設置せむとする時は警視廳に願出許可を受くべし之を移

轉、改造、變更し若し設置を繼續せむとするとき亦同じし設置を繼續せむとするときは期間満了十日前迄に願出づべし

第三條の二 第一條乃至第三條の規定に依り廣告物の表示又は之に關する物件の設置の許可を受けたる者はその廣告物の見易き箇所に自己の住所氏名、許可期間を表示すべし、但し廣告物の表示又は之に關する物件にして其の長さ若し幅六〇釐(約二尺)又は其の面積一八〇平方釐(約二平方尺)以下のものは此の限に在らず

第三條の三 廣告物其他之に關する物件を承繼したる者はその旨許可を受けたる官廳に二十日以内に届出づべし

第四條 第一條乃至第三條の願書には左の事項を具すべし
一 出願者の住所、職業、氏名、生年月日但し法人に在りてはその名稱、事務所所在地、代表者の氏名
二 設置の場所及期間
三 廣告物の材質、形状、寸法、色彩構造の方法等を記載せる圖面及工事仕様書
四 設置の状況を知り得べき圖面
五 表示の文字、圖畫
六 設置せむとする場所が他人の所有若し管理に係るときはその承諾書
七 工事落成期日
出願者他府縣管内に住所を有するときは東京府管内に住居を有する管理人を定め前項の願書に連署せしむべし
工事落成したるときは届出て検査を受くべし

第五條 第一條の地域外に於いて電柱(軌道用の柱を包含す)若しくは街燈柱の自體に廣告を標示せむとするものは第二條の規定に拘はらずその許可を受くることを要せず但し支柱、支線柱及電車の中央柱には之を標示すべからず

前項の廣告は地上二・〇米(約四尺)以上三・六五米(約十二尺)以下に於いて之を爲しその色彩は白、黒又は青を使用すべし但し繪畫を標示すべからず

第六條 第一條乃至第三條の許可を受けたる者又は第三條の三に依り其の廣告物を承繼したる者左の各號の一に該當する場合に於いては五日以内に許可を受けたる官廳に届出づべし
一 住所、氏名を變更したるとき(法人なるときはその名稱、事務所所在地、代表者の氏名を變更したるとき)
二 管理人又はその住所、氏名を變更したるとき
三 廣告物其他之に關する物件をその表示又は設置期間内に除却又は廢止したるとき

第七條 廣告物の表示其他之に關する物件の設置若しその許可を取消され又は當該事業を廢止したるときは十日以内に廣告物其他之に關する物件を除却すべしその表示又は設置期間の満了したるとき亦同じ

第八條 廣告物其他之に關する物件にして汚染、褪色、剝離若しくは破損したるときは速に改修すべし

第九條 廣告物其他之に關する物件にして本則に依り許可を受けたる場合と雖土地状況の變遷等により美觀又は風致を害するに至りたるときは速に除却すべし

前項の規定は許可を要せざる場所に於けるものに之を準用す

第十條 本則に依り警視廳に差出すべき願届書は所轄警察官署を経由すべし

第十一條 廣告物の表示其他之に關する物件の設置に關し他の法令に規定ある場合はその規定に依るの外本令の規定に従ふべし

附 則
本令は昭和十三年九月二十日より之を施行す

行す
本令施行の際既に許可を受けたる廣告場は警察署長の許可を受けたるものと見做す

商品券取締法

昭和七年九月七日
法律第二十八號

第一條 商品券を發行する者は命令の定むる所に依り毎年二回の一定日現在に於ける商品券發行額の二分の一以上の金額に相當する國債を供託すべし但し商品券發行額が命令の定むる額を超えざるときは此の限に在らず
前項の商品券發行額は商品券の引換未済の金額に依る

第二條 商品券の所有者は商品券の引換未済の金額を限度として前條の供託物に付他の債權者に先ち辨済を受くるの權利を有す
前項の權利の實行に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第三條 第二條の商品券は券面に金額を表示したるものに限る

第四條 主務大臣は商品券の發行に關し取締上必要な命令を發することを得

第五條 主務大臣必要ありと認むるときは商品券の發行者に對し報告を命じ又は當該官吏をして帳簿その他の物件の検査を爲さしむることを得

第六條 商品券の發行者第一條の規定に違反したるときは千圓以下の罰金に處す

第七條 左の各號の一に該當する者は三百圓以下の罰金に處す
一 第四條の規定に依る命令に違反したる者
二 正當の理由なくして第五條の規定に依り命ぜられたる報告を爲さず若しくは虚偽の報告を爲し又は同條

の規定に依る検査を拒み、妨げ若しくは忌避したる者

第八條 商品券の發行者はその代理人、戸主、家族、同居者、雇人その他の從業者がその營業に關し本法又は本法に基きて發する命令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以てその處罰を免るゝことを得ず

第九條 本法に依り商品券の發行者に適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其他の他の法人の業務を執行するの役員に、未成年者又は禁治産者なるときはその法定代理人に之を適用し但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

附 則
本法施行の期日は勅令を以て之を定む
本法施行の際既に商品券を發行する者は本法施行の日現在に於ける商品券發行額に依り第一條の供託を爲すべし此の場合に於ける供託は命令の定むる所に依り分割して之を爲すことを得

懸賞抽籤附販賣

取締法規

内務省令

懸賞又は富籤類似その他射倅の方法を用ひむことを提供し又は投票を募集するの行為にして公安又は風俗を害するの處ありと認むる者は廳府縣長官(東京府に於ては警視廳長)に於いて之を禁止し又は制限することを得

射倅方法提供の行為制限
明治四十二年八月十日
内務省令第二〇號

懸賞又は富籤類似その他射倅の方法を用ひむことを提供し又は投票を募集するの行為にして公安又は風俗を害するの處ありと認むる者は廳府縣長官(東京府に於ては警視廳長)に於いて之を禁止し又は制限することを得
前項禁止又は制限を命ぜられたる場合に於てその命令に違背したる者は三月以下

の懲役又は百圓以内の罰金、情を知りてその行爲に附隨して寄贈を申出又は提供を應諾し若し投票を行ひ又は投票の結果に依り表彰物を受けたる者は料金を處す本令は明治四十二年十月十五日より施行す

警視廳令

懸賞又は富籤類似その他射倖行爲取締規則

大正十四年六月二十日
廳令第二十六號

第一條 懸賞又は富籤類似その他射倖の方法を用ゐむことを提供し又は投票を募集せむとする者は左の事項を具し施行五日前行所地又は施行所轄警察官署に届出づべし

第二號乃至第五號の事項を變更せむとするとき亦同じ

一 本籍、住所、氏名、生年月日、職業
（業 法人に在りては其の名稱、事務所所在地、代表者の氏名、年齢）

二、目的

三、方法の詳細

四 施行の場所、期間

五 賞金品又は景品の種類、數量、金額、賞品に在りては其の單價

第二條 當該警察官吏前條の届出に基き營業所事務所等に臨檢し届出に關する事項を調査せむとするときは之を拒むことを得ず

第三條 左の各號の一に該當する者は拘留又は料金を處す

一、第一條の届出を爲さずして懸賞又は富籤類似その他射倖行爲を爲し又は投票を募集したる者

二、第一條の届出を爲すに當り虚偽の届出を爲したる者

三、詐偽其の他不正の方法に依り懸賞又は富籤類似その他射倖行爲又は投票の募集を爲し又は爲さむとしたり者

四、第二條規定に依る臨檢を拒みたる者

第四條 施行者は代理人、戸主、家族、同居人、雇人、その他の従業者にして本令に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以てその處罰を免るることを得ず

第五條 未成年者又は禁治産者にして本令に違反したるときは本令の罰則はその法定代理人に之を適用す但しその營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付いては此の限に在らず

第六條 法人の業務に關し法人の代表者その他の従業者にして本令に違反したるときは第三條の罰則は法人の代表者に之を適用す

第七條 本令は大正十四年七月一日より之を施行す

警視廳執行心得

懸賞又は富籤類似その他射倖行爲取締規則執行心得

大正十四年六月二十日
内訓甲第一號

第一條 懸賞又は富籤類似その他射倖行爲取締規則（以下單に規則と稱す）に依り届出を受理したるときはその届出を調査し第四條乃至第六條各號標準に抵觸せざるときはその儘施行せしめ若し抵觸するときは又は公安風俗を害しその他支障ありと認めたるときは諭示の上取止め又は變更を爲さしめ之に應じたるときは請書を徴したる上施行せしむべし若し之に應ぜざるときは一

件書類に意見を附し速に保安部に具申すべし

第二條 届出に依り施行せしめたる場合に於ては施行中時警察官吏を派遣しその實況を視察し届出事項に違反せざる様取締を爲すべし

第三條 施行せしめたる後と雖支障ありと認るに至りたるときは第一條に基き處理すべし

第四條 懸賞にして左の各號の一に抵觸するものは之を禁止す

一 字探し、繪探し、實探し、迷解、判じ物等娛樂に關する提案にしてその最高賞金又は賞品の金額若くは價格が自ら贈與すると他人の寄贈に係るものとを問はず合して三十圓を超過するもの

二 當選者を定むる方法が詐欺に類し又は正確ならざるもの

三 懸賞募集の廣告引札その他の宣傳方法にして懸金又は賞品の種類員數價格及贈與の方法並期日等届出と相違し又は誇大に渉るもの

四 賞品の品質にして届出に明記する價格と相違して居るもの

五 賞金又は賞品の送料又は荷造費を當選者に負擔せしむる方法あるとき

第五條 景品にして左の各號の一に抵觸するものは之を禁止す

一 景品の最高價格が自ら贈與するものと他人の寄贈に係るものとを問はず合して三百圓を超過し又は取引金額又は最低入場料若くは觀覽料等の二十倍を超過するもの

二 景品贈與の方法詐欺に類し又は正確ならざるもの

三 全籤に景品を附せざるもの

四 景品贈與の廣告引札その他の宣傳方法にして景品の種類員數價格及贈與の方法並期日届出と相違し又

は誇大に渉るとき

五 景品の品質にして届出の價格に相當せず又は時間に相當せざるもの

六 景品の送料又は荷造費を贈與者に於いて負擔せざるもの

七 行商露店又は路傍に於いて施行せむとするもの

第六條 投票募集にして左の各號の一に抵觸するものは之を禁止す

一 投票者の資格又は投票用紙の種類を制限するもの

二 名義の如何を問はず直接間接に他人の名譽又は信用を害し又は害する虞あるもの

三 強ひて投票を勧誘し又は他人をして勧誘せしめむとするもの

四 當籤者又は投票者に對し表彰として金錢物品を贈與するものは自ら贈與するものと他人の寄贈に係るものとを問はずその金額又は價格を合して百圓を超過するもの

五 募集者その他募集に關與する者に於いて得票を任意に變更し得る方法なるとき

第七條 前三條に該當する特殊の事情に依り施行せしめ支障なしと認むる場合には詳細事由を具し保安部長の指揮を受くべし

第八條 左の場合に於いては施行せしむる前速かに保安部に報告すべし

一 新聞社、通信社、自治團體その他各種の團體に於ける主催なるとき規模大にして特に注意を要するものと認むるもの

規則第三條に依り處罰したるとき

大阪府令

明治四十二年九月内訓第九號は之を廢止す

懸賞又は富籤類似その他射
倅行爲及投票募集届出の件

大正十四年十一月
府令第一一六號

第一條 懸賞又は富籤類似その他射倅の
方法を用ゐることを提供し又は投票を
募集せむとするものは左記事項を具し
七日前に所轄警察署に届出づべし、之
れを變更せむとするとき亦同じ

一 住所、職業、氏名、生年月日、(法
人に在りてはその名稱、事務所所
在地及代表者の住所、氏名)

二 目的及方法

三 提供金品の種類箇數及價格

四 場所及期日又は期間

第二條 商行爲に關し組合員又は團體員
共同して前條の行爲を爲さむとする
ときはその主催者又は代表員より届出づ
る事を得

第三條 第一條の規定に違反したる者は
拘留又は科料に處す前項の違反者にし
て未成年者又は禁治産者なるときはそ
の罰則は之を法定代理人に適用す

附則

本令は大正十四年十二月十五日より之を
施行す
大正四年一月大阪府令第二號は本令施行
の日より之を廢止す

大阪府執行心得

懸賞又は富籤類似その他
射倅行爲投票募集届出の
件取扱手續

大正十四年十一月
訓保第五二一號

第一條 懸賞又は富籤類似その他射倅行
爲投票募集届出の件(以下單に届出の
件といふ)第一條に依り届出を受理し
たるときはその目的内容廣告の方法等
を調査し本手續第四條乃至第九條に概

觸せざるときはその儘施行せしめ若し
抵觸するとき又は公安風俗を害し若く
はその處あるものは諭示の上、中止又
は變更を爲さしめ請書を徴すべし前項
の事項の中止變更に應ぜざるときは一
件書類に意見を附し直ちに具申すべし

第二條 前項に依り施行せしめたる場合
は時々その實況を査察し届出事項に違
反せざる様取締を爲すべし

第三條 施行せしめたる後と雖公安風俗
を害し又はその處ありと認めたるとき
は直ちに具申すべし

第四條 賞品(財産上の利益を含む)に
して左の各號の一に該當するものは禁
止するものとす但し學術技藝に關し抽
籤に依らざるものは此の限りにあらず
一 字探し、繪探し、判じ物等單に娛
樂に關するものにおいて最高賞
品類二十圓を超過するもの

二 クロスワードその他學術技藝を要
することあるも専ら娛樂に關する
ものにおいて最高賞品類五十圓
を超過するもの但し公共團體その
他之れに類する團體にして専ら公
益を目的として行ふときは五百圓
新聞社にしてその新聞紙により催
すときは百五十圓を超過せざるこ
と

三 前號のものと雖營利を目的として
特別の條件を附加するものにお
りては最高賞品類二十圓を超過す
るもの

四 玉突、魚釣、競馬(競馬法に依ら
ざるもの)その他遊技に關し優勝
者に對し贈與する最高賞品類十圓
を超過するもの

五 廣告引札その他宣傳方法又は賞品
價格にして届出事項と相違し又は
誇大に渉るもの
當籤者を定むる方法が詐欺に類し
又は正確ならざるもの

七 賞品の送料又は荷造費を主催者に
於いて負擔せざるもの

八 公道、百貨店、興行場、遊覽所その
公衆の來集する場所に於いて實探
し又は變裝競争等の類を爲すもの

第五條 景品(財産上の利益を含む)に
して左の各號の一に抵觸するものは之
れを禁止するものとす
一 物品販賣に附隨する最高景品類に
して各個取引額の十倍又は百五十
圓を超過するもの

二 商人相互の取引にして一般に公表
又は宣傳せざる場合の最高景品類
にして各個取引額の二十倍若くは
千圓を超過するもの

三 公共團體その他之れに類する團體
の主催に係る博覽會、展覽會等に
於いて入場者に對し贈與する最高
景品類にして千圓を超過するもの

四 景品贈與の方法詐欺に類し又は正
確ならざるもの

五 廣告、引札その他宣傳方法又は景
品價格にして届出事項と相違し又
は誇大に渉るもの

六 景品の送料又は荷造費を主催者に
於いて負擔せざるもの
七 行商又は露店に於いて爲さむとす
るもの

八 湯屋、理髮店、席食、料理屋、飲
食店、貸座敷、興行場、遊覽所、
觀物場にして來客に對し景品を提
供せむとするもの
九 空籤あるもの
第六條 左の各號の一に該當する物品販
賣の方法は之れを禁止するものとす
一 當籤に等級を附し之れに相當する
物品を定めその當籤に依り該物品
を販賣する方法
二 袋又は之れに類似するものに物品
を容し内容を實見せしめずして之
を販賣する方法

三 自動販賣器により等級を附し物品
を販賣する方法

第七條 投票の募集にして左の各號の一
に該當するものは之れを禁止するもの
とす
一 當籤者又は投票者に對し贈與する
最高景品類百圓を超過するもの
二 投票者の資格又は投票用紙の種類
を制限するもの

三 人氣、技藝等他人の名稱又は信用
に關係あるもの
四 強ひて投票を勧誘し又は他人をし
て勧誘せしめむとするもの
五 募集者その他募集關係者に於いて
得票を左右し得る方法

第八條 第五條、第七條の最高
額は主催者自ら贈與すると他人の寄贈
に係るとを問はず合算したる額を謂ふ
第九條 第四條但書以外の賞品又は景品
は總て物品に限る但し有價證券商品切
手は此の限にあらざ

第十條 左の場合に於いては事實を附し
速かに報告すべし
一 本手續の範圍内と雖懸賞又は射倅
方法若はその宣傳方法にして新規
又は異例と認むるとき

二 新聞社、通信社、公共團體、その
他之に類する團體の主催なるとき
三 届出の件違反により處罰したると
き

第十一條 懸賞富籤類似その他射倅行爲
及投票募集にして地方長官に於いて禁
止又は制限の命令ありたる場合は直ち
に主催者に交付し請書を徴し置きその
後違反事實ありたる時は直ちに刑事
訴訟に附すべし

附則
明治四十二年八月訓示第一八號同年十
一月内訓第一二號大正十四年十一月保第七
四號は之れを廢止す

醫療關係者職業能力申告令

昭和十三年八月二十四日
勅令第六〇〇號

第一條 國家總動員法第二十一條の規定に基き醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦の職業能力に關する事項の申告並に其の職業能力に關する検査は本令の定むる所に依る

第二條 本令に於て醫師とは醫師法に依り厚生大臣の免許を受けたる醫師、齒科醫師とは齒科醫師法により厚生大臣の免許を受けたる齒科醫師、藥劑師とは藥劑師法に依り厚生大臣の免許を受けたる藥劑師を謂ふ、但し朝鮮に在りては各朝鮮總督の免許を受けたる醫師、齒科醫師及藥劑師を、臺灣に在りては各臺灣總督の免許を受けたる醫師、齒科醫師及び藥劑師を、樺太に在りては各樺太廳長官の免許又は假免許を受けたる醫師、齒科醫師及び藥劑師を、南洋群島に在りては各南洋廳長官の指定する者を含む

第三條 醫師、齒科醫師、藥劑師及び看護婦の職業能力に關する事項の申告は昭和十三年の申告を第一回とし爾後四年毎に一回之を爲さしむるものとす前項の申告は八月一日現在に依り同月十五日迄之を爲すべし
第一項の申告を爲すべし年の八月二日以後において醫師、齒科醫師、藥劑師若し看護婦と爲りたる者、第十二條に掲ぐる者にして本令の適用を受くるに至りたるもの、内地、朝鮮、臺灣、樺太若し南洋群島の何れかの地域より他の地域に就業の場所（就業の場所一定

せざる者、就業の場所を有せざるもの及び船舶内に於て就業するの状況に在る者に付ては住所）を移したる者又は本令施行地内に住所及び就業の場所の何れも有せざりし者にして本令施行地内に其の何れかを有するに至りたるもの八月一日（當該事實の生じたる日の次）の八月一日迄之を爲すべし
第四條 醫師は左に掲ぐる事項を就業地を管轄する地方長官に申告すべし
一、氏名 二、男女の別 三、出生の年月日 四、本籍 五、住所 六、兵役關係 七、醫籍登録番號 八、診療能力 九、學歷及び職歴 十、就業の場所 十一、就業の態様 十二、俸給給料を受くる者なるときはその額 十三、健康狀況特に總動員業務從事に關する支障の有無 十四、配偶者の有無及び現に扶養する者の數 十五、總動員業務從事に關する希望 十六、其他他命令を以て定むる事項

醫師前項の申告を爲したる後同項第一號、第十號又は第十一號に掲ぐる事項に變更を生じたるときは第九條の規定に該當する場合を除くの外三十日以内に就業を管轄する地方長官に其の旨申告すべし
第五條 齒科醫師は左に掲ぐる事項を就業地を管轄する地方長官に申告すべし
一、前條第一項第一號乃至第六號及び第九號乃至第十五號に掲ぐる事項 二、齒科醫籍登録番號 三、その他命令を以て定むる事項
第六條 藥劑師は左に掲ぐる事項を就業地を管轄する地方長官に申告すべし
一、第四條第一項第一號乃至第六號及び第九號乃至第十五號に掲ぐる事項 二、藥劑師名簿登録番號

三、其他他命令を以て定むる事項
第七條 看護婦は左に掲ぐる事項を就業地を管轄する地方長官に申告すべし
一、第四條第一號、第三號乃至第五號及び第九號乃至第十五號に掲ぐる事項 二、その他命令を以て定むる事項
第八條 第四條第二項の規定は齒科醫師、藥劑師及び看護婦にこれ為準用す
第九條 醫師、齒科醫師、藥劑師又は看護婦前六條の規定による申告をなしたる後左の各號の一に該當するときは遅滞なく前に申告をなしたる地方長官に其の旨申告すべし
一、第十二條の規定に該當するに至りたるとき
二、内地、朝鮮、樺太又は南洋群島の何れかの地域より他の地域に住所又は就業の場所を移したるとき
三、本令施行地外に住所又は就業の場所を移したるとき
第十條 地方長官は命令の定むる所に依り當該官吏をして本令の申告を爲したる者に就きその職業能力に關し検査を爲さしむることを得
第十一條 地方長官は命令の定むる所に依り本令の申告に關し國家總動員法第三十一條の規定に基き報告を徴することを得
第十二條 本令は第九條第一號の規定に依る申告に關する規定を除くの外陸海軍軍人にして現役中のもの（歸休下士官兵を除く）及び戰時若くは事變に際し又は兵役法第五十五條第二項（志願）に依り兵籍に編入せられたる者に付てこれに該當する勅令の規定を含む）の規定に依り召集中のもの、陸海軍軍屬並に國家總動員法第四條の規定により徵用中の者に對してはこれを適用せず
第十三條 醫師、齒科醫師、藥劑師又は看護婦にして左の各號の一に該當するもの、申告に關しては命令の定むる所に依り申告期限を延長することを得
一、陸海軍軍人にして召集中のもの（前條に規定する召集中の者を除く）
二、外國旅行中の者
三、其他命令を以て定むる者
第十四條 本令中地方長官とあるは東京府に在りては藥劑師又は看護婦に關しては警視總監とす
第十五條 二以上の就業の場所を有する者に付ては主たる就業の場所の所在地を以て、就業の場所一定せざる者就業の場所を有せざる者又は船舶内に於て就業するの常況に在る者に付ては住所を以て本令の就業地と看做す
第十六條 本令中醫籍登録番號、齒科醫籍登録番號又は藥劑師名簿登録番號とあるは朝鮮總督の免許を受けたる醫師、齒科醫師又は藥劑師に關しては各其の免許番號とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事又は廳長、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とす
第十七條 本令に規定するもの、外申告に關し必要な事項は命令を以て之を定む

附則
本令は公布の日より之を施行す
昭和十三年限り第三條第二項中八月一日現在に依り同月十五日迄とあるは十月十五日現在に依り同月三十一日迄とし同條第三項中八月二日以後とあるは十月十六日以後とす
醫療關係者職業能力申告令施行規則
昭和十三年九月五日
厚生省令第二六號
第一條 醫療關係者職業能力申告令（以下申告令と稱す）第三條の規定に依る

申告は別表第一號様式に依る職業能力
申告用紙を以て之を爲すべし
申告令第四條第二項及第八條の規定に
依る申告は別表第二號様式に依る職業
能力異動申告用紙を以て之を爲すべ
し

第二條 申告令第九條の規定に依る申告
には左の事項を記載すべし

- 一、申告者の氏名
- 二、前に申告を爲したる就業の場所又
は住所
- 三、申告令第九條に該當するに至りた
る年月日及其の事實

第三條 申告令第三條第一項に該當する
年に於ては地方長官は七月二十日迄に
職業能力申告用紙を醫師、齒科醫師
藥劑師及看護婦に配付す

申告を爲すべき醫師、齒科醫師、藥劑
師及看護婦前項の期日迄に職業能力申
告書用紙の交付を受けざる時は地方
長官に出出之が交付を受くべし

申告令第三條第三項、第四條第二項又
は第八條の規定に依り申告を爲すべき
醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦は地
方長官に申出で申告書用紙の交付を受
くべし

第四條 申告令第二條第二項の規定に依
り看護婦を定むること左如し

一、大正四年内務省令第九號看護婦規
則に依り看護婦たる者（明治四十三年
勅令第二十八號日本赤十字社條例
に依り日本赤十字社救護員たる者を除
く）

第五條 地方長官は當該官吏をして申告
令に依る申告を爲したる者に就き身
體、技能その他必要と認むる事項の檢
査を爲さしむることを得

前項の場合に在りては當該官吏は別
表第三號様式に依る證票を携帶すべ
し

第六條 左の各號の一に該當するもの

第六條 左の各號の一に該當するもの

申告期限は内地に歸來したる日より十
五日目迄之を延長す

- 一 申告令第十三條第一號に該當する
者にして内地に居住せざるもの
- 二 申告令第十三條第二號に該當する
者
- 三 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又は
關東州に旅行中の者

交通至難の島嶼に住所又は就業の場所
を有する者にして正規の期限に申告を
爲し難きもの、申告期限の延長に付て
は地方長官は厚生大臣の認可を受け特
別の規定を設くることを得

第七條 申告令第十四條の規定は本令に
之を準用す

第八條 醫師は申告令第三條の規定に依
りて爲す最初の申告に限り副本一通を
添附し提出すべし

附 則

本令は公布の日より之を施行す
第三條中七月二十日迄とあるは昭和十三
年に限り十月五日迄とす
第八條の規定は昭和十三年に行ふ申告に
限り之を適用せず

醫療關係者職業能力申告等
に關する事務取扱手續

昭和十三年九月五日
厚生省訓令第二六號

第一條 醫療關係者職業能力申告令（以
下申告令と稱す）第三條第一項の申告
を總申告、同條第三項の申告を補充申
告、同條第四條第二項及第八條の申告
を異動申告と謂ふ

第二條 職業能力申告書用紙及職業能力
異動申告書用紙は厚生大臣之を地方長
官に交付す

地方長官は交付を受けたる用紙に不足
を生ずる處ありと認めたる時は厚生
大臣に其旨申出づべし

第三條 地方長官は醫師、齒科醫師、藥

劑師及び看護婦の提出したる各申告書
を檢査し誤謬又は説漏ありと認めたる
ときは申告者をして訂正せしめ又は申
告者に聞質して之を訂正すべし

第四條 地方長官は總申告及補充申告に
依る申告書を厚生大臣の指示する方法
に依り醫師、齒科醫師、藥劑師、看護
婦の各別に編綴して醫療關係者職業能
力登錄簿と爲すべし

醫療關係者職業能力登錄簿に編綴した
る前項の各申告書は之を登錄票と謂ふ
登錄票には各醫療關係者職業能力登錄
簿に編綴したる順序に従ひ番號を附す
べし

異動申告に依る申告書は當該登錄票の
次に編綴し之と同一の番號を附すべし

第五條 地方長官は醫師、齒科醫師、藥
劑師、看護婦の各別に醫療關係者職業
能力登錄簿の見出帳を調製し其氏名、
醫療關係者職業能力登錄簿記號及登錄
票番號を記載すべし

見出帳は其の記載事項の異動ある毎に
之を訂正し置くべし

第六條 地方長官は總申告又は補充申告
を爲したる者の中就業の場所と住所と
が管轄地方廳を異にするものあるとき
は住所地方廳を異にするものあるとき
は管轄地方廳を異にするものあるとき
に其旨を附記すべし

第七條 地方長官は異動申告に依る申告
書を受理したるときは登錄票の記載事
項中變更を生じたる事項を朱抹し登錄
票に其旨を附記すべし

地方長官就業の場所の變更に依り管轄
地方廳を異にしたる場合に於て異動申
告に依る申告書を受理したるときは前
の就業地を管轄する地方長官に登錄票
の送致を請求すべし

前項の請求を受けたる地方長官は遲滯
なく登錄票を送致すべし

地方長官前二項の規定に依り登錄票の
送致を受けたるときは第一項及第四條

の例に依り之を處理すべし
第八條 地方長官は申告令第九條の規定
に依る申告書を受理したるときは登錄
票に其旨を附記すべし

前項の場合においては醫療關係者職業
能力登錄簿より之を除き別に保存すべ
し（但し申告令第九條第二號又は第三
號に該當する場合に於ては内地に住
所と就業の場所とを有する者が住所の
みを内地以外の地域に移したる場合に
おいてはこの限にあらざり

第九條 地方長官申告令の適用を受け
るに至りたる者あることを醫師法施行
規則第六條若しくは第十二條、齒科醫
師法施行規則第六條若しくは第十一條、藥
劑師法施行規則第六條若しくは第十八條
又は看護婦規則第九條若しくは第十條第
一項後段の規定に依り知りたるときは
登錄票にその旨を附記し醫療關係者職
業能力登錄簿より之を除くべし

前項の場合に於て住所と就業の場所と
が管轄地方廳を異にするときは住所地
を管轄する地方長官は就業地を管轄す
る地方長官に其の旨を通知すべし

就業地を管轄する地方長官前項の通知
を受けたるときは第一項の例に依り之
を處理すべし

第十條 地方長官醫師法施行規則第七
條、齒科醫師法施行規則第七條、藥劑
師法施行規則第七條及看護婦規則第七
條の規定に依り申告者の住所に異動を
生じたるを知りたるときは其の都度登
録票を訂正すべし

前項の場合に於て住所と就業の場所と
が管轄地方廳を異にするときは前條第
二項の例に依るべし就業地を管轄する
地方長官前項の通知を受けたるときは
第一項の例に依り之を處理すべし

第十一條 醫療關係者職業能力申告令施
行規則第七條の規定は本手續に之を準
用す

業界關係の諸届書式

願書や届書は、その雛形を見たゞけて用を辨するものあり、又その條文を参照しなければ直ぐに役たないものもある。然し、條文と書式とを合せてこれを掲げるといふことは容易でないから、こゝには日常最も必要多しと思はるゝ化粧品、賣藥、部外品、商標、特許等に關するもの、及び骨牌販賣免許申請に關するもの等を掲げる。條文を必要とせらるゝ場合は、今十四年版及び既往の年鑑を参照せられ度い。

化粧品賣藥部外品關係諸届書式

化粧品發賣届

住所

營業所

氏名 法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及定款ノ寫

年月 日 日生

一、名稱

二、原料品名及其ノ分量

原料品ニシテ成分不明ナルトキハ定算分析表ヲ添附スルコト

三、用法、用量

四、效能

右化粧品發賣致度候條見本品相添へ此段及御届候也

年月 日 右

氏 名 〇

警視總監宛

註 用紙は美濃紙たること▽營業所々警署へ提出のこと▽届書は名稱毎に作製のこと

化粧品内容變更届

住所

營業所

氏名 法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名及定款ノ寫

年月 日 日生

一、名稱

法規法令

化粧品發賣廢止届

住所

營業者

年月 日 日生

一、名稱

一、發賣廢止日 昭和 年 月 日

右化粧品ノ發賣ヲ廢止致候ニ付此段及御届候也

昭和 年 月 日

氏 名 〇

警視總監宛

註 用紙は美濃紙

賣藥部外品内容變更免許願

住所

營業所

氏 名 〇

年月 日 日生

一、品名

一、原料品名及其ノ分量

一、用法、用量

一、效能

右之通免許相受製造發賣致候處今般左ノ通り内容變更致度ニ付免許相成度別紙賣藥部外品免許證相添此段及御届候也

記

一、品名 又ハ變更セズ

一、原料品名及其ノ分量 又ハ變更セズ

一、用法、用量 又ハ變更セズ

一、效能 又ハ變更セズ

年月 日 右 氏 名 〇

警視總監宛

註 品名のみの變更の時ハ新舊の品名のみを記し原料品分量以下不要▽手数料は現金を直接官房會計課に納入するものとす(収入印紙は不要)▽用紙は美濃紙

町名地番改正に伴ふ化粧品、賣藥部外品製造免許證書換手續

賣藥部外品取締規則第六條及び化粧品取締規則第七條に依る「容器又は被包の營業所」は從來賣り出された(自己の手許を離れたる意)分はそのまゝにして差支へなきも可成速かに新町名番地のものとすること

一、町名地番變更に依る免許證の書替申請書は別紙書式によること

尚免許證番號は届書に一々列記を要せず、左記の如く略して差支へなきこと

二二三

一、品名

一、原料品名及其ノ分量

一、用法、用量

一、效能

右製造發賣致度ニ付御免許相成度見本品相添此段及御届候也(法人ニシテ新々ニ免許ヲ受クル者ハ定款寫添付ノコト)

年月 日 右 氏 名 〇

法人時 法 人 名 〇

代表者 氏 名 〇

警視總監宛

註 用紙は美濃紙を用ふること▽所轄警署へ願書及見本提出のこと▽手数料は願書提出後當方よりの呼出を待つて現金にて官房會計課に納入すること▽有夫の婦は願書に夫の連署を要す

町名番地改正ニ依ル
免許證書換屆

舊住所
舊營業所
新住所
新營業所

一、何年何月何日第何號免許何々外
何方

右ハ今般行政區劃ノ變更ニ依ル住所
營業書肩書ノ通變更相成候條免許證
書換下付相成度免許證相添此段及御
屆候也

警視總監宛
昭和年月日
氏名

一、免許證は裏面に訂正を要するに付全
部肩書に添附せらるゝこと
一、ゴム印調製を便宜とすること

申請書を所轄署へ提出の際左記雛形に
よるゴム印を調製の上持参せらるゝを
便宜とすること
但し十方以下の場合はその必要なし
と史料す

署	昭和年月日町名地番變更届出
住所	
營業所	

景品附特賣届

一、本籍
現住所
職業

年月日

二、目的
三、方法ノ詳細

(1)發賣方法
イ、發賣數
ロ、壹金額
ハ、特賣品

二、特賣發賣方法
ホ、景品ノ價格 別紙ノ通り
ヘ、特賣ノ區域

(2)抽籤方法

イ、方法 發行抽籤券ト同號ノ抽籤
札ヲ廻轉抽籤器ニ投入シ壹等ヨリ順
次所定ノ本數ヲ抽出シテ各等級ヲ定
ム

ロ、抽籤場所
町 番地

ハ、立會 立會人氏名
ニ、發表紙 商報或ひは新聞名
ホ、抽籤期日
昭和年月日

四、施行場所及期間
東京市
自昭和年月日
至昭和年月日

五、景品ノ種類 總數
等級 景品 單價 本數
若シ期間中ニ賣切レズシテ締切抽籤執行スル
モ届出ノ本數通り一等ヨリ順次抽出ス
上記景品送料ハ主催者之ヲ負擔ス
右警視廳令第二十六號取締規則ニヨ
リ此段御届申候也

警察署長宛
昭和年月日
右名 氏名

均一特賣ノ場合

景品付特賣届

一、本籍
現住所
職業

二、目的

三、方法ノ詳細、發賣方法
イ、發賣數

ロ、壹金額
ハ、發賣品
二、特賣發賣方法
ホ、景品ノ價格 別紙ノ通
ヘ、特賣ノ區域

四、施行場所及期間
東京市
自昭和年月日
至昭和年月日

五、景品ノ種類 總數
景品 單價
但シ期間中ト雖モ賣切ト同時ニ
締切

上記景品送料ハ主催者之ヲ負擔ス
右警視廳令第二十六號取締規則ニヨ
リ此段御届申候也
昭和年月日
右名 氏名

警察署長宛

藥業關係諸届書式

製藥者 試驗願
毒劇物營業
本籍
住所

氏名
年月日

私儀貴廳施行ノ藥種商(製藥者又ハ
毒劇物營業)試驗相受度候ニ付御試
驗相成度別紙履歷書及寫眞相添へ此
段及奉願候也
年月日

警視總監宛
氏名

註 北海道は北海道長官、東京府は警視總監、各
府縣は府縣知事、但し所轄警察經由、履歷
書及び寫眞を添附して、試驗(毎年十月施行)
少前月中に願出づること、用紙美濃紙

履歷書

本籍
住所
族稱 華、士族、平民

氏名
年月日

一、學業 何年何月何學校卒業
二、職業 藥品取扱ニ關スル自己ノ經歷及
現在從事スル職業等
右ノ通相達無之候也
年月日

氏名

藥劑師を使用して藥種商免許を受けむとする者の
届書(個人の場合)

藥種商免許鑑札下付願

本籍
住所
營業所

氏名
年月日

右者藥劑師何某ヲ使用シ藥種商營業
致度候ニ付キ免許鑑札下付相成度別
紙藥劑師免許證相添へ藥劑師連署ヲ
以テ此段相願候也
年月日

右氏 氏名
藥劑師 氏名

長官宛

註 會社の場合には右に準じた届書を作成の上、
會社定款の寫と、管理人として使用する藥劑
師の免許證寫(會社の代表者が藥劑師なる時
はその者の免許證寫)とを添へて所轄警察官
署に差出すこと

藥種商支店設置願

本籍
住所
營業所

藥種商 氏名
年月日

右者何某ヲ管理人ニ定メ何市何郡何町何番地ニ支店ヲ開設致度候ニ付御免許相成度別紙管理履歴書相添へ相願候也
年月日
長官宛 右何 某

註 管理人藥劑師があれば、藥劑師免許證寫を添へ連署にて出願する

藥種商鑑札書換申請書

届出ノ規定ノ地方デハ住所又ハ營業所變更届
舊住所
舊營業所
（新住所）「住所變更ノ場合ニ認ムルコト」（新營業所）
藥種商 氏 名
年月日 日生

右者何年何月何日營業所（住所變更ノ場合ニハソノ旨）ヲ肩書地ニ變更候ニ付鑑札書替下付相成度別紙鑑札相添へ此段申請（届出）候也
年月日
長官宛 右氏 名

註 奏出期限は大體十日以内

藥種商本籍（氏名）變更ニ付鑑札書換申請書

届出ノ規定ノ地方デハ變更届
本籍
舊本籍
營業所
藥種商 氏 名
年月日 日生

一、舊氏名
一、新氏名（氏名變更ノ場合）
右 何年何月何日日本籍（氏名）變更致候ニ付鑑札書換下付相成度免許鑑札並戸籍謄本（又ハ抄本）相添へ此段申

法規法令

請（届出）候也
年月日
長官宛 右氏 名

藥種商免許鑑札再下付申請書

本籍
住所
營業所
藥種商 氏 名
年月日 日生
右者藥種商免許鑑札左ノ事由ニ依リ毀損（亡失）致候間再下付相成度此段申請候也
一、……ノ爲毀損又ハ亡失（ソノ理由ヲ記ス）

註 届出十日以内 各府縣の規定によること

藥劑師變更届

本籍
住所
營業所
藥種商 氏 名
年月日 日生
右者從來藥劑師何某ヲ使用致候處何年何月何日解雇シ、藥劑師何某ヲ使用致候間免許證寫相添へ此段連署ヲ以テ届出候也
年月日
長官宛 右氏 名

藥種商支店廢止届

本籍
住所
營業所
支店
藥種商 氏 名
年月日 日生

右支店何年何月何日限り廢止致候間此段届出候也
年月日
長官宛 名氏 名

註 支店所在地の所轄警察官署に届出

藥種商廢業（死亡、失踪）

本籍
住所
營業所
藥種商 氏 名
年月日 日生
右者何年何月何日廢業（死亡又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケ）致候間免許鑑札相添へ此段届出候也
年月日
長官宛 右氏 名

註 地方廳の規定による期限内に提出のこと

藥種商移轉届

本籍
住所
營業所
藥種商 氏 名
年月日 日生
右者何年何月何日ヨリ何府縣何郡市何町何番地へ移轉致候間免許鑑札相添へ此段届出候也
年月日
長官宛 右氏 名

註 地方廳の規定による期限内に、舊營業所の所轄警察署に届出のこと

毒物劇物營業届

本籍
住所
族籍
藥劑師、藥種商、製業者
氏 名
年月日 日生
一、營業所ノ位置
右者毒物劇物營業致度候條別紙藥劑

師免許證書（藥種商、製業者ハ免許鑑札寫）相添へ此段及御届候也
年月日
長官宛 右氏 名

用紙兼滙紙

藥劑師試驗願

本籍
住所
族籍
試驗ノ種類、學說試驗、實地試驗又ハ學說實地試驗
受驗地
氏 名
年月日 日生
私儀右藥劑師試驗相受度履歴書、戸籍謄本及寫眞相添へ此段相願候也
年月日
長官宛 右氏 名

履歴書

一何年何月何中學校（高等女學校）ニ入學何年何月卒業
一何年何月何藥學校ニ入學何年何月卒業
一何年何月藥劑師試驗ヲ受ケ學說試驗ニ合格
右之通相違無之候也
年月日
長官宛 右氏 名

賣藥請賣届

營業所
住所
氏 名
年月日 日生
右賣藥請賣營業致候ニ付此段御届候也
年月日
長官宛 右氏 名

賣藥行商局

住所 賣藥業者又は
請賣業者氏名
住所 賣子氏名
年 月 日生
年 月 日生
一、方名 何々
營業者ノ營業所及氏名(數方ノ場
合此ノ例ニ依リ順次列記)
右賣藥行商(賣子ヲシテ行商セシム
ル時ハ其ノ旨)致候ニ付此段及御届
候也
年 月 日
右 氏 名
名印

毒物劇物營業願
原籍 藥劑師 氏名
現住所 年 月 日生
營業者 藥劑師 氏名
法人ナラバソノ名稱 年 月 日生
代表者 氏名
今般藥劑師何某ヲ管理人トシテ毒物
劇物營業開始仕リ度候間御許可相成
度管理人ノ藥劑師免許證寫相添ヘ此
段及御願候也
年 月 日 右(法人名)
代表者 氏名
右 藥劑師 氏名
名印

新製劑(又ハ新藥)製造(又ハ輸入)
發賣届
住所 營業所
名印

製造所

輸入ノ場合ニハ製造者
ノ氏名モ併記ノコト
業 別 藥種商、製藥者、藥劑師
氏名
年 月 日生
名 稱
成分 分量 一錢又ハ百分中ノ成分
成分不明ノ時ハ製法及本質要旨
右者今般製造(又ハ輸入)發賣致度ニ
付別紙製藥者(又ハ藥種商)免許鑑札
寫及藥劑師免許證寫ノ見本品相添此
段及御届候也
年 月 日
右 氏 名
名印

製藥者
免許鑑札下附願

本籍 個人以外不用
住所 法人ニアリテハ事務所
營業所 製藥者以外不用
製造所 出願者氏名 法人ニアリテハ名稱
生年月日 法人ニアリテハ代表者氏名
右者今般藥劑師何某使用ノ上藥種商
(製藥者又ハ毒物劇物)營業致度候ニ
付御免許相成度別紙款寫(法人ニ
限ル)及藥劑師證寫相添連署ヲ以テ
此段及御願候也
年 月 日
右 代表者 氏名
代表者 氏名
名印
出願者 氏名
使用藥劑師 氏名
名印
警視總監 監究

商標特許關係諸願

商標登錄願

收入印 紙七圓
商標ヲ附スベキ商品
色ノ限定 何々
色ノ限定ノ場合
着色限定ノ場合
私(私共)儀前掲商標ニ付登錄相受
度此段相願也
國籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所
出願人 氏名
法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ
記シソノ側ニ代表者記名捺印
スルコト
添附書類目錄
一、何々 何通
一、何々 何通

聯合商標登錄願

收入印 紙七圓
商標ヲ附スベキ商品
第何類 何々
色ノ限定 何々
着色限定ノ場合
聯合商標登錄番號 願書番號 符號
私(私共)儀前掲商標ヲ聯合ノ商標ト
シテ登錄相受度此段相願候也
國籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所
出願人 氏名
法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ
記シソノ側ニ代表者記名捺印
スルコト
添附書類目錄
一、何々 何通
一、何々 何通

聯合商標權存續期間
更新登錄願

收入印 紙拾圓
登錄番號
色ノ限定 何々
着色限定ノ場合
聯合商標登錄番號
私(私共)儀前掲商標權ニ付存續期間
更新ノ登錄相受度此段相願候也
國籍 外國人ナル場合
住所 又ハ居所
出願人 氏名
法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ
記シソノ側ニ代表者記名捺印
スルコト
添附書類目錄
一、何々 何通
一、何々 何通

特許願

收入印 紙拾圓
發明者ノ氏名、住所(又ハ居住)
一、發明者ノ氏名、住所(又ハ居住)
本項ハ出願人ガ發明者ナルト
キハ記載スルコトヲ要セズ
私(私共)儀別紙明細書ニ記載スル發
明ニ付特許相受度此段相願候也
國籍 外國人ナルトキ
住所 又ハ居所
出願人(發明者) 氏名
法人ナルトキハ法人ノ名稱ヲ
記シソノ側ニ代表者記名捺印
スルコト
添附書類目錄
一、何々 何通
一、何々 何通

警察部へ届出づるも受理する警察部もあるが、この場合は其府縣警察部管下支店又は代理店のある場合には、その支店所在地の警察署へ届出るも可、但し高知、青森縣下は一切抽籤付特賣を許可しない。

ハ 受理された府縣以外の地方へは特賣規定書を送付しないこと、従つてその地方發行の新聞雜誌には廣告は禁止されてゐる。

ニ 特賣期間は短期間大體三ヶ月位にして締切の翌月直ちに抽籤を執行すること。

但し取締當局が特殊の場合に限り六ヶ月まで認めることがある。

ホ 均一景品の場合にも必ず届出を必要とする。

ヘ 割引特賣の場合届出は不要であるが、取引の際直ちに割引すること。若し割引券を發行し、その券を添付の上後日割引を行ふのは景品同様に見做され、届出を必要とする。

四、愛用者優待又は景品附特賣方法については、本社抽籤係に御照會されれば詳細にお答へする。

景品券の心得

一、物品を記載せる商品切手

商品切手の額面が一圓以上なるとき印紙を貼用すべきことは印紙税法に規定されて居る處である。金額を記載せず單に「何々品をこの券にて引換へて相渡し可申候」などと記入せる物品切手の場合如何と云ふに、この場合にも、印紙貼用を要するのである。但し左記の場合の如きは印紙税法第五條により印紙の貼用を必要としない。

- 一、記載金高一圓未満の物品切手
- 一、賣買仕切書
- 一、支拂差引殘金十圓未満、若くは金

高記載なき場合、又は營業に關せざる受取書
一、共通商品券
なほ、特賣の際に發行する抽籤券は各等中の末等が一圓以上の場合も、課税は免除される。

一、共通商品券

共通商品券は普通六ヶ月以内に引換へなければならぬことになつて居る。然し六ヶ月以内に引換へないため斷然無効になるものではなく、これは民法その他に法令に於いて規定する處によつて取扱はれ得るものであるが、便宜上期間を制限し、なるべくそれを實行せしめるやう努めさせるものである。共通商品券の額面は十錢以上五圓以下限る。但し共通商品券は一種の商品を販賣する組合にのみ許可されるものである。

一、引換券

引換券に一定の金額を記入せるものは本舖に於いて引換へる場合に於いてのみ許可せられ、本舖又は代理店に於いて引換へる等の條項を記入せるものは引換券として許可されない。

一、景品券又は割引券

景品券又は割引券は、その作用に於いて商品切手と異なる所がないため、通常はその發行を認められない。但し年末年始及び中元等の際に於ける聯合賣出し等に際し認可されるので、その通用期間は毎年十二月一日より翌年の一月三十一日迄及び六月十五日より八月十五日迄となつて居る。その他祭禮、記念等の臨時、特殊の賣出しの場合も特に認可せられることもある。

商業組合商品券

商業組合は商業組合法第三條ノ二によつてその取扱商品に付商品券の發行ができる。この商品券は勿論組合員が引換の義務を負ひ、若し引換不能、引換停止を

行ふやうなことがあれば券面表示金額を限度として辨濟の責を負担しなければならぬ。なほ詳細は同法施行規則第七條ノ二以下を参照されたい。

業界 商標類別一覽

- 第一類 化學品、藥劑及醫療補助品
酸類、鹽類、亞爾加里、漂白粉、樹脂、膠、磷、酒精、偏里設林、規那鹽、莫留比混、丁幾爾、舍利別、煎劑、水劑、浸劑、丸藥、膏藥、散藥、錠藥、煉藥、生藥、藥油、香精、石灰、硫黃、礦水、醫香、打粉、食鹽、芫、黑燒、防腐劑、防臭劑、驅蟲劑、綳帶、綿紗、綿撒布、脫脂棉、海棉、オブラート、水囊、水枕等
- 第二類 染料、顏料、媒染料及塗料
藍玉、藍靛、紫根、紅、朱、丹、綠青、群青、洋靛、鉛白、胡粉、金銀粉、藤青、染齒料、錫礬、明礬、漆、假漆、ベイント、澁、靴墨、革油、防鏽料、防水料、耐火塗料等
- 第三類 香料及他類に屬せざる化粧品
香水、香油、香袋、髮膏、白粉、化粧下等
- 第四類 石鹼
第五類 齒磨及他類に屬せざる洗料
齒磨粉、煉齒磨、齒磨液、洗粉、洗糖洗液等
- 第六類 貴金屬、其の模造物、アルミニウム金、ニツケル銀、ブリクニヤメタル及他類に屬せざる其の製品
金、銀、白金、四合一、紫銅其の他貴金屬の合金、鍍品、モール、金箔、銀箔、彫鍍品等
- 第七類 寶玉類、其の模造物及他類に屬せざる其の製品
金剛石、珊瑚、眞珠、水晶、黃玉、碧玉、彫鍍品等
- 第八類 他類に屬せざる絲類の編物、組物、撚物、レース、ドロソウウ、刺繍品及各種の紐類
- 第九類 被服、手巾、鈕釦及及裝身用ビンの類
衣服、冠、帽子、カラ、カフス、領飾襟、襯衣、ズボン下、胴締、手袋、足袋、ハンカチーフ、手拭、タオル、襪、紗、風呂敷、甲馳、カフスポタン、ネクタイピン、ブローチ等
- 第十類 煙草、煙管、薄荷パイプ、紙入、貨幣入、名刺入、信支袋、オベラバツグ等
- 第十一類 皮革、其の模造物及び他類に屬せざる其の製品並各種の鞣類
毛皮、柔革、擬革紙、擬革布、馬具、革文匣、縮革、キヤットガツト等
- 第十二類 燐寸
第十三類 油脂及蠟の類
石油、菜子油、魚油、獸脂、木臘、蜜蠟、蠟燭等
- 第十四類 骨、角、齒牙及甲殼の類、他類に屬せざる其の製品及其の模造物
他類に屬せざるエポナイト製品及ガタペルチヤの硬質製品並セルロイド及他類に屬せざる其の製品
- 第十五類 頭飾品、調髮具及リボンの類、造花刷子類
第六十四類 頭飾品、調髮具及リボンの類、造花刷子類
第六十五類 扇、簪、簪、ヘアピン、ヘアネット、手絡、根掛、髮止、髮形、元結、髷、附鬘、入毛、髮蕊、髮掛、リボン、裝飾リボン、齒刷子、化粧刷毛、埃取刷子等
- 第十六類 燻料
第六十七類 燻料
練香、燻香、粉末香、蚊除練香、蚊除柱香、蚊除粉末香等
- 第十七類 他類に屬せざる研磨料
第六十八類 他類に屬せざる研磨料
磨粉、磨液、艶出布、艶出紙、研磨布、研磨紙等
- 第十八類 他類に屬せざる商品
第七十類 他類に屬せざる商品

業薬 品薬

業薬品

昭和十三年 薬業界の諸問題

戦時下の此の一年——自昭和十二年十一月、至同十三年十月——は、我が日本帝國が建國以來の大轉換期に遭遇し、政治的にも經濟的にも將又思想的にも一大革新の實を擧げたと同様に、薬業界に於いても亦空前の一大變換を示したことは寧ろ當然のことで、殊に薬業界のみに取り立て、云ふべき問題では無からうと思はれる。従つて此の間に於ける諸問題の續出は文字通り枚擧に遑無き有様であるが、此處では概観的に、特に記録すべき必要ありと思ふ事柄に就いて大要を述べるに止める次第である。

或ひは此處に記述する問題以外に尙より重大な諸問題が多數數へられるかとも思はれるが、それ等は多く國策に關聯するもので、今後の推移に俟たなければ輕々に論じ得られない。

例へば製薬原料の問題、代用藥品の問題、戦時薬局方制定の問題、輸出入統制の問題等々であるが、それ等は重大視しなかつたのではなく思ふところがあつて論及しない迄である。その理由は此處で彼れはれ論じて見ても始まらない問題と思惟するからである。

その他國家總動員法に關するものや商店法の如きものは薬業界のみの問題ではないから一切觸れないことにした。

① 厚生省の設置と藥事

行政問題

本年の最大の問題は厚生省の新設である。之れに依つて藥事は勿論一般衛生行政は内務省から移されて、此の厚生省の管掌するところとなつた。空前の一大變革と云はなければならぬ。

厚生省の開設は前年來衛生省或は保健省と云ふ名稱を以つて實現を計畫され、更に保健社會省に變更されて之れが豫算は議會の協賛を得たに拘らず、時局影響の爲め豫定の昭和十二年十月一日に開設することが出来なかつたのであるが、軍部側の開設要望の主張が強く、十三年一

月十一日厚生省として呱々の聲を擧げるに至つたものである。

厚生省の組織に就いては此處で詳細に述べる必要は無いが、藥事行政に關して衛生局が設けられ醫務課がその掌に當るものであることだけは記して置かねばなるまい。而して衛生局も醫務課も内務省時代に之れがあり、藥事に關する一切を管掌してゐたことは現在と同一であつたが、衛生局の組織醫務課の内容に於いては多少の相違を示してゐること勿論である。然し藥事行政の立場から之れを見れば殆ど差異無く、内務省の組織をその儘移したものと云つて差支へない程度のも

のである。従つて薬界としては大なる不満を持つて今後の機構改革を嚮望しつゝあるのであるが、それは何かと云へば即ち藥事衛生行政機關の獨立である。

具體的に云へば藥務局の設置であり、それが無理であるとすれば少くも藥務課の設置を要望しつゝあるのである。此の問題に就いては薬界は古くから種々運動して來てゐるが、醫系の勢力が強いのと内務省の機構改革になる問題である爲め何等の反響が見られなかつた。然るに今回の厚生省新設は保健衛生の専門省である建前から見ても、實質上藥事の問題は藥務局或るは藥務課の如き一局一課を占める重要性を有し且つその仕事の範圍の廣汎であると云ふ點から見ても、薬界の多年の宿望せらるゝ機を迎へたと思はれ日本藥劑師會に於いても關係團體の協力を求め建議その他の運動も、試みたのであつたが、遂に宿願達成は一場の夢と化して了つたのである。その原因に就いては種々の説をなす者があり、或一部では

××が余計な運動を仕過ぎた爲め却つて反感を買つた點が少くない。藥務課の設置は當初政府の案にも出た位なのである。

と云つて居り、或ひは藥務課長として適材が薬系に無いのが原因だとか、醫系の暗躍の結果だとか種々云はれてゐる。此處では一々それ等の詮索をする必要は無いが、兎に角政府が未だ藥事行政の重大性と廣汎な仕事の内容を理解してゐない結果であることは論議の要が無いと思ふ。今後一層薬界が努力して政府に此の點

を認識せしむることが急務であり、諸般の情勢から推して薬務局は困難としても業務課の設置は左程遠からざる時期に於いて實現を期待し得られるものと豫想される。

② 醫藥制度調査會の設置

厚生省の新設に伴ひ、非常時國民體力の向上を目標として國民保健の問題は全面的に検討されることとなつたが、醫藥方面の諸問題を吟味するために新なる機關として醫藥制度調査會が厚生省内に設置されたことは、本年度に於ける特筆大書すべき事柄であつた。

元來係る機關の設置は醫藥事業解決の一方策として藥劑師會方面に於いて數年來熱望し且つ實現に努力運動しつゝあつたもので、偶々後述する國民健康保險法案が議會に上程論議されるに當り、之れに關聯する藥劑師會の政治的運動が効を奏し時の河原田内相をして醫藥制度調査機關の設置を公約せしむるに至つたのであるが、此の公約が實を結び昭和十二年十二月三十日の閣議で豫算一萬圓を承認され、次いで十三年四月第七十二議會の協賛を経て同年六月三十日之れが官制の公布を見たことは、藥劑師會の運動に俟つところが多かつたには相違ないが、又實に時局の然らしめたものと云ふべきである。

而して本調査會の機構は厚生大臣を會長とし委員四十名を以つて組織され、その委員は關係官廳、貴族兩院、醫藥兩界産業の各代表並に學識經驗ある人々より

選任されてゐるが、藥界出身委員を擧げて見れば

日本藥劑師會々々長河合龜太郎、全國賣藥藥團體聯合會々々長堀内伊太郎、日本藥局方調査會々々長慶松勝左衛門、衆議院議員(藥劑師)大口喜六、貴族院議員(富山縣藥劑師會々々長)金岡又左衛門、貴族院議員森平兵衛(前大阪府藥劑師會々々長)、大阪製藥同業組合組長瀧野勇、株式會社鹽野義商店社長鹽野義三郎の諸氏。

であつて、人選に多少問題もあるが(例へば東京藥種、製藥側の代表が選任されて居らない)顔觸は錚々たるものである。調査會は第一回總會に於いて審議事項として如何なる題目を選定すべきかに就いて當局の原案を基とし協議したが、醫藥兩界、産組等を代表する夫々の委員間に早くも意見の對立を生じ、相當の曲折を演じた結果第一、第二、第三の特別委員會を設けそれらの事項を分擔して調査することになつた。即ち

- 第一特別委員會(委員長長松井春生氏)
- 醫藥の人的構成要素に關する事項
- 第二特別委員會(委員長添田敬一郎氏)
- 醫藥に關する事項
- 第三特別委員會(委員長大口喜六氏)
- 藥品並に醫藥材料及醫藥機械に關する事項

であつて、氏の分擔調査項目は更に數項目に分類されてゐるが、それ等細かい點や委員會の開催等に就いては別に「藥業の一年」の項に錄されると思ふので省略するが、此の調査會の審議を中心とし

て如何なる問題が生じつゝあるか、更に又今後如何なる方面に進まんとしてゐるかといふ點に就いて今日迄の情勢を概略述べて置かうと思ふ。

先づ醫藥制度調査會に於いて藥界が何を一番期待してゐるか云へば醫藥問題の解決である。冒頭にも述べた通り本調査會の設置を求むる抑々の目的が其處にあつたのだから之れは當然のことである。單に藥界のみならず醫師界も政府當局も醫藥事業問題の成行を最も重大視してゐることは、過去四五十年間に互つて對立抗争が續けられ互ひに惱み抜いて來た苦い經驗に徴して想像に難くないのである。その醫藥事業問題は調査會の劈頭に當つて他の總ての問題を措いて詮議すべしといふ意見まで出たが、之れはものにならず結局第二特別委員會の擔當項目の内に含められ、委員會に於いて相當激しい論議が行はれたが、今までのところ何等得るところは無いのである。

今後更に如何なる論議の進展を見るかは豫斷を許さないものがあるが、今日までに政府當局が委員會に於いて示した態度から觀察すると、少くも政府は醫藥事業に對して積極的な意志は全然拂つて居ないと思はれる。總會劈頭に木戸厚相が本調査會で圓滿に意見の一致を見た場合は

「之れが實現を期する方針である」。といふ意志表示のやうなものを爲したが醫藥分業が圓滿に意見一致するといふことは醫師界といふ強大な反對勢力がある以上考へ得られざること、政府に積極

的な意志が無い限り、醫藥調査會の決議を以つて政府を動かすことは恐らく不可能なことであらう。

藥劑師會としては醫師側委員の反對が在つても第三者側委員に醫藥分業の正當性を認識せしめ、國民保健の萬全を期するには之れに依らざる可らずといふ建前から、醫藥方策の多數決を企圖してゐるのに相違ないが、その多數決さへも容易ならざる至難事であり萬一多數決に成功し得ると假定しても、斯る難問題を多數決の答申に依つて積極的意志なき政府が實現に乗り出すことは考へ難いことである。

とは云へ醫藥分業が當面の問題として官設調査會の審議に上り、議論を上下し得る機會を招來したことは藥劑師會としての一成功であり、今後の論議に依つては何等かの形式に於てでも必ずや得るところある可く、無爲にして否決し去らるゝが如きことは萬々有り得ざるものと思はれる。

醫藥分業問題に續いては藥品法の制定問題藥價令の制定問題等重要諸問題が多數調査會の論議に上つてゐるが、之れ等は何れも第三特別委員會の調査項目に屬し、二回に互つて委員會が開催されたが藥品法制定には大體の意見一致を見たものの、法案の骨子に就いては對立意見が多數あり、藥價令の方は何等の得るところも無いまゝに第三特別委員會は、第二特別委員會の審議と關聯するといふ名目の下に、第二特別委員會の審議の進行まで休會といふことになつて今日に至つてゐる。

る。

尙、藥品法に關しての意見對立は醫藥分業問題の場合と事情を異にし、藥界内部の分立であつて、審議の進むに従つて對內的相剋を惹起する虞れが多分に存するのである。

その主なる點を擧げると、藥劑師會側は藥品法の制定に依つて所謂藥劑師一元の實を擧げんと企圖し、その具體的方策として

現行賣藥法を廢し藥品法に包含せしめ内容を公開し販賣資格を限定すること藥種商を廢止し藥劑師若しくは藥劑師を管理人とするものゝみに藥業者を限定すること(兩方とも既得權は容認)

等を主張してゐるが、前者は賣藥業者が絶對反對を表明して居り、後者は藥種、製藥方面に反對が強大なので藥品法制定とそれ自體に反對は無いが、法案作製に當つて抗争は免かれぬ形勢にある。更に今一つの難點は所謂混合販賣問題(數種の藥品を買ひ求めて便宜上藥局で混合して貰ふこと、處方箋に依る調劑や對症投

薬では無い)に關して藥劑師會内に種々意見があり、藥品法の内容が混合販賣を禁ずるが如き條項を有する場合には藥品法制定を有害無益と爲してゐるので、藥品法制定も早急に實現し得ない内部的事

情が多々あることを特に留意せねばならぬ。

③ 國民健康保險法の實施

前二項と合せて本年度の三大問題を爲すのは國民健康保險法の實施に對する問

題である。

前年度から既に實施は時期の問題と見られてゐたが、遂に第七十二議會を通して昭和十三年三月三十一日法律第六十號で公布され同七月一日より實施した。

本制度は工場を對象とする健康保險と並んで地方農村を對象とする社會保險であつて、健康保險と相違するところは、健康保險では政府が直接保險者を管掌する機構となつてゐるに反し、本制度では地方自治體を中心とする國民健康保險組合を造らせ、之れに一切の保險事業を遂行せしめる建前になつてゐることが主要な相違點である。

而して本制度の實施は健康保險以上に藥店に及ぼす影響は甚大で、若し政府の企圖する如く本制度に依る國民健康保險組合が全國各市町村に設置されんか、その地域内の人々は皆被保險者となり、原案の機構に依り、疾病の際は殆ど無料で(一部負擔はあるが)醫師の診療投薬を受け得られることになるので、藥局藥店の顧客は實に寥々たるものとなり店舗の維持困難を來さざるを得ないであらう。

此の一大脅威に當面した藥局藥店は如何なる對策を以つて難關を打開すべきか今尙焦慮に焦慮を重ねつゝあるところなるが、之れが對策指導の立場にある日本藥劑師會としては、年來の持論たる醫藥分業制の採用こそ唯一の方策なりとし、

本法案の議會上程に際しては全力を擧げて運動に努めたが、本制度の社會政策的意義と非常時局とに鑑み、根本的反對の餘地無きを認め、僅に委員會等の問答に

於いて藥界の要求を反映せしむる程度で満足する外はなかつた。

之れは獨り藥品界のみならず、寧ろ醫師會(醫師選擇問題)や産組代行組合(問題)方面に取つての重大問題が多く、此の三者間に種々の運動が交錯して行はれ本案の審議が非常な難航であつたことは一般周知のことである。

此處では之れ等詳細な對議會運動や、議事經過に觸れる餘裕は無いが、只一つ賣藥界の運動並にその成行に就いては是非共書き記して置かねばならない。

賣藥界殊に富山、大和等を中心とする配置賣藥團體は本制度の實施を最も重大視し、産業組合の醫療利用組合等が國民健康保險組合の代行組合として容認されんか、必ずや組合賣藥を醫療給付の一に加へ、従来の配置賣藥を驅逐し、取つて代るに至るであらうことを憂慮するの餘り、代行組合反對運動に邁進したが、之れは産組の強大な努力を向ふに廻し到底成功し得ないことが明かなので、第二の策として醫師が診療に用ふる場合以外に國民保險組合は藥品賣藥の給付を爲し得ざることを法文中に明記せよとの運動を

行ひ、その結果政府も法文中に之れを明記することは出来ぬが、國民健康保險組合には必ず之れを規定せしめ、然らざる組合は認可せぬとの公約を與へ、それに基つて保險院當局は本制度實施に當り國民健康保險組合規程例を作製しその中に「診療以外の藥品及賣藥の支給を含まず」の一項を明規したのである。

之れが果して賣藥界に取つて有利であつたか否かは大いに問題であるが、配置賣藥側は現在に於ても成功なりとし運動の有意義であつたことを強調してゐるが産組側を恐るゝ餘り一般藥品賣藥の進出もともに阻止したものであり且つ産組側には此の明規が有つても巧妙なる組合賣藥の給付をなし得る抜け道の存すること

を思へば、利害得失は大いに疑問と云ふべきであらう。

十三年十月末現在に於ける國民健康保險組合の認可数は僅かに全國で十數組合に過ぎぬが、申請数は二百數十組合に及んでゐるから今後續々と出現して來ると思はれるが、藥劑師會側としては此の組合個々に就いて醫藥分業制に依る醫療給付機構を取らしむべく、各府縣藥劑師會に指令して地方々々に運動に努めさせてゐるが、之れ亦醫師會側の勢力強大であつて現在までのところは勿論、今後に於いても醫藥分業制に依る國民健康保險組合が果して實現されるや否やは大なる疑問である。

之れが爲め日本藥劑師會の無能無策に對する批難の聲は全國的に響がつて居り來る十一月廿四、五兩口東京に開く同會總會は本問題對策に就いて相當波瀾を呼ぶであらうと豫想されてゐる。

④ 賣藥制度改善答申問題

内務大臣より日本藥劑師會に諮問せられた賣藥制度改善方策如何の問題は、昭和十二年十一月の同會總會に於いて答申書を決定せられ十三年二月六日厚生大臣に之れが答申を爲したが、その答申内容

はいたく賣藥業界を刺戟するものであつた。

即ちその答申の主旨は、現行賣藥法を廢止して之れを藥品法に包含せしめ、既得權賣藥は之れを認めるが今後は從來の如き賣藥形態を改め、新製劑形式のものとして特殊のもの以外は總べて内容を公開せしむべしとするものであつた。之れは凡そ藥劑業界の意見と全く正反對を行くものであつて、藥劑師と藥劑業者との利害が到底一致し得ざる根本的立場の相違を物語るものである。

藥劑團體では當初内務大臣より日藥に本諮問があつた際、答申に關しては藥劑團體側の意見をも徹して決定せられ度い旨を申込んだのであるが、日藥としては到底意見の合致し得ざることを知るが爲め、此の申出を單に承り置くといふ程度で何等諒つきりした返事をしなかつた。藥劑團體側としても日藥側の此の態度に覺るところがあり、當業者としての立場から、藥劑法は單獨法として存置すること、藥劑の内容は強制公開とせず、今日まで獨特の發展を示して來たその特長を生かして改善することを主旨とした陳情書を當局に提出し日藥側との交渉を斷念したのである。

斯くて本問題に關しては全く相反する答申と陳情とが當局に爲された譯であるが、偶々衛生行政の空前なる機構改革が行れ藥事行政は内務省より厚生省に移管されるといふ秋に當つた爲め、内務大臣から受けた本諮問も答申は厚生大臣に提出されることとなり、本問題は著しく當

面問題としての價值を失ひ、新に厚生省の方針に従ひ出直さねばならぬ實狀に置かれた。

從つて日藥の答申は單なる形式化し、藥劑團體側への刺戟も氣の抜けた辛しのやうなものとなり、兩者の對立抗争といふが如き血腥い風は全然吹かず仕舞ひに終つたことは、思はざる偶然の賜ものであつたと云へやう。

その後前項に述べた醫藥制度調査會の出現に依つて、本問題は新に同調査會の一事項として今や審議の中心とならんとする形勢を示して來たので、答申問題を離れ醫藥調査會を中心に兩者の對立が見られ出したのは、必然的な成行と云はねばならない。

即ち河合日藥會長は答申書に示した意見を以つて醫藥制度調査會に臨み、堀内全國藥劑團體聯合會長は陳情の主旨の如き意見を以つて之れに反對を表明してゐる譯であつて、果して兩者何れの意見が多數を制するかは今日の醫藥制度調査會の審議程度では全然豫測することが出来ぬ。今後藥品法の制定に關する審議の進捗と共に本問題に就いての兩者の對立は愈々深刻化する運命に置かれてゐることは疑ひを容れぬところである。

⑤ 醫藥品の價格統制問題

前述の諸問題は主として藥界の政治的問題であつたが、經濟的方面の問題としては非常時國策の一つとして現れた醫藥品の統制に關する問題が、最も大きなものであつたと思ふ。

厚生省は前年度來國策に添つて醫藥品の輸入を制限し、國產藥品を以つて之れに代用せしむる方策を取り、醫藥兩界に向つて之れが協力を求めつゝあつたが、戰局は愈々進展擴大せられ長期作戰を遂行する必要が生じたので、本年度に入つては更に舶來醫藥品の輸入制限を強化し國產品をして出來得る限り代用せしめ之に伴つて生ずる價格の昂騰を防止する方策を實行した。

然しその實行に當り工業藥品等の如く法律に基づく公定價格の制定を行ふが如き方法を避けて、専ら當業者の自治的統制を行はしめる方法に出でたのは頗る賢明であつた。その理由は人命に關する醫藥品の如きものを法律的に價格統制を行つても、その爲めに供給の圓滑を缺くが如き事態を生じては國民保健上重大問題となるからである。

此の意味から厚生省は先づ昭和十三年七月二十三日東京、大阪、京都、名古屋等の東西有力藥業者を招致し同省に藥業懇談會を開催醫藥品の自治的價格統制に關する當局の方針を示し意見を徴した結果、之れが實行の爲めに中央醫藥品自治統制委員會の設置を見るに至り、同委員會は當局の命に遵ひ第一回協定として同年八月一日より麥角等三十五品目の卸賣標準價格を實施し、次いで同年九月一日第二回協定、十月一日第三回協定を實施し合計百餘品目及び醫藥品中の主要なものに及ぶ網羅し今日に至つてゐる。それとともに所謂和漢藥等に就いても之れと併行して標準卸賣價格を設定實施した

ものである。

此の標準卸賣價格は何れも當時の組合卸賣相場より二三割引下げて協定せしめたものであつて、當局としては戰前の價格まで引下ぐることを目標に置き、供給の圓滑を缺かざるやう徐々に引下げしむる方針に出でたものである。

以上は卸賣價格のみの問題であるが、當局は之れを更に小賣藥價にも及ぼし所期の目的を徹底すべく、第一回卸賣價格の協定實施後東京並に隣接府縣の小賣藥業團體の最高幹部を招致し、卸賣の場合と同様自治的方法を以つて小賣最高標準價格を統制せしむべく、關東醫藥品小賣價格自治統制委員會を組織せしめ、續いて大阪並にその隣接縣の小賣藥業團體代表を以つて關西醫藥品小賣價格自治統制委員會を組織せしめ、此の兩委員會をして第一回卸賣價格の決定せられた藥品目に就いて第一回小賣價格を制定實施せしめた。

然るにこの第一回最高標準價格の制定に當り意外な紛糾が生じた。それは何であるかといふと公、法人藥劑師會側と所謂實業藥劑師團體側との間に根本的な意見の相違が出来たことである。

此の原因は厚生當局の小賣藥業界に對する認識不足にもあるが、實業藥劑師團體側が公法人藥劑師會を出し抜かんとしたことが直接の原因でもある。始め厚生當局は小賣價格の統制に就いて實業藥劑師團體の處へ内相談を持ち掛けたので、實業藥劑師團體側は齋藤東樓會理事長が首頭を取つて實業藥劑師十團體合同協議

會を開き公法藥劑師會をオミットして協
定價格試案を作製し、之れを自治統制委
員會の原案として附議決定をする意志で
あつた。公法人藥劑師會側は自治統制委
員會へ臨んで見て始めて之れを知つた譯
であるが、實業藥劑師團體側は聯絡が取
れてゐるので委員長に前記齋藤氏を選任
することに成功し、協定價格に就いても
一致して合同協議會作製の試案をその儘
通過させんとし、聯絡の全然無い公法人
側は東京府藥劑師會を除いては別に異議
も無い形勢であつた。

之れは東京府藥劑師會としては全く不
意打を喰つた形で、公法人たる立場から
當然府藥から委員長を出し府藥を中心と
して案を決定するものと思ひ込んでゐた
のですつかり豫算が違つて來たのである
之れは確かに東京府藥劑師會の手ぬか
りで隣接各府縣藥劑師會と聯絡すら取
つてゐなかつたことは、實業藥劑師團體
側が抜け駈けたといふよりも、府藥自
體が怠慢であつたといつて然る可きであ
つた。然し理由は何であれ東京府藥劑師
會の面目上實業團體側の試案を鷓歎みに
は出來ないといふ體面論から、府藥は府
藥としての立場で別個の試案を作製して
委員會に持ち出し端なくも兩案が對立す
るといふ醜態を演じて了つた。

之れだけなら單に内部的對立で問題に
する程のことも無かつたのであるが、此
の兩試案が根本的に相容れぬ主義に基づ
いて作製せられたものであつた爲め、問
題は内部的對立に止まらず遂に表面化せ
ざるを得なかつたのは種々な意味に於い

て甚だ遺憾なことであつた。即ち實業藥
劑師團體側は當初から價格協定に就いて
は左の如き意見を持つてゐた。

小賣藥店は濫賣の爲めに常に不安に脅
えてゐる。當局が統制して呉れるなら
ば濫賣の不安から救はれるであらう。
一定の利益が保證されるならば販賣價
格は從來より安くされても結構である
然し小賣藥店も食はねばならぬ。時局
は認識してゐるが生活の出來る程度の
利益は得なければならぬ。

此の意見から協定試案は二割以上三
割位の利益を見て小賣最高標準價格を作
製したのであるが、之れに對し東京府藥
劑師會側は

今回の統制は戦時非常のもので、之れ
に濫賣問題を關聯せしむることは妥當
を缺くのみならず、小賣藥店の利益を
中心として何割の利益が必要であると
いふが如き建前から協定價格を設立す
べきものでない。

といふ意見を強硬に主張し、その試案に
於いて著しく實業團體側の價格よりも低
下したものを作製したのである。

厚生當局は勿論實業藥劑師團體側の意
見は時局認識に缺くるものありとしその
反省を促すとともに、兩者の案並に大阪
側の案をも適當と認めず當局自ら市價を
調査し之れを基礎に協定卸賣價格を考慮
し、市價より平均一割二分五厘安、協定
卸賣價格に對しては平均九分九厘の利益
を見たものを第一回小賣價格として東京
大阪共に協定せしめ、續いて第二回卸賣
價格の決定せられたる品目に對し略々同

様の率を以つて第二回小賣最高標準價格
を協定實施せしめたのである。

而して厚生省は之れを基準とし各縣に
醫藥品小賣價格自治統制委員會を設置せ
しめ、その地方的特殊事情を參酌してそ
れ、醫藥品小賣最高標準價格を設定す
るやう地方長官を通じて懲罰せしめたの
であるが、その結果は必要以上に中央の
協定價格に追隨し、殆んど地方的事情を
參酌することなく、全然同一價格を以つ
て協定する縣が續出した。之れは前述し
た中央に於ける紛糾が厚生當局を刺戟し
その反映が各地方長官に及ぼした悪影響
とも云ふべきもので、斯くの如き地方事
情を無視した當局への無批判的追隨の結
果に依り、折角厚生省が醫藥品の特殊性
に鑑み法的公定價に依らず自治的統制を
行はしめた精神に反し、協定價格のみ立
派に出來たもの、地方的に供給の圓滑を
缺くといふ甚だ遺憾な實情を呈するに至
つたのである。之れ筆者が中央の紛糾に
關して甚だ不運であつたと述べた所以で
ある。

厚生當局は此の實情に鑑み、卸賣價格
のみ第三回協定を行はしめたが、小賣價
格に就いては第二回協定で一先づ止め、
今後暫らく全國的に第一回、第二回小賣
價格協定の行互るのを監視し、地方的特
殊事情(主として運賃加算)を參酌せしめ
供給の圓滑を缺かざるやう指導する方針
に出でてゐる。

現在では未だ全國的な第一回、第二回
の價格協定が行き互つて居らぬので、第
三回協定が何時頃となるか不明の狀況で

ある。

⑥ 藥粧商組對賣藥卸賣會の相剋

藥粧商業組合は東京に七つあるが、先
年來聯合會を組織すべく協議を續けてゐ
たところ今年度に於いて漸くその實現を
見るに至つた。

その結果從來からも對立的状態にあつ
た東京藥業同業組合、殊に東京賣藥卸賣
同業會との摩擦が激化することとなつた
が、中間屋業を排除せんとする建前の
商業組合と卸賣團體の相剋は根本的には
如何とも仕難いものである。

然しそれは理論上の問題で實際問題と
しては必ずしも協調が不可能な譯では無
い。殊に藥粧商業組合は理論では兎も角
現實の實力の上からでは未だ問屋の敵で
は無いのだから、その間に感情的對立さ
へ無ければ緩和することも出来るのであ
る。

藥粧商組對卸賣會の協調提携運動はそ
んなやうな點から、半面では對立激化しつ
つ却つて具體化し、兩方から代表者を出
して第一回の顔合せを行ひ、内心は兎に
角協調の申合せのやうなことをやり、そ
の實行方法に就いては更に委員を擧げて
協議することとして袂を分つたのである
が、その後遂に委員會を開くに至らず今
日に及んで了つてゐる。

委員會の開けない理由に就いては、藥
粧側では卸賣會が出席する意志が無いか
らであると稱してゐるし、卸賣會側では
藥粧が現在の如き態度では話合つても全
然無駄であると稱してゐる。此の兩方の

云ひ分は、兩方とも本當のことであると
思はれるが、それだけに今後委員の會合
は恐らく行はれないと見られるし、若し
會合をしても何等の得るところが無いで
あらうと想像されるのである。

兩者の對立摩擦の直接原因は、藥粧側
が卸賣會の希望を無視して有名賣藥の取
扱ひを爲すのみならず、その配給値段が
卸賣同業會の協定卸値よりも値下を行つ
てゐるのに歸因するのである。之れが爲
め卸賣同業會では藥粧組合に對して賣藥
の供給停止を實行してゐるのであるが不
思議にも藥粧組合側は何等の不自由を感
ぜず依然として賣藥の配給を行つてゐ
る。

卸賣同業會の統制が弛緩してゐる爲め
か、或ひは現金買ひに依る抜け道の爲め
か、それとも横濱、名古屋その他地方間
屋よりの逆輸入が行はれてゐる結果か、
その仕入先に就いては明瞭でないが、藥
粧側が卸賣同業會との抗争に依つて不自
由を來してゐないといふ事實は卸賣同業
會の大きな悩みであらう。

尙、藥粧側は統制商業組合の結成に内
内努力しつゝあるが、平和産業たる藥業
に統制商組の設立が果して可能であるか
否かは疑問とされるところである。

⑦ 藥局距離制限問題

本問題は古く故池口康三博士に依つて
唱導されたが、當時は藥局の普及今日の
如くで無かつた爲め、單に博士の理想論
として看過されてゐたが、近來都市、殊
に東京大阪等に於ける藥局の亂設に依り

藥局の經營逐日困難を加へ、その結果藥
局距離制限の要望熾烈となつたことは注
目に價する。

本年度藥劑師會總會に本問題に對する
建議案が二つも提出され滿場一致可決と
なつた如きは、數年前の狀況を思ひ合せ
て奇異の感をすら抱かしめるのである。

同會は此の建議に基き本問題に關する
特別委員會を設置し調査研究を續行して
ゐるが、現在本郷、麹町兩區藥劑師會が
卸賣同業組合と提携し商品供給の方面よ
り自治的藥局制限を行つてゐるが如き一
時的便法は問題外とし根本的制限は結局
法律に依る外無く、法律的藥局方案同様
の困難を有する爲め、先づ見込み無き問
題と云はねばならぬ。

然し本問題は醫藥分業、藥業整理等藥
界の根本問題と關聯して日本藥劑師會に
於ても夙に調査研究に當つて居り、前述
した醫藥制度調査會に今後適當の機會を
見て提出される可能性があるから、實現
性の有無に拘らず本問題の論議は逐日熾
烈を加へるに至るであらう。

全國藥劑師數

〔昭和十二年末現在〕

厚生省衛生局では十二年度末現在の各
道府縣に於ける藥劑師數調査中のところ
漸く完了した。これに依れば藥劑師の總
數は二八、一五六名にして十一年末に比
すれば一、四二四名の増加。人口一萬に
付三・二四の割合である。藥劑師の業務
に従事するものは二三、〇七八名にして

各府縣別に表示すれば如左。

道府縣別	總數	業務に従事するもの
北海道	六八七	六四四
青森	一〇〇	九六
岩手	一〇六	一〇一
宮城	一九四	一九〇
秋田	一一五	一〇三
山形	一一四	九二
福島	二〇二	一九八
茨城	二一三	一九九
栃木	二〇一	一九九
群馬	二四八	二四八
埼玉	三〇九	二四一
千葉	四三五	三五九
東京	七、八一三	五、五三八
神奈川	一、〇二二	六五四
新潟	二六二	二五七
富山	四五四	三〇一
石川	二八九	二二九
福井	一五三	一三七
山梨	一八	一六
長野	三〇八	二九〇
岐阜	三八八	二九九
静岡	五五八	五二一
愛知	一、五一四	一、四九七
三重	三九八	三二〇
滋賀	二〇〇	一八六
京都	三、九三三	八六五
大阪	一、五二三	三、六九〇
兵庫	二五四	一、一七八
奈良	二五七	二四三
和歌山	一〇〇	二七二
鳥取	一一五	八九
島根	一一五	一一六
岡山	三〇八	二五九
広島	五二二	四六二
山口	三〇六	二五六
徳島	二二三	一四一
香川	一七八	一七八

愛媛	一七七	一四四
高知	一三六	一二四
福岡	一、〇〇七	九〇〇
佐賀	一五七	一五一
熊本	三三七	三二七
大分	三三三	三二七
宮崎	一一二	二〇三
鹿児島	一七〇	九九
沖縄	一五	一一一
全國	二八、一五六	二三、〇七八

厚生省の誕生

近衛内閣が組閣勿々庶政一新の大旗下
に發表した保健社會省の新設は、支那事
變勃發の爲にその計畫も延び／＼となつ
た上、樞密院に於いて難航を重ねた揚句
その名を厚生省と改め、木戸文相の兼攝
の下に一月十一日、官制公布と同時に漸
く日の目を見ることになつた。「厚生」と
は書經から出た文字で「民の生活を厚く
する」といふ意味である。新首脳部は如左

厚生大臣	木戸 孝一
厚生次官	廣瀬 久忠
體力局長	兒玉 政介
衛生局長	林 信夫
豫防局長	高野 六郎
社會局長	山崎 巖
労働局長	成田 一郎
保險局長	進藤 誠一
總務局長	佐藤 基
簡易保險局長	藤川 靖

用藥

モシゴ洗粉



用藥

モシゴクリーム

コールド ヴァニシング

香料



大阪市東區道修町二丁目四十五番地
株式會社 小川香料店

電話北濱

一六六
一〇二〇
六六六
七六六

振替貯金口座大阪二九六番
受信略號【オサカ・ニオイ】

東京市日本橋區本町三丁目一番地

香料商 小川商店

電話日本橋(24) 一六八〇番
四九一〇番

振替貯金口座東京六〇七番
受信略號【日本橋局】トウケイ・ニオイ

大阪市東區淀川區堀上通二丁目三十四番地

株式會社 小川香料製造所

電話北七三二〇番

の 一 第 界 業
行 賣 と 用 信



“POPPLY”

ポツピー

コムパクト

意匠
登録

モダンパフ



内務省衛生試験所検査済
コムパクト用入替
純無鉛 志き 煖白粉
代理店 ヤマキ商會

品質保證

ゴサマー印ヘヤーネット

ゴサマー印
孔雀印

東髪まげネット

形 髻 じ も か ・ 貨 雜 物 間 小

屋 間

會 商 キ マ ヤ

會 社 合 資

町 山 橫 區 橋 本 日 市 京 東
番 〇 四 二 三 花 浪 話 電
番 七 二 六 六 京 東 替 振

阪 大 ・ 京 東

鋪 本 一 マ サ コ

國產最高峯

リーガル製品

毛髮肥料
ベジリン香水

頭髪用
ユーモリンクリーム

純植物性
リーガルポマード

フラワー
リーガルポマード

リーガルフリランチツク

リーガル(棒状)
ポマードチツク

リーガルローション

リーガル
レバニシンド
モンクド
クリーム

リーガル粉白粉

リーガル水白粉

リーガル香水

リピロ固煉齒磨

舖本

會商ルガ一リ

目丁三町石本・橋本日・京東
五六九三(24)橋本日語電





日本唯一の

局方ホーサン入

衛生と美容を兼ねた

純質石鹼

旅行用に最適の

局方ホーサン入
ホマレ小形石鹼

ホマレ石鹼

製造元

福島東洋舎

戸龜

京東

純マルセル

スピード時代の
高級洗濯料

流線

王子

洗濯

石鹼

交織に最適

絹毛織物スフ

品質の高最

意匠登録

第六四八六號

第一號 第二號

本舖

王子石鹼株式會社

東京

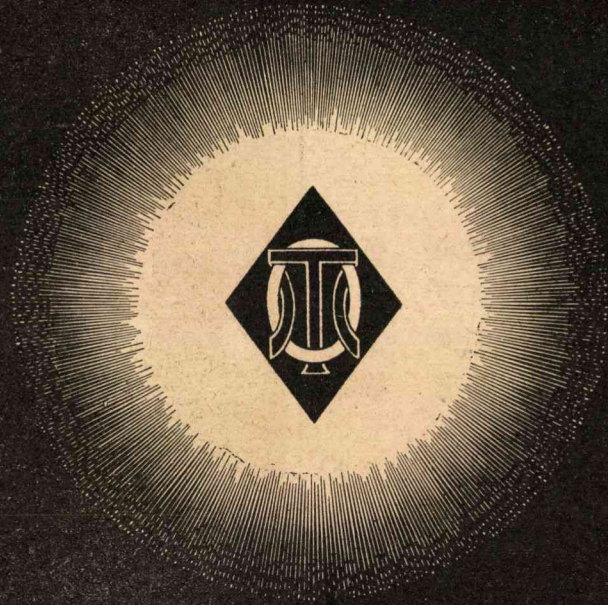
香 料

・ 料 香 級 高 ・

・ 料 香 殊 特 ・

許 特 賣 專

・ スーヅツールフ ・



商入出輸直料原香芳
部易貿店商衛兵太上井

二目丁四町室區橋本日市京東
番六四〇二(24)橋本日話電
番四五八二京東座口替振



高砂香料株式會社

臺北工場

臺北市大安路安坡一〇

電話臺北五三六七〇八二〇番

東京支店
東京工場

東京市蒲田區本蒲田四丁目二
電話大森二二九二番・蒲田三〇三五番

大阪支店

大阪市東區南久太郎町一ノ二四

電話船場一九七七七六番

日本橋出張所

東京市日本橋區室町三丁目四

電話日本橋三三六六七七三番

ラモナー白粉

ラモナー化粧料の特異な品質は近代需用者間に絶大な好評を博し、銃後の女性整容料として素晴しき賣行を示しつつあり。

東京市下區金杉一ノ八

ラモナー化粧園營業部

電話根岸(87)九七七番
振替東京四九六一番



銃後婦人のみだしなみに！

油香し出やつ毛養

水晶色
琥珀色
紅玉色

ココゴ

40セン
60セン

都京 堂英昇 舗本料髮整一ココ

東京堂同報送呈



婦人小間物特種化粧品卸
裝身具化粧品用雜貨卸

東京市日本橋區馬喰町三丁目
東京堂 阿部錠商店
電話浪花一三六四番
振替東京二八四九四番

蠟 油

日本精蠟株式會社
三菱商事株式會社燃料部
硬石油販賣株式會社
日本油脂株式會社
日本曹達株式會社
代理店

香料及化粧品原料

合名 安藤商店

東京營業所

本店 東京市京橋區木挽町壹丁目二十三番地
電話京橋(56)一〇二六二番
振替東京六三一〇番
大阪市東區南本町一丁目

有名化粧品現金問屋

創業明治三十九年



御照會は、値段表がありませんから
賣買共に品名數量記入の上御問合せ
下さい。特に御相談に應じます。親
切丁寧は弊店のモットーです。

商賣繁昌の
コツは、
現金取引に
有ります

内外化粧品卸問屋

地方御客様には特に
特に御便宜を圖ります

是非
御取引を！

東京市日本橋區本町四丁目一三ノ四

村田繁治郎商店

電話日本橋(2)二九三二番
振替東京一七〇〇一番



志村邦造商店

東京市日本橋區橫山町一ノ二
電話浪花(67)三〇六番 振替東京二四〇三八番

・御赤飯の銀座堂石鹼・鳥の子の銀座堂石鹼・

銀座堂石鹼

・黒砂糖の銀座堂石鹼・洗濯用の銀座堂石鹼・

銀崎玉三話電
銀座大縣一七番
出堂座銀
荷宮大縣一七番

ハリウッド美容クリーム

美容界の權威ハリウッド美容
室永年研究發賣の最高品質の
クリーム……………

色白く肌を美しく養ふ獨創品
一圓五十〇



ハリウッドウエイヴローション

最も進歩したウエイヴ
ローション——美しい
ウエイヴをつけるには
是非純良な植物性のハリ
ウッドウエイヴローシヨ
ンで…………… 八十五〇

ハハリ化粧料本舗

東京芝村田四ノ九
電話二八五一
支店大阪福岡

鏡類

各種
鏡臺
針箱
化粧用
實用
各種
新廣
形告
用用

「カタログ・定價表贈呈」

東京市日本橋區馬喰町三ノ四



村山勸商店

電話 浪花三五四〇番
振替 東京三一九七九番



東京製優良婦人小間物雜貨問屋

東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地



丸治商店

電話 浪花(67)二七〇七番
振替 東京四二六七番

HATA BRAND



品製ドイロルセ

貨 雜

ハタ印 歡迎 襪 襪 襪
ワンス 靴 襪 襪
シム 襪 襪 襪
ム 襪 襪 襪
ダブル 襪 襪 襪

發賣元
德永保之助商店 會社資

東京日本橋區橫山町八番
電話 浪花二八〇一

有名化粧問屋

東光堂

小川商店

小川東一郎

東京市日本橋區濱町二ノ六二
電話茅場町(66)一四五四番
振替東京六三三四七三番

玉初堂

の線香中造玉初堂

東京店

日本橋區本町三丁目三番地
電話日本橋(24)一四七五番
振替東京一六三九五三番

大阪店

東成區森町南二丁目四二
電話東(94)三一四三番
振替大阪二六三〇番

現金賣買専門
有名化粧問屋

(呈進報月第次越申御)



東京市日本橋區濱町二ノ六二
方の内案不に引取京東
方るさな店開に新
指御に切親も最
すまげ上申導

東京都形マスク發賣元

斷然!!!
安い!!!
化粧品
問屋

三九七一ノ一町里暮日區川荒市京東

店本堂美金

嗣忠川越

番五一二二京東替振 番七九三三岸根話電



舖本品粧化ルハミ
商卸貨雜品粧化

店商郎太清藤後

七ノ二ノ二町喰馬區橋本日市京東
番六六四四(67)花浪話電

SIZE NO.1



緑 硬質
本唐 竹製毛糸編棒
各専門識大家沖尚替之標
毛糸編棒講習會講師之推薦

文部省登録商標
特許第1111号



◎550印 國産スナツプ(一名プレス釦)發賣元

營業品目大略

和洋裁縫針及用具各種
釦類・オリンパス
SSS人絹刺繡絲BMO
クリヤン・レー
モレーン・レー
フラーワリー
文化刺繡器及ヤーン
パイヤーステーブ
ビス・ゴムテーブ
タプ・タリボン
竹角毛糸編棒
ニツケル四本棒
萩原式文化器
フアス・トナ
パツケル・バンド
ネツケル・タ
齒刷子・揚子
羽織紐・止類
鐵紐・帶芯
安全カミソリ
其他一般雜貨各種



この子に産る日
手紙にす
字にす
あるをす

總關口次朗商店

東京市日本橋區横山町七
電話浪花(67)一三六〇番
振替口座東京五一九〇番

扇印・不二印編棒發賣元
不二印・花詩印裁縫用具發賣元
此ノ一扇ニアリマス。
竹編棒販賣店ノ大商利ハ

(流行雜貨尖端問屋
細目型錄進呈)

收益ノ把握ニハ新原料ニ

新乳化劑

パー・ワツクス クリーム類の簡易製造原料

ベルベツト・ワツクス

凡ゆる化粧品部門に應用できる合成蠟

乳液原料

クイン・シード

エマトール

口紅原料

カメレオン・レツド ダブルトーン

ステイツク・ボデー この儘棒紅になる

新クリーム原料

タートル・オイル 若返りクリーム用龜の油

エマルチン 純レシチン

美粧品原料一般

いわしや

松本伊兵衛商店

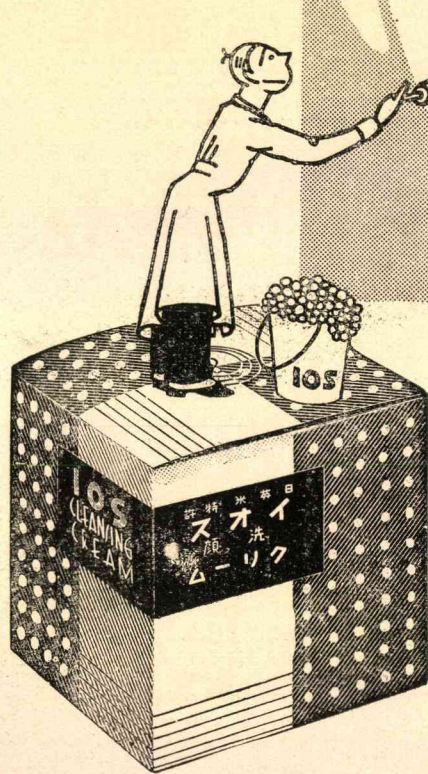


TRADE MARK

東京・日本橋・本町三丁目
電話日本橋(四)一五三三番
振替口座東京五五六番・五五七番

ヨル製品ノ優良化粧ガ近道デス

新しい
時代の
新しい
美白料！



色 黒
ニキビ
ソバカス
シミ
アブラ顔
小ジワ
アレ肌

- 1...信用の出来る日英米各
國の特許を得た製法
 - 2...ほんの少量で澤山の泡
が出ますから御徳用
 - 3...洗顔する度にハツキリ
わかつて頂ける効力
 - 4...正價販賣を嚴守してあ
ますから利益が多い
- この4點で、安心してお客
様におすゝめ出來ます。

定價・小瓶 八十錢

中瓶 一圓四十錢

大瓶 三圓四十錢

日英米特許
スオイ
ムーリック 顔洗

發賣元・東京本郷・イオス研究所



MANUFACTURER

CIGARETTES CASE

SOAP BOXES
TOILET WARES

MORITOME SHOTEN

3 CHOME HIGASHIRYOGOKU
HONJO TOKYO
TEL HONJO 1615

シガレットケース
石 鹼 容 器
金 屬 雜 貨
製 造 卸



森 留 藏 商 店

東京市本所區東兩國三丁目四

電話本所 (73) 一六一五番
七四〇〇番

ナンホニブラ

純植物性果汁化粧水



フブミーポニナは果實の汁から精製された特殊な化粧水ですから、果汁獨特の薬効が総合的に働いてヒフの新陳代謝機能を旺盛にしますから知らず識らずの間にキメの細かい滑らかな見違へる様な若肌を創り上げます

京東・店商任奥社會式株・舗本品粧化一ミブラ

藥業界の一年

十一月 (二十二年)

東京賣藥師會並に東京賣藥師會同業會では支那事變勃發以來從業員の出征相踵ぎこれが補充にも支障を來すところから勢ひ現業員の勞働強化となり、これを緩和する意味に於いて各得意先に對し依頼狀を發し、從業員の休養に關し左の如き協力を乞ふた。

- 一、御註文は凡て日々の外交店員に御用命仰付けられるやう願ふこと
- 一、從來の夜間電話御註文何ひは今後廢止させて頂くこと
- 一、凡て配達本會員の各々の定時配達を利用願ふこと
- 一、速達御註文は御遠慮願ふこと
- 一、出足の良い品は御見越御註文を願ふこと
- 一、特別取寄品の配達は本舗の遠近に於いてより相當猶豫を願ふこと
- 一、特別取寄品の交換、返品は御斷り申上げる
- 一、その他一般賣藥の取扱ひにも御注意を願ひロイズ品等の交換の勢いやうに御努め願ふこと
- 一、出物安物の御仕入品の交換は御遠慮願ふこと

日本藥劑師會臨時役員會は五日銀座交詢ビルに開催、左の諸議案を審議決定した。

藥業藥品

- 一、昭和十一年決算に關する件(承認)
- 二、昭和十三年度歳入出豫算案に關する件(本案決定)
- 三、總會の議案に關する件(イ 昭和十三年度歳入出豫算案、ロ 健康保險昭和十三年度契約新案に關する件、ハ 内務大臣諮問事項答申に關する件、ニ 國防化學協會事業強化に關する件)

東京藥業同業組合では八日の定例常務會を繰上げて五日組合樓上に開催、組合統制に關する左の如き報告を行った。

- 一、組合統制は七月二十日のボスター一齋揭示も豫想外の効果を收め、四、五區の頑迷なる未加入濫賣者所在地を除き以つて、第二段の計畫としてブローカー及びこれらを通じて未加入者への不良供給者彈壓に出でたるが、これまた豫期の効果を收め、略々完全の域に達したが、尙ほ一層徹底を期する爲の卸賣同業會との聯繫を緊密にし異端者の殲滅を期することとし、同時に世田ヶ谷区内、澁谷区内の某氏らに對しても徹底的彈壓を加ふべき方策を協議した
- 一、逓信省、逓信局及び通信官署に逓信醫逓信藥劑師設置の件は、二日勅令第六百三十七號を以つて公布即日實施された
- 一、逓信藥劑師の數は委任官待遇一名、判任官待遇八名以内となつてゐる
- 一、關東專賣局官制改正の件は六日勅令第六百四十八號を以つて公布即日實施された
- 一、從來關東專賣局では藥用阿片の製造

賣下、交付及び保管に關する事務を掌つてゐたが、更らに阿片煙膏をも加へられることとなつた。

東藥會總會は六日東京藥專講堂に開催支那事變に關する献金の件として秋季大會費二百圓を献金のことに決定、また陸海兩大臣に宛て出征將士に對する感謝狀の案文を決定、鍋島會頭が持參することとなつた。

東京府藥劑師會役員會は六日同會事務所に開催、左記議案を審議した。

- 一、日藥議員打合せ會開催の件(開催のこととし、日時は事務當局一任)
- 二、官公私聯合歳末無料診療事業參加の件參加のこととし決定
- 三、勤務藥劑師の待遇改善に關する件(極力善處のこと)
- 四、出征會員留守宅管理藥劑師の會費に關する件(庶務、社會兩部一任)
- 五、日藥通牒三件其他
- 一、内務大臣諮問たる國民健康保險組合の事業を國民健康組合以外の者に行はしむることの可否及びその範圍に關する所謂代行問題を審議すべき社會保健調査會總會は九日内相官邸に於いて開催、法制局、内務省、商工省側各委員及び臨時委員出席、種々意見の開陳討論ありたる後結局左の特別委員十一名に附託されることとなつた。
- 一、千秋委隆、守屋英夫、田子一民、那須浩、眞鍋義十、北島多一、血脇守之助、千石與太郎、河合龜太郎、清水玄、伊東東二郎
- 一、東京賣藥師會同業會の定時役員會は九日事務所に開催、大木相談役、林會長以下各役員出席、左記の議案に就いて審議をなした
- 一、昭和十三年中休日協議の件、二、

各府縣藥劑師會

東京大阪を除く

- 北海道藥劑師會 札幌市北二條西二丁目七ノ二
會長 青柳久平、副 青木儀一、岡島元治郎
- 京都藥劑師會 京都市下京區河原町四條下九橋ビル
會長 中野忠八、副 宮本健三、大原伴吉
- 神奈川藥劑師會 横浜市磯子區丸山町七ノ四
會長 清水壽太郎、副 諸貴久左衛門、栗原徹
- 兵庫藥劑師會 神戸市湊東區中町通一ノ六
會長 上田實、副 中井傳次郎、吉田繁男
- 長崎藥劑師會 長崎市櫻町一ノ二長崎會議所内
會長 佐藤將治、副 樋口隆平、矢野慶次
- 新潟藥劑師會 新潟市古町通五番町
會長 岸市五郎、副 關貞三、渡邊源三郎
- 埼玉藥劑師會 川越市宇越川八三六岸藥局内
會長 岸市五郎、副 倉橋三郎、飯野昇
- 群馬藥劑師會 前橋市本町三九商工會議所内
會長 宮前繁、副 倉橋三郎、飯野昇
- 千葉藥劑師會 千葉市長洲町二ノ一三五
會長 辭任誠員中、副 菅原獨兵衛、川奈都新之助
- 茨城藥劑師會 水戸市 商業會議所内
會長 金子八郎右衛門、副 倉持彦一、金子廣吉
- 栃木藥劑師會 宇都宮市旭町商工會議所内
會長 石岡三四郎、副 飯野勲助
- 奈良藥劑師會 奈良市今在家町五二 岩井信吉方
- 三重藥劑師會 三重縣阿山郡上野町田端一
會長 田山八十吉、副 田中親介
- 愛知藥劑師會 名古屋市中區東區町二ノ二
會長 岩田利三郎、副 後藤訓次、杉山伊佐雄
- 靜岡藥劑師會 靜岡市本町通一丁目商工會議所内
會長 依田四郎、副 野崎衛七

御註文品は外交廻りに御註文願ふやう
小賣業者一般に依頼状郵送の件、三、
昭和十二年度決算中會費徵收未了の件
四、福井藥業株式會社社評議員辭表提出
ありたる件、五、麵町藥業統制會と本
會との間に契約書取交の件、六、十二
年度決算の收支檢討の件その他

文部省では十五日附省令第三十六號を
以つて傳染病研究痘苗血清の販賣規定を
改正、左の如く公布即日實施した。

第四條中

『液體破傷風血清
第一號一壘(免疫單位)金一圓
第二號一壘(免疫單位)金四圓を
乾燥破傷風(〇〇〇〇)金十圓』
血清一壘(免疫單位)金十圓』
『液體破傷風血清
特 號一壘(二〇〇〇、免疫單位)
金二十五圓
第一號一壘(六〇〇〇、免疫單位)金一圓
第二號一壘(二四〇〇〇、免疫單位)
金四圓
乾燥破傷風血清一壘(六〇〇〇、免疫單
位) 金十圓
に改む

附 則

本令は公布の日より之を施行す

【參照】大正四年九月四日文部省令第十三號傳染
病研究所痘苗血清等販賣規程抄録

第四條 痘苗、血清等の定價は左の如
し但し本邦及支那に限り運送賃を要
せず(左記略す)

商工省では非常時貿易國策の樹立及び
遂行に資する爲め貿易業の動態を全面的
に調査することとなり、資源調査法第一
條を適用して貿易業調査規則を十七日附
官報を以つて公布即日實施、同規則第二

條第二項の規定により輸出品及び輸入品
の分類が商工省告示第百二十二號を以つ
て公示された。そのうち業界關係品目を
挙げれば左の如きものであつた。

輸 出 品

第三類 油脂蠟及同製品(化粧用クリ
ーム、香油、香油等を含む)
第五類 植物油(樟腦油(サフロール油を
含む)△薄荷油△硬化油△化粧石鹼
△洗濯石鹼

第六類 藥材、化學劑、製藥及其の調
合品並に爆發藥
△硫黃△黃磷及赤磷△ヨード及ヨ
ードカリ△硫酸△鹽酸△硝酸△醋酸
△砒酸△砒化ソーダ△苛性ソーダ△
珪酸ソーダ△重クロム酸ソーダ△ソ
ーダ灰△明礬△重クロム酸カリ△鹽
素酸カリ△炭酸マグネシア△カーバ
イド△硫酸アンモン△晒粉△樟腦
△薄荷腦△除蟲菊△殺蟲粉及同製品△
クレオソート△賣藥△爆發藥(ダイ
ナマイトを含む)△燐寸△其の他

第七類 染料、顔料、塗料及填充料
△合成染料△鉛丹△亞鉛華△コール
タール及びビッチ類鉛筆(合銀を用
ひたるものを除く)△印刷用インキ
△ペイント△其の他
第十四類 鐵及金屬
△マンガン鐵△錫鐵△重石鐵其の他
の鐵々鐵

第十六類 時計、學術器、銃砲、船車
及び機械類
△醫療器及び同部分品△理化學器及
び部分品
輸 入 品
第五類 油脂蠟及同製品
△植物性芳香揮發油△牛脂△蠟油△
原油△揮發油△燈油△輕油△機械油
△重油

第六類 藥材、化學藥、製藥及其の調
合品並に爆發油

△ホップ△沒食子其の他のタンニン
材料△阿仙藥其の他のタンニンエキ
ス△生ゴム△セラック△松脂△其の
他のゴム及樹脂△苛性ソーダ(粗製
のもの)△ソーダ灰硝酸ソーダ(粗
製のもの)△硼砂△鹽化カリ(粗製
のもの)△硫酸カリ(粗製のもの)△
硫酸アンモン(粗製のもの)
△ベンゾール△トルオール△其の他
のコールタール分溜物生成品△カゼ
イン△其の他の藥材、化學藥及製藥
△藥材、化學藥及製藥の調合品△爆
發藥

第七類 染料、顔料、塗料及填充料
△合成染料△其の他の染料△顔料△
漆液△其の他の塗料及填充料

防空法實施に伴ふ中央防空委員會の委
員は内務省に於いて詮衡の結果、十七日
委員三十八名、臨時委員十一名、幹事九
名が決定發令され、日本藥劑師會長河合
龜太郎博士が北島醫師會々長とともに臨
時委員に任命された。

第五回全國醫療利用組合協議會は十一
十二兩日赤坂三會堂に開催、左の件を附
議決定した。
一、事變に處し醫療組合の探るべき方
策に對する決議 二、保健社會省並
に國民健康保健制度の實現促進に關
する決議 三、第二次産業組合擴充
三ヶ年計畫に關する決議

東京城西藥粧商業組合では書記長の組
合資金消費事件により一時危機に直面し
たが、臨時總會に於いて左の如き新役員
を決定誕生に乗り出した。
【理事長】 松本金重、【理事】 松本金

山梨藥劑師會 甲府市相生町三宮澤町道方
會長 成島治平、副 細川豐盛

滋賀藥劑師會 大津市坂本町商工會議所内
會長 森久右衛門、副 小島弘太郎

岐阜藥劑師會 岐阜市今小町商工會議所内
會長 森田盛一、副 森清一、前田元藏

長野藥劑師會 松本市今町宮坂方
會長 官坂茂登一、副 池田直多郎、増澤庄七

宮城藥劑師會 仙台市元荒町三三
會長 鈴木浩文、副 櫻井政吉

福島藥劑師會 郡山市木町五三福出方
會長 根本祐太郎、副 瀧田德藏、山口喜四郎

岩手藥劑師會 盛岡市仁王第四地刺字藥園
會長 橋山茂七、副 福田鉄雄、佐藤久吉

青森藥劑師會 青森市米町七五西澤方
會長 小柳部、副 藤澤金太郎

山形藥劑師會 山形市小橋町一八七上藤方
會長 高宮喜之助、副 工藤菊太郎

秋田藥劑師會 秋田市龜之丁四、手町六
會長 山田善助、副 佐野龜太郎

福井藥劑師會 福井市大和町三三八ノ一
會長 磯松幸次郎、副 高橋良馬、木村太一郎

石川藥劑師會 吉方、石川町二〇二英安
會長 石黒徳六、副 英安吉、鍛冶正雄

富山藥劑師會 富山市總町輪四五元商工會
議所内
會長 森正英、副 北野治作、富川保太郎

鳥取藥劑師會 鳥取市川窪四ノ二九山田方
會長 大村久兵衛、副 稻田松太郎

島根藥劑師會 松江市南田町三三松江藥業
會館
會長 松井義三郎、副 飯塚幸一

岡山藥劑師會 岡山市廣瀬町五九大熊方
會長 平尾五、副 藤原義男、戸井昌昌

廣島藥劑師會 廣島市上柳町四三三松浦方
會長 岩田良忠、副 中本實

山口藥劑師會 山口縣玖波郡柳井町大字古
開作二六佐村清一方
會長 佐村清一、副 樋口彰一、伊藤茂次郎

吾、原澤敬智、石井輝太、澤田五郎、岡田久治郎、青木定治、【監事】岩崎敬、鈴木義治、龜井勝、坂本泰輔、北村秀雄

東京賣藥製造組合の十一月例會は二十日開催、時節柄新年宴會は中止することとし、新年例會は一月二十日開催のことに決定、了つて東洋協會井上謙吉氏の講演を聞き散會した。

帝都藥業記者團並に近畿藥業記者團では國家の重大時局に鑑み、銃後報國の赤誠を披瀝すべく二十三日付を以つてその決意を語る共同宣言を發表した。

日本藥事協會第四十七回通常總會は二十五日麴町の剛堂會館に開催、志村會長以下各役員、會員出席、總會に先立ち武知勇記代議士より醫藥分業問題、國民保健問題、醫藥制度調査會等に對する運動の經過報告を聴取、議案昭和十三年度歳入出豫算案等を審議した。

東京賣藥卸賣商同業會では二十六日澁谷雲仙閣に於いて定時總會を開催、總會に先立ち同所光實院不動尊に於いて出征軍人の武運長久を祈願、林會長以下各役員參列、了つて總會に入り昭和十二年度決算並に昭和十三年度豫算案を一括上程原案通り可決、林會長、堀内藥同組長、藥同組合馬淵副主事等より悪ブローカー彈壓に對する意見の開陳あり閉會。

日本藥劑師會第十六回定時總會は二十六、七の兩日茅場町清水ビルに開催、河合會長の挨拶に次いで議長選舉に移る、議長に上田實氏、副議長に富川保太郎氏當選、緊急議案として皇軍に對する感謝決議をなし決議文を朗讀、次に會務報告に移り、二日に互つて左の諸議案を審議した。

藥業藥品

一、昭和十三年度歳入出豫算案 二、健康保險昭和十三年度契約更新に關する件 三、内務大臣諮問事項答申に關する件 四、國防化學協會事業強化に關する件 議案第三號の答申要項は如左。

一、藥品法を制定し、同法中に新に「家庭用製劑(假稱)」を設けること 二、家庭用製劑は一般民衆を対象とするものなるを以て其の効能用法は之を詳記せしむること 三、家庭用製劑の製造に使用する藥品並に其分量は普通醫藥上の使用範圍迄擴大すること 四、効能説明に對應する範圍に於て配合藥品の名稱、分量を表記すること 五、藥劑師又は藥劑師を管理人とするに非ざれば家庭用製劑の製造發賣並に請賣をなさしめざること、從つて行商は之を禁止すること 六、家庭用製劑及び賣藥は新藥、新製劑との區別を瞭かにするため各々其包裝中適當に之を標示せしむること 七、家庭用製劑、賣藥並に一般治療用藥品の廣告取締に關しては現行賣藥法第八條、第九條の主旨に準據し之を統一すること

大日本國防化學協會第四回定時總會は二十七日茅場町清水ビルに開催、河合、荻村正會長以下各役員出席、會務報告に次いで會則改正の件を附議、左の如く原案可決確定を見た。

一、第四條中「刊行物の發行、講演、研究會等」を「刊行物の發行、講演、研究會及之等に關する施設」に改む 二、第六條中及第九條第二項中「幹事」を「理事」に改む 三、第十條第四次「代表者各一名宛」を「代表者」に改む

東京醫器器卸商同業會では二十五日の役員會に第一回從業員表彰規定に關する件を上程、會則第三十條に則り開催のことに決定、表彰法細目にも確定を見た。

東京舊市域の區會議員選舉は二十八日執行、業界からは左の諸氏當選、日本橋區末田憲義、伊東美代松、赤坂區大高益三、四谷區平戸好浩、本郷區河野長吉、松島龍平、阿部恒雄、瓜生祐次郎、下谷區松谷富次郎

十二月(二十年)

東京大阪兩製藥同業組合では豫てより日本藥局法中流動パラフィン、安息香、コロイド銀、シロップ四品の條項中改正に關し、一日附を以つて内務大臣宛請願書を提出した。

東京藥質、大阪藥種卸仲買並に東京大阪兩製藥の四組合では、製藥用及び醫藥用アルコール配給著しく減退し、製藥事業に支障を來し、國民の保健衛生並に治療上に憂慮すべき點あるに鑑み、二日專賣局長官並に衛生局長へ請願書並に陳情書を提出、これが圓滑なる供給を要望するところがあつた。

大藏省ではアルコール賠償價格並に賣渡價格の改正を二日告示第二百九十九號及び第三百號を以つて公示した。

保健社會省の官制案並に之に伴ふ關係各省官制改正案は三日の定例閣議に附議され、船田法制局長官より官制案の内容に就き詳細説明する所あり、原案通り滿場一致を以て決定したので政府は直ちに樞密院に御諮問奏請の手續を執つた。而して樞密院にて十日荒井副議長を委員長とせる九名の審査委員

和歌山藥劑師會 和歌山市南久加町一七市山 會長 三田常盛、副 八木源平、加藤政藏

德島藥劑師會 德島市西新丁一丁目 會長 大地理一、副 江川幸司、富土谷文藏

香川藥劑師會 高松市内町五四官武方 會長 今瀨義三郎、副 森田虎三郎、藤尾清次郎

愛媛藥劑師會 松山市一番町松山商工會議所内 會長 家木清次郎、副 渡邊省一、和田義澄

高知藥劑師會 高知市本町二丁目徳方 會長 徳直左衛門、副 佐川薫、池上純純

福岡藥劑師會 福岡市渡邊通三丁目山本ア 會長 阿部基吉、副 側島一、中村吾二郎

大分藥劑師會 大分市電車通本彌八郎方 會長 吉村益次、副 瓜生田定、岡本彌八郎

佐賀藥劑師會 佐賀市松原町中ノ小路九三 會長 島正興、副 野中萬太郎

熊本藥劑師會 熊本市花畑町九五 會長 橋直人、副 松前謙義、布田尚

鹿兒島藥劑師會 鹿兒島市山之口町二七江坂 會長 梅北雄造、副 吉水洗耳

沖繩藥劑師會 那覇市上蘇町一ノ二六島平 會長 饒平名紀郎、副 我部政敏

各植民地藥劑師會

朝鮮藥劑師會 京城府本町三の三〇 京城府藥劑師會 同黃金町六の一八 高麗藥劑師會 同本通三の二八五 臺灣實業藥劑師會 臺北市長町一 三井出張所内 關東州藥劑師會 大連市大連醫院製藥局内 滿洲藥劑師會 奉天千代田通一六 大連實業藥劑師會 大連市千代町五 奉天實業藥劑師會 奉天尚書街七北村太陽堂内

に付託された。尙決定された保健社會省の官制案並に保險院官制案は本省が體力、衛生、豫防、勞働、社會の五局並に保險院より成り、更に保險院は總務課、社會保險局、簡易保險局の三局を包含する大組織にして官房五局、一院三十餘課の尅大なものである。

東京府藥劑師會定時役員總會は六日開會、左の諸項に就き協議した。

- 一、年賀狀に關する件
- 二、精神總動員實行部東京府總務部長より照會の件
- 三、昭和十三年初役員會開催に關する件

全國賣藥團體聯合會の國民健康保險法案對策常設委員會は七日藥同組合事務所に開催、東京堀内會長、大阪竹村組長以下出席。

- 一、滿洲國藥品法施行規則に關する件
 - 二、青森縣營賣藥業對策に關する件
 - 三、國民健康保險法對策の件
 - 四、輸入制限緩和に關する件
- 以上四案を審議の結果、二號、四號の兩議案に對する當局への陳情書を作成可決、實行に移した。

滿洲國政府では七日の國務院會議に酒精專賣制度設置に關する件を上げ、これが可決を見、參議府の諮詢を経て大體十三年一月一日から實施されることとなつた。

東京藥種貿易商同業組合では八日定例役員會を開催、鳥居組長を以て各役員出席、左記事項を附議決定した。

- 一、定時總會の開催に關する件(一月十四日午後二時より同事務所に於て開催)
- 二、新年宴會開催の件(組長に一任)
- 三、新年拜賀式舉行の件(例年通り舉行)
- 四、勤続従業員調査に關する件(十二月末日現在、一月廿五日迄に

調査

都下七藥種商業組合理事長會は八日城西組合事務所で開催、ライオン石鹼共同仕入に關する件、聯合指定品選定に關する件その他に就いて協議を行つた。

國民健康保險法案は第七十議會以來同法案第九條の代行問題を中心に產業組合側と醫師會側との對立を見て來たが、内務省ではこれらを社會保健調査會に附議した結果、大體兩者の主張を容れた折衷案が成立したので十日總會を開き千秋委員長より右折衷案正式承認の決議を報告しこれを可決したので、内務省社會局では同案の條文を整理した上第七十一議會に提案することとなつた。

大藏省では專賣酒精工場名稱及び位置を左の通り改正。十日より實施

- 東京 芝工場 東京府東京市芝區▽品川工場 東京市品川區▽千葉酒精工場 千葉縣千葉市▽水戸 石岡酒精工場 茨城縣新治郡石岡町▽大阪 京都工場 京都府京都市下京區▽熊本 肥後大津酒精工場 熊本縣菊池郡大津町▽鹿児島 出水酒精工場 鹿児島縣出水郡出水町▽高鍋酒精工場 宮崎縣兒湯郡高鍋町

政府が七十議會に於ける衆議院の國民健康保險法案に關する付帶決議として公約した醫藥制度調査會は十三年度より實施のこととなり、豫算一萬圓を計上承認を得た。調査會の方針は如左。

- 一、醫療機關の普及並に整理統制
- 二、醫療費の合理化乃至負擔軽減
- 三、醫療分業問題
- 四、醫藥制度及び藥事制度の人的構成及び其の根本的方針の確立
- 五、ホ、救療制度の各般の重要問題

東京藥業同業組合淺草支部では十一日

臨時總會を開催、濫賣問題に關し左の決議をなし公表した。

- 一、本部の聲明に基き、濫賣者に對し徹底的に出荷を停止すべし
- 二、未加入者を急速に加入せしむべし
- 三、統制部を強化すべし

北海道藥劑師會では第十三回定時總會の決議に基き會長青柳久平氏の名を以つて、左の諸項に關する建議書をそれぞれ理由を附して日藥へ提出した。

- 一、藥劑師二ヶ年以上藥局實務に従事せる證明あるに非ざれば獨立開店することを得ざるの規定を制定せられ度きの件
 - 二、藥劑師法附則第三項を左記の如く改正に關する件
- 醫師、齒科醫師又は獸醫師は其診療に用ゆべき藥品に限り命令の定むる調劑所に於て管理者たる藥劑師に依り調劑を爲すことを得

三、現行藥劑師會令は道府縣藥劑師會を基本として制定しあるも醫師會同様市、郡藥劑師會の設立をなし得るやう改正せられ度き件

樺太に於ける麻藥取締規則中改正の件は十四日廳令第六十九號を以つて公布され十三年一月一日より實施。

東京醫療器卸商同業會納めの役員會は十六日神田大阪屋に開催、豫算案可決の外十三年度定期總會開催の日取りを一月十五日と決定した。

滿洲國の新關稅法は二十日を以つて公布、十三年一月一日より實施されることに決定。

東京藥業同業組合評議員會は二十二日日本橋花家に開催、堀内組長以下各評議員出席、昭和十三年度經費豫算案並に出

東京大阪藥業關係組合團體役員一覽

昭和十三年十一月現在

東京藥業同業組合

— 神田區錦町一の二二

組長

堀内伊太郎

副組長

津村岩吉

評議員

關口彌三郎 林茂雄

守田治兵衛

藤井得三郎、山崎榮三郎、喜谷市郎右衛門、片山利喜松、福島郡雄、河野長吉、淺野長次郎、渡邊政治、山田雄三、加藤勝衛、栗原廣三、川名又之輔、淺井政吉、光野奈良三郎、武井武

書記長

武田重

統制部主任

馬淵重

東京製藥同業組合

— 神田區神保町一の四三

組長

池田文次

副組長

友田銈三郎

會計主任

岡澤良次

評議員

岩垂亨、入江七平、鹽原又策、原安三郎、河合龜太郎、歌橋憲一、上野豐藏、五島喜久郎、齋藤實、三谷桂次郎、椎貝悅郎

顧問

高橋三郎

藥局方調査會長

久江七平

書記長

大久保明

東京藥種貿易商同業組合

— 日本橋區本町三の三の二八

組長

鳥居孝一郎

副組長

守屋孝太郎

會計

友田貞吉 相邊金次郎

役員改選に當つては現役員の重任を見、その他定款一部の改正を行つた。

樺太に於けるメチルアルコール(木精)取締規則は十五日廳令第八號を以つて公布、即日實施された。

新藥協會東京部會定時總會は二十二日開催、新加入者承認、新藥抄編纂に關する件その他を附議。

東京府藥劑師會役員會は二十一日同會事務所で開催、八項に亘る報告事項の外協議事項としては簡保不正調劑に對する神奈川縣藥より通牒の件を保險業務部に一任、その他豫算案を審議可決。

日本藥劑師會では國民精神總動員第二回強調週實施その他に關する件につき二十二日付を以つて各道府縣藥劑師會へ宛て中央聯盟よりの通牒を發した。

東京藥業同業組合定時組合會は二十二日京橋中央亭に開催、大木相談役、堀内組長以下各副組長、評議員、代議員出席堀内組長の挨拶ありたる後、昭和十二年度決算並に事務報告、第十七回全賣大會經過報告の各報告事項を終り、次いで昭和十三年度豫算案、評議員二名補缺選舉に關する件を附議、淺井政吉氏、玉置源一郎氏の辭任に伴ふ充員は組長議長一任となつた。

第七十議會で揉みに揉んだ國民健康保險法案は二十七日の衆議院本會議に上程され、木戸厚相の提案理由説明の後、中村梅吉氏始め各派からの質問戦が展開され、左記二十六名の特別委員附託となつた。

【民政】 添田敬一郎、武知勇記、青木亮賢、高田松平、清水留三郎、寺島權藏、中崎俊秀、松田喜三郎、木原七郎

喜多壯一郎、田中邦治、山田順策、成島勇、【政友】 小笠原八十美、盛島明長、野方次郎、高見之通、樋口喜右衛門、世耕弘一、西川貞一、岩元榮次郎、本田義成、松尾孝之、土倉宗明、中井一夫、小野廉、【第一】 安倍寛、守屋榮夫、北勝太郎、鈴木正吾、【社大】 佐竹晴記、河合義一、井上良次、【第二】 田中耕、【東方】 田中養達

全賣常設委員團會議は國保案の議會上程に備へ二十七日東京藥同事務所で開催、國保案に對しては第七十議會の衆議院の附帯決議を法文にすべし、又賣藥原料輸入緩和に對して既定の方針に基き運動することその他を協議した。

日本藥劑師會定例役員會は二十七日同會々議室に開催、左の議決事項を審議した。

一、國產醫藥品使用勸奨に伴ふ適法制定方建議の件(愛知縣藥の建議)右はその旨を採納し、庶務、調査兩部に於て至急善處する事に決定、調査提出書式は庶務理事一任と決定、一、内務大臣諮問事項に關する件、答申書提出書式庶務理事一任と決定、一、劑界時局問題に關する件、引續き善處すること

全國賣藥業團體聯合會では國保案の議會上程に對し堀内會長の名を以つて陳情書を關係當局並に貴衆兩院議員へ提出した。内容は賣藥業者の死活問題とし、殊に配置賣藥業者は倒産の悲境に陥ることは明かであるから、慎重審議の結果修正を加へられ、國民健康保險組合は診療以外の藥品及び賣藥の給付を爲すことを得ず、との旨を法文中に規定せられたといふのである。

東京醫藥器卸商同業會第十七回定時總會は二十三日開催、渡邊、仲谷正副會長始め各役員出席、各種報告事項の後役員改選に移り、投票の結果別項の諸氏が當選した。

全國賣藥業團體聯合會では賣藥原料の輸入緩和に就き、代用品を得られざる麝香、白檀油、唐大黃の三品種に對しては特に臨時措置として制限を緩和され度き旨大藏、商工、厚生各大臣宛陳情書を提出した。

日本藥劑師會では國保案の議會狀勢に關し二十九日附で各道府縣藥會長、日藥議員宛通牒を發した。

二 月

衆議院國民健康保險法第六回委員會は三日開催、賣藥不給付の法文化問題を繞つて寺島、清水委員を始め關係委員はその必要を政府に迫り、熱烈なる論戰を展開した。

日本藥劑師會に對し内務大臣より諮問せられたる「賣藥制度改善に關する方策如何」の答申は、漸やく具體案成り五日厚生省に左の答申書を提示した。

賣藥は國民多數が治病の目的に使用するものなるを以てその制度の改善は醫藥制度全般の改善と併行せざるべからず、即ち現在の混沌たる醫藥制度を整備し速かに藥品法を制定して左の諸項の改正をなし、之が改善の目的を達成せられたし

一、現行賣藥法を廢止し新に藥品法を制定し該法中に家庭用製劑を設けること
二、家庭用製劑を届出制度となし、その效能用法は之を詳記せしむること

東京府藥劑師會

神田區仲町二の二二

會長 石井絹治郎
副會長 伊藤弘平
理事 松島龍平

磯野忠雄、田中重豐、千野長三、可兒津重彦、淺野長次郎、小久津源一、内野兼一、阿久津陸彦、山本重松、關口彌三、菅原浩平、加藤勝衛、書記長 佐々平二

東京賣藥卸賣同業會
神田區錦町二の二、東京藥業同業組合内

會長 林惣次
副會長 福島都雄
評議員 片山利喜松

中田清兵衛、國友秀夫、伊藤藤玉、川手秀次郎、大木合名會社、株式會社、相談役 大木良輔

日本藥品輸出協會
日本橋區室町四の五、近三ビル内

理事 三共株式會社
同 友田合資會社
島居商店、友田製藥株式會社、大日本製藥株式會社、大日本製藥株式會社、藤澤友吉商店

日本醫藥品輸入統制會
大阪市東區道修町三丁六日日本製藥株式會社、東京市日本橋區本町二丁目日日本製藥株式會社、東京市日本橋區本町二丁目日日本製藥株式會社

理事 武田長兵衛商店、鹽野義商店、田邊五兵衛商店、東洋製藥貿易株式會社、株式會社、島居商店、株式會社、田邊元三郎商店、大日本製藥株式會社、株式會社、藤澤友吉商店、三共株式會社

監事 三共株式會社、友田合資會社

三、家庭用製劑の製造に使用する藥品並にその分量は普通醫療上の使用範圍迄擴大すること

四、效能説明に對應する範圍に於て配合藥品の名稱分量を表記すること

五、藥劑師又は藥劑師を管理人とするに非ざれば家庭用製劑の製造發賣並に請賣をなさしめざることを

六、家庭用製劑並に一般治療用藥品の廣告取締に關しては現行賣藥法第八條第九號の主旨に準據してこれを統一すること

七、現行賣藥法第二十四條、第二十五條に該當する賣藥營業者の新規賣藥製劑並にこれが譲渡相續は認めざることを

八、改正法實施以前に許可を得たる賣藥は内容を公示せずして發賣頒布するの既得權を認むること

九、現行賣藥法第二十條輸出賣藥に關してはその製造權は藥品法による資格者に限ること、但既得權はこれを認むること

十、當分の内左に該當するものは地方長官の許可を受け第四項を適用せずして發賣するの規定を設けること

(イ) 既得製造權者にして内容を改正せんとする場合

(ロ) 調製上原料或は技術に於いて新規又は特種と認めらるるもの

十一、朝鮮、臺灣、樺太等外地に於ける現行賣藥法規を廢し内地法令と同一基準の法令を制定實施せられたし

全國賣藥業團體聯合會では六日衆議院國民健康保險法案特別委員三十六氏に對し全賣會長堀内伊太郎氏の名を以つて賣藥給付除外の法文化を旨とする嘆願書を送

附した。

日本藥劑師會では八日同會事務所會議室に特別調査會第二部委員會を開催、河合會長以下各委員出席

一、日支藥業發展のため北支藥業資源開發並に市場開拓の研究調査を具體化すべく適當の方法により調査會設置に關する件

以上の案件を審議、左の三方策を樹立し愈々積極的に乗り出すこととなつた。

イ、官民合同の北支藥業振興會を設置すべく政府に建議するの件

ロ、北支藥業發展に關し藥律を合理的に制定せらるる、様藥業同業者の懇談會を開催し研究調査すること

ハ、高橋(清瀧川)二氏を小委員として滿洲藥品貿易の實情、調査會の機構に關する具體的調査をなすこと

ニ、公布された綿製品ステールプファイバー混用規則の適用を受けたる藥局方ガゼは厚生省衛生局の商工省に對する主張が容れられ十日附商令を以つて除外されることとなつた。

滿洲國民政部では十八日保健司長張明峻氏の名を以つて「治外法權の撤廢並に南滿洲鐵道附屬地の行政權移讓に伴ふ藥品營業の届出處理に關する件」を關係各省へ通牒を發し各管下機關に轉令營業者に周知徹底せしむるやう依頼した。

東京藥事新報、藥業報國、藥業の東京藥業週報の四社は新聞經營事業強化の爲め合同し十六日週刊藥業社を創設した。

東京府藥劑師會、東京藥業同業組合、東京賣藥製造組合、新藥協會四團體主催の廣告座談會は十六日神田學士會館に開催、警視廳より提示された左の希望條項に就き重成衛生部長との間に質疑應答を

行つた。

一、虚偽誇大に涉り、風俗を紊る廣告は爲さざること

一、醫治の無効を暗示し又は他藥を誹謗するが如き廣告は爲さざること

一、體狀文を廣告に利用する場合は體狀差出人の文書に依る承諾あるものにして且つその住所氏名職業を明記し禮狀全文を掲記すること

但し疾病の性質上本名を掲載し難き場合は紙上の匿名を認む右の場合に在りては掲載者に於いてその氏名を録取保存し置くこと

一、醫師又は醫學博士の推奨文は權威ある實驗例ある場合に限り、此の場合と雖も内容誇大に涉らざること

一、新藥新製劑の廣告は専門的なること

一、時局利用の虞ある廣告は爲さざること

福岡縣大牟田郡と三池郡を一丸とする大牟田藥業會創立總會は二十日大牟田商會會議所に開催、出資全口數二百十四口(一口二十圓)四千二百八十圓、初年度豫算七百三十圓を議決し左の役員を選擧した。

△理事長(徳永清四郎) △理事(栖尾勇、板見清、筒井五男) △監事(北島三郎、岡信作、堺正)

和歌山藥種賣藥商業組合では二十日教養會館に定時總會を開催、昭和十三年度分賦金による豫算案を可決したる後、左の信用評定委員を選擧した。

松島好太郎、松山達之助、三田常藏、南方惣次郎、門賀長、和田貞楠、東山幸太郎

東京藥種貿易商同業組合では二十二日組合事業刷新新會委員會正副會長互選委

日本藥事協會

神田區仲町一の六

常任理事 志村 銀七郎

伊藤 藤 遠城 保太郎
竹中 稻三 中村 信吉
關口 彌三 福澤 常治
松島 龍一 可武 井重
秋葉 知平 兒 重一

大阪製藥同業組合

大阪市東區道修町二の二六

組長 大日本製藥 瀧野 勇
副組長 丸石製藥 井上治兵衛
評議員會 武田長兵衛商店 永島 忠
議事會 鹽野義商店 窪 美 温

副議員會 田邊五兵衛商店 原田 高臣
評議員會 東洋製藥貿易 東代清次郎
同 松田卯之松商店 松田卯之松
同 藤澤友吉商店 原田藤太郎
同 三共大阪工場 伊庭野 薰

大阪府賣藥同業組合

大阪市天王寺區東高津北之町一

組長 竹村 幸次郎
副組長 竹口 作次郎
同 岡 彌三
同 谷回春堂 代表 谷 新 助
評議員會 榎 尾 虎 三
同 榎 尾 重 雄
同 榎 尾 重 雄

大阪府藥劑師會

大阪市北區南扇町十二

會 柳澤 保太郎
副會長 麻 橋 孝之輔
同 山 賢 重
同 網 連 城 重
同 平 山 賢 重
同 理事 谷 川 潭 治
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春

同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春

同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春

同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春

同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春
同 榎 辰 次郎 大 川 義 春

員會を開催、會長に小西專一氏、副會長に村山英策、淺川和洋兩氏が當選。

東京製藥同業組合の定時總會は二十二日日本橋橋本園に開催、池田組長以下組合員五十六名出席、昭和十二年度業績報告、決算報告、財産目録の報告を了つて役員選舉を行ひ、組長以下全部重任となり副組長に歌橋憲一氏が就任、友田氏は評議員となつた。

東京北豊島藥種商業組合の倉庫、事務所の新築は瀧野川町一、八九九番地に落成、二十二日落成式を舉行した。

東京藥業同業組合では二十二日組合本部に當務會を開催、大木相談役以下各副組長出席、大木相談役より左の提案あり一同これを諒とし、その他の審議をなした。

- 一、常務の分掌事務に關する件
- 大乗的より更に微に入り細に入る統制第二年の今日に於いては、各副組長の分掌事務に關して深き事務的考慮と検討とを要するのみならず、之れが材料或ひは經過の模様等を、常に役員全體會議に持ち寄り、提示報告せらるることは組合事務運行的促進方法となるものに付幹部諸氏は自今一層分掌事務に就いて積極的の御努力を望む

- 二、組合内部の三業態確認の件
- 組合組織の要素たる小賣、卸賣、製造本舖の三業態を確認せしむる方法微弱の爲め、内部關係の摩擦相剋を醸成せしむる傾向あり、斯くては根本的統制の主旨に反するのみならず本組合の一元の強化を期すること難かるべし、宜しく三業態はそれ、自己の職能を認識し濫りに他を買す

が如きことなきやう指導精神の徹底化を圖られんことを望む。

福岡縣藥劑師會第一支部定時總會は二十七日博多商工會議所に開催、昭和十三年度豫算案その他を可決した外、會名變更の件につき、對外交渉には福岡市藥劑師會名を使用することに決定

三月

國民健康保險法案は愈々二日の貴族院本會議に上程、川村委員長の報告通り可決された。尙二月十二日の衆議院委員会で採決された附帶決議は左の通りである

- 一、政府は將來成るべく補助金を増額し、國民健康保險組合の普及促進を圖るべし。
- 二、國民健康保險法を施行するに當り醫療内容の低下を來さざる様留意すべし。
- 三、政府は第二十四條の規定中診療の給付については規約例を制定しその内に國民健康保險組合は診療以外の藥品及び賣藥の給付をなすことを得ざる旨を規定し且その規定せざるものについては認可せざることゝなすべし。

政府では長期持久の戰時體制に備へる爲め、石油の消費節約を勸説して來たが愈々これを徹底する爲め輸出入品臨時措置法第二條に基く商工省令を制定し、重油並に揮發油の賣買に購置制度を實施することとなり、七日商工省令を以つて公布した。

日本藥劑師會定時役員會は二十六日同會事務所で開催、河合、荻村正副會長以下各理事出席、左記諸案を協議した。

- 一、健康保險昭和十三年度契約に關する件(保健部、庶務部に於いて當局と充分なる折衝を遂げる事に決定)
- 二、近く實施せられんとする國民健康保險制度對策に關する審議の件(小委員を設けて對策原案を樹立すること)
- 三、劑界時局對策に關する件(引續き善處すること)
- 四、本會通牒主旨徹底に關する件(道府縣藥劑師會宛通牒は爾今道府縣藥劑師會、及び豫備職員にも配布すること)
- 五、會營業局に關する件(引續き協議)

民政黨清水留三郎代議士はさきに賣藥制度に關し政府に質問書を提出、これに對し二月十五日答辯書を接受したが、該答辯中賣藥組合關係賣藥の項に就いては不可解の點ありとなし、十九日附を以つて同議士は寺島權藏代議士他三十三名の賛成を得て再度の質問書を政府に提出した。

東京府藥劑師會第十七回定時總會は十五日神田帝國教育會講堂に開催、正副會長以下各理事、代議員百三名出席、劈頭警視總監告示を楠沼衛生検査所長代讀、高橋議長より總會成立を宣告、皇軍慰問感謝決議及び時局對處に關する宣言並に決議を満場一致可決、實行委員を擧げて實行に移し、左の會務報告を終り、三議案を審議した。

- ▽庶務部報告
- ▽關口理事
- ▽社會部報告
- ▽阿久津理事
- ▽藥劑部報告
- ▽千葉理事
- ▽業務部報告
- ▽内田理事
- ▽保險部報告
- ▽加藤理事
- ▽學術部報告
- ▽中田理事
- ▽人事部報告
- ▽小川理事
- ▽會報部報告
- ▽磯野理事
- ▽國防化學協會
- ▽山本理事

東京藥業卸賣同業組合

株式會社玉置商店	日本橋區本町一の九
西村豊七	同 本町四の二
粕谷貞一郎	同 堀切町二の六
勝井雲岱	同 本町四の二の八
玉置文治郎	同 兩國二
福島都雄	同 横山町九
中田支店	同 通り二の二
山田浦次	同 京橋區一の九の四
橋本健藏	同 神田區一の二
林惣次	同 神田區一の二
大木合名會社	同 須田町一の八
石田延一	同 佐久間町三の二
林貞一	同 須田町一の八
土野勝四郎	同 錦町二の〇の二
星田勝造	同 和泉町一
永山芳男	同 表裏榮町三
森田徳治郎	同 東紺屋町二
國手秀夫	同 旗籠町一の八
川友秀太郎	同 松枝町二七
石坂銚佑	同 品川區南品川五の三〇三
片山利喜松	同 東大崎町一の八〇四
新妻吉史	同 淺草向旗原町一の一七
長掛源治	同 山谷町三の一の二
和田増太郎	同 馬道三の二三
佐藤文造	同 千束町一の一五
岡島米藏	同 木所東駒形二の二
平田政之助	同 東兩國四の五
石澤文藏	同 下谷二長町二〇六
西村正次	同 坂本二丁目二六の一
内海安次	同 牛込横町二
稻垣若藏	同 小石川白山御殿町一〇九
深山邦二	同 新誠訪町一〇
森清之助	同 澁谷下通の一
堀内新左衛門	同 大森大森町三五
本田福三郎	同 荒川日暮里町三の七二五
鶴澤辰次郎	同 四谷傳馬町新一の一五
黒部長次郎	同 蒲田御園町二八五
矢島三男	同 足立千住仲町三八
佐々木東水	同 千住町三の三六
竹松喜作	同 向島寺島町二の一五三
小林信次	同 深川常盤町一の一

委員會を開き伊藤組長以下の重任を決定

和歌山縣藥劑師會では二十日和歌山商工會議所に定時總會を開催、諸報告承認の後、役員選舉に移り左の諸氏が當選した。

【會長】 三田常藏 【副會長】 八木源平、加藤政藏 【理事】 松島好太郎、岩井信太郎、島吉次郎、田島章郎、松山武夫

山梨縣藥劑師會では二十一日甲府商工會議所に第十五回定時總會並に縣國防化勞協會第四回總會を開催、豫算案を終了したる後、左の役員改選を行った。

會長 成島治平、副會長 畑川慶藏、理事 幡野柳七、宮澤良道、五味寛光、高橋貴、佐野俊、吉村政平、小俣好文、渡邊隆、中込好雄、小池潤

日本藥劑師會では昭和十三年度健保契約更新期に到達したので、二十二日河合會長は厚生省を訪問、清水社會保險局長と會見、現下の時局に鑑み健康保險の療養給付中藥劑の支給は速にこれを健康保險藥劑師に限定せられたき旨、建議書を提出した。

民政黨清水留三郎代議士が十九日附を以つて政府に三たび提出した全購辦と大阪參天堂株式會社に關する賣藥委託製造の問題は、政府に於いて答辯書を厚生、農林兩省に於いて作成せしめ、二十五日の衆議院に報告され、清水代議士の疑點を否定した。

醫師、齒科醫師、藥劑師、看護婦は厚生省醫務課の調査によると醫師五萬九千七百六人、齒科醫師二萬一千六十七人、藥劑師二萬六千七百卅二人、看護婦十一萬三千九百八十七人、計廿二萬一千四百九十二人となつてゐるが、これ等の數は

藥 業 藥 品

その免許申請の際、夫々當該官廳で登録したのみでその後の變動に就いては全然關知せずの建前をとつてゐたために一旦緩急ある際この應急措置には殆ど手のつやうのない有様であつたが、これでは國家總動員を必要とする現下の時局から見て國民保健上計畫樹立の上から見ても不便が少なくないので、今回厚生省では全國的にこれ等の専門科、年齢、性別等明細な登録制度を設けることとなり、これに要する追加豫算として八萬二千圓を計上してゐるが、今回議會通過を見たのでこれから醫師、藥劑師、齒科醫師、看護婦等は、その自分の變動を明瞭に登録することになつた。なほ厚生省ではこのため專任の事務官、技師、技手各一名屬二名を新に置くこととなり、同時に診療所製藥工場等の調査もなすこととなつた。

神奈川縣藥劑師會第十六回臨時總會は二十五日朝日講堂に河合日藥會長の來賓を迎へて開催、會務厚見、藥劑部萩原、業務部吉野、保險部中山、調査部山田、人事部松永、講演部松永各理事の報告の後、豫算案を審議し左の如く評議員の改選を行った。

【第一區】 和田耕平、片島正治、金井亦四郎、小堀藤吉、今井憲太郎、田中勇(中區)川口鎌太郎、大平諭一、森忠孝、中西次郎、高橋乙一、堀内萬吉、村田豐治、笠原長治郎、手塚正直、若長利夫、永持藤治、天野十寸馬、橋本讓、横山孝吉、加藤吉彦、大村行一、荒木龍二、田中勇

【第二區】 金成次郎、森徳郎、伊藤留次郎、田中辰次郎、眞中寛一
【第三區】 米田隆一、長瀬憲一、田丸秀吉、坂本勇一郎、橋劉漢
【第四區】 寺田一郎、高木芳長、福本

茂平、遠藤賢次
【第五區】 投票なし
【第六區】 小西正和、吉田養生
東京藥業同業組合に對立的行動を取り異端視されてゐた藥業家時局對策實行會は、實力が擧りつゝある折から、對立の存在を揚棄して解散に決し、二十八日聲明書を發した。

日本藥劑師會定例役員會は二十八日同會事務所で開催、河合、荻村正副會長以下各理事出席、諸報告の後、左の諸件を審議した。

一、中央社會事業協會より第十二回兒童愛護週間實施に付協力方依頼ありたる件(協力方を道府縣藥劑師會に依頼通牒する事) 二、醫藥制度調査會に關する件(左記委員に依頼、對策を講究すること) 醫師制度調査會對策委員谷岡忠二、高橋勘次、筆中稻美、中村信治、船戶忠助、福澤常吉、關口彌三郎の七理事、三、國民健康保險關係事項に關する件(引續き善處すること) 四、劑界時局問題に關する件(引續き善處する事と決定)

青森縣藥劑師會定時總會は十三日開催左の役員改選を行った。

【會長】 小柳郁 【副會長】 藤澤金太郎 【理事】 小杉秀七、齋藤忠一、和泉喜洋志、藤野戸亮吉、鳴海官藏、金子安兵衛、最上光男、西澤平治郎

宮城縣藥劑師會定時總會は十五日開催役員選舉の結果は何れも左の如く重任と決定した。

會長鈴木浩文、副會長櫻井政吉、理事大内市郎、小野龍吉、菅野義夫、菅野菊松、後藤徳三、高橋長治、高橋宗徳

東京製藥本舗一覽

Table listing various pharmaceutical products and their manufacturers. Columns include product names (e.g., 神藥, 六物解毒丸, 太田胃腸丸) and manufacturer names (e.g., 橋本徳次郎, 新田長治郎, 西川信三郎).

場に開催、近藤會頭、細井委員長を始め
 會員出席、細井委員長座長となりて諸報
 告を承認、引續き議案審議に入り何れも
 可決し、閉會後學術講演會を開催した。

日本衛生化學會定時總會は八日東大第
 一會場で開催、服部會長の挨拶に次いで
 秋谷幹事より業務並に會計報告ありこれ
 を承認、役員選挙に入り左記二十五氏當
 選

- 秋谷七郎、石尾正文、石福覺治、緒方
 章、大岡増二郎、奥田久司、柿沼三郎
 河合龜太郎、川崎近太郎、衣笠豊、佐
 藤達一、清水辰太、清水藤太郎、高木
 誠司、高野一夫、竹内甲子二、玉蟲雄
 三、中西莊吉、服部健三、服部安藏、
 一知忠三、松尾仁、松南千壽、三雲隆三
 郎、山口誠太郎

東京藥業同業組合では八日同組合事務
 所に常務會を開催、大木相談役以下各常
 務出席、左記二案その他を審議した。

一、配精及酒精含有飲料税法改正に關
 する對策の件
 右は藥店に適用せずとの答辨ありたる
 も將來に於ける方針變化等ある場合は
 業者に對する影響大なるを以て一應當
 該本舗とも協議し大藏當局に陳情する
 ことに決定

一、揮發油取締規則制定に關する對策
 の件
 暫らく當局の取締振り經過を見て可及
 的簡易なる取締を爲さるゝ陳情する
 ことに決定

東京商工會議所では九日の役員會に於
 いて、輸出獎勵輸入緩和方に關し政府に
 建議することとなつたが、同右建議書中
 には醫藥品にして金額多額に上らず、且
 つ國産代用品なきものに就いては與ふ限
 り輸入統制の圈外に置かれ度き旨言及し

藥 業 品

た。

日本藥學會第五十八回總會は九日東大
 醫學部本館に開催、日本醫學の權威五百
 餘名出席、近藤會頭の挨拶に次いで諸般
 の報告あり何れも承認、本回は議事なき
 爲め役員選挙に移り朝比奈泰彦會頭服部
 健三副會頭以下左の諸氏當選

- 【幹事】衣笠豊、藤田直市、緒方章、細
 井美水、(常議員) 知忠三、柿沼三郎、
 山口誠太郎、菅澤重彦、河合龜太郎、
 落合英二、玉蟲雄藏、刈米達夫、高木誠
 司、安香愛二、高橋隆造、大槻式、村
 上義温、星野石松
- 東神戸藥劑師會定時總會は九日開催、
 左の新役員を決定した。
- △會長 栗山新七 △副會長 寺島喜市、破
 入政五郎 △幹事 長門田政治 △幹事 力武
 正治、田月當之助、守安正平

日本藥劑師會定例役員會は十一日開催
 高知縣藥提出の日本藥局方品と化學的集
 成を同じふする輸入藥品は國産日本藥局
 方藥品を使用し得るや、其の筋へ建議相
 成度との提案は、その主旨を採納され調
 査庶務兩部附託となつた。

大阪府藥劑師會では十二日初役員會を
 開催、新役員の方擔を左の如く決定した

- △庶務部長 麻副會長 △會計部長 高橋副
 會長、文書部(綱島理事) 藥劑部(佐々
 木理事) 社會部(大川理事) 人事部(征
 木理事) 業務部(谷川理事) 會計部(平山
 理事) △國民健康保險對策委員(麻副會
 長、綱島理事、大川理事) △會營業局
 擔當(谷川理事、平山理事)

岐阜縣藥劑師會では十二日開催の役員
 會で會長に篠山盛一氏、副會長に森清一
 氏が當選、新理事者は左の如く決定。
 井上辰治、島本貞也、安田惣太郎、生

田伊助、北秀一、西部金一郎、渡邊俊
 一、中島善八、高橋篤三郎

四社合同の結果結成された週間藥業新
 聞社は内部關係の圓滑を缺き分裂した。
 即ち菱田樞太氏は同社を脱退して舊の如
 く藥業週報社を再興、平子直也氏も亦舊
 刊紙を繼續することとなり、椎木、村田
 岸田の三氏は合同精神に則り週刊を廢し
 て月二回の藥業新聞を六月より續刊する
 こととなつた。

東京賣藥卸賣同業組合では十二日林會
 長、大木相談役連名にて統制強化に關し
 重大聲明書「本會々員に告ぐ」を發表し
 藥業同業組合價格統制に協力する同會の
 鞏固なる意志を明示した。

福岡市藥局會定時總會は十七日博多ホ
 テルに開催、會長に久恒照雄氏、副會長
 友納英一氏外理事八名を決定した。

鳥取縣藥劑師會では第十三回定時總會
 に於いて左の役員を決定した。

- △會長 大村久兵衛 △副會長 長稻田松太郎
 △理事 山田芳藏、森下秀隆、進藤孫右
 衛門、小阪元三郎

熊本縣藥劑師會では第十七回定時總會
 の議決に基き、日本藥劑師會は會員の大
 部分を占むる開局藥劑師の業務の統制及
 び經濟的指導の爲めに特別の機關を設置
 せられたしとの建議書を提出した。

東京府藥劑師會々員の度量衡取締省略
 指定は昭和十年より三ヶ年間となつて居
 り四月末日を以つて期限満了となること
 となつたが、府藥では更らに向ふ三ヶ年
 の取締省略に關する指定更新方を二十一
 日附申請した。

富山縣の縣藥振興會の創立總會は二十
 日富山市昭和會館に舉行、茨木縣賣藥同

全國藥品關係學校一覽

官 立	名 稱	修學學生 年限定員	創立年月	
市 立	東京帝國大學醫學部藥學科	三一〇	明治一九、三	
	富山縣藥學專門學校	三三〇	大九、二	
	熊本藥學專門學校	三三〇	大四、二	
	千葉藥學專門學校	三一〇	明治四、四	
	金澤藥學專門部	三一〇	明治四、四	
	長崎藥學專門部	三一〇	同	
	德島高等工業學校製藥科	三三五	大三、〇	
	滿洲藥學專門部	三四五	昭三、四	
	私 立	岐阜縣藥學專門學校	三三〇	昭六、八
		東京藥學專門學校	三四五〇	大六、三
大阪藥學專門學校		三四五〇	同	
京都藥學專門學校		三三六〇	大八、三	
明治藥學專門學校		三四五〇	大三、三	
京城藥學專門學校		三二二〇	昭四、〇	
帝國女子藥學專門學校		四六〇	大三、二	
帝國女子醫學專門學校		四八〇	大四、三	
東京藥學專門學校		四四〇	昭六、二	
東京女子藥學專門學校		四五〇	昭五、二	
共立女子藥學專門學校	四四〇	同		
昭和女子藥學專門學校	四四〇	同		
神戸女子藥學專門學校	四四〇	昭七、四		
名古屋藥學專門學校	三四五〇	同		
静岡女子藥學專門學校	三二〇〇	同		

業組合長座長となり會則決定、役員選舉を行ひ左の諸氏を決定した。

會長荒木甚助、副會長金尾義信、吉本理八郎、理事宮崎乙雄、西田彌八郎、富川保太郎、株式會社師天堂、保壽堂製藥株式會社、廣瀨重造、金岡忠治

東藥會出身部會定時總會は二十三日東京藥專講堂に開催

大口喜六、河合龜太郎、中村信治、船戸忠助、網種次郎、可兒重一、喜多川辰三、山本十重松、磯野忠雄、大堀朝雄、野澤清人

以上の役員並に會員出席、會務報告船戸、編輯部野澤、學術部鈴木、人事部門社會部大堀各理事の報告あり、何れも承認その他豫算案を可決した。

明友藥劑師會第五十三回定時總會は九の内保險協會講堂に開催、會務報告承認の後、會則一部の改正を決議した

日本藥劑師會定時役員會は二十七日同會事務所で開催、報告事項承認の後、左記諸案件を議した。

一、醫藥制度調査會に關する意見書

(愛媛縣藥劑師會提出)

右は主旨を採納調査部一任となる

二、國民精神總動員健康週間實施に關する件

右は道府縣藥劑師會に通牒、協力方を依頼し、實施要綱に就き更に講究すること

三、國民健康保險に關する件

更に協議の上善處すること

神奈川縣學務部社會課では國民健康保險法の實施準備として、縣下の農村に於ける醫療調査を行ふこととし、上旬以來鎌倉郡中川村、足柄下郡片浦村、津久井村青野村の三ヶ村を選定して調査に着手

した。

富山縣賣藥の躍進を目指し北支滿蒙販路開拓の爲め、富山縣法人協會では六名の調査員を擧げて二十九日富山發視察に向はせた。一行の調査事項として掲げられたるものは左如。

△氣候及風土病と風習△職業別生計程度並に滿洲との比較△醫療制度醫療機關並に治療△在留邦人の罹り易き病氣△北支に於ける賣藥を對照とせる流行諸病△北支に於ける賣藥見本蒐集と關稅調査△縣賣藥原料の北支漢藥の調査

關東州藥劑師會第十二回定時總會は二十四日大連に開催、諸報告承認の後、議案三項を議決、役員改選の結果は全部留任と決定。

東京山の手藥粧商業組合定時總會は二十四日開催、各議案を審議決定したが、昭和十二年度に於ける事業成績は共同仕入商品十八萬圓、指定商品三萬圓、合計二十一萬圓で前年度に比し五萬圓餘の増加をなした。

五 月

防毒面、防毒衣、その他防毒具に關する一切の防毒資材取締規程は、内務省の立案成り、二日内務厚生兩省令第一號を以つて公布、六月一日より施行されることとなつた。

日本藥事協會常務會は五日同會事務所で開催、國民健康保險、醫藥制度調査會に對する對策等を協議。

警視廳衛生部では不正賣藥、行商人の横行に鑑み、五日管下各警察署長宛て左の如き通牒を發した。

(前略)殊に行商人にして聽診器、檢温器試驗管、藥品等を入れある醫師往診用黑靴を携帯一見醫師たる風體を裝ひ國際化學研究所より派遣されたる醫師なりと詐稱し人體構造圖に依り内臟器管の説明を爲し以て相手方信用せしめたる後無料診察に名を請り婦女子の身體各部を診察し自己携帯の賣藥の販賣に好都合なる診察を下し更に唾液を檢査すると稱し強めサリチル酸を附着し置きたる試験管と相手方の唾液を吐下せしめ之に過クロール鐵液を注ぎ化學的作用に依り紫色に變ずるや何人に對しても斯く變色するものなるに不拘、之惡毒又は病氣ある證據なりとし一方別人の唾液をサリチル酸の附着し居らざる試験管に取り過クロール鐵液を注ぎ無毒健康の者は斯くの如く變色なきぜしめ僅か五、六十錢位のもの高價藥なりと稱し二三十圓位にて販賣する等惡質なる事例あり此際部僚を督勵して嚴重取締を勵行すると共に一面町會衛生婦人會と緊密なる連絡を採り一般家庭に周知徹底せしめ以て被害の防止に努められ度、此段及通牒候也

東京府藥劑師會定例役員會は六日同會事務所で開催、各擔任理事よりの報告承認に次いで左の諸件を協議決定した。

一、學校藥劑師事項に關し日藥に補助金申請の件(申請可決) 二、昭和十二年度第一支交支附金九百九十八圓支出の件(可決) 三、五月三十一日現在を以つて會員名簿作成の件(可決) 四、會務調査に關する件(六月上旬に實施するものとして人事部に處理一任)

アラビヤゴムは輸入價格百斤當り五十圓見當なるに拘らず五月現在市價販賣價格は八十五圓乃至九十圓見當を唱へて居

揮發油及アルコール混用法施行令

第一條 揮發油及アルコール混用法第一條第一項の規定に依りアルコールを混入すべき揮發油は左の各號の一に該當する礦物性の揮發油とす

一、命令の定むる試験方法に依る九五%溜出溫度攝氏二百二十五度以下のもの

二、攝氏十五度に於ける比重〇・八〇一七を超えざるもの

揮發油及アルコール混用法第一條第一項の規定に依り揮發油に混入すべきアルコールはアルコール分九十九度以上のアルコールとす

前項のアルコール分とは攝氏十五度に於て原容量百分中に含有する〇・七九四七の比重を有するアルコールの容量を謂ふ

第二條 揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者は左に掲ぐる場合に於ては揮發油にアルコールを混入せざることを得

一、自己の他の工場又は貯油所に移送する目的を以て揮發油を工場又は貯油所より搬出せんとするとき

二、他の揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者に對し其の工場又は貯油所に於て引渡を爲す揮發油を其の工場又は貯油所に移送する目的を以て工場又は貯油所より搬出せんとする時

三、他の揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者が其の工場又は貯油所に移送する目的を以て引渡を受くる揮發油を工場若しくは貯油所に於て其の者に引渡し又は其の者に引渡す目的を以て工場若しくは貯油所より搬出せんとするとき

り、商工省は暴利取締令により対策を講ずるに當り關係者に統制協會を設立せしめ、自治的の最高價格設定せしめることとした。

東京製藥同業組合、大阪製藥同業組合、東京製藥貿易商同業組合、大阪製藥種卸商組合、日本藥品輸出協會の五團體では醫藥品を貿易組合第九條並に重要物資同業組合第十條の四第三項の重要輸出品指定方に關し、左記主旨の陳情書を吉野商工大臣宛提出した。

本邦に於て製造せらるる醫藥品を貿易組合第九條並に重要物資同業組合各第十條の四第三項の重要輸出品に指定せられんことを望む

鹿兒島縣藥劑師會總會は左の新役員を決定した。

△會長梅北雄造△副會長吉水洗耳△理事西村榮一、豐田良高、牧野薩生、弓削義雄、橋口政治、池田直三、森永藤三郎△日業代議員梅北雄造△同豫備議員吉水洗耳

物資調整局の官制は九日公布即日實施されたが、同局の新設により従來の商工省分課規定は改正され工務局の工政課、工業課、工務課、監督課及び地方課を織維工業、化學工業業及び工業組合課に改められた。

東京製藥同業組合常務會は九日常務員會に先立ち開催、大木相談役、堀内組長以下幹部出席左記報告事項を附議承認。

一、全賣大會派遣入選の件(前例割當を考慮に置き組長に詮衡を一任すること)二、全賣大會議案選定の件(事務當局に於て起案したるものに付き豫め研究を遂げ派遣代表決定を俟つて召集

更に協議することに決定)

東京製藥同業組合定例評議會は九日開催、堀内組長、大木相談役以下各評議員出席、三件の報告事項を承認の後、左記の諸案件を審議した。

一、副組長候補缺選舉施行延期の件
右は組合事業に支障を來たさざる様充分考慮を拂ひ適當の時期迄延期することに決定
二、勤続従業員表彰式舉行に關する件(五名乃至七名の委員を擧げ其準備を爲し具體策を講ずること、但し委員の詮衡は組長に一任と決定)
三、定款違反に依る被處分者異議申立の件(淺草區竹内幅吉其の他二件の異議申立に關し統制部より事情を徴し慎重審議の結果何れも異議申立相立たずと決定)

計畫を進められてゐた藥學單科大學は滿洲國民生部の許可を得て滿洲醫科大學内に設立されてゐる財團法人藥劑師養成所を中心にして東洋唯一の藥學單科大學の設立が實現せられることとなり、初代學長には滿大専門部山下主事が就任、校舍は取敢ず奉天に約八萬圓を投じて建築し日滿生徒三百名を收容し新舎屋の完成を俟つて移轉することとなつた。

都下製糖商業組合が三月一日印刷刷物を以つて卸賣側の協定卸賣値段より安價なる値段を發表し、卸賣側を刺戟したることに對し、東京卸賣同業會は藥同、卸側、藥種三者の對立相剋を豫見して警告聲明を發した。

東京製糖同組合の統制事業の一たる日本百貨店組合東京支部との接觸は四月中旬よりの試買の結果好成绩を示したので十五日報告協議の藥品會を開き、左の協定を一決した。

市内一般小賣店の協定は、二三の區を除いては比較的良く守られてゐる状態なので、此際百貨店として時局柄大乗的に一般小賣店に協力することが穩當であるとの意見の一致を見、五月一日よりロート、大學、スマイルの三商品の價格を東京製糖同業組合の協定値段に改正すること。

產業組合中央問題會では十七日農林、厚生兩當局者招待懇談會の席上に於いて左の如き農村保健運動促進要綱の成案を提出した。

▽第一運動の意義並目標 時局に鑑み農村に對する保險施設の擴充を期することは刻下の急務なるをもつて『産業組合による農村保險運動方針』を銳意實行に移すの要あり、よつて産業組合擴充三ヶ年計畫中に明示せられたる保險に關する事項は勿論産業組合により實施可能な各種保健施設を強化普及せしめんとす。▽第二指導▽委員會導▽計畫書作成指導▽町村有志懇談會指導(一)醫療利用組合設立及擴充計畫の樹立(二)家庭藥、衛生材料、榮養食料品等の配給計畫の樹立(三)單位組合別保健施設臺帳の備付(四)國民健康保險の普及に對する協力(五)國民健康保險(一)保健共濟施設(二)保健施設行事項藥全戸配給、家庭藥補充組織の確立、衛生材料及家庭療養器具の配給、藥品材料共同購入(三)醫療利用組合の擴充強化

北海道藥劑師會第十四回定時總會は十八日札幌商工會議所に開催

日本藥學會藥劑部長會委員會は十九日同會事務所に開催

四、輸出又は揮發油及アルコール混用法を施行せざる地への移出の用に供する目的を以て揮發油を工場又は貯油所より搬出せんとするとき

五、輸出又は揮發油及びアルコール混用法を施行せざる地への移出の用に供する目的を以て引渡を受くる者に揮發油を工場又は貯油所に於て引渡せんとするとき

六、命令を以て定むる用途に供する目的を以て揮發油を工場又は貯油所より搬出せんとするとき

七、工場又は貯油所に於て揮發油を命令を以て定むる用途に使用せんとするとき

八、命令を以て定むる用途に供する目的を以て引渡を受くる者に揮發油を工場又は貯油所に於て引渡せんとするとき

九、軍用上の必要に依り政府が購入する揮發油を工場又は貯油所より搬出し又は工場又は貯油所に於て引渡せんとするとき

十、天災事變其の他已むことを得ざる事由に因り揮發油にアルコールを混入して之を工場又は貯油所より搬出し又は工場又は貯油所に於て使用し若は他の者に引渡すことを得ざるるとき

第三條 揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者の工場又は貯油所より搬出し又は他の工場又は貯油所に於て使用し若は他の者に引渡す揮發油の總數量當時年額百キロリットルに達せざる場合に於て命令の定むる所に依り商工大臣の許可を受けたるときは揮發油にアルコールを混入せざることを得

第四條 揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者はアルコールの需給關係上商工大臣に於て必要と認むる期間其の期間内に其の工場、若は貯油所より搬

厚生省では二十日の全國學務部長會に於いて國民保健法案により直ちに設立認可を與へ、事業を開始し、補助金を交付し得る健康保險類似組合に就いて左の如し發表した。

- △越ヶ谷順正會(埼玉縣南埼玉郡越ヶ谷町)
- △埼玉縣廳員共濟組合(埼玉縣浦和市埼玉縣會内)
- △大森隣保事業組合(愛知縣東春日井郡守山村大字大森)
- △形埜村隣保事業組合(同額田郡形埜村)
- △一宮村隣保事業組合(同寶飯郡一宮村)
- △藤岡村隣保事業組合(同西加茂郡藤岡村)
- △大湊村濟生保險組合(岐阜縣十岐郡大湊村)
- △魚川村保健組合(山形縣最上郡角川村)
- △八幡村保健組合(熊本縣玉名郡八幡村)
- △中村保健組合(同天草郡中村)
- △治内村保健組合(同飽託郡河内村)
- △城山村保健組合(同飽託郡城山村)

大阪藥學會第十六回定時總會は二十日大槻會館に開催、諸報告承認、豫算案可決の後左の如く役員改選を行つた。

【會長】大槻式 【幹事】荒木幹吾、今井源四郎、大倉大助、上遠野與作、北村良一、窪美温、須田勝三郎、末次又二、田邊祿壽、瀧野勇、武田二郎、西村徳藏、村上信三、新津秀、井上達子

【評議員】安東忠治郎、吉木彌三、井上隆治、伊庭野黨、石津作次郎、稻垣重信、池村隆生、植村靜、瀨戸文雄、岡崎二郎、加藤榮五郎、黒田鶴治、小牧利三郎、兒玉武人、佐々木武雄、鹽見伊八郎、瀨良好太、關谷房春、谷田定男、永島忠、布浦庄三郎、野崎仙太郎、平井立夫、牧野新之丞、増田悅男、三宅馨、山下三之助

商工省中央物價委員會の第一、第二特別委員會は二十日開催、物價抑制策として商品別に専門委員を擧げて遂行され

ることになり、業界品では藥品専門委員が設けられることとなつた。

茨城縣藥劑師會では左の役員改選を行つた。

- 【會長】金子八右衛門
- 【副會長】倉持彦一郎、金子廣吉
- 【理事】成井良介、照沼彌太郎、武田志郎、秋山源吉、飯沼喜三郎、渡邊傳

六月一日から實施される防毒資材取締規則の運用に就き、二十三日附を以つて内務、厚生兩次官より全國地方長官宛依命通牒を發したが、防毒藥物の發賣は藥劑師製藥者を中心とするべき、左の一項が加へられた。

九、防毒藥物にして其の原料に毒劇又に毒劇物を使用するときは其の發賣者は公衆衛生上の危害防止の見地より成る可く藥劑師製藥者又は藥事に關し此等と略々同等の知識經驗を有する者をして之を爲さしむる様致し

第十八回全國賣藥業團體聯合會大會は二十五、六の兩日、徳島縣賣藥業同業組合の主催により小松島高等女學校に開催、全國より十八組代表二百餘名參集、全賣社團法人化、醫藥制度調査會對策、全購辦賣藥對策等に就き審議した。就中、全賣社團法人化に就いては上程の後、三質疑ありて直ちに委員附託となり、委員會開催の結果、社團法人設立後の豫算編成上に研究の餘地あるものとなし、東京、京都、大阪の三團體に依頼して充分検討することとなり、懸案の法人改組案は一年間延期となつた。

東京城北藥粧商業組合第九回通常總會は二十五日開催、諸報告承認の後、左の如く理事、監事の改選を行つた。

- 【理事】平尾金五郎、小林品五郎
- 【監事】福島延太郎、遠山四郎、矢島義松(以上留任)
- 小林三四郎、荒井榮二(以上新任)

内務省防空課では防空設備強化の爲め二十八日官制を改正し、三十八名の専門委員を任命、防空に關する専門事項を調査させることとなつた。

六月

中華民國臨時、維新兩政府では輸入新稅並に轉國稅を制定し一日から實施。

日本藥劑師會々長河合龜太郎氏は福澤竹中兩理事及び登内書記長帶同の上一日午後一時より厚生省訪問、大臣不在のため廣瀨次官と林衛生局長と約三時間に亘つて會談、醫藥制度調査會入選について公正妥當なる處置を講ぜられたき旨を要望、更に二日午前十一時福澤、竹中兩理事は建議書を携へて野間醫務課長を訪問、建議の主旨を附説するところがあつた。

厚生省保險院では國保案七月一日よりの實施を前にして、本年度國民健康保險事業普及計畫に關する件を二日附を以つて全國地方長官宛通牒を發した。

北支の醫藥品原料資源の開發並に醫藥品材料器具の普及を目的として大木合名會社、山川製藥の二社發起の下に日支合辦の新中華製藥株式會社を設立することに決定、これが設立趣旨發表會は上野精養軒に於いて開催。

當日は大木合名會社々長大木良輔氏及び山川製藥社長原安三郎の兩氏を始め製藥、賣藥、醫務器械等の各方面の有力者百餘名出席。

出し又は其の工場若は貯油所に於て使用し若は他の者に引渡す揮發油の總數量より第二條第一號乃至第九號の規定に依りアルコールを混入せざることを得る揮發油の數量を除きたる數量に對し商工大臣の定むる割合に相當する數量の揮發油にはアルコールを混入することを要せず

前項の期間及割合は商工大臣之を告示す

第五條 本令中商工大臣とあるは臺灣に在りては臺灣總督とす

附則 本令は揮發油及アルコール混用法施行の日より之を施行す

揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者は石炭、亞炭若はオイルシエールより製造したる原料油又はガスの合成に依り製造したる原料油より製造したる礦物性の揮發油には當分の内アルコールを混入せざることを得

前項の規定に依りアルコールを混入せざることを得る揮發油の數量は第四條の揮發油の總數量に之を算入せず

國煉鉛白・亞鉛華規格案を商工省へ提出

化學工業協會では先年來商工省の命を受け、各關係品の規格調査に關し委員會を設置、田中芳雄博士を委員長として調査を進めつゝあり、十三年十二月十日には油脂規格調査會並に十五日にはグリニ規格調査會を日本工業俱樂部に開催、既に成案を得た塗料規格第十四編國煉鉛白、亞鉛華及同試驗方法の規格について十日の評議員會に附議した上、商工省に提出した。

先づ大木良輔氏より軍當局との諒解を得て會社出願を爲した旨の挨拶、原氏より會社設立の趣旨に就て説明を爲し賛成を求めらるる處があり結局賛成者は十五日までに株式引受申込書を提出することに決定散會したが、新會社は資本金一千萬圓(第一回拂込五百萬圓)、北京に本社、天津其他に工場を置き、主なる事業として特殊製藥醫療器械器具及び材料の製造、輸入販賣を行ひその營業範圍は北支開發中支那振興兩社の子會社として北支完全般に及ぶものである。

日本藥學會藥劑部長會小委員會は三日同會事務所を開き、内用錠劑、丸劑、カプセル劑調製實施報告蒐集の件に關し協議。

東京府藥劑師會では四日藥料、業務兩部合同協議會を開き藥局距離制限に關する件に就き協議。

全國賣藥業團體聯合會本部では徳島大會の決議に基き、厚生省に新設される醫藥制度調査會に全賣代表を委員に任命された旨を陳情することとなり、四日馬淵主事は厚生省を訪問、野間衛生局醫務課長に面談陳情書を手交した。

日本藥劑師會定例役員會は六日同會事務所に開き、左の諸報告を承認した。

- 一、庶務一般報告(福澤理事)
- 二、瓦斯防護講習會開催準備經過及本會よりの臨席者に關する件(高橋理事)

三、劑界關係時局問題の情勢に關する件(竹中理事)

東京北豐島藥莊商業組合役員會は六日北藥講堂に開き、十三年度事業計畫に就き左の項目につき具體案を決定した。
▽共同仕入目標五十萬圓
▽經營の指

導研究の徹底
▽金融事業の擴充

石川縣藥劑師會では第十九回總會の決議に基き軍事扶助法中醫療給附機構改善に關する件に就き七日附日藥へ建議。

東京藥種貿易商同業組合定例役員會は八日同會事務所を開き、比較試驗藥品選定の件並に組合關係出征者の慰問方法等を決定。

全國衛生課長並に衛生技術官事務打合せ會は三日間に亘り厚生省で開催された。今回は銃後保健對策として重要な指示事項がある爲め、陸、海軍省を初め關係官廳は勿論司法、鐵道拓務各省對滿事務局、朝鮮、臺灣等よりも夫々當局者を出席せしめ全日本の衛生技術官を網羅した盛會振りであつた。第一日は午前九時開會、木戸厚相より訓示ありて後體方局、衛生局關係事項の協議を行ひ、第二日は午前中保險院、傷兵保護院の指示あり、午後高野局長の下に豫防局關係の指示事項に就き説明あり、第三日は午前豫防局關係の打合せを爲し會議を終了、午後は公衆衛生院並に東京保健館を視察した。

厚生省令第七號を以て左の如く「毒物劇物營業取締規則中改正の件」が公布せられ、防毒藥物として發賣の許可を受けた毒物劇物は賣藥部外品として發賣の免許を受けた毒物劇物と同様に取扱はるゝこととなり即日施行された。

△厚生省令第七號
毒物劇物營業取締規則中左の通り改正す
昭和十三年六月九日
厚生大臣 侯爵 木戸 孝一
第八條の二を左の通り改む
賣藥部外品として發賣の免許を受け又は防毒藥物として發賣の許可を受けた

る毒物劇物に付ては前條の規定は之を適用せず

毒物劇物營業者賣藥部外品として發賣の免許を受けたる場合に於てはその容器又は被包に第七條の規定に依るその營業所、氏名、法人に在りてはその名稱の附記を要せず

附 則

本令は公布の日より之を施行す
【參照】 明治四十五年五月十日内務省令第五、毒物劇物營業取締規則抄錄
第八條の二 賣藥部外品として發賣の免許を受けたる毒物劇物に付ては前二條の規定は之を適用せず。

東京藥局會第十八回部長會は九日、日比谷松本樓に開き、中村會長各理事各部長出席、諸般の報告の後役員改選の件は全部重任と決定。

第十八回全賣大會の決議により大阪側に委嘱されてゐた「關東洲管内へ輸出する賣藥の定價引上に關する件」の陳情書原案は左の如く出来、十日全賣本部へ手交、關東局總長並に關東洲長官宛提出することとなつた。理由書略

近時時局の影響により醫藥原料品は著しく昂騰し尙諸物價の騰貴に伴ひ製産費は嵩み我等營業者は全く困憊の極に達し品種により其製品の定價を引上げざんば到底營業を繼續し能はざるもの有之候間何卒營業者の苦痛を御賢察賜り貴廳管内へ輸出する賣藥營業者より願出有之候場合は其已むを得ざるもの限り定價變更御許可相成り度左に理由を具し及陳情候也

厚生省では十一月省令第九號を以つてホルマリン石鹼液、椰子油、醋酸リナロール、肉桂脂、アクリノール、コケモモ葉の六品目を日本藥局方に追加收載し即

治外法權の撤廢並に南滿洲鐵道附屬地の行政權移讓に伴ふ藥品營業の届出處理に關する件

治外法權の撤廢並に南滿洲鐵道附屬地行政權の移讓に伴ふ許可證の書換に關しては康徳四年十二月七日附治安部令第四七號及び民生部令第三三號を以て康徳五年五月三十一日迄に届出を要する旨規定せられてあるが藥品營業の届出に關しては左記に依り處理相成度、尙ほ右主旨は貴下機關に轉令し届出必要事項を營業者に周知徹底せしめられ度し

一、藥品販賣營業

イ、藥劑師たる藥品販賣人には別記第一號様式に依る届書に藥劑師認許證寫を添付せしむべし右の場合添付すべき藥劑師認許證寫にして未だ添付すべき藥劑師認許證寫を下付せられざる爲添付し難き者に在りては日本國官憲の發給に係る藥劑師免許證寫を以て藥劑師認許證寫と見做し取扱ふべし(以下做之)

ロ、藥劑師に非ざる藥品販賣人には別記第二號様式に依る届書に舊許可官署の發給したる許可證を添付すべし

ニ、藥局方藥品及び藥局方外藥品の製造營業

イ、藥劑師たる藥品製造人には別記第三號様式に依る届書に藥劑師認許證寫を添付せしむべし

ロ、藥劑師に非ざる藥品製造人には別記第四號様式に依る届書に舊許可官署の發給したる許可證を添付せしむべし

三、藥局方外藥品(新製、新製劑)の輸入

藥局方外藥品の輸入届出は別記第五號様式に依らしむべし

四、成藥の製造
成藥の製造人には別記第六號様式に

日實施した。

北海道藥劑師會では第十四回定時總會の決議に基き、會營業局運用に關する左の主旨による建議書を日藥宛提出した。簡易保險健康相談所内外適當の箇處並に處方箋表面等に會營業局利用に便宜の處置を與へらるゝことを認許せらるゝやう當局に懇請す。

社會立法として且つ國民待望の國民健康保險法は七月一日より實施される豫定を以つて厚生省當局では同法施行に關する勅令案並に省令に就き審議を進めてゐたが、總この手續を了し、二十一日附を以つて別項の如き關係法令が公布された。

コケモノ葉藥局方收載の結果厚生省東京衛生試驗所では、價格並に出荷の統制に乗り出し、主産地樺太と需要家の間を統制することとなり、これが徹底を期する爲め東西製藥組合その他需要家團體に向ひ通牒を發し需給の圓滑を圖ることとなつた。

中央物價委員會に設置される各専門委員中化學工業専門委員は十一日左の如く任命されたが、業界から小西安商店社長小西喜兵衛氏、武田長兵衛商店専務竹田義藏氏が任命されたことは注目された。

京都府藥劑師會では軍事扶助法の醫療給付に關し十五日附を以つて日本藥劑師會へ左の如き建議書を提出した。

軍事扶助法並同法施行規則を見るに他の社會立法中の醫療給付に關する法文に比して聊か簡なるも本法が他法の醫療給付と立法の精神に於ては何等差別の有する理由なきを確信す、仍て本法に關しても他法に基く醫療給付と同様に一般に道府縣當局に於て處方箋による

調劑につき其地方の藥劑師と協定するを以て例とする様實會より政府當局に善處方を要望せられ度此段及建議候也
東京府藥劑師會國保對策臨時調査會特別委員會は十六日事務所に開催、國保案對策に關し日藥の指導書、保險院當局の意圖その他情報を參考として協議を行つた。

和歌山縣種實藥業組合定時總會は十八日開催、左の役員改選を行つた。

△理事長、三田常藏△理事山の井岩吉田島章太郎、唐崎彦十郎、南方繁太郎、楠原清三郎、山本勝三、若林平三郎、松尾政太郎、山野憲英、南部齊一、松山武夫、中川清隆△幹事(補缺)和田白△顧問、今井縣商工課長、中山縣衛生課長、寺澤警察署長、前田商工會議所會頭

富山賣藥の古き傳統の一たる感應丸、救命丸、一角丸などに使用の金箔は、國策に順應して斷然廢止となつた。

福岡縣藥劑師會では前會長森下源太郎氏の逝去に伴ひ左の役員改選を行つた。
【會長】阿部基吉 【副會長】岡島レ一、中村吾一郎 【理事】内田三郎、山田健造、古賀常吉、蒲瀨並吉、小野勝美、一木英雄、松井規

日本電解曹達工業組合創立總會は廿一日日本橋俱樂部に於て開き定款を可決、引續き役員の選挙を行ひたる後、商工省の設立認可があり次第直ちに苛性曹達の統制價格の審議を開始し七月早々總會を開催して統制價格の決定を行ふ筈。

日本醫師會では昭和十二年開催の定時總會に内務大臣より諮問された「現下の時局に鑑み急速實施を要する保健對策如

何」に對する答申の前後案が出来上り、日本醫師會長より厚生大臣宛提出されることとなつたが、答申案は全文十九項より成る老大方なるもので、その中「醫藥品醫療材料類の價格統制」「賣藥稅の復活」の二點が業界の注目を牽いた。内容如左第十六、醫師の業務上に於ける必要品は其價格を管理統制し以て醫療費負擔の輕減を圖ること即ち近時醫師の必要品は何れも暴騰の趨勢にあり、而も一面醫療費の低下を叫ばるゝは其矛盾も又甚だしく醫療内容の低下を來たす處あること亦當然なり依て之等物資は速かに輸入防止國策獎勵價格統制等を斷行し以て醫療費用の輕減に資すべきなり

第十八、賣藥に關する法令を改むること、賣藥の簇出濫賣誇大廣告等に依り大衆の治療方針を誤る者擧げて數ふべからず、依つて國家は賣藥稅を復活し中央検査所を設けて許可制を布き其誇大無責任の廣告は嚴に取締ること

物資需給計畫案は二十三日の臨時閣議に於て決定し、政府よりその大綱が聲明として發表されたが、附帶事項として一國內需要使用制限を強化すべき主要なる資源三十三品目を決定した。そのうち工業藥品醫藥品が多數を占めてゐることが注目された。

警視廳衛生部では賣藥の免許に當り國策藥品を使用せしむべくその方針を確立し賣藥免許に統制を加ふることとなつたその要旨は如左、
一、高價藥品を原料とする賣藥の内容検査を勵行し不正營業者を嚴重取締ること

一、輸入藥品を原料とする賣藥の發賣申請に對しては國產代用藥の使用を

依る届書に藥劑師認許證寫及び舊許可官署の發給したる許可證を添付せしむべし

四、關東廳若しくは關東州廳に於て製造の許可を得たる者にして南滿洲鐵道附屬地に支店又は出張所を設置し、同支店又は出張所に於て當該成藥を製造し又は附屬地に輸入販賣を爲す者は關東局の製造許可を受けたものと看做し前項に準じ取扱ふべし、右の場合添付すべき許可證は舊許可官署の發給したる許可證の寫を添付せしめ警察官署をして當該許可證と照合せしむべし

五、成藥の輸入
イ、成藥輸入人には別記第七號様式に依る届書に舊許可官署の發給したる許可證を添付せしむべし

ロ、關東廳若しくは關東州廳に於て輸入の許可を得たる者にして南滿洲鐵道附屬地に支店又は出張所を設置し同支店又は出張所に於て當該成藥を附屬地に輸入販賣を爲す者は關東局の輸入許可を受けたものと見做し前項に準じ取扱ふべし、右の場合に添付すべき許可證は舊認許官署の發給したる許可證の寫を添付せしめ警察官署をして當該許可證と照合せしむべし

六、藥局方外藥品の登録手数料又は成藥の許可手数料は之を徴收せざるものとす、但し舊管轄官署への手續済みの證明に缺くものは新規の製造又は輸入として取扱ふべし

七、届出を受理したるときは遲滞なく處理し許可證を必要とするものは成規の許可證(康德五年一月十一日附民生部保健司函第一四號)に書換へ速かに下附すべし

八、藥局方外藥品及び成藥の製造又は輸入の届出を受理したるときは藥品法施

從濟すること

- 一、特殊の事情なき限り金箔使用の賣薬は許可せざること
- 一、右方針は賣薬部外品、化粧品にも準用すること

東京賣薬製造組合では二十七日臨時例會を開き「賣薬原料騰貴につき對策の件」に就き協議、定價引上げは對外的な悪影響なるものとして斷念のことに意見一致

日本藥劑師會定例役員會は二十七日開催、會務報告その他の外審議事項なし

東京學校藥劑師會第三回定時總會は三十日交詢ビル講堂に開催、菅原理事より左の報告を行ひ、新藥新製品の試験に著手する旨言明した。

學校藥劑師の現勢力は都下卅五區中廿九區二百八十餘名の設置を見たが、今後更に増加を期し學校藥劑師會令の發布を促進することに努力仕度、本會の事業としては肝油ビタミンの試験を行ひ好評を得たが引續き學校用の新藥、新製劑等に就いても試験を行ふ方針である。

七 月

國民健康保險法案は一日より實施。

醫藥制度調査會官制は一日勅令第四百七十三號を以つて公布即日實施され同時に委員四十名、幹事十一名が内閣より任命發表された。決定された委員の顔ぶれは藥業側より

- 大口喜六、慶松勝左衛門、森平兵衛、金岡又左衛門、鹽野義三郎、河合龜太郎、堀内伊太郎
- の七氏でこれに對し醫師側よりは近藤次繁、林春雄、實吉純郎、金杉英

藥 業 品

五郎、北島多一、高木喜寛、土屋清三郎、野方次郎、山崎佐、野口雄三郎の十氏。これに齒科醫、血脇、奥村官吏側の高野醫博を加へれば十三氏となつた

中央物價委員會は一日午後三時より東京商工會議所に於て第五回總會を開催、村瀬商工次官議長席につき第一特別委員會で決定せる政府消費統制の件並に専門委員會で決定せる化學工業品物價騰貴抑制對策及び纖維品物價騰貴抑制策を附議した結果、答申案を決定したので商工省では右の答申を採擇工業藥品、ゴム製品並に纖維製品に對してそのまゝを政府の標準最高販賣價格と決定、即日實施することとなつた。

警視廳では七日廳令第十九號を以て警視廳令第五十七號藥種商製業者取締細則の一部改正八月一日より實施、改正條項は如左

第三條ノ三 前條の規定に依る手数料は願書提出の際別記様式に依り第一號に在りては總監官房會計課に、第二號第三號に在りては所轄警察署に現金を以て納付すべし納付したる手数料は之を還付せず 附則 本令は昭和十三年八月二日より實施す。

東京賣薬製造組合役員津村順天堂、太田胃散、喜谷實母散店主等十數氏は警視廳に招待され、岸本衛生課長、葛西保健係長から値上制限を懇請され、今後自動的に値上げを中止することを申合せた。

東京藥種貿易商同業組合では八日午後一時より組合事務所に於て定例役員會を開き自治統制委員會設置に關する件、藥業講習會開催に關する件、八月役員會開催可否に關する件等に就き夫々協議をなしたが藥業講習會は中止と決定、尙ほ例

年八月の役員會は中止となつてゐたが本年は例月通り開會に決定した。尙自治統制委員會に就ては會則原案に就き逐條審議の結果一部字句修正を爲し之を府商工課當局に提示し其同意を得て一般に發表することとなつた

日本藥劑師會定例役員會は十一日同會事務所で開催、擔任理事よりの各報告を了つて左の事項を協議した

- 一、醫藥制度調査會に關する件（引續き調査研究すること）
- 一、國民健康保險に關する件（右は引續き善處すること）
- 一、傷兵保護院主務局長通牒に關する件

文部省の科學振興調査會委員として業界からは慶松藥學博士が任命された。

商工省は物品價格取締規則を制定して一般的公定價格制の途を開いたと、もに中央及び地方の物價委員會の活動を益々促進して物價抑制を強化することとなつたが、このため暴利取締令の適用品目の擴張及び價格表示の強制を行ふべく十四日暴利取締令の改正省令を公布、即日施行（一部は十八日施行）したが醫藥、工業藥、染料顏料、塗料其の他衛生材料は右暴利取締の對象となり價格表示を強制されることになつた。

東京藥種貿易商同業組合では暴利取締令改正に伴ふ價格表記實施により日本藥局方藥品及び和漢藥の卸賣價格を制定すべく自治統制委員會を中心に協議中であつたが、十六日別項の如く決定十八日から實施した。

大阪府化學工業品物價專門委員會は十八日開催、引きつゞき大阪地方物價委員會も召集され、化學工業品の追加品目に

行規則第八條の規定に準じ登錄及び公告の手續を爲すべし

第一號式様 藥品販賣營業屆

關東局（關東廳、領事館警察署）に御届（許可を得）の上藥品販賣營業致居候處引續營業致度に付康徳四年十二月七日附民生部令第三十三號に依り別紙藥劑師認可證寫相添へ此段及御届候也

省長 宛
康徳 年 月 日

第二號式様 藥品販賣營業屆

關東局（關東廳、領事館警察署）の許可を得て藥品販賣營業致居候處引續營業致度に付康徳四年十二月七日附民生部令第三十三號に依り舊許可證（及管理藥劑師認可證寫）相添へ此段及御届候也

省長 宛
康徳 年 月 日

つき大阪府に於ける標準最高価格を決定
発表したが、その内工業薬品価格は如左

- ▽ヒマシ油(工業用) 石油罐入(百斤)
- 四〇、〇〇
- ▽ラクトイックカゼイン
- 百ポンド六〇、〇〇
- ▽内地桐油一箱
- (五五斤)三二、五〇

東京府薬劑師會では二十日、薬局距離
制限問題に關する特別委員會を開催、意
見の交換を行った結果、池田顧問辯護士
作成の私案を基礎とせる理事者案に基き
審議を進めることに決定、第一の本質論
の字句修正を行った。

東京府當局に認可申請中の東京薬業同
業組合第七回價格協定は二十二日附を以
つて申請通り許可された。

全國賣藥業團體聯合會の特別委員團會
議は二十二日神田錦町の全賣本部事務所
樓上に於いて開催

- 【本部側】堀内會長、關口事務、理事
林(惣)林(茂)兩理事、馬淵主事【委員
團側】今堀辰三郎(名古屋組長)竹村幸
次郎(大阪組長)荒木甚助(富山組長)羽
根芳一(同書記長)岡村一雄(大和副組
長)伊藤茂里(同事務長)栢野憲一(岡
山理事)富士谷文藏(徳島副組長)伊藤
徳治郎(京都副組長)渡邊高一(廣島組
長)

の諸氏出席、第十八回全賣大會後の經
過報告に關する件、會員移動に關する件
醫藥制度調査委員受諾報告に關する件
をそれ、報告の後、問題の醫藥制度調
査會對策の件を上程附議、各委員團の意
見開陳の後、堀内會長より全賣大會決議
の貫徹に邁進する旨を披露、次いで賣藥
原料問題につき現在各自多少のストック
があるが、持久し得られるのも今後半年
位のものであらうから慎重に代用品の研
究をせねばならぬとの意見一致、それよ

り懇談的に價格値上、價格表示、公定價
格の諸問題につき意見の交換を行った。

厚生省では國家總動員法の趣旨に基き
薬品の需給調節、價格統制、輸入配給の
統制、代用品奨励等を強化すべく豫こよ
り對策研究中であつたがこれが調査も感
々進捗するに至つたので實施上更に萬全
を期すべく廿三日午前十時同省に東西有
力業者を招致し懇談會を開催した。

【厚生省側】林衛生局長、野間醫務課
長、松尾、安香、田邊各技師、金山事
務官、塚原理事官以下關係官

【關係官省側】商工省物資調整局商工
技師鈴木隆治、同商工事務官桐山喜一
郎、同商工技師八東陽一

- 【業者側】東京製藥同業組合池田組長
東京薬種貿易商同業組合鳥居組長、大
阪製藥同業組合瀧野組長、大阪薬種卸
同業組合松田組長、東京薬種同業組合
堀内組長、大阪府賣藥同業組合竹村組
長、富山賣藥同業組合荒木組長、名古
屋綳帶材料同業組合今堀組長、東京製
藥同業組合衛生材料部推員部長、田邊
五兵衛(代田邊治太郎)田邊元三郎(代
田邊金次郎)武田長兵衛(代武田義藏)
鹽野義三郎、友田貞吉、東洋製藥貿易
株式會社社長東代清次郎、小西新兵衛
(代小西專一)三共株式會社社長(代大
西竹松)東京實業藥劑師會々長(代喜
多川辰三)開局藥劑師會齋藤實、金原
市兵衛

の諸氏出席林衛生局長より醫藥の輸入
制限、國產代用品の生産奨励等に關する
政府の方針を説明し薬品並に薬品以外の
醫藥物資の配給統制につき業者の協力を
求めた上薬品の價格公定に關しては必要
に應じて政府は一部薬品につき公定價
格を制定する用意ある旨の決意を表明し
たが、業者との懇談の結果當日の出席者

の中から委員を選出せしめ厚生省關係官
がこれに加はつて自治委員會を設け主要
薬品の標準價格を決定して薬價の昂騰を
自主的に抑制せしめることとなつた。

醫藥藥品價格の抑制については二十三
日厚生省で薬業懇談會が開かれ、業者を
中心とする中央醫藥自治統制委員會が設
置せられ自主的に價格抑制を行ふことに
なつたが、差當り左の醫藥品三十五點に
ついて標準卸賣價格を決定、八月一日よ
り實施することに決定した。最高標準價
格卸賣價格及時價は左の通りである。

品名	單位	時價	標準價格
麥角	角	五〇〇	九三〇
麥角エキス	角	四〇〇	六三〇
乳	角	一、五〇	一、二五
拘水クロラール	角	四〇〇	三、四〇
ペルーバルサム	角	一、〇〇	一、〇〇
吐	根	一、三〇	一、三〇
ヂウレチン	根	七、六〇	六、八〇
流動パラフィン	角	七〇	七〇
硫酸アトロピン	角	四、六〇	三、四〇
硫酸キニーネ	角	二、三五	二、〇五
オイヒニン	角	三、三〇	二、八〇
ワセリン	角	一、〇〇	七〇
含糖ペブリン	角	二、〇〇	二、〇〇
タンナルビン	角	二、〇〇	一、九〇
炭酸クレオソート	角	三、七〇	七、五〇
ウワウルシ葉	角	六、六〇	五、三〇
クレオソート	角	二、〇〇	一、〇〇
グリセロ磷酸石灰	角	四、〇〇	三、三五
フエナセチン	角	五、六〇	四、九〇
コバイバルサム	角	三、九〇	三、三五
鹽酸キニーネ	角	二、八五	二、三〇
鹽酸ピロカルニン	角	一、四〇	一、〇五
デルマトール	角	九、三〇	七、一〇

二四二

第三號様式

藥品製造届

右藥品關東局(關東廳、領事館警察署)
の許可を得製造致居候處引續製造致度
に付康徳四年十二月七日附民生部令第
三十三號に依り舊許可證及別紙履歷書
認許證寫相添へ此段及御届候也

本籍
住所
製造所
營業所
商號
出願人藥劑師 姓名
年月日

省長 宛
康徳 年月日

備考 藥局外藥品には第五號様式の別紙を添附
すべし
營業所とは製品の販賣所を謂ふ、營業所、製
造所同一のものは製造所に同一と記すべし

第四號様式
藥品製造届
藥品名

一、
二、
三、

右藥品關東局(關東廳、領事館警察署)
の許可を得製造致居候處引續製造致度
に付康徳四年十二月七日附民生部令第
三十三號に依り舊許可證及別紙履歷書
(主に管理藥劑師認許證寫)相添へ此段
及御届候也

アセトアミド	五〇〇	二、〇〇〇	一、七〇〇
安息香酸	〃	三、八五〇	三、四〇〇
安息香酸ソーダ	〃	三、八五〇	三、四〇〇
サルチル酸	〃	三、四〇〇	三、〇〇〇
フェニール	〃	三、四〇〇	三、〇〇〇
サントニン	〃	九、二〇〇	七、一〇〇
次硝酸 着鉛	五〇〇	九、七〇〇	七、一〇〇
次サリチル酸 着鉛	〃	二、三〇〇	八、一〇〇
重石 石酸カリ	〃	一、七五〇	一、三〇〇
修酸ゼリウム	〃	四、四〇〇	三、三〇〇
白 檀 油	〃	五、〇〇〇	四、五〇〇
ゼネガ 根	〃	六、八〇〇	四、〇〇〇

中部五縣藥劑師會では總會の決議により瓦斯防護講習會開催の件その他六件の建議書並に意見書を當番幹事たる静岡藥劑師會々長依田四郎氏の名を以つて日藥へ提出した。

都下藥粧商業組合を糾合した東京府藥粧商業組合聯合會はかねて設立認可申請中のところこの程正式認可を受け、新しい一歩を踏出すことになった。新設聯合會の目的は先づ共同仕入價格統制等であるが、その中金融事業と、共済事業にも着手し又指導、調査方面にもその範圍を擴張することである。なほ總出資額は五萬圓(出資總口百口)で中心事業である共同仕入額は既に相當の額に達し、目下幾何級數的に仕入額を増加しつゝあるといふ。聯合會の共同仕入旋盤の豫定數量を掲げると左の如し。

醫療藥品	一ヶ月	一組合
工業藥品	平均	平均
實 新製劑	一、〇〇〇	一、〇〇〇
衛生材料醫療補助品	一、〇〇〇	一、〇〇〇
滋養品類	一、〇〇〇	一、〇〇〇
化粧品	一、〇〇〇	一、〇〇〇

藥 業 藥 品

八 月

組合指定品 二、〇〇〇 三、〇〇〇
合計八萬二千六百圓、年額合計九十九萬一千二百圓

醫藥制度調査會の調査項目特別委員會は厚生省に開かれ添田委員長ほか各委員出席總會で問題となつた調査事項幹事案並に武智委員提出の修正案を中心として協議した結果左の通り決定、九月開かれる總會に附議した上調査會の目標として採り上げることとなつた。

- 一、醫療の人的要素に關する事項
- 二、醫療に關する事項
- (イ)開業自由制度に關する事項(ロ)醫藥分業に關する事項(ハ)各種醫療機關に關する事項(ニ)醫療費の合理化に關する事項
- 三、藥事に關する事項
- 四、豫防並に指導衛生に關する事項

東京藥種貿易商同業組合及び大阪藥種卸商組合よりなる醫藥品自治統制委員會は、一日左の如く和漢藥四十四點に就き卸賣標準價格を決定、五日より實施。これと同時に別項の如く小分卸賣標準價格をも決定、大口同様五日より實施。

富山縣醫藥同業組合では一日組合本部に於て評議員會、組合協議會並に最寄聯合會理事會の組合全體會議を開催し、配置賣藥の正價表示に關する件につき種々協議を行つたが、配置賣藥の正價販賣は國策に沿ふ所以のものであり、今後縣に配置するものから正價販賣を斷行することに決定。

日本藥品輸出協會、東西兩製藥並に東西藥種の五團體では、醫藥品の重要輸出

品指定方を當局に申請すべく左の如き要旨の申請書並に事由書を、三日大久保東京製藥、山内輸出協會兩書記長が携へ商工省に出頭大島事務官に提出、急速な實現方を要望した。

一、國產醫藥品を貿易組合法第九條の重要輸出品に指定せられ度し。

東京藥業同業組合常務會は三日開催、左の諸件を審議した。

- 一、厚生省主催藥品小賣價格公定懇談會に關する件(組長代理として林(茂)副組長を出席せしむることに決定、組合方針を協議)
- 二、第一回價格協定認可の件(馬淵主事より経過報告承認)
- 三、神戸其他地方水害義捐金募集申入れありたる件(他組合との振合を見て適當の義捐金を出すことに決定)
- 四、紙の消費節約に關し實聯の申入れありたる件(國策に順應し物資節約に關し事務所を始め組合報を以て獎勵することに決定)

衛生技術官養成の公衆衛生院規定は三日厚生省令第二十號を以つて公布、即日實施された。これによると養成訓練の期間は醫學部、藥學部とも各一年、定員は醫學部五十名、藥學部二十名となつてゐる。

官公賣藥、全購聯藥の進出に表徴の一路を辿りつゝある富山賣藥は、現状打破の目的を以つて三十餘會社が合同し、資本金一千萬圓の大製藥會社を設立、大資本力による生産費の低下、利潤の増大、正價販賣の維持等、近代經濟策によつて享受する武器を以つて新興賣藥に對抗せんとする議が起り注目された。

梨本元帥宮殿下には六日津村重舎氏經營の府下仙川の津村藥草園に御臺臨遊は

省長 宛
康徳 年 月 日

本 署
住 所
製 造 所
營 業 所
商 號

出 願 人 姓 名 印
年 月 日 生

(管理藥劑師 姓 名) 印
年 月 日 生

備考 藥局方外藥品には第五號様式の別紙を添付すべし
營業所とは製品の販賣所を謂ふ、營業所、製造所同一のものは製造所に同じと記すべし

第五號様式
「藥局方外藥品」輸入
販賣届

別紙記載の藥局方外藥品 種關東局に御届の上輸入販賣致居候處引續き輸入販賣致度に付康徳四年十二月七日附民生部令第三十三號に依り此段及御届候也

營業所 姓 名 印
年 月 日 生

省長 宛
康徳 年 月 日

「別紙」

- 一、藥品名
- 二、成分(製劑は分量をも記載のこと)
- 三、成分不明のものは本質および製造法の要旨

製造所在地及び製造人姓名輸入販賣人營業所所在地及び輸入人姓名

備考 一、藥品毎に別紙とすること

二四三

される御豫定の處御都合によりお取止めになり、當日は白井事務官を御差遣、同園主任技師木村雄四郎氏の御先導にて園内をつぶさに御視察せしめられ、又津村重吉氏經營なる日本皇民高等塾の實狀を御聴取せしめられた。

軍事資材として重要な鐵材廢品の回収に大童の商工省物資調整局では、藥品及び化粧品類の容器として使用されてゐるブリキ罐或はブリキ製蓋の廢品回収につとめることとなり、六日東京藥貿、東京藥同の兩組合代表者を招き山地商工事務官から、ブリキ製品を使用する藥品或は賣藥類には容器を廢棄しないやうな必要者の注意を喚起する方法をこうじてもらひたい、旨の懇請あり、兩組合とも趣旨の徹底につとめるべく所屬組合員に通牒を發した。なほ物資調整局では全國地方長官を通じて業者と懇談し趣旨の徹底を期せしめるべく通牒を發した。

厚生省が醫藥品公定價格の懇談會を開催し醫藥品の自治統制委員會を設け全國藥業者の自治的の最高御賣價格を制定、三十五品目を發表し一日から實施されてゐるが、これに基き小賣最高價格の公定について緊急實施すべく厚生省では六日同省に關東の小賣藥業者團體の代表者を招致し懇談會を開催した。

東京府藥劑師會々長石井絹治郎(代理副會長長松島龍平)東京藥業同業組合堀内伊太郎(代理副組合長林茂雄)中央藥粧商業組合理事長菊地三之助、江東同古田土八重吉、北豐島同鈴木勇雄、都南同吉田達次、山之手同荻村武郎、城西同松本金重、城北同米山貞治、日本藥劑師會々長河合龜太郎、神奈川縣藥劑師會々長清水藤太郎、千葉縣藥劑師會副會長菅原彌兵衛、埼玉縣藥劑師

會々長岸市五郎、東京府藥劑師會總町支部長齋藤實、東京藥種貿易商組長鳥居孝一郎

の諸氏、厚生省より衛生局長以下係官列席種々今後の具體方針につき協議の結果關東醫藥品小賣價格自治統制委員會を設置することに決定、懇談會を打ち切り引續き自治統制委員會の設立につき協議會を開き委員長に齋藤實、副委員長に清水藤太郎、吉田達次の兩氏を推し委員會規約を決定すると共に聲明書を發表

政府は國家總動員體制を確立し、戦時下各般の對策に遺憾なきを期すべく國家總動員法第六條及び第二十一條の一部を發動することに決定、十日首相官邸に於ける審議會に於いて諮問案の審議をなし即日可決した。諮問案内容は齒科醫師、藥劑師、看護婦の職業能力申告に關する勅令案を網である。

關東州阿片令一部改正の件は十日關東局令六十九號を以つて左の通り公布即日實施
關東局令第六十九號
關東州阿片令施行規則中左の通改正す
昭和十三年八月十日

滿洲國駐劄 植田 謙吉
特命全權大使
第七條中『及阿片煙膏空容器』を創る
【附則】 本令は公布の日より施行す

日本藥劑師會定例役員會は十一日開催一、醫藥制度調査會經過一般情勢の報告並に今後の對策に關する件
一、國民健康保險實施對策に關する件
その他を審議した。

主要醫藥品の輸入制限から原料入手困難の折から、賣藥法第二十五條により賣藥法施行以前からの營業者は内容の變更を認められてゐないが、この既得權營業

者の窮狀を察し厚生省では第二十五條の解釋を當分のうち、國產代用品の使用によつて生ずる内容の變更に限つては特例を以つてこれを認むることに方針を決定した。

大木良輔、原安三郎の兩氏に依り主唱され日本内地の藥業關係者百二十餘名と現地北支の營業者數名を糾合して現地當局指導の下に設立を計畫された日支合辦に依る新中華製藥株式會社に就き、これが許可方を北支寺内部隊特務部に提出中の處、先頃特務部長より提示された許可條件が發起人最初の意圖した中心事項を削除されたために四日、東京新橋第一ホテルで開かれた發起人會に於いて協議の結果、賛同者百二十餘名に對して事情を披瀝し、改めて賛否の回答を求めた上で會社設立の成否を決することとなつた。

輸入制限による物資供給上の圓滑を期する爲め、商工省では各種組合を通じて原料品の配給方申請に應じ、輸入業者から直接公定値段を以つて配給せしむることとなり、東京藥業同業組合では松脂、密蠟等が必要とする業者方面を取纏め、商工省に申請することとなり、十三日關係業者に申込方を通達した。

東京大阪に於ける有力醫藥品輸入業者が厚生省の懇談により結成した日本醫藥品輸入統制會では十五日正式に規約を發表、別項「東京大阪藥業關係組合團體役員一覽」掲載の如き陣容を決定した。

東京府藥では關東醫藥品小賣價格に關し實業藥劑師十團體側と意見を異にし別個の試案を作製し十八日の第一回關東自治委員に提出したがこの問題の經過に就て聲明書を發表。これに依れば業務部委員會に於ては左記の方針を以て一品毎に嚴重なる検査を加へ妥當とする價格を算

第六號様式

成藥製造届

別紙記載の成藥 種關東局(關東州、關東廳、領事館警察署)の許可を得て製造致居候處引續き製造致度に付康德四年十二月七日民生部令第三十三號に依り舊許可證(許可證寫)相添へ此段及御届候也

本籍 住所 姓名 年 月 日生

省長宛 康徳 年 月 日

第七號様式

成藥輸入届

別紙記載の成藥 種關東局(關東州、關東廳、領事館警察署)の許可を得て輸入販賣致居候處引續き輸入販賣致度に付康德四年十二月七日民生部令第三十三號に依り舊許可證(許可證寫)相添へ此段及御届候也

本籍 住所 姓名 年 月 日生

省長宛 康徳 年 月 日

せらる様日薬を通じて主務大臣へ要望の件(熊本縣藥提出)

(同上提出)

簡易保險健康相談所に設置したる或は設置すべき會營業局に對し確固たる指導方針を樹立し將來に向つて善處せられんことを日本藥劑師會に要望するの件(長崎縣藥提出)

度量衡法令に依る特殊販賣免許品中、寒暖計、乾濕計、浮標を追加せらるる様日本藥劑師會を通じて主務大臣に建議の件

政府は醫藥品消費者側に對し國產藥品使用の獎勵を強化せらるる様日本藥劑師會を通じて主務大臣へ要望の件

東京賣藥製造組合では二十日から賣藥原料騰貴により止むを得ず卸値々上をなしたるものに對して元の掛まで引下げを實行したが、これと關聯して東京賣藥同業組合では、右製造組合加盟外の賣藥本舖にもこの主旨を徹底せしむべく通牒を發した。

醫師會、藥劑師會、藥業界の三方面よりその動向を注視された醫藥制度調査會は、二十日、廿一日、廿三日の三日にわたり第一部委員會、第三部委員會、第二部委員會を繼續開催第一部に於いては醫療的的人的構成要素に關する調査事項、第三部に於ては藥品並びに醫療機械に關する調査事項に就き前同に引續協議するところあり、就中醫育の根本的改革により新醫療制度の確立、學位の廣告宣傳利用の禁止、藥價令に依る賣藥並びに新藥の取締りに關し論議が集中されたが、最も注目されてゐる第二部委員會に於ては藥系委員の熱烈なる醫藥分業論に賛否兩論對立し火花を散らす論戰が展開された。

中央醫藥品自治統制委員會規約

第一條 本會ハ中央醫藥品自治統制委員會ト稱ス

第二條 本會ノ事務所ハ東京藥種貿易商同業組合事務所内ニ置ク

第三條 本會ハ非常時局ニ際シ醫藥品自治統制ノ爲メ、標準卸賣價格ノ決定並ニ需給ノ調整ヲ計ルヲ以テ目的トシ關係官參加ノ下ニ目的ノ達成ニ努ムルモノトス

第四條 本會ハ厚生省衛生局長ノ指名ニ依ル左記委員ヲ以テ之レヲ組織ス

東京藥種貿易商同業組合組長

鳥居孝一郎

東京製藥同業組合組長

池田 文次

大阪製藥同業組合組長

松田卯之松

大阪製藥同業組合組長

瀧野 勇

友 田 合 資 會 社

株式會社

小西新兵衛商店

株式會社

田邊元三郎商店

ラヂウム製藥株式會社

金 原 市 兵 衛 商店

株式會社

武田長兵衛商店

株式會社

田邊五兵衛商店

株式會社

第九條 本會ニ於テ決定シタル事項ハ之レヲ厚生省ノ承認ヲ經タル上東京藥種貿易商同業組合自治統制委員會東京製藥同業組合業務統制委員會大阪製藥同業組合業務統制委員會、大阪製藥同業組合暴利取締自治委員會、大阪製藥同業組合暴利取締自治委員會ニ通達シ各組合員ニ其ノ實行ヲ求ムルモノトス

Table with 10 columns and 2 rows of data. Columns include names like 川上, 川橘, 桔大, etc. and numerical values.

全國藥業組合一覽

昭和十三年
十月一日現在
藥種賣藥化粧品
商業組合はこれを除く

組名	事務所	代表者名
北海道藥種卸商組合	札幌市南三條西三の一七青柳藥局方	青柳久平
札幌藥種賣藥同業組合	札幌市南四條東三の三	大西哲雄
函館護製製品商業組合	函館市鶴岡町五〇	内川源作
小樽賣藥販賣組合	小樽市色内町、谷黒方	谷黒壯平
釧路藥種商組合	釧路市大川町五二、酒井方	酒井法弘
旭川藥種賣藥小賣商業組合	旭川市一條七丁目右十號	中保恭一
東京藥業同業組合	東京市神田區錦町一の二一	堀内伊太郎
東京賣藥製造組合	右同	
東京藥業卸賣同業會	右同	渡邊忠怒
東京藥種貿易商同業組合	同 日本橋區本石町四の七	鳥居孝一郎
東京藥種貿易協會	右同	鳥居孝一郎
東京製藥同業組合	同神田區表神保町二	池田文次
東京染料工業藥同業組合	同日本橋區本町二の三カタバミビル三階	小西喜兵衛
京都賣藥同業組合	京都市中區區蛸藥師寺町東入裏寺町二五	伊藤德次郎
與謝部藥業組合	京都府宮津町本町、三井方	三井長右衛門
三舞鶴藥業組合	京都府新舞鶴三條通大門南入、藤本方	藤本勇三
綾部藥業組合	京都府綾部町、遠坂藥局方	遠坂憲治
天田郡賣藥業組合	京都府福知山驛前、アカダマ藥房内	高田範夫

藥界日記

自昭和十二年十一月
至昭和十三年十月

十一月「十二年」

東京市區會議員の選舉に當り業界からは左の諸氏が立候補した。

四谷平戸好造 赤阪大高益三 本郷河野長吉 松島龍平 阿部恒雄 下谷松谷富次郎 森田愛太郎

福井縣藥劑師會事務所は同福井市佐久良下町一八番地に移轉した。

近畿藥業記者團では臨時例會を開催、帝都記者團の申出たる「國防奉仕運動に關する件」に就き協議した。

日本藥劑師會々長河合龜太郎氏母堂いさ刀自は三日八十七歳の高齡を以つて中野の自宅に長逝。

青森縣國防化學協會では會員の制服制帽を制定した。制服は國防色、折襟兩前バンド附、制帽は戰鬪帽型。

東京優良品販賣會の感謝まつりは十五日晝夜に亘り日比谷公會堂に開催。

東京帝大藥學科近藤教室副手

上尾庄次郎學士は「リコリンの構造研究補遺」を主論文として學位を授與された。

東京藥種貿易商同業組合の藥祖神祭は十二日同組合屋上社殿に於いて、鳥居、守隨正副組長以下各役員列席のもとに舉行された。

東京藥業副組長守隨彦太郎氏中外新藥商會主上野十藏氏の兩氏を加へた商工會議所視察團一行は十八日東京驛出發。

鹿兒島縣藥劑師會では十八日午後一時より市内照國神社に於いて皇軍の武運長久祈願祭を執行了した。

富山縣賣藥同業組合富山支部では建築費一萬圓を以つて事務所建設を計畫。

大木合名會社では武運長久、時艱克服商繁榮祈願の目的を以つて小田原道了山に祈願行を行つた。

玉置商店主催の軍機獻納特賣による輕戰車並に牽引自動車愛國藥業號獻納式は二十九日羽田飛行場に舉行。

東京藥學專門學校教授石渡三郎學士は「リコリンの構造研究」を主論文として學位を獲得した。

中央防空委員會初總會は十九日內務省第一會議室に於いて開催。國民防空の完璧を期する爲め必要なる事項に關する件を附議した。

大坂藥種卸買商組合では二日の議員會に於いて組合の名稱を「大坂藥種卸商組合」と改稱に決定。

帝都藥業記者團十二月例會は四日神田藥同組合樓上に開催。

大阪今津化學研究所主催の恒例蠅供養は五日灘萬に於いて執行、參會者二千人が燒香。

大分商工會議所一號議員選舉は五日執行、業界から藥種商平田穰太郎、藥劑師森喬の兩氏當選。

名物大邸の藥令市は七日開市東城町組合では來年度より陽曆により開市のことに決定。

共立女子藥學專門學校創立者の一人たる小島つな女史は古稀の齡を迎へ、同校關係者の發起により八日神田學士會館に祝賀會を催した。

東京藥業同業組合主事竹重謙而氏は健康を害し退職。

醫療器同業會評議員長内山武氏は九日同業機關紙四社を築地治作に招待し任期満了を控へて謝意を表した。

東京醫療器卸同業會では年末年始の贈答品を廢止すべく各會員に通達した。

東京優良品販賣會では九日納

十二月「十二年」

大阪府

大阪府賣藥同業組合 大阪市東區高津北野町五三
 大阪製藥同業組合 同東區道修町二の二一六
 大阪藥種卸仲買商組合 右 同
 大阪賣藥本舖會 同天王寺區東高津北之町一
 神奈川縣 橫濱市中區花咲町二の六九
 神奈川縣藥種賣藥同業組合 市倉佐次郎

兵庫縣 神戶市中町通一の六三の二 上山 林吉
 尼ヶ崎市藥業組合 尼ヶ崎市尼ヶ崎町字宮町一三〇 岡 太一郎
 姫路藥業組合 姫路市威徳寺町三二 藤本 隆三
 明石藥業組合 明石市樽屋町、成定庄兵衛方

長崎縣 長崎市天船町四の一、牟田方 牟田 康彦
 佐世保藥業會 佐世保商工會議所内 森 卯吉郎
 東彼杵郡藥業組合 大村町四七二、中尾方 中尾 守助

新潟縣 新潟市古町通八番丁、鈴木方 鈴木 吉平
 埼玉縣藥種賣藥同業組合 川越市大字川越五〇三 岸 市五郎

群馬縣 前橋市幸町六、鈴木方 鈴木 愛三
 千葉縣藥業會 千葉市本町一、國松方 國松眞三郎
 安房藥業會 勝山町、池田方 池田 篤
 千葉縣銚子海匠藥業組合 銚子市新生一の六九、美呂津藥 美呂津大兵衛

茨城縣 水戸市下市本町四の一八 金子八郎右衛門
 水戸賣藥營業組合 同向井町、成井藥局方 成井 良介

め、役員會及び理事會を東京藥
 賣事務所に開催。

京城府藥劑師會では役員改選
 の結果左の諸氏の就任を見た。

【會長】國峰專吉 【副會長】宮本吉次
 李庚四、【理事】坂井峰太郎、【總務】
 植村雄吉、【庶務】坂本治作、【會計】高山
 賢太郎、【國防】瀧澤繁盛、【社會】井上重
 男、【學術】新井俊次、【調査】久保宗一、
 安倍順市、金一泳、富木善吉、三浦
 義一

元日本橋の森田眞行商店は左
 記へ移轉 神田區多町二ノ四

理化學研究所主催第三十二回
 學術講演會は十五日より十七日
 まで、本郷の同研究所構内の二
 會場に開催。

田邊元三郎商店取締役新藥部
 長内藤豐次氏は十八日歐米視察
 の途に上つた。

武田長兵衛商店では二十日副
 社長武田三郎氏が社長に代つて
 第四師團司令部並に大阪地方海
 軍人事務に出頭、各五萬圓、合
 計金十萬圓を獻金。

わかもと本舖榮養と育兒の會
 では年末恒例の「のし餅」寄贈市
 内各所に行つた。

同じくわかもと本舖では二十
 六日芝増上寺に於いて出征戦歿
 社員の慰靈祭を執行した。

山川製藥株式會社創立以來重
 役たりし藥學博士河西嘉一氏は
 任期満了となり同社役員を退任

和歌山縣藥劑師會では時局問
 題に關し二十日宣言決議を發表

一月(十三年)

東京藥種貿易商同業組合では
 恒例の元旦祝賀式を事務所樓上
 に舉行。

東京府藥劑師會初役員會は三
 日同會事務所に開催。

東京藥種貿易商組合の初役員
 會は八日組合事務所に開催。

大阪藥種卸商組合の第一回定
 例役員會は八日組合事務所に開
 催。

株式會社大正製藥所大阪支店
 の所在町名は左の如く變更。
 大阪市旭區古市北通り二ノ七
 五電話堀川(35)三五〇四番
 大木合名會社では例年の如く
 昭和十三年版藥店日記を關係各
 方面へ配布。

大阪府賣藥同業組合では十日
 組合事務所に統制部會を開催。
 東京優良品販賣會の初理事會
 は十二日東京藥種貿易商組合に
 開催、十二年度に於ける業績を
 承認したる後、新撰定品及び入
 會者その他重要案を協議。

東京藥種貿易商同業組合員の
 藥品交換團體たる商勵會は十
 三日組合事務所に初手合會を開
 催。

わかもと本舖榮養と育兒の會
 では都下藥業新聞社社幹並びに
 廣告主任を十四日柳橋柳光亭に
 招き新年の賀宴を張つた。

電通主催上野松坂屋に十一日
 より十日間開催された「明日の

廣告博」に對し、田邊商店エビ
 オス、メンソレータム、久能木
 商店エヂソン吸入器、濱島製藥
 合資會社ラノカール出品好評。

鹿兒島市藥劑師會では銃後の
 護りは健康第一として十五日よ
 り二十日まで各藥局で感冒豫防
 の合嗽藥を無料配布、體溫計の
 無料檢定、その他一般衛生相談
 を行つた。

染工聯では十八日味の素ビ
 ルに總會を開催、組合員に對する
 貸付金最高限度決定の件その他
 を附議。

私立藥專最高學年に對する文
 部省の試験は十九日一齊に執行
 された。

東京藥種貿易商同業組合組長
 株式會社島居商店社長島居孝一
 郎氏令弟三郎氏は田多井四郎治
 氏の媒酌により齋藤龍太郎氏令
 妹桃枝嬢と婚約整ひ十九日銀座
 エイワンで華燭の典を舉げた。

森下仁丹株式會社社長長森下博
 氏は昨年官幣中社座摩神社境内
 擴張並に營繕費として一萬圓寄
 附したるに際し、より紺授褒章に附す
 べき飾版一個を賜ひ表彰された。

わかもと本舖榮養と育兒の會
 主催になる空箱一函で彈丸一個
 獻納運動による小銃彈十八萬四
 千九百五十七個分の獻金は二十
 日陸軍省に出頭して行はれた。

鳥居商店新藥部では北海道三
 星製藥會社濱中榮作氏の東京を
 機として二十五日藥業各紙を柳

栃木實業組合 足利實業組合 宇都宮藥業組合	栃木市、商工會議所内 足利市、小林半三郎方 宇都宮、市商工會議所内	谷 七平 小林半三郎 藤井源太郎
大和賣藥同業組合 奈良縣賣藥同業組合	御所町七一八 奈良市西木辻町	松原利左衛門
三重藥品賣藥同業組合	津市中新町十一番屋敷	山田八十吉
愛知縣 名古屋藥種業組合 名古屋藥業組合 三河藥品賣藥同業組合	名古屋市東區吳服町二の二二 右同 豊橋市中ノ町一八八の四	飯田 鉦吉 岩田利三郎 黒田 高
静岡縣藥業組合 静岡縣藥種小賣商同業組合 濱松藥種賣藥小賣商組合	静岡市、縣廳衛生課内 静岡市五番町六 濱松市池町二二	野崎 衛七 木野實太郎 鈴木 五八
山梨縣藥種賣藥商組合 山梨縣嶽南藥業會	甲府市八日町三、廣瀬方 市川大門町、畑川方	廣瀬要二郎 畑川 慶藏
滋賀縣賣藥同業組合 保證責任長濱藥種賣藥商業組合	甲賀郡油日村大字田猪野九三五の四 坂田郡長瀬町大字西本二三	吉岡 藤吉 野村 利吉
岐阜縣賣藥同業組合 武儀郡藥業組合 惠那郡藥業組合	岐阜市神田町六の一〇 開町甲一四四 岩村町、高柳方	森 清一 前田 重誠
長野縣藥業組合 木曾製藥工業組合 南信藥業同業組合	長野市、縣廳衛生課内 西筑摩郡福島町五、七六四 松本市中町四七二	岡野 庄平 角間覺兵衛 岡野美岐雄

二月

橋津久松に招待した。
帝都藥業記者團一月例會は二十五日新橋東洋軒に開催、藥業時報服部謙氏の入團を承認した
日本新藥株式會社支配人原彦三氏は二十九日の同社株主總會に於いて常務取締役役に推薦された。

東京北豐島藥種商業組合では二日事務所講堂に更生對策協議會を開き組合員の營業振興方策確立に就き協議した。
東京染料工業藥業同業組合の染料輸入緩和陳情委員會は二日同組合事務所で開催
共立女子藥專校評議員工藤鐵男氏の初代厚生政務次官就任祝賀式は二日同校講堂で開催。
東京本草會例會は六日内幸町藤浪剛一醫博邸に開き、「漢方に就いて」眞の話の講演を聴取
臺北帝大醫學部助教、醫專教授藥學博士前田贊郎氏は九日東大物療科にてマリヤで逝去
帝都藥業記者團の二月例會は十一日新橋東洋軒に開催、藥事公論社山好成氏の入團を承認

東京勤務藥劑師會では十五日新橋東洋軒に昭和十三年度定時總會を開催。
函館市尾形勝雄商店では玉置商店の斡旋により過る函館大火の際蒙つた東京本舖の同情に感謝すべく十五日上野精養軒に有名本舖五十餘軒を招じ感謝の宴を張つた。
前三共株式會社取締役、泰昌製藥株式會社常務取締役福井源次郎氏は十五日中野の自宅に長逝。
工業化學會の二月定例講演會は十七日丸の内朝日ビル講堂に開催、「最近の寫眞工業」都下瓦斯燃料の將來一を聴講。
日本賣藥株式會社社長、毒掃丸本舖山崎帝國堂社長山崎嘉太郎氏は肺炎を病み十七日神田の自邸に於いて長逝。
武田長兵衛商店では十二年十一月金澤醫大に獎學資金として金一十圓を寄附した廉により賞勳局から褒状を下賜された。
東京實業藥劑師會二月例會は二十日神田東京圖書俱樂部に開催、實業改革案に就き協議。

大阪藥種卸商組合第十二回藥種商講習會開講式は一日組合事務所で開催。
本所、淺草、牛込三區の區會議員選舉にあたり、二日開票の

結果左の三氏が當選した。
本所伊藤薫 牛込草尾順 淺草小柴市兵衛
埼玉縣藥劑師會では十三日浦和埼玉會館に定時總會を開催。
週刊藥業社では二十七日数寄屋橋ニューグラウンドに同業各社を招じ合併創刊祝賀の披露宴を張つた。
株式會社石川製藥所では國華製藥株式會社と稱號を變更した
朝日新聞社主催の北支經濟視察團一行に加はり業界からは、東京藥業同業組合長堀内伊太郎氏、藤井得三郎氏、津村岩吉、歌橋憲一、栗原衡平、北原鐵雄、齋藤政二、三田秀太郎の諸氏參加十六日出發。
東大教授近藤平三郎博士の停年退職に伴ふ後任は助教藥學博士落合英二氏と決定十六日發令。
高崎市藥品卸商安藤震三郎商店では創業二十五周年並に店主の還暦祝賀を併せて群馬縣下並に東京有力本舖を十七日黒雅叙園に招じて自祝の宴を張つた
國華製藥株式會社の創立者にして社長たる深澤儀作翁喜壽の高齡に達せられたるを祝つて、十八日同社内に翁の胸像除幕式を舉行。
佐世保市藥劑師會では二十一日清瀬館に定時總會を開催、會營業局に關する件外一件を協議

宮城縣	宮城縣藥種賣藥同業組合 仙臺市東二番町六〇 同新傳馬町一九	吉岡仁右衛門 櫻井伊之助
福島縣	福島藥業商業組合 郡山市中町 根本方 郡山市中町 根本方	大和田佐助 根本祐太郎
青森縣	青森藥業組合 青森市末町、南力	
山形縣	山形藥業組合 山形市、商工會議所内	
秋田縣	秋田藥業組合 増田町、村田方 大館町	村田善五郎
福島縣	福井賣藥業組合 福井市大和下町、桐山方 敦賀市旭通、山本藥局方	桐山正之助 山本九良左衛門
石川縣	大野藥種賣藥小賣商組合 大野郡大野町七間二七號三一	玉木 得三
富山縣	富山縣賣藥同業組合 富山市千石町一九五	荒木 甚助
岡山縣	岡山藥種賣藥小賣商組合 岡山市西大寺町、岩田方	岩田喜三郎
津山縣	津山藥業組合 津山市材木町五、戸井方	戸井 暢容
鳥取縣	鳥取縣賣藥業組合 鳥取縣廳衛生課内	大村久兵衛
島根縣	島根縣賣藥業組合 島根市川端町四丁目、山田方	山田 芳藏
米子縣	米子賣藥業組合 米子市立町一丁目、岩宮方	岩宮 末吉
米子藥業會	同紺屋町、稻田方	岩宮 末吉

藥業藥品

高知縣藥劑師會では二十五日藥劑師會館に第十八回定時總會を開催、諸報告の後、豫算案を決議した。

第一製藥株式會社並に江東製藥株式會社監査役藥學博士谷井千次郎氏は胃癌の爲め帝大坂口内科に入院二十五日長逝。

藥日新報社では左記電話を架設。
下谷(83)〇〇三五番
富山縣藥劑師會第十三回定時總會は二十七日富山商工會議所に開催。

東京賣藥卸賣同業會定例役員會は二十八日同會事務所で開催
公衆衛生院の官制は二十八日勅令を以つて公布。

東京藥業組合統制部主事岸川新吾氏は藥同を辭し警視廳保安部に入つた。

四月

帝都藥業記者團例會は一日開催、藥業報國、東京藥事、藥業週報三社の退團、藥石支社小林庄吾氏の入團を承認したる外、賣藥制度改善方策に就き審議。

北豐島藥粧商業組合では第二回優良店員養成講習會を四日から二十四日まで同組合事務所講堂に開催。

日本藥劑師會々長藥博河合龜太郎氏の中野區昭和通り二の二七の自宅電話左の如く番號變更

中野(38)七三四三番

停年を以つて退職した元東大教授近藤平三郎博士の還曆祝賀の宴は東大出身者團體藤園會が主體となり八日東京會館に開催
厚生省衛生局醫務課厚生技師藥博井川俊一氏は壽府に開かれる麻藥會議に出席の爲め十一日出發。

株式會社鹽野義商店監査役武田信一氏は十五日小石川原町の自邸に逝去。

太田胃散本舖主太田信義氏は家業を繼嗣壽男氏に譲り、信義を襲名させ、自らは泰藏と改名隠退した。

東京藥種貿易商同業組合第二十回勳績従業員表彰式は十六日上野精養軒に舉行、三十三年七月勤績玉置商店林榮藏氏以下百十名を表彰した。

警視廳衛生部長重成格氏は内務事務官に轉出し、伯林駐在となつた爲め、後任衛生部長には滋賀縣警察部長岡本茂氏が任命された。

内務省に間借りしてゐた厚生省衛生局始め各局は神田橋外舊社會局跡に増築の上十八日移轉
日獨伊防共協定成立を祝す民間使節を兼ねて渡歐中の田邊元三郎商店新藥部内藤豐次氏は三十日横濱に歸朝。

五月

東京藥業同業組合の都下藥業記者團招待懇親會は二日內幸町の第一ホテルに開催。

都下七藥粧商業組合定例理事會は七日目黒郡南組合事務所に開催、聯合會設立問題その他に就き協議。

美顔水本舖桃谷順天館常務取締役藥學博士桃谷幹次郎氏は十日大阪住吉區の自邸に長逝。

上海自然科學研究所員藥學士福島忠勝氏は郷里熊谷市に於いて十日長逝。

東京女子藥劑師會では八日東京女子藥專校に定時總會を開催
小林富江女史が幹事長に再選。

北海タイムス、河北新報、新愛知、福岡日日社主催の北支經濟視察團一行に加はり業界から左の諸氏が参加九日長崎を出帆。
大木卓(大木合名副社長)津村義男(津村順天堂副社長)津村重孝(津村順天堂常務)大木千貞(高橋盛大堂常務)岡田正二(榮光、育兒の會)室井正孝(向)木村英次(木村製藥所取締役)短田二郎(山田安民藥房)三田秀太郎(古醫學研究所所長)

明友藥劑師會例會は十日木挽町辨松に開催。
津村順天堂主津村重舎氏の經營にかゝる日本皇民高等塾の入塾式並に二宮尊徳先生銅像除幕式は十五日北多摩郡神代村の同塾講堂に開催。

福岡縣藥劑師會々長森下源太郎氏は十七日逝去。

島根縣藥業組合	島根縣衛生課内	衛生課長
松江藥業會	松江市南田町、松江藥業會館内	佐々木廣市
廣島縣藥業同業組合	廣島市鹽屋町三一	渡邊 高一
廣島藥業組合	右 同	石井安太郎
吳藥業組合	吳市中通五、梅本方	梅本岩之進
山 下關藥業組合	下關市、商工會議所内	井上 喜藏
佐波藥種商業組合	防府市三田尻村五の一、二	柳井町
周東藥業協會	柳井町	佐村 清一
宇部藥種賣藥商業組合	宇部市小串第六三の一二五	佐村 信一
岩國藥業會	岩國町本町一丁目、近藤方	近藤 勇
下關藥業會	下關市西之端町、伊藤方	伊藤房次郎
和歌山市藥種賣藥商業組合	和歌山市新町一の八、松島方	松島好太郎
田邊藥業組合	和歌山縣西牟婁郡田邊町下屋敷	瀧浪理太郎
和歌山藥種賣藥商業組合	和歌山市西汀町一	和田 白
愛媛縣藥業聯合會	松山市商工會議所内	當番幹事制
松山藥種商組合	松山市港町五、河野方	河野 寬藏
愛媛縣藥種商組合	右 同	河野 寬藏
德島縣藥業同業組合	德島市西新町二丁目	佐藤德三郎
高知縣藥種賣藥同業組合	高知市沙江、高知縣藥劑師館内小川	澄夫
福岡縣藥業組合	福岡市千代町、十字屋藥局内	白水象次郎
福岡縣藥業組合	同須崎浦町、山本方	山本八之丞
門司藥事商業組合	門司市櫻町二の一、六八八	松永十太郎
門司藥業會	門司市本町、鶴原藥局内	鶴原 誠藏
久留米藥種賣藥商業組合	久留米市莊島町四二	山口 元藏
八幡藥事商業組合	八幡市大字尾倉六三	安部榮九郎
大牟田藥業會		總永清四郎

帝大教授を退職した近藤平三郎醫學博士は醫學部教授會に於いて名譽教授に推薦されてゐたが十七日の評議員會に於いて確定。

本郷區藥業團體聯合會は二十日九段富士見寮に開催。

實業五月例會は二十日東京圖書俱樂部に開催、六月十二日店員慰安遠足會を決定。

民政黨清水代議士は「保健國策と醫藥制度」なる新著の刊行祝賀會を二十日東京會館に催した。

東京帝大藥學科長瀨雄三藥學士は「チロジン水銀化合物の研究」を主論文として二十八日の教授會で學位授與を決定。

大分縣藥劑師會では左の如く役員改選。

- 會長 吉村益次、副會長 瓜生田定、岡本彌八郎、理事 衛藤藤次、水之江直義、森崎、兒玉文七、岩里申雄、石黒朝二、權藤喜作

六月

帝都藥業記者團例會は一日開催、週同藥業社の分裂に就き問題あり、團規改正起草委員を舉げた。

東大藥學科選科同窓會例會は七日明治屋ビル中央亭に開催。

石川縣藥業組合聯合會では七日から一週間丸越ホールに皇漢藥展覽會を開催。

シツカロール本舗株式會社和

光堂では創立二十周年を迎へ自祝の記念品を各方面へ贈つた。毒掃丸本舗山崎帝國堂では店主山崎嘉太郎氏の逝去により令嗣勝司氏が襲名。

佐賀縣藥劑師會第十六回總會並に縣國防化學協會第三回總會は二十日佐賀商工會議所に開催

東京北豐島藥粧商業組合では二十六日北豐島講堂に經營研究會を開催、「店舗改善と貸付事業」、「店舗と販賣能率」、「非常時商店經營策」を聴講。

大木合名會社々長大木良輔氏は新中華製藥株式會社設立準備の爲め三十日羽田渡渡支。

七月

玉置商店では靖國神社々前に燈籠を獻納、二日同神社々前に獻納式を舉行。

名古屋藥學會第十三回總會は朝比奈博士の臨席を得て二日名古屋醫大講堂に開催。

秋田縣藥劑師會では十三回定時總會に於いて役員の改選を رفتた。

富山縣商工會議所議員藥劑師金岡又左衛門氏並に十二銀行頭取藥劑師中田諸兵衛氏は何れも富山縣地方物價委員會委員を命ぜられた。

藥學博士長瀨雄三氏の學位獲得祝賀會は六日、日比谷松本樓に開催。

札幌市に開催された第六回全國商業組合大會に於いて都南藥粧商業組合は模範組合として表彰。

厚生省公衆衛生院初代院長として醫學博士林春雄氏が任命された。

高橋信雄氏主宰の「藥籠」紙は週刊に變更。

東大名譽教授近藤博士は藥劑師試驗委員に任命。

藥劑師森正五郎氏は奈良縣藥學商業學校々長に任命。

京城府藥劑師會では國峯前會長の逝去により新會長宮本吉次氏副會長池上達五郎氏を推した。

佐世保藥粧商業組合では工費二千數百圓の倉庫を新築。

東大松慶博士の門下生より成る松蔭會では二十一日同博士胸像の贈呈式を上野靜養軒に舉行

玉置商店專賣品本舗九店より成る玉友會では同會創立十五周年に當る二十三日深川西光寺に於いて物故社員慰靈祭を舉行

玉置商店社長玉置源一郎氏自邸は左の如く地番變更。

麹町區四番町九番地八

小西新兵衛商店社長小西新兵衛氏自邸は左の如く地番變更。

麹町區六番町三番地

日藥府藥理事關口彌三郎氏は防護團の依囑により三十一日前線將兵慰問に出發。

佐賀縣

佐賀藥種賣藥商業組合

肥前賣藥商業組合
藤津賣藥商業組合
田代賣藥商業組合

三養基郡鳥栖町大字藤木七二七
鹿島町納富分二七〇〇
三養基郡田代村

別府藥種賣藥商業組合

別府市別府三三四

大分藥種賣藥商業組合

大分市三ヶ田町、池邊一馬内

延岡市郡藥種商業組合

延岡市大字中町六五〇

熊本縣藥種商業組合

熊本市花畑町銀杏通り

熊本藥事協會

同知足寺町一四

鹿兒島縣藥種商業組合

鹿兒島市山之口町二七

鹿兒島市藥種商業組合

同大黒町七、梅北方

南日本製腦工業組合

鹿兒島市易居町四八

豐原藥業組合

豐原町

樺太西海岸藥業組合

眞岡町本町四丁目

京城藥業組合

京城府旭町一の二四、樂天堂製藥株式會社内

京城藥種卸商組合

同本町三の二五

京城藥品組合

同旭町一の二四

朝鮮漢藥業組合

同長橋町七二の一

釜山藥業組合

同釜山府辨天町一丁目

朝鮮藥友會

基隆藥業組合

基隆市義重町、基隆藥局内

臺北市藥業組合

臺北市京町一の五二

臺中藥業組合

臺中市大正町三の一、田中養生堂内

嘉義藥業組合

嘉義市榮町二の四七、白井藥局内

臺南藥業組合

臺南市本町三の二五、角谷愛國堂内

高雄藥業組合

高雄市山下町一の三、安藤藥局内

中野子正人

天本龍之助

時枝 壽作

岡本彌八郎

宗 哲一郎

緒方作次郎

鳥井 健男

小牧 徳藏

梅北 雄造

久米田 新太郎

豊原町

眞岡町本町四丁目

京城府旭町一の二四、樂天堂製藥株式會社内

同本町三の二五

同旭町一の二四

同長橋町七二の一

同釜山府辨天町一丁目

基隆市義重町、基隆藥局内

臺北市京町一の五二

臺中市大正町三の一、田中養生堂内

嘉義市榮町二の四七、白井藥局内

臺南市本町三の二五、角谷愛國堂内

高雄市山下町一の三、安藤藥局内

八月

全國賣藥業團體聯合會では三日加盟各團體に賣藥制度調査會の經過に關する件に就き通牒を發した。

警視廳衛生検査所技師千葉藥學士竹内甲子二氏は十五日附を以つて正六位に陞叙。

東京府國防化學協會神田支部では六日神田俱樂部に防毒面の規格及び瓦斯救護に關する研究会を開催。

名古屋藥學會は愛知藥學會と改稱。

日本藥劑師會と都下藥業記者團との懇談會は十二日、日藥事務所に開催。

慶松勝左衛門博士は十二日科學振興調査會委員を仰付られた。

埼玉縣藥劑師會長岸市五郎、同副會長關貞三兩氏は十三日附埼玉國民健康保險委員會委員を命ぜられた。

同仁製藥會社のヘテロゲン發賣披露會は十三日九の内會館に開催。

前東京試験所長、東京女子藥學專門學校々長藥學博士西崎弘太郎氏は十七日赤坂前田病院に入院中逝去。

内務省主催巡回防空展覽會は十九日から十日間日本橋三越に開催。

春歐米視察の途に上つた瑞西パーゼル化學工業會社日本學術部長今井源四郎氏は二十日横濱に歸朝。

富山藥業組合緊急臨時總會は二十一日富山商工會議所に開催富山市醫藥品自治統制委員會を設立。

東京藥業同業組合常務會は二十二日同組合事務所で開催。

同聲社主催有力本舗後援の支那語廣告講習會は二十三日大木合名四階講堂に松島中佐を迎へて開催。

東亞文教協會創立發會式に日本代表として參列の慶松勝左衛門博士は二十四日東京出發。

愛知縣國民健康保險委員會藥劑師會委員には愛藥會長岩田利三郎、同副會長後藤圓次の兩氏が任命。

帝都藥業記者團例會は二十七日東藥組合事務所で開催。

九月

財團法人大阪藥學專門學校では二日理事會を開き鹽野義三郎氏を理事長に互選。

鳥居商店藥品試験部長村野留藏氏は三日大森の自宅に長逝。

東京府國防化學協會三多摩支部では四日立川小學校に防毒講演と映畫の會を開催。

岩手縣國防化學協會では四日より七日まで縣下各地に防毒講演會を開催。

衆議院議員政友會總務大口喜六氏は郷里豊橋市の名譽市長を受諾。

熊本縣藥劑師會々長椿直人、同副會長布田尙兩氏は九日附を以つて熊本國民健康保險委員會委員に任命。

京城大學藥學研究室は十餘萬圓の工費を以つて竣工。

京城國防化學協會第二定期總會は十日開催 役員の選舉を行つた。

北海道藥事會館は一萬五千餘圓の經費を以つて札幌市北二條西二丁目に竣工、十六日落成式を舉行。

岐阜藥學專門學校では事變下の資源開發に資する爲め開放研究室を設け一般に利用させることとした。

大阪藥學會例會は二十二日大槻記念館に開催。

東京藥業同業組合では組合勤續從業員表彰規定を決定。

帝都藥業記者團では例會並に團則改正調査委員會を兼ね二十日九日成田山に武運長久祈願行を決定、小岩の「市の家」に會議を開いた。

十月

玉置商店主催の觀劇會は六日歌舞伎座に舉行。

藥業關係新聞社一覽

日	東京	藥日新報社	下谷竹町二
同	東京	藥業時報社	神田鎌倉町二二
同	東京	藥業週報社	麻布本村町一二
同	東京	藥龍社	澁橋西大久保一の四〇三
同	東京	藥石日報東京支局	下谷谷中三崎町四八
同	東京	藥業新聞社	本郷駒込林町二二〇
同	東京	藥事公論社	四谷舟町六三
同	東京	日本藥報社	牛込下宮比町八
同	東京	中外藥事評論社	深川常盤町二の八
月六	東京	藥業之友社	小石川水道端一の八
月二	東京	日本藥學會雜誌	牛込下宮比町八
同	東京	東京藥業新聞社	下谷上野櫻木町一七
同	東京	日本藥業新聞社	芝新堀河岸三一號
同	東京	東京藥業ゴム機械商報社	日本橋本石町三の四
同	東京	藥業之日本	神田錦町一の一
同	東京	保健衛生器新報社	東京藥業組合内
同	東京	社會保健時報社	神田乘物町七
同	東京	東京醫療器新報社	本郷眞砂町一五
旬日	大阪	藥石日報社	本郷本郷六の二一
同	大阪	藥日新報社	西江戸堀町下通三の三五
同	大阪	大阪藥業新聞社	南日本橋筋二の一二六
同	大阪	大阪實業新聞社	東谷町一の二八
同	大阪	日本道修藥報社	住吉住吉町八三
同	大阪	藥業新聞社	北新川崎町三
同	大阪	時事藥報社	天王寺坂蓬之上町一〇
同	大阪	道修ゴム器械新聞社	住吉昭和町西一の二五
同	京都	藥業時報社	東淀川十三東の町一の二四
同	京都	藥叢社	市中
旬	名古屋	中央藥論社	中京間之町二條上ル
月二	神戶	藥事新報社	中京寺町通竹屋町上ル
旬	神戶	藥事新報社	中池田町五四
月二	市	藥事新報社	林田御船通五の六一

東京北豐島藥種商業組合十日より十五日まで同會事務所第三回優良店員講習會を開催。

日本優良品販賣會では十三日横濱記念會館に總會を開催。

日本賣藥株式會社の哈爾濱出張所は八站南馬路二ノ一〇號に新築落成。

東京女子藥學專門學校々長西崎弘太郎氏の逝去による後任は藥博渡邊又治郎氏に決定。

佐賀縣の藤津藥種賣藥商業組合は商工省に認可を申請。

岐阜縣藥劑師會では國保運用の完壁を期すべく十名の實行委員を擧げて具體的方法を協議。

山梨縣では厚生省通牒に基き醫藥品小賣價格自治統制委員會を組織。

福井縣藥劑師會々長磯松幸次郎、同副會長高橋良馬兩氏は十三日附を以つて福井國民健康保險委員會委員を命ぜられた。

島根縣藥劑師會々長松井義三郎氏は十四日附を以つて島根國民健康保險委員會委員を命ぜられた。

大阪田邊五兵衛商店代表取締役田邊治太郎氏は十八日第四師團司令部に同商店よりして十萬圓を献金。

蒲田藥劑師支部では仲蒲田町三丁目に藥劑師會館を建設。二十日落成式舉行。

東京實業藥劑師會例會は二十日神田圖書俱樂部に開催、化粧品チェーンストアの横暴に就き意見の交換を行つた。

警視廳衛生課賣藥係主任松本警部補は二十日附を以つて警部に昇進、衛生部醫務課職能申告主任に榮轉。

東京女子藥學專門學校校長渡邊博士は就任數日にして口禍を蒙り辭任、後任として教頭加藤靜雄氏が二十日就任。

東京府藥劑師會三多摩支部では二十四日定時總會開催。

尼崎藥業組合は二十五日創立總會を開催。

株式會社藤澤商店では第四師團を通じ陸軍へ五萬圓、大阪地方海軍人事部を通じ海軍へ五萬圓を献金。

—二五七頁よりつづく—

滿洲

- 安東縣藥業組合
- 滿洲國協和會中央事務局
- 大連藥業組合
- 奉天藥理組合
- 長春藥業組合
- 哈爾濱藥業組合
- 安東縣四番通六丁目、足立用仁堂方
- 奉天商埠地三經路九經路
- 大連市浪速町一四七
- 奉天浪速通
- 新京日本橋通
- 哈爾濱傳家甸頭道街

中華民國

- 天津藥業組合
- 上海藥業組合
- 天津日本租界、日本人商工會議所内
- 上海文路K一三六號

- 足立巖
- 竹内精一
- 松尾清一
- 川上謹一
- 山本六太郎

全國藥局及藥劑者數

厚生省衛生局調査

年	藥局		藥劑者		製藥業者	
	開設する 藥局數	非開設する 藥局數	藥劑師に して開設する 藥劑者數	藥劑師に して開設する 藥劑者數	製藥業者	製藥業者
昭和七年	一一、九三	九〇	六〇〇	一、五六〇	二、四八六	一、三三六
昭和八年	一一、九五	一八	六三一	一、七六〇	二、三三九	一、三六
昭和九年	一一、四三	一四五	六七四	一、八八九	二、二七六	一、一九九
昭和十年	一一、三〇	一七三	七三五	二、〇七五	二、一三三	一、九二
昭和十一年	一一、四二八	二七一	七五九	二、二〇五	二、〇七七	一、〇一七
合計						
合計						

賣藥製造高累年表

「厚生省衛生局調査」調査は年末現在に於ける輸移入に關するもの

年	製藥業者		製藥法第二十四條に依る營業者		製藥法第二十五條に依る營業者		合計	
	醫師及び獸醫師	醫師及び獸醫師に使用するもの	製藥法第二十四條に依る營業者	製藥法第二十五條に依る營業者	輸移入營業者	賣藥調賣營業者	製藥法第二十四條に依る營業者	製藥法第二十五條に依る營業者
昭和七年	九、七四三	二、九八九	二、三三七	一九、三三三	四、〇四七	三、五	二六、一四二	七九、〇八五
昭和八年	一〇、一七六	三、〇九九	二、四八八	一八、七〇〇	四、〇八六	三、九	二三、〇〇〇	一八九、五五一
昭和九年	一〇、八五四	三、一六八	二、五八五	一八、四〇四	四、四九二	五、六	二四、〇七一	一九四、五九六
昭和十年	一一、三六四	三、四四七	二、七九三	一七、六五七	四、〇六六	五、九	二五、〇四七	一九五、九一九
昭和十一年	一一、一八〇	三、三三六	二、八八九	一七、一五五	四、二七〇	四、三	二六、八〇七	一九七、五七六
合計								

賣藥検査成績累年表

「厚生省衛生局調査」

年	検査すべき箇所數		検査したる箇所數		検査すべし箇所百に付違反發見件數		處罰數
	検査すべき箇所數	検査したる箇所數	検査すべし箇所數	違反發見件數			
昭和七年	三〇七、二七八	一四、四七三	四、七一	二、二六	一四六		
昭和八年	三三二、四八八	二〇、八五五	六、六六	二、九九	一四一		
昭和九年	三二八、七八四	一五、三二一	四、七七	一、八八	八四		
昭和十年	三〇七、五二一	一六、六七	五、四三	一、九七	八三		
昭和十一年	二七四、五九九	一四、三六三	五、三三	一、八三七	七二		

何れの藥局方にも記載なき藥品又は製劑

「厚生省衛生局調査」

年	製劑商の届出に係るもの		製劑者の届出に係るもの		合計
	製劑商の届出に係るもの	製劑者の届出に係るもの	製劑商の届出に係るもの	製劑者の届出に係るもの	
昭和七年	六五五	一、〇八三	三、四	一、〇〇六	二、六二三
昭和八年	七〇五	一、三三〇	一、七	一、四三三	三、一三三
昭和九年	六九	一、三〇〇	六四	一、六五三	三、〇八七
昭和十年	六〇七	一、〇六三	一七二	一、六五六	二、八九〇
昭和十一年	六七二	一、〇〇六	六〇	一、九四〇	二、八八〇

藥業藥品

防蝕面吸收罐及防蝕面性能一覽表
 普通瓦斯用 鹽素、弗素、ブロム、ホスゲン、ヨード等に有効
 酸性瓦斯用 亞硫酸、鹽素、硝氣(硝酸及び亞硝酸)炭酸ガス、ハロゲン化水素酸、硫酸等に有効
 有機瓦斯用 アクロレン、アセトン、アニリン及びパラニトロアニリン類、アルコール鹽化礦黄、エーテル、蟻酸、蟻酸エステル類、キシロールクロルピクリン、醋酸、醋酸アミル類、四鹽化炭素、松根油類、樟腦、石炭酸、石油類(石油エーテル、樟油ベンゼン)ツルベントナフサ、ヂメチル硫酸、テトラクロルエタン、テトラエチル鉛、ニツケルカーボニル、ニトログリセリン、ニトロペンゾール、ニトロクロルペンゾール類、二硫化炭素、ビリヂン、ブロムエチル及びブロムチル、貢岩油、ペンゾール、ホルマリン、メタノール、瀝質物及びタール等に有効
 粉塵用 亞鉛化合物、アンチモン化合物、クロム化合物、マンガニ化合物、水銀化合物、鉛化合物、砒素化合物に有効
 一酸化炭素用 一酸化炭素に有効
 消防用 火災瓦斯に有効
 金屬煙氣用 亞鉛、アンチモン水銀、鉛、砒素、燐等に有効
 亜硫酸及び硫黄用 亜硫酸及び硫黄に有効
 青酸用 青酸、青酸製劑(サイローム、チクロンB)等に有効
 硫化水素用 硫化水素に有効
 砒化水素用 砒化水素に有効
 各種瓦斯及び煙霧用 各種有毒瓦斯及び煙霧に有効
 防空用 ホスゲン、イペリットクロルピクリン、ヂフェニールシアンアルシオン等に有効

藥劑師地方別一覽

(昭和十一年末現在)

地方	大總卒業	官藥校卒業 官公私立	藥校卒業 專門	同上女子	外國學校 卒業(舊)	試験(新) 合格者	試験(舊) 合格者	を合む (試験及 試驗)	同上女子	合計	人口	
											七 一 萬	七 一 萬
北海道	2	286	58	—	—	279	36	661	2.12	2.12	人口	七 一 萬
道森手城田	—	51	10	—	—	30	5	96	0.97	0.97	人口	七 一 萬
北青岩宮秋	1	42	16	—	—	34	4	97	0.91	0.91	人口	七 一 萬
山福茨栃群	2	105	12	—	—	68	3	190	1.52	1.52	人口	七 一 萬
琦千東神新	—	54	9	—	—	46	4	113	1.08	1.08	人口	七 一 萬
富石福山長	2	64	7	—	—	35	3	111	0.99	0.99	人口	七 一 萬
岐靜愛三滋	1	88	24	—	—	77	5	195	1.22	1.22	人口	七 一 萬
京大兵奈和	2	80	20	—	—	97	14	213	1.36	1.36	人口	七 一 萬
鳥島岡廣山	2	72	24	—	—	95	4	197	1.63	1.63	人口	七 一 萬
取根山島口	1	121	16	—	—	84	8	230	1.83	1.83	人口	七 一 萬
鳥島岡廣山	1	143	33	—	—	126	10	313	2.03	2.03	人口	七 一 萬
德香愛高福	3	175	24	—	—	170	14	386	2.47	2.47	人口	七 一 萬
佐長熊大宮	187	2,945	1,008	10	2,802	484	7,436	11.32	11.32	人口	七 一 萬	
鹿兒島	13	389	162	1	320	59	944	5.01	5.01	人口	七 一 萬	
總計	1	146	15	—	94	8	264	1.31	1.31	人口	七 一 萬	
昭和七年	5	331	31	1	53	3	444	5.53	5.53	人口	七 一 萬	
昭和八年	—	221	18	—	47	5	291	3.78	3.78	人口	七 一 萬	
昭和九年	—	86	10	—	49	5	150	2.30	2.30	人口	七 一 萬	
昭和十年	—	42	9	1	63	6	121	1.86	1.86	人口	七 一 萬	
昭和十一年	—	122	21	—	151	7	301	1.76	1.76	人口	七 一 萬	
昭和七年	4	171	37	—	141	13	366	2.96	2.96	人口	七 一 萬	
昭和八年	6	217	40	—	210	52	525	2.67	2.67	人口	七 一 萬	
昭和九年	12	527	92	2	725	58	1,416	4.84	4.84	人口	七 一 萬	
昭和十年	—	172	33	1	159	10	375	3.18	3.18	人口	七 一 萬	
昭和十一年	1	82	15	—	84	8	191	2.67	2.67	人口	七 一 萬	
昭和七年	12	592	93	—	431	30	1,158	6.68	6.68	人口	七 一 萬	
昭和八年	31	1,784	516	3	1,283	106	3,723	8.36	8.36	人口	七 一 萬	
昭和九年	19	692	232	2	434	32	1,411	4.73	4.73	人口	七 一 萬	
昭和十年	—	125	46	—	61	7	239	3.82	3.82	人口	七 一 萬	
昭和十一年	—	159	44	2	95	5	305	3.50	3.50	人口	七 一 萬	
昭和七年	—	51	12	1	37	1	102	2.08	2.08	人口	七 一 萬	
昭和八年	1	66	12	—	39	5	123	1.64	1.64	人口	七 一 萬	
昭和九年	6	151	34	1	111	9	312	2.32	2.32	人口	七 一 萬	
昭和十年	3	266	43	2	173	11	498	2.72	2.72	人口	七 一 萬	
昭和十一年	2	158	22	2	102	10	296	2.46	2.46	人口	七 一 萬	
昭和七年	3	131	14	—	72	3	223	3.05	3.05	人口	七 一 萬	
昭和八年	1	105	15	—	47	5	173	2.30	2.30	人口	七 一 萬	
昭和九年	—	73	27	—	51	12	163	1.39	1.39	人口	七 一 萬	
昭和十年	—	51	10	2	64	3	130	1.82	1.82	人口	七 一 萬	
昭和十一年	—	600	93	—	215	17	925	3.30	3.30	人口	七 一 萬	
昭和七年	—	102	4	—	40	7	153	2.23	2.23	人口	七 一 萬	
昭和八年	7	285	16	—	48	9	365	2.79	2.79	人口	七 一 萬	
昭和九年	6	247	9	1	63	2	328	2.35	2.35	人口	七 一 萬	
昭和十年	1	113	11	—	66	15	206	2.09	2.09	人口	七 一 萬	
昭和十一年	—	65	5	—	21	1	92	1.10	1.10	人口	七 一 萬	
昭和七年	—	106	9	—	50	2	167	1.04	1.04	人口	七 一 萬	
昭和八年	—	6	2	—	6	—	14	0.24	0.24	人口	七 一 萬	
昭和七年	338	12,680	3,013	33	9,548	1,120	26,732	3.80	3.80	人口	七 一 萬	
昭和八年	247	8,715	818	25	9,697	968	20,470	3.09	3.09	人口	七 一 萬	
昭和九年	266	9,667	1,260	30	9,561	1,018	21,802	3.24	3.24	人口	七 一 萬	
昭和十年	286	10,656	1,745	31	9,553	1,012	23,283	3.41	3.41	人口	七 一 萬	
昭和十一年	305	11,699	2,362	33	9,515	1,043	24,457	3.60	3.60	人口	七 一 萬	
昭和十一年	338	12,680	3,013	33	9,548	1,120	26,732	3.80	3.80	人口	七 一 萬	

藥品

二六〇

警視廳衛生課調査昭和十二年度實業關係事務成績
營業者別比較 △は減

賣藥業	七,三六八	七,三六八	增減
請賣業	二,四八六	二,四〇一	△八五
行商者	二,八三一	二,六四三	△一八八
部外	五,〇八七	五,三〇九	二二二
部外	一,七六四	一,七〇七	△五七
計	四一,五八五	四一,五八五	△一七

新規出願人員方數比較

賣藥業	一,七〇〇	一,七〇〇	方
部外	三,六三三	三,六三三	方
計	五,三〇三	五,三〇三	方
賣藥業	五,〇八七	五,〇八七	方
部外	三,六三三	三,六三三	方
計	八,七二〇	八,七二〇	方

處理中

同「賣藥部外品」	七〇七	一五
計	五九二	一六
起訴猶豫	三	三
送局未決	六	六
科料	二	二
說論	三六	三六
處理中	二	二
計	九八三	九八三

業務停止

賣藥業	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
請賣業	—	—	—
行商者	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
業者數	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—
計	—	—	—
取締件數	—	—	—
違反件數	—	—	—
總違反件數	—	—	—
部外	—	—	—</

荒物界の回顧

昭和十三年

荒物界の回顧

昭和十三年度の荒物界を回顧すれば何れの商品に就いても未曾有の非常時を迎へたといふことは、その由つて來るところが支那事變になるだけに、一般産業界と敢て異なるところはない。

荒物の分野は何れの商品にあつても地味である。それだけに動搖浮沈の少い業界と見られなければならないのであるが從來最も異變の少かつた東子界に於いてすらたち騒ぐ有様を示現した。

これらの原因が支那事變の進展にあることは云ふまでもない。しかしながら、直接の原因としては爲替管理の強化、輸入禁止、金屬類の使用禁止或ひは制限にあつたことも衆知の如くである。また、これとは別個に、天候に左右される商品が、本年度に於いて襲つた全般的な雨量の爲めに、或ひはその需要を阻止され、製造を困難ならしめたといふ現れも、近年にない傷手であつたと云はなければならぬ。

原料難は大方の商品に共通した備みとして次年度に持ち越された。これが代用品の發見に關しては、何れの業者も眞摯な努力を續けてゐるが、本年度に於いては何れもストツク材料によつて賄はれ、代用品の驅使は大方今後に期待される現象となつた。

政府の貯蓄奨励が、一般の購買力に影響したことは争はれない事實である。し

かしながら、荒物界に於いては何れの商品も必要品中の必要品であるだけに、その賣行に於いて打撃を蒙つたものは、天候の禍ひ以外にはなかつたと云へやう。但し、輸出に向けられた商品が振はなかつたことは一般貿易界と異なる。

これに反して事變の爲めに特殊の需要に迎へられたものも少しとしない。除蟲菊製品、蠟燭、線香の如きがそれである。工場製品の統制經濟への移行も本年度に於いてその發展が見られる。燐寸共販の實績強化と、蠟燭の工業組合結成がそれである。燐寸の如きは本年度に於いて完全に專賣品の如き觀を呈するに至つたことは扱ひ數量の大きい商品だけに特記さるべきであらう。又、燐寸がひとり荒物界に於いて物品税を課せられ、公定價格を設定されるに至つたことも記憶さるべきである。

原料難、それから招來されるコスト高に、大方の商品が値上りを示したことも當然の現象であつた。しかし燐寸が最高標準販賣價格を適用された例に見ても判る如く、八月以降は暴利取締令の強化にコスト高による値上必至の商品が釘付にされた形となつたのは、次年度に持ち越された問題として、荒物界非常時の感を一層強化するものがあつた。しかし、この事態から演繹されんとしてゐるものは販賣制度の堅實化であること云ふまでも

ない。左にそれらの商品に就いての一年を回顧して見やう。

線香界

線香界は昨年引續き原料高の採算難に悩まされた。唯單に原料高とのみ云へない事情もある。つまり支那から輸入されて來た香料粉の輸入社絶は勢ひ原料高となつて現はれたもの、平常時に於ける單なる値上りとは事情を異にし、原料の拂底を思はしめる品不足の値上りに特異の事情が介在してゐた。

試みに前年度の組合の値上發表の足取りを迎れば、二月と十月に二割の値上行はれ、本年度の二月に入つてまた二割の値上が發表されてゐる。二月に於ける發表が最後となつてゐるが、原料難による本舗の苦衷は寧ろこれ以後に増大したと見るべきであらう。

本年度の線香界はこの原料問題を繞つて旋回したものと見られる所以である。茲にその間の事情を明らかにして置かう。

線香の主原料となる粉粉(本粉と糊粉)は從來内地に於いても九州と四國の一部に産出されてはゐたが、主として支那の奥地に仰いでゐた。これは運賃をかけても支那粉の方が安く、而もその粘着力に於いて勝るものがあつたからである。しかし支那粉は事變勃發と同時に輸入社絶となつた。しかし、内地にないといふ原料ではないから決定的ではない。當然、九州の粉粉が殺到的な需要に迎へられた(こゝで斷つて置き度いのは粉粉の中、

荒物關係組合

1. 東京の部

東京荒物問屋組合

日本橋區小網町一ノ二

- 組合長 中村 茂八氏
- 副組合長 森友 商店氏
- 會計監督 小西安兵衛商店氏
- 評議員 駒木銀三郎氏
- 黒田市之助氏 下田 商店氏
- 組合員
 - 南川 商店氏 桂屋 商店氏
 - 千葉 商店氏 尾關長次郎氏
 - 木下七左衛門氏 小森 敬三氏
 - 林 商店氏 菊屋 商店氏
 - 森峯 商店氏 山三 商店氏
 - 小原 商店氏 和泉 商店氏
 - 柳澤 清氏 堀江 松藏氏
 - 高安 恒治氏

東京荒物雜貨卸商組合

淺草區神吉町四東京荒物雜貨卸商報社内

- 組合長 塚本 猶藏氏
- 副組合長 倉島 延三氏
- 同 浅野 匠司氏
- 幹事長 草壁 竹藏氏
- 會計 増野 銀次氏
- 幹事
 - 吉岡 富吉氏 鈴木 兼吉氏
 - 坂田 正雄氏 大橋菊之助氏
 - 櫻井 保氏 中里 安藏氏
 - 二澤正五郎氏 木津文次郎氏

に於いて蕙香植物に目をつけ、これが栽培に着手した本舗もあつたが、その成否は判らない（また糊粉に於いても諸以外の植物が探し求められたことも附加しておかう。）

結局、蕙料の問題は、高級線香に於いては決定的であるが、敷島、蘭月、萬上各派の一般有名商品にあつては、それ程打撃は直接的ではない。たゞ香料の配合苦心の如何が、香料持久策の今後に優劣を競はしめることとなり、また蕙香以外の香料を使用せる線香にあつては支那との交易杜絶は何ら影響するところがないしかしながら蕙香料にしろ合成香料にしろ、その値上りは想像以上のものがあることは、本舗の採算に苦難を伴はしめてゐることは明かである。

糊粉、香料以外の附帯材料にも騰貴したものはある。否、殆んど凡ての材料が騰貴した。紙、印刷費、荷造り用の木箱、釘、針金等の騰貴は一般經濟界に關聯して業者を苦しめた。

この内特に記して置かねばならないのは印刷關係に於いて包装用紙、箱類に於いて金粉、銀粉の使用が將來不可能になるのではないかといふことである。これも一般印刷界に於ける現象と同じであるが、線香は商品の使命上、包装に於いて特に高級典雅な趣きを尊んで来たものだけに、金銀の使用制限は商品の體裁に些か低落を齎す結果となる譯である。斷つて置くのは印刷用金粉は眞鍮粉、銀粉はアルミ粉が使用されてゐるものである。しかしながらこれらはその使用量に於いて大したものではないから、本年度中に

所謂糊粉と稱せられる楠の木から製られるものは蚊取線香業者にも粘着劑として使用されてゐることである。本粉といふのは樹皮から製粉されるもので蕙香のみの原料となる。所でこの楠の木といふのは風雨に晒されて木質が堅牢になるところから専ら鐵道の枕木に専用されてゐる木材で、伐採されると同時に樹皮も葉も、たゞ同様に製粉業者の手に渡るものであるが、事變とともに北支に於ける枕木の需要は急激に増大した。而もこれを採採する人手は、應召によつて著しく手不足であり、葉や樹皮は捨てられたまゝとなつてしまつた。これをとつて製粉する製粉業者の人手も足りない。更らにそれらを運搬する馬も戦線に持ち去られてゐる状態で、製粉の仕事は材料は豊富ながら完全な手不足の爲めに兩方から挾撃を受けた形となつてしまつた。これによつて前年度八圓して居つたものが一躍十五圓或ひはそれ以上に劬ね上り、それでも注文を受けても容易に出荷して呉れない始末となり、線香屋も蚊取屋も血眼になつて九州の製粉業者の間を飛び廻るといふ結果になつた。たゞ、この間に落ちついて居られるのは製粉の水車を持つてゐた本舗だけであつた。（しかしそれも夏の出水に流されて被害を蒙つたといふ事實もあつた。）

九州の楠粉にばかり殺到したので、次には臺灣の楠が目をつけられ始めた。これは九州の値上りを牽制する意味に於いても役立つ、その量に於いては宜蘭地方を中心に殆んど無盡藏と云つていゝ程の

於いて何れの本舗も包装を變更されたものはなかつた。恐らく來年度位までは持ち越されるものと思はれるが、本年新發賣された製品が金屬粉の使用を避けてゐる等の點からして將來を豫想させるものがある。

薫香に對する野州の赤線香も原産地の手不足に品不足を告げた。この方面は前年の米作がよく農家が一般に餘裕のあるところから山の木を切つて賣らず、松の葉は足らなかつた。その上家庭工業の爲めに手不足で製造も間に合はず、近年にない品拂底の一年を送り迎へた。

以上原料界を一瞥したが販賣界はどうであつたらうか。消費節約、勤儉貯蓄の奨励が一部にひびいたことも見逃せないが、線香は商品の性質上一般消耗品とは撰を異にしてゐる。國民精神總動員の國家的精神運動はあらゆる階級あらゆる家庭に滲潤して、敬神崇祖の念からする線香の需要増大は蓋し前例を見ない特異の現象であつたと云はねばならない。堺線香同業組合では、この精神運動に協力すべく、敬神崇祖の念を普及すべきポスターを製作して一般に配布した。この非常時の民心の緊張から、製造本舗を始め一般販賣界に於ける線香の需要は、相當の刺戟を受けたことは事實であつたと云へやう。

原料高の一年であつたが爲め、數島會關月會、萬上會の三派を競る競争も、その他の本舗の販賣政策にも、以前に見る激甚さはなかつた。秋に入つての某本舗の特賣に對しても各本舗ともこれを見送

つて對立せず、販賣戰としては何ら見るべきものなかつたのは、非常時業界を物語るものであらう。

値上の徹底は蓋し多少遺憾なるものがあつたと見られやう。平均二割から一割程度の値上は實施されたが、間屋を経て先から先へと競争される結果は、容易に値上を實現し得なかつた方面もあつた。暮に迫つて本舗は敢然持久對戰の構えに出た。販賣界の對しては焦燥すべきものなく、原料の手持と策劃を抱へて次年度に臨まんとしてゐる譯である。

燐寸界

燐寸界も非常時の多難の年であつた大きな出来事としては支那事變特別税の賦課と、公定價格の設定が擧げられるが、燐寸は特に工業組合の設立と、共販會社の實績により、自由經濟時代の場合ならば、大きな打撃となつたであらうこれらの出来事も、案外平穩裡に經過したものと見なければならぬ。一年を回顧して見よう。

共販(神戸・日本燐寸共販株式會社)は昭和十一年十二月創立され、業務を開始したのが翌昭和十二年の一月であつた。従つて本年度は共販設立後第二年といふことになる。この間に共販は統制前の代理店全國の二千餘軒の整理に着手した。

云ふまでもなく、工業組合に併合された各生産會社の有して居つた個々の代理店をそのまま繼承したのでは繁雜さを増すばかりであるからである。共販はその數を合併整理して本年度に於いて二百三十

までに減らした。この間、各取引値段も區々であれば、商標も區々になつたものは漸次整理されて、愈々本格的に軌道に乗り出した譯であつた。

物品税の創設は一月、二月の頃から噂に上り始め、如何なる形に於いて課税されるか、或ひは果して課税されるものであるかどうか、といふ懸念臆測は、漸次濃厚となり、殊に東京に於いては業者の性質から云つても、政治的な點から見て尤もこの物品税に對して神經を尖らした。共販自體は前年度の暮より一月にかけて相當のストックを持つてゐたのであるが、これらのストックは勿論、瞬く間に消化されて、遂に賣止めを發表するに至つた。この間、共販自體が燐寸の値段を吊り上げてゐるかの如き臆説も流布されたが、燐寸の値段といふものは商

工省の役人をも含む統制委員會によつて決定されてゐるのであるから、共販がこれを左右するといふことは出来る性質のものではない。併しながら、課税を見越しての注文殺到に、小賣屋は卸屋をつき、卸屋は代理店をつきといふ形で、中間業者が逆に値段を吊り上げて行き、この間、一部廣告燐寸業者の策動もあつて、燐寸界は四月一日の物品税實施に先立つ二ヶ月前に於いて大變な騒ぎを演じた結果となつた。

共販自體としても製産は工業組合の方で制限されて居り(昭和十二年度は四割五分の減産、本年度は大體五割の減産)課税前の見越買ひに應ずる譯にも行かな

岡本岩五郎氏 森川 政義氏
林 佐吉氏

相談役
栗島龜次郎氏 宮塚 甚助氏

東京荒物商組合

遠京區神戶町四東京荒物雜貨商會社内
組合長 益川 榮藏氏
副組合長 小川彌三郎氏
同 河野伊三郎氏
會計 葛城林太郎氏
會 神部 兵藏氏 鈴木直太郎氏
幹 陸會主任 松宮 久兵衛氏
事 馬場茂三郎氏 渡邊 喜助氏
田村 文造氏 中村 松藏氏
中島芳太郎氏 山本 藤松氏
我妻 兼吉氏 安藤芳太郎氏
鈴木金次郎氏 鈴木 裕氏
交換會委員
大橋 秀行氏 沼上光太郎氏
相談役
伊藤三千三氏 和田 忠雄氏
吉岡 富吉氏 塚本 猶藏氏
中村政五郎氏

東京上平井布海苔製造組合

葛飾區上平井町二四五一佐藤介藏氏方
佐藤 倉藏氏 佐藤 染藏氏
鈴木 浦藏氏 田中與右衛門氏
寺島仁三郎氏 町山孫右衛門氏
町山三五郎氏 坂本太右衛門氏
關口 喜助氏 關口新五郎氏
坂本新太郎氏 坂本 常吉氏
坂本 辰藏氏 田中 伸幸氏

い。但し、前年暮より一月にかけてストツクが多かつたといふのは、事變による輸出の激減がその原因の一部を爲してゐた。従つてストツクを出したあとは、任意に市場の買氣に應ずるといふことは出来ない。賣止めといふよりは、全国から殺到して來た注文の整理に五日間の猶餘を持ちたかつたものと見るべきであらう事實、一時に殺到して來ても、次ぎから

ことになつた譯であつた。しかしこれが庫出税として課せられるに至つたことは幸ひと云はなければならぬ。これによつて一般業者の不便もなく、税金は工業組合よりひきとられ、共販の倉庫にあるまでは課税されず、共販より各代理店に渡される場合に課税され、共販は税務の代行をやることとなつた。

市場の値段はしかし、前述したやうに中間業者によつて自然吊り上げられ、見越買の殺到といふことになつたが、二月の終りにはストツク税の懸念が業者を混亂に陥れた。これがまたどんな形で、どういふ風に課せられるか判らず、その進退をまどわす結果となつた。

四月の課税を境として共販は、從來赤であつた統制證紙を青に變更した。これは課税されたものと、課税以前の商品とを區別する爲めのものであつたが、四月の實施以前に共販にストツクされてゐたものは、課税商品でありながら從來の赤の證紙を貼用されてゐた爲め、地方等には暴利取締令による經濟警察の干渉を受けたといふやうな問題も起つたが、課税がれたが、商品が既に統制品であるだけに問題は直ぐ立ち消えの形となつた。

斯くして物品税は四月一日から實施されることとなり、燐寸は三種として百本に就き五厘といふ税率で、ストツク税は千萬本以上のものに課せられることとなつた。

斯うして課税前を持つだけ持つた燐寸界は五、六、七月と全然閑散な商ひを續け、やつと八月に入つて常態に復した形となつた。

百本に就き五厘といふ税率は他に比して高率と云はねばならない。これにより從來十三圓五十錢程度の家庭燐寸は、二萬三千本といふ査定により十一圓五十錢の税金を課せられ、一躍倍に近い二十五圓といふことになつた。又、普通燐寸は一等品一兩十三圓前後であつたものに對して八圓四十錢の税金が課せられ、これまた倍近くの二十一圓四十錢前後といふ

着々進捗して居つたのであるが、これに就いては後述しやう。暴利問題の立ち消えと同時に、今度は他の一般商品界に於ける公道價格の設定に伴ひ、燐寸にもこれが設定されるであらうといふことは、既に九月の末頃から業者の窺知するところとなり、十月下旬取扱業者側を代表して大茂の中村茂八氏が、商工省中央物價委員會の特別委員を任命されるに至つて外部的にも決定的となり、十一月十一日開催の第十五回の同委員會に於いて決定、翌十二日左の如く發表された。「物品稅迄」單位錢

退をまどわす結果となつた。

此れによつて見れば從來共販會社が自治的に定價賣りを行つて來た價格と大差なく、家庭用大型のみが市價より一錢引下げとなつてゐる。また、同時に燐寸は全國共通のものである爲め、物品販賣價格取締規則により價格表示を爲すこととなつた。

この間にあつても、共販の販賣統制は

これで燐寸の生産販賣形態は、生産に於いて工業組合法の完全な適用を受け、販賣機構に於いて共販及び代理店の組織する販賣會社乃至は組合を經由することとなり、値段に於いて共販を出る卸賣價

日本洋燐燭工業組合

認可申請中

- 組合長 未定
- 副組合長 未定
- 關東總代

- 〔東京〕 栗橋定氏、横瀬氏、吉田氏、金子氏、梅澤氏、大橋氏、米岡氏、青木清氏、山本氏、西川氏、栗橋爲氏、關口氏、平野氏、柳氏、廣澤氏、片桐氏、正部氏、矢部良氏、矢部保氏、〔信越〕 恩田氏、原氏、濱田氏、〔東北〕 齋藤氏、三浦氏、〔北清道〕 大和製燐氏

關東理事

- 横瀬氏、栗橋氏、矢部氏、山本氏、米岡氏、大橋氏、廣澤氏、恩田氏、關西總代

關西總代

- 〔名古屋〕 山口氏、青山氏、中野氏、〔阪神〕 三浦氏、花井氏、高尾氏、小林氏、高田氏、福田氏、松本氏、日本燐燭氏、〔四國〕 八木氏、〔九州〕 松本氏、山崎九中工場氏、宮川氏、竹久氏、日下部氏、馬場氏、九州製燐氏、〔中國〕 廣島製燐氏、定金氏、井上氏

關西理事

- 槌橋氏、中村氏、松本氏、山口氏、八木氏、林氏、高尾氏、高田氏

京濱製業組合

- 下合區部從町一ノ六
- 組合長 荒井市太郎氏
- 副組合長 熊谷 正義氏

- 同 加藤 博造氏
- 同 藤岡鏡次郎氏

格、最終卸賣價格、及び小賣價格を公定されて、宛も專賣品の如き觀を呈するに至つた。

共販を出る卸賣價格及び最終卸賣價格の決定は、とりも直さず中間業者の存在を或程度稀薄ならしめ、同時に古い觀念よりすれば所謂商賣の妙味を奪ひ、同時に利幅の縮少を齎す結果となつたことは否めない。しかしながら統制經濟の指示する方向は、これを拒否することは出来ない。共販自體もこの線に沿つて、販賣機構の整備に第二年度の努力を拂つたことを附記しなければならない。

即ち前年度に於いて二百三十店に縮小された代理店は、地區の關係、商權範圍從來の業績等によりこれを統合し、地方的販賣會社の設立に乗り出したことが即ちこれであつた。東部販賣區域に於いては即ち七月に名古屋、静岡、十月には北海道、十一月には東京の販賣會社が開業し、廣告燐寸にあつても名古屋、東京の所謂燐會社が設立され、從來の有力代理店は古い傳統と顧客を凡てこの新設の販賣會社に委ね、業者自身は一函の燐寸も取扱はないこととなつた。また販賣會社との取引に就いては各地に組合を結成せしめて共同で大口に買付けるといふことになり、全國を通じてこの販賣機構の一元化は、本年度に於いて大體その基礎工作を完了するに至つた。

このことに關しての小卸業者の不滿等に就いてはこゝに記すべきではあるまい。業者自身も時代の認識によつて燐寸の販賣統制に欣然參加してゐるものと解すべ

きであらう。但し、地方に於いてもそのであるが、何十年來取扱つて來た小網町の錚々問屋が、傳統をかなぐり捨て、販賣會社に投合したことも特記すべきなら燐寸といふ商品が小網町の手から完全に離れたことも荒物界としては記憶さるべきであらう。(但し、各問屋が持株によつて販賣會社に關聯してゐることは斷るまでもあるまい。)

その他、本年度の燐寸界としては輸出の不振、工業組合を結成した朝鮮の燐寸界、及び藥品軸木に關する原料問題等、筆を及ぼすべき事項はあるが、これらは直接業者に關聯しないものと解して割愛することとした。

蚊取線香界

蚊取線香界は正月の四割値上發表に始つた。これは前年十二月の除蟲菊製品組合の定例會により決議發表されたもので除蟲菊の原料高からして當然四割の値上が至當と見られたからであつた。しかし組合のこの發表はそれをそのまま實行されるものと見られないのは當然である。三割程度に止るか、二割か、或ひは一割位のところに落付くかは、二月三月に於ける各社の建値發表によつて決定されることであつた。

除蟲菊界に於ける建値の發表が、金鳥香の發表を俟つて各社の後續することになつてゐる習慣は衆知の如くである。従つて組合が四割値上の決議をなした本年度に於いて金鳥の建値がどの程度に發表されるかは、各社の齊しく注意を濺いで

みたところであるが、金鳥は遂ひに二十六圓(拂込二十四圓)を發表した。これは前年の二十三圓に比ぶれば、一割強の値上といふことになり、各社の思惑よりは遙かに低率であつた。或ひはこの金鳥の意表外の建値發表に、本年度の除蟲菊界が波瀾を豫想された傾向のあつたことも見逃せない。これによつて二色キングが二十五圓、安住が二十四圓、ライオンが二十三圓、三笠松が同じく二十三圓その他といふ値段を發表した。これによつて大體前年度よりは一割乃至一割五分程度の値上げに止つたこととなり、非常時第二年度に於いても、蚊取線香界の競争激甚さは依然たるものがあつたと云はねばならない。

薰香が原料難と原料高に喘いだ一年であつたのに比べて、蚊取線香界はその主要原料たる除蟲菊がわが國の特産品であり、而も輸出品中の重要地位を占むるものだけに、戦時體制下の時代にあつてもその生命は枯渴する憂ひはなかつた。但し、薰香の項に於いても述べた如く、糊粉の入手におひく逼迫を告げ始めたのは、次年度の製品に影響するものであることを云つて置かねばならない。また、金屬統制による附帯材料に就いては後に述べることとしやう。

各社の建値は大體前述の如き値段を以つて今年の市場に臨んだ。こゝまでは例年の足どりと何等異るところはなかつたのであるが、春になつて俄然軍部からの注文が製造本舖に對して發せられたことは、その後の本年度の除蟲菊界に大きな

會計兼幹事 青柳庄次郎氏
草刈 長治氏 岡崎 三郎氏
幹事

山本 香橋氏 安元 要氏
中山 友弘氏 長嶋幸一郎氏
岡 與助氏 中村 清氏
小山 大善氏 瀧田 源藏氏
佐藤 友男氏 栗原 忠氏
横内 宇八氏 中山幸次郎氏
谷塚十四三氏 安池彌之助氏
相談役

石井清右衛門氏 市原 三郎氏
長谷川辰之助氏
東京製鐵販賣組合
組合長 丸岡 義一氏
副組合長 野口 次郎氏
同 神原 幸藏氏
理事長兼會計 中村傳兵衛氏
理事

仲野政太郎氏 永井巳之助氏
松本喜太郎氏 荒川 良亮氏
評議員
原守 全氏 渡邊 宇平氏
神山 長吉氏 高峰 喜助氏
田中 幸一氏 夏川 光吉氏
榎本茂十郎氏 榎本 鶴吉氏
中島清次郎氏 野島 英良氏
栗谷辨太郎氏 小島徳次郎氏
青山源次郎氏 天田助次郎氏
島村 政幸氏

2. 地方の部

秋田荒物商組合

影響を齎して、直接軍部の注文を受けた
 會社は三、四を數へるに過ぎなかつたが
 二流、三流會社にあつてもその下請注文
 に應じ、例年ならば五月になれば操業を
 中止する箕島の工場も、阪神間の工場も
 除蟲菊界始つて以來の多忙さを極めた。

これは支那大陸に於ける各地の戦線に於
 いて、驅蟲劑が如何に大量に使用され
 かを想像すれば判ること、非衛生な彼
 地の驅蟲劑の必要は莫大なものであつ
 たと想像される。その注文の大半は液體
 であつたことも注目されるが、線香、液
 體の如何を問はず、主要原料たる除蟲菊
 がその方面に消費されることは同様であ
 る。軍部の注文は大量に、期限を切つて
 次から次と各社を襲つた。これが爲め
 に、例年ならば内地市場の争奪戦に火花
 を散らす蚊取線香界も、その主力を軍部
 納入品の製造に奪はれ、習慣的な押し込
 み政策を敢てしなかつた。

而も一方、本年度の賣行きはどうか
 つたかと云ふと、肝甚の七、八月に入つ
 て全國的な天候不良に禍ひされた。全く
 例年でない風と雨とに、全國的に見舞は
 れたことは、その年の商賣を天候の如何
 に懸けてゐる蚊取線香にとつては全く致
 命的であつたと云はねばならない。押し
 込み主義を敢へてし、市場争奪に奔命し
 てゐた例年ならば、本年度の天候は文字
 通り致命的であつたかも知れないが、幸
 ひにも、前に述べた如く製造各社は軍需
 注文に材料を引かれて、内地市場には案
 外冷淡であつたとも云へるのである。こ
 のことは秋になつて却つて勦滅品の僅少

といふ好結果(?)になつて現はれた。

こうした除蟲菊界の情勢に應じて、組
 合では八月に入つて更らに三割五分の値
 上を發表した。これは既に實需要期に入
 つてからのことではあり、實行を目指す
 ものでは勿論なく、決済期、或ひは次年
 度に向つてのデエスチュアであつたと解
 すべきであらう。事實、除蟲菊は本年度
 に於いて記録的な高値を示した。四國の
 中國大會に於ける七月出廻期の豫想は四
 圓五十二錢であつたものが、夏には北海
 道もので四圓九十錢、内地もので五圓十
 錢を示し、大體本年中をこの相場に終始
 した。これは勿論軍部の大量注文に刺戟
 されての高値で、當然本年度の殘花は例
 年に比し著しい減少を示してゐる。従
 つて本年度の收穫豫想が例年と大差ない
 としても、次年度の除蟲菊は相當不足を
 告げることは明かであり、本年度に於い
 て各社が買ひ込んだ除蟲菊の値段から割
 出せば、恐らく次年度は一梱建値六、七
 圓の値上は當然と見なければならぬ結
 果となる。「除蟲菊の海外輸出が振はず、僅かに
 差潤、北支方面に止つたことは、國內需要の激増に對
 して好都合である」と云つたことを附記しやう。

しかしながら物價昂騰抑制政策による
 商工省の指示は、直接わが除蟲菊界にあ
 つた譯ではないが、この國策に對する無
 關心は許されない。もとゞ除蟲菊製品
 は賣薬部外品となつてゐる。賣薬類が値
 下げを慫慂された本年度に於いて除蟲菊
 製品に對しても、將來に於いてこれを危
 懼する向きもあるのであるが、念の爲め
 に云へば除蟲菊製品は暴利取締令の品目

にも擧げられてゐない製品であるから、
 賣薬類に見るが如き懸念はまつあるまい
 と見なければならぬ。と云つてこの時
 代に堂々たる値上は差し控へられねばな
 らない。本年度の如く、正月に四割、八
 月に二割五分といふやうな値上の公表は
 當然許さるべくもない。それどころか、
 各本舗の公々然たる値上も或ひは差し控
 へられねばならないとすれば、一梱に就
 いて六、七圓値上げして然るべき次年度
 の採算に於いて、各社が如何に對處する
 であらうかと云ふことは次年度に持ち越
 さるべき宿題である。

取引制度の改正か、清遊の廢止か、何
 れにしても實質的に採算を有利に導かう
 とされることは當然であらうが、その間
 各社の足並に均等さを期待することの不
 可能は從來の歴史から見ても當然と云は
 ねばなるまい。
 要するに本年度の内地市場は天候不順
 に禍ひされたが、各社の無理押込みがな
 かつただけに、平均二、三割の返品に止
 つたものと觀測されてゐる。全體の業績
 を前年度に比較すれば著しい不況は一
 年であつたかも知れないが、前年度は近
 年になく天候に恵れた年であつただけに
 本年度の成績も例年に比すれば大差なかつ
 たものと見られやう。但し、前にも記
 した如く、製造各社は軍需注文に殺到さ
 れて忙がしかつただけは事實である。
 それに應じてどの程度に利潤を擧げ得た
 かは窺ひ知るところではない。
 各社の販賣市場に於ける角逐には、特
 記すべきものはなかつたと云つてよから

組合長 片屋永之助氏

理事 三浦 久藏氏 三浦千代松氏
 佐藤金五郎氏 野口 利助氏
 西村 福藏氏 奈良周次郎氏

酒田荒物商組合
 酒田市下中町 五十嵐氏方

組合長 五十嵐傳七氏
 副組合長 石原 恒吉氏

會 計 池田喜太郎氏
 幹 事 阿部彌太郎氏
 大泉慶治郎氏 信田 敬治氏

評議員 池田 久治氏 玉木 善吉氏

土浦荒物商組合
 茨城縣土浦町大町 榮商店内

組合長 柴沼繁之助氏
 幹 事 萩原半三郎氏
 石塚七郎兵衛氏 佐野伊右衛門氏

澁川荒物商組合
 群馬縣澁川町上ノ町

組合長 梅澤 四郎氏
 副組合長 根岸 雄治氏
 會 計 角田 道夫氏

本庄荒物小賣商業組合
 埼玉縣本庄町

理事長 山田 定吉氏

理事 高橋嘉三郎氏 福島 正市氏
 矢代政太郎氏 荒井 支作氏

監 事 櫻澤七郎治氏 小澤隆太郎氏

う。金鳥は依然王座を揺がせなかつた。安住、長岡、大正とそれ／＼に逐年的に地盤の鞏固さを加へて行つたことも記憶されるが、たゞ帝國が小網町の森友と取引契約を成立させたことは、賣込期を控へて除蟲菊界を刺戟した。金鳥がこれに對して猛然たる宣傳戦を試みたこと等は或ひは本年度に記さるべきことであるかも知れない。これにつゞいて、山彦、内外のライオン會、月虎會も關東に於ける地盤に搖ぎなさを加へ、旭、紀伊國屋、兒玉の各社も足並を揃へて販賣戦に活躍した。

殺蟲劑に就いては多少線香と切り離して記さねばなるまい。もと／＼この液體は除蟲菊製造業者の逸早く、目をつけなければならぬ處であつたのだが、その歴史に於いては製業者に先鞭をつけられた。木村製藥のアース、回春堂のフマキラーがそれであるが、除蟲菊製品製造業者をして云はしむれば、商品の將來性を懸念して、その成否を見護つてゐたといふのである。何れにしてもこの殺蟲劑は、除蟲菊の殺蟲成分たるピレトリンを石油に抽出して製造されるものとして、何れの除蟲菊會社も一齊に手をつけ、前年度に於いて殆んどこの液體を發賣しない會社はない状態となつた。勿論發賣の遲速によつて製品の勢力にも優劣があるまた、エキスの輸出業者とこれをやらないう會社とは製造方法も異り、各々力の入れ方も異つてゐるが、先にも記した軍部の注文の大部分はこの液體であつた。これは蟲を殺すに手取り早い利便があ

る爲めと解されてよからう。事實、液體は逐年躍進をつゞけて來た。その發展過程に於いて、田舎地方に先に普及して、次に都會地方に向はんとしてゐる傾向は一般商品とは逆の現象と云はれてゐる。事實、液體にとつて本年度は劃期的年であつたことは既に軍部の注文によるが、これを契機として各社が力を入れ始めるであらうことは豫想されるところである。従つて、今後、液體界に於いても各社が覇を争ふに至ることは想像に難くない。最後に、除蟲菊製造界に於ける附帶材料の飢饉に就いても特記さるべきことがある。主原料たる除蟲菊、糊粉の狀況に就いては前述の如くであるが、紙、ボール紙、印刷費、荷造材料等の騰貴は一般と變りないが、鉢力の使用制限は線香に於いて線香立て（燻煙器）液體に於いて王冠、噴霧器、ボンド罐等に打撃を與へた。

先づ線香立に就いては從來屑鉢力が使用され、箕島の専門工場に於いて各社の製品を製造してゐたが、これは全然人手困難となつた。こうした情勢の見透しがつくや各社は何れも出来る限りの鉢力を買ひ込んでゐるから恐らく次年度一杯は各社とも不足は來さないが、ストックは平均には行かないであらう。組合の例會に於いては、これが廢止の案も提案された。使用者の側に立つて見ても、線香立が一箱毎に添附されてゐる必要はないのであるが、この提案は恐らく次年度に於いても實行はされまい。但し、鉢力のストックを擁してゐる會社にあつても、こ

れが延命策として鉢力を一小部分にしか使用しないで済む、云はゞ代用品或ひは完全に鉢力を使はない代用品の研究に没頭し或るものは既に次年度のものに備へてゐるから、急速に線香立が姿を消すこともあるまい。しかし、各社が相當高い材料を買ひ込んでゐることは事實であらう。又輸出品に對しては配給下附されることも附記しておかねばならない。

次に除蟲粉のボンド罐は、チツソロイド、アスファルト防水加工紙等の代用品が眼をつけられて居り、コスト高は逃れないが、代用品には事缺くまい。最も憂へられてゐるのは液體の噴霧器である。王冠には半王冠にして眞鍮を接けてゐるが、噴霧器だけは代用品に窮しこれが各社の商品名を入れた宣傳用をも爲して居り、液體使用の上には不可缺のものだけに將來が憂慮されてゐる譯である。これまで輸出のものには配給されたまた軍需注文のものも最初は配給されたが、八月以降はそれも保證の限りにあらずとされた始末である。（軍需用としては石油罐も使はれる）従つて軍部自體に於いても、その代用品を研究してゐる有様である。

- | | | | | | |
|---|--|---|---|--|--|
| <p>藤井 經市氏 荒井 七郎氏
 儘田 兵作氏 青木長次郎氏
 飯塚 長吉氏</p> | <p>佐渡荒物同業組合
 新潟縣河原田町大字木町
 組合長 吉田久滿次氏
 副組合長 山本房之助氏
 評議員
 石塚 儀藏氏 山路三五郎氏
 久保 房藏氏 吉田重兵衛氏
 廣川熊太郎氏 幡豆 卯吉氏
 中塚勘一郎氏 中川 爲治氏</p> | <p>新發田町荒物同業組合
 新潟縣新發田町萬町甲二九四
 組合長 田村甚右衛門氏
 會計 晴野 久治氏
 理事 田村敏三郎氏
 高木仙右衛門氏 中川庄三郎氏</p> | <p>高岡荒物組合
 高岡市小馬出町二九
 會長 井本 和平氏</p> | <p>幹事
 宮崎 喜三氏 泉 德平氏
 山崎次三郎氏 沖野辰次郎氏
 神島 由一氏 野尻保太郎氏
 吉田外次郎氏 吉田爲次郎氏
 吉田 康次氏 谷兵右衛門氏
 増山久太郎氏 高辻長兵衛氏
 五箇 太吉氏</p> | <p>金澤市荒物卸商組合
 金澤市上近江町三六
 組合長 德野 彌吉氏
 會計 山口 敬事氏</p> |
|---|--|---|---|--|--|

例年躍進を續けて來た液體の前途に横はつた暗礁と見られてゐる所以である。

蠟燭界

蠟燭界の本年度の景況は確かに惠れた年であつた。前年度の暮以來市場は好調を續け、市場は一般に高く、何れの業者も相當の利潤に惠れた。但し、關西業界にあつては全體としての景氣は良好ながら、一部に倒産者の續出を見たといふ逆説的な現象を招いた。これが由因として、關西蠟燭統制組合の事業がその一部の原因をなしてゐるものと見られる向きがあつた。即ち、關西の統制事業の結果は、原料、品種、量目に於いて掣肘を加へながら、肝心の値段に於いて統制されなかつた結果、同じ製造條件のもとに於いてたゞ値段ばかりを競ふといふ結果になり、勢ひ資本の力により少量業者の倒産といふ結果を招いた。而もその間、新規の大量業者が現れてこれを壓迫したといふ側面の原因もあつた。しかしながら東西を通じて大勢的に見れば、前年度に於ける事變勃發直後の下半期に於ける一時的打撃は緩和されて、需要も常態に復し、一般に値段が高値に維持されたことが業者に福音を齎す結果となつた。

一般の需要もまた例年に比して多少増大の傾向が見られた。即ち國民精神總動員の影響による國民の敬神崇祖の念は、線香界に於けると同様の需要増を齎し、また戦捷による提灯行列の舉行は、その數量に於いて僅かなものではあらうが、特殊な需要として本年度に見られる

ところであつた。事實提灯行列による蠟燭の使用は各都市に於いても追加注文に接する程度には行かず、小賣屋の手持を多少拂拭した程度に止つた。次に、製造界としては、軍部よりの注文も擧げられねばならない。これまた數量に於いて問題ならぬものと云へやうが、大體に於いて本年度を通じて×十萬圓程度の注文が發せられたと云はれ、蠟燭の年産額一千萬圓から見れば僅かな數字と云はねばならないが、これまた本年度に於いて見られた特殊の需要であることは云ふまでもあるまい。

こうした環境の蠟燭界にあつて、三月になつて、突如旋風が見舞つた。蠟燭蕊に於ける綿糸の使用禁止がそれである。蠟燭蕊としてス・フが使用されることとなれば問題である。ス・フでは蠟の吸收率が悪く、倒底使用に堪へないこととなるのであるが、商工省當局でもこの點を考慮し、五月になつて特免品の扱ひを受けることが發令された。但し、純綿として許可されるのではなく、ス・フとの混紡を許された譯である。混紡程度ならば蠟燭蕊としても使用上殆んど不便はないところから、業者もやつと愁眉を開く結果となつた。この間の期間が、從來のス・フ品によつて賄はれてゐたことは云ふまでもない。超えて七月、それまで自由に入手出來た綿糸、ス・フは配給制度となり、同時に公定相場が設定され、各地府縣當局への申請によつて配給されることとなつた。

これを全體的に考察すれば、當局とし

ても、蠟燭に使用される綿糸の量が微々たるものであり、且つ、主原料に於いて國産たる輸出品として奨励すべき商品である建前から、蠟燭界への特免を許し、將來蠟燭蕊に不自由するが如き懸念は毛頭ない、といふことを言明したと傳へられた。一時、將來を杞憂した製造業者にとつては磐石の安泰感を與へた譯であつた。

併し、春頃に於ける一時の杞憂は蠟燭界にある結果を招來した。即ち、綿糸の使用が窮屈になれば、これが圓滑な配給を受けるには確たる工業組合を結成して置かねばならないといふ考へであつた。

關東に於けるその當時の勢は、暮以來の好況により、統制組合の指導に頼る氣運が濃厚であり、且つは蠟燭の生命たる蕊糸の配給圓滑を期するが爲めに、業者が工組の結成に團結するといふことに異存はなかつた。一方、關西に於ける状態は、前にも述べた如く統制事業の不徹底と、新規業者の市場攪亂に困憊せる時期ではあり、既に工業組合への移行必至が痛感されてゐただけに、綿糸の使用壓迫といふ事態を前にして、何等の躊躇もなく工業組合を結成すべし、の提案が具體性を帯びて來た。即ち關西から關東業者への呼びかけとなり、茲に蠟燭界を二分する關東、關西兩統制組合所屬の全國業者を打つて一丸とする日本洋蠟燭工業組合の創立總會は、九月二十二日東京日黒雅叙園に於いて開催されるに至つた。工業組合の地區を全國とし、事業の主眼は統制、生産制限となつてゐるが、こ

役員

- 阿部喜兵衛氏 竹内余所松氏
- 荒木 ぶく氏 余野外次郎氏
- 高村伊三郎氏 越野善太郎氏
- 成瀬太一郎氏 米村外次郎氏
- 的場六三郎氏 竹俣 政治氏

關西貨物商組合

- 組合長 藤田 新六氏
- 副組合長 金子 兼助氏
- 會計 平田 半一氏

靜岡市荒物商組合

- 組合長 杉山 春吉氏
- 副組合長 遠藤乙次郎氏
- 同 横山 米作氏
- 評議員 堀 金次郎氏 吉本 清作氏
- 江口 庄七氏 鈴木政右衛門氏
- 榎田禧太郎氏 大塚 三郎氏
- 川西 嘉作氏 齋藤 金平氏
- 横山藤太郎氏 海野與一郎氏

顧問

- 菅沼 金吉氏 影山喜一郎氏
- 中村美保作氏 萩澤積太郎氏

堺線香同業組合

- 組合長 和田八兵衛氏
- 副組合長 中田 楠信氏
- 評議員 奥野久次郎氏 尾田八兵衛氏
- 種田卯之吉氏 津川甚 七氏
- 鬼頭勇次郎氏

の二項目に對して總會開催後、反對意見を吐く業者が出て、蠟燭界は従來の對立分野を更に鮮明にするに至つた。このことは唯單に工組を繞る、行政的な現象と云へるに過ぎないが、その根幹を探ればそれ程單純なものではない。大手筋同志の對立、工組を繞る意見の對立、大量業者と少量業者の對立、それらの感情關係、利害關係は錯雜混淆して、蠟燭界の原料問題、市況等に大きな影響を及ぼしてゐることは見逃せない。

こゝで一應原料方面を概観しなければならぬ。パラフィンもステ蠟も、六月以來は政府の値上抑制で値上の意向はあつたに拘らず遂ひに果し得ず、四月一日以後は協定値は据置のままとなつて動かなくなつた。基準値はパラフィン百キロ建現金一二〇度四十六圓五十錢、一二五度四十八圓五十錢、一三〇度五十圓五十錢一三五度五十四圓恰度で、原料會社としては夏以來品逼迫で右値は入手難を告げ小口物では二圓高處まで呼んだ。ステ蠟は百キロ建高度物四十七圓、九二級四十四圓、九三級四十二圓が標準として推移した。パラフィンの一部高等品は軍需その他の工業用にひかれ、蠟燭界への供給が牽制され、一三五度から一四〇度のもので、従來輸入されてゐたライ社、スターダードのものは輸入杜絶となり、日本精蠟始め原料各社の生産高にも限りがあるところから、自然蠟燭界への供給が喰ひ込まれた形となつた譯であつた。また蕊糸は七月の配給制度確立以前までは燃

業者が吊り上げた結果、高値を呼んで

みたが、公定相場が設定されてからは七月以前より安値に落付いた。蕊糸は従來燃糸業者から買ひ取られてゐたが、配給制度となつてからは蠟燭製造業者が割當配給された綿糸とスワを燃糸業者に委託するといふ順序になつた。

一方、一般市況は前述の如く好景況を示したが、六月までは經濟界の情勢に引かれて先高を見越し、何れも買ひ込んだ形勢が見られ、一方、需要の旺盛と相俟つて好況に恵れたが、夏以降はその反動に見舞はれる破目となつた。市場値段は四十斤入り十三圓中心といふ形であつたが、原料高から採算的に不利となり、勢ひ脂肪酸蠟燭が市場に出廻るやうになり十二圓まで叩かれる有様となつた。

脂肪酸問題は蠟燭界に於ける永年の悩みとなつて來たものではあるが、本年度は上述の反動から特にその現象甚だしく關東に於いては某大手筋が一噸のステ蠟も買はず、市場に安物を放つた結果、少量業者は勢ひ甚だしい打撃を蒙るに至つた。

脂肪酸問題に關しては別項記載の如くステ蠟販賣機構の缺陷としてその絶滅は早急に期し難いものがあるが、他の一般商品にあつては公定價格の設置を發令されてゐる折柄、若しも蠟燭界に公定價格を設置されるとなれば、その時の市況によつて値段を決定される恐れがあり、脂肪酸蠟燭によつて攪亂された市價を以つて公定價格とされることを恐れる業者があるのは當然であり、その缺陷の覆ふべからざるを理解して、これを工業組合の

機能發動によつて、大手筋の脂肪酸流用を防止せんとする道が考へられ、少量業者は擧つて工組の認可を待望する空氣のもとに越年した。

工業組合問題、證紙問題等に就いても記録すべきものがあらうが、これは紙幅が許さず省略した。

懷爐・懷爐灰

懷爐界は本年度に於いて特異な一年を迎へた。従來保溫器具として對立して來た湯たんぼ、揮發懷爐の優勢に押されてその需要量に於いて減少を示して來た譯ではないが、大凡の商品の實行といふものが年次漸増の傾向を迎へることは商品界の常道となつてゐる點から見れば、懷爐・懷爐乃至はこれに伴ふ灰の需要はそれ程の躍進を示してゐるものとは斷じ難い點がある。これを阻止するものはつまり湯たんぼ及び揮發懷爐であつた。湯たんぼは火を直接扱はない點と、都會地に於ける瓦斯の普及によつて漸次便利がられて懷爐に對抗し、揮發懷爐は揮發の火力を利用する點に於いて、遙かに文化的である點から主として知識階級に重寶がられ、従來の懷爐に喰ひ入つた。大體の年産額は五十萬圓と稱されるに至つて居る。

事變の齋す影響は鐵の使用制限から湯たんぼの製造を禁止し、眞鍮の使用制限に揮發油の使用制限も加つて、揮發懷爐は兩難に陥つて了つた。これは懷爐及び懷爐にとつては強敵の自滅を意味する結果となつた。

和歌山荒物商組合

和歌山市東仲町一ノ三
組合長 前田茂兵衛氏
副組合長 島田昇太郎氏

廣島荒物卸商組合

岡山市下市町五二
組合長 林 泰八氏
副組合長 黒田壽太郎氏
會計 加納 順治氏

北海道燻寸販賣株式會社

小樽市内町三菱商會社内
專務取締役 小 泉 商店
常務取締役 小樽 三忠商店
取締役 旭川 三箇商店
同 小樽 笹田商店
同 札幌 高桑商店
同 函館 大庭商店
同 小樽 上勢商店
監査役 札幌 長谷川商店
同 東京 太陽商事

帝都荒物業 界の諸團體

旭東雜貨化粧品卸商同盟會
東都業界に於ける荒物化粧品問屋相互の見本市、商品の交換を目的として大正十四年創立されたもの。會員は百四十餘名。

事務所 王子區王子町一〇七二 中村 氏方
會長 中村 與市氏
副會長 石田 佐一氏 川合吉三郎氏
金 鳥 會

但し、鉄力の使用制限は懐爐と雖もこれを蒙つた。たゞ湯たんぼの如く製造禁止を命ぜられなかつた點で僅かに活路を遺された譯である。また綿糸布の統制からはネル、別珍も使用制限を喰ふに至つた。しかし、製造禁止に遭つた敵對商品に比すれば、この非常時代に些かの制限はこれをとやかく云へたものではないのである。

但し、湯たんぼ、揮發懐爐が本年度の市場から全く姿を沒した譯のものでもなかつた。即ち前年度の準備製品が本年度の需要に充てられた譯のものであるからである。但し、揮發懐爐に於いては需要者一般が揮發油入手難の將來を按じてゐたことは事實である。これらの商品がどの程度の準備商品を提供し、どの程度の賣行きを示したかは判らない。然しながら、本年度は製造禁止後の墮力で保たれた一年であつた。次年度に於いては如何なる事態を出現するであらうかといふことは豫測に難くない。

湯たんぼ、揮發懐爐の製造禁止といふ事態は、懐爐業者にとつて非常な強氣の材料となつたことは事實であらう。許された唯一の保温器具である、而もその懐爐に於いても鉄力、ネルの使用制限により製造家は彌が上にも強氣を示した。需要は急激に増大し、而も供給がこれに伴はふとして件ひ得なかつた點に、本年の懐爐界が示した特異の現象があつたと云へる所以である。

鉄力は七月一日から配給制度を採用された。しかしながら配給の情勢は關西、

關東何れに於いても問題にならず、從來の使用數量の一割程度に止つたといふ悲惨な状態であつた。また時には切符の割當のみあつて、いつ品物が手に入るかも判らないといふ状態の場合もあつた。關西の業者は、鉄力製鐵組合を通じて鉄力の配給をなされてゐたのであるが、暫くこうした状態を續けてゐた。従つて頼むところは、七月以前の手持材料にあつた各業者ともにこの事態を豫見して手を廻せるだけのものは買ひ集められてゐたものと見なければならぬが、このストック材料と從來の製品としてのストックの多寡が製造家の商策を左右したことは事實であつた。

又、普通懐爐は表をネルや別珍で覆はれる關係上使用の鉄力は古板でもいゝのであるが、この古板でさへも非常な値上りを示して入手困難となつた。それでも古板の使用が可能ならまだしも餘裕がある譯で、古板を使用出来ない大きな製爐容器に至つては、その困難は倍加するものがあつた。悲觀的な業者は（或ひは必ずしも悲觀的でなくとも）そうかも知れないが、將來は轉業するより外あるまゝいと語つた程であつた。

次にネル、別珍も亦六月二十九日に綿糸の統制令が公布され、七月一日から切符制度で配給が行はれるやうになつた。ところが、その後商工省の調査によつて在庫品の豊富なきことが判り、一度に配給してもいかにといふので、九月から向ふ一ヶ年間に四回に分けて賣り出されることとなつた。しかし許可制で賣られるこ

となつてからも原價は恰度二倍半になつた。而も本年度の時期一杯は間に合ふと云ふものゝ、次年度からはス・フを使ふより外なくなつた。ス・フは洋服地に織られるサーヂに最も適して居り、懐爐に於いてもこれを使用されることとなるのであるが、それにしても、原價は三倍半となつてゐる。鉄力の値段を書き洩したが、この方は昭和十一年度から見倍になつて居り、十九圓から二十圓で入手出来たものが、商工省の公定値段は三十九圓であるから、約倍といふことになる。

ネル、別珍が二倍半、地金が二倍、それに工賃も時節柄三倍位の値上となつてゐるから、懐爐に於ける値上りは必至のものであつた。そこで大體本年度の値段としては、製造家の手持品が時期を迎ふるとともに、五割高を示し、嚴寒期に向つて強氣を堅持して在庫品が拂底すれば七割高を稱へられる状態となつて越年したことになる。

従つて配給は圓滑とは行かず、東西の製造家は大體六、七割の注文に應じた形となつたが、夏の頃の豫想はそれ以下になつたことは事實である。

次に灰に就いて見れば、この方には原料的に統制を食ふ部分はないが、石州（紙）が驚くべき高値を示した。從來二十圓前後であつたものが、秋口には四十八圓餘となり、漸次昂騰の氣配を續けた。主原料たるバラ灰は、原産地たる栃木方面の農家の景氣よく、従つて作付反別も多く灰だけは豊富であつた。但し麻殻を

東京金鳥香販賣株式會社を中心として昭和六年結成された金鳥香販賣機關。幹事十一名、代表者は中原氏。

代表者 京橋區入舟町一ノ七柳久商店 中原久太郎氏

興友會

飯櫃、桶類等の聲價を發揚せむことを目的として、意志の疎通せる小數同業者を以て組織せるもの。創立後既に十一年その基礎いよゝ／＼堅きを加へ、會員一致優良品を低廉に製造販賣しつゝある。會員は左記十一名。

- 平野 助次氏 根岸伊三郎氏
- 鈴木由太郎氏 坂 庄治氏
- 堤 龍藏氏 小山今朝五郎氏
- 青木沖太郎氏 柘植 惠氏
- 大木 和夫氏 河上 正則氏
- 柿沼 源八氏

大東京新興會

主として山ノ手方面の荒物卸中堅業者の結成せるもの。同業の親睦、協調發展を目的とする。

事務所 世田谷區世田谷町二ノ二〇二
二 加藤氏方
會長 加藤義太郎氏

大東京商樂會

城北に於いて眞面目且つ堅實な足どりを示しつゝある荒物雜貨、化粧品卸商の團體にして、相互の親睦、商取引の圓滿發展を期するを以てその使命とする。

事務所 王子區豐島町一〇〇 高木權
次郎氏方
會長 淺野新之丞氏

月虎會

燒く八、九月の時期に雨が多かつたといふことは多少の打撃となつた。而し、これを紙につめる操作は土地の女工の手によるものであるが、元來が色を黒くする上に、戦時景氣を謳ふ軍需工場の工賃高に誘はれて、灰工場は何れも手不足を告げるに至つた。従つて原料豊富ながら、燒く時間を失ひ、これをつめる人手に不足するといふ結果になつて、工賃の三割値上から、灰全體としては前年度より一割高といふところに落付いた。

栃木の原料年産額約五十萬圓に對して大阪からは大體三十萬圓程度のものが産出されてゐるといふが、大阪は殊に煉灰固形灰の本場として特殊の木灰を利用してゐる點、天候的に左右されることはなかつたが、手不足の工賃高と、紙の値上りによる影響は大體關東と變りなく、平均、一、二割高の商ひが行はれた。

固形灰の進出が漸次バラ灰を驅逐しつつある形勢に關しては本年度と雖も變りはなかつた。この點一步を先んずる關西業者の努力は年々その威力を發揮しつつあるが、全體から見れば懷爐懷爐灰界は製造業者の数が少ないのであるから、業界と稱しても製造本舖間の競争がはつきりして居り、關東、中京、關西本舖の對立となつてゐるものと見てよからう。關西業者は栃木の灰を引く上に於いて、地理的に關東より不利な點に立つてゐる爲め特殊の木灰を考案し、煉、固形等漸次灰の革新を斷行して來たことは懷爐界に於ける顯著なる事實であるが、本年度に於いては渦巻灰、固形懷爐灰等の出現もあ

り、常に一步を先んずる關西業者の眞摯さは、本年度に於いても特記されねばならぬ。

束子界

束子が地味な商品であることは今更ら云ふまでもあるまい。従つて何等の動きもなく、製造界に於いても龜の子束子の西尾正左衛門商店が永年覇を稱へ來つてこれに追隨し得る製造家も現れない。全く平穩無事な年のみを送り迎へて來た束子界であつた。

これに對して事變の影響、爲替管理の強化は、原料パームの輸入制限となつて前年度末から漸やく波瀾を捲き起すに至り、本年度に至つて束子界は未曾有の年を迎へるに至つた。

春以來、パームの輸入難に、繩の製造家も含めて先行は全然見透しがつかなくなつた。しかし、束子にしろ、繩にしろこれに代るべき代用品は簡單には見當らない。そこで政府は、八月に至り創設された東京、大阪の日本纖維工業組合を認め昭和十一年、十二年の實績によりパームの輸入を許可することとなつた。纖維工業組合は從來の輸入商、問屋、製造家がこれに加入し、實績のないものは参加出来ないところから、自然今後新規業者の出現は不可能といふことになつた。東京と大阪の比率は大阪の方が大きいこれは紀州の繩が大量にこれを使用し、版圖も全國的である爲めで、關東では家庭用束子に限られてゐるので、量の上から見れば遙かに下位に位してゐる。

こうしてパームの輸入には曙光を見出し得たが、許可される數量は從來の五割見當にしか當らない。従つて市場の品不足は必然で、原價二錢あたりのものが一躍七、八錢に跳ね上つた始末であるが、元來、金高の張らないものだけに影響は著るしくない。但し、束子原料の輸入難が一般需要家にも徹底し、商品を大切に使用する傾向になつたことは見逃せない。政府がパームの輸入を認めたことに關しては、これが様々な用途に使用され、代用品の發見に苦む點がある爲めと云はれてゐる。工業組合を通じて輸入を許可するやうになつたのも、代用品が發見されるまでといふ條件が暗黙のうちにつけられてゐるといふことである。

パームの輸入難と同時に、從來の藥束子、篠、絲瓜等が登場したが、これらは何れもその耐久力に於いて遙かにパームに及ばぬものがあり、永年パーム束子に馴れて來た需要家を首肯せるところまで行かなかつた。また繩に至つては耐水力に於いて藥の及ぶところをなく、これが代用品の發見は至難と見られるに至つてゐる。また海外の資財としては南洋の椰子の纖維が眼をつけられたが、これとてパームの代用とはならず、パームそのものに於いても南洋産パームはセイロン産のパームに遙かに及ばぬものとされ使ひ馴れたセイロンパームの聲價が再認識された形となつた。

束子に使用される針金も鐵の使用制限から高値を示してゐるが、これは量に於いて大したものではなく、コスト高に憚ま

月虎印蚊取線香の販賣機關にして大正十三年二月の創立。

ツバメ會

花玉石餘本舖長潮商會の製品たるツバメ石餘の販路を市内に擴め、且つ小賣店に對する販賣に努力すべく、販賣制度の嚴守、規定取引値段及び支拂期日の勵行を圖るを目的として昭和八年五月創立。會員は卸商十四名。

東京數島會

數島香の販賣機關として設立。現會員は森友商店、中村本店、下田嘉右衛門氏三勇商店、木下商店、小森商店、黒田市之助氏及び松澤商店の八名。

東京ライオン會

山彦除蟲菊株式會社發賣ライオン蚊取線香の販賣機關として結成されたもの。

萬上會

萬上香を中心とする販賣店の團體にして、會員百五十餘名を擁す。

山ノ手荒友會

會員の親睦並びに共同仕入、共同販賣を目的とする團體にして、會員は藤津良三、木下清吉、長谷川岩次郎、杉山藤次郎、加藤寛三、齋藤彌八及び大野峯三の七氏、幹事は順番交代制である。

關月會

關月香を中心とする販賣機關にして昭和七年の結成。現會員は小森敬三、塚本猶藏、草壁竹藏、中造金造、山岸多一、二澤正五郎、中野新作及び笹村末吉の八氏である。

五日會

化粧品荒物雜貨問屋の團體である七曜

される以外は、左程の入手難は聊たれてゐない。
東子(東子)は問屋にあつても左程ストツクしない商品だけに、本年度の品拂底は何處も打撃を受けたが、この状態は次年度に於いても持ち越されることと思はれる。

布海苔界

布海苔海また受難の年を送つた。
事變的な影響と云へば、各機業地の休業不振から厚物が殆んど需要なく、一般家庭用の薄物は七、八月の夏季に天候不順に見舞はれたことであつた。

布海苔の原草は、これは全國到るところに産出される、朝鮮、九州、四國、東北、北海道、それに支那からも輸入されて居つたといふ風に、原草に於いて不足することはまづないのであるが、これが製法に就いては既に知られる如く、七、八月の盛夏の候、カアーツと照りつける頃でないといふ。漉かされてもあがりが悪く照りがなくといふ結果になり、土用がなければもうその年の仕事は終つて了ふ。従つて殆んど一ヶ月位の期間より恵れないのであるから、この期間に雨に降られれば、製造家は上つたりである他の工場製産品と違つて、そうなれば布海苔は一枚五錢のものが三十錢にも奔騰するといふ始末の悪さである。

而も、本年度は全國的な雨に禍ひされた。關東から東北、北海道に荷を出す上平井、關西以西に地盤を持つ大阪播州の製造家は、何れも本年度は投げつて了つた上述の如く機業地の不振によつて厚物は

出ない。薄物を漉す季節には雨に降られるといふ結果になつて、大部分の原草は皆縛られて次年度に持ち越された。従つて本年度の生産は例年の五割と見られるに至つた。

値段の騰貴は自然の成行きであつた。昭和十一年度の平均八十圓、前年度の六十圓代に比して暮には約一割上り、本年度の新相場から見れば二割の騰貴を示した。各産地とも次年度の原草は高相場を稱へてゐるが、何れも本年度の原草を持ち越して居り、一般諸物價の動きも參酌して、次年度の突出し相場は闇といふことになつてゐる。

しかし、これには各産地の牽制があることは云ふまでもない。製造期が一定されて、その生産に限りがある以上、天候に禍ひされれば供給不足を來すことは當然であるが、布海苔自體としてそうまで吊り上げられない原因は、所謂代用藥品の對抗があるからである。布海苔がそうした原因のもとに値上りを示せば、工業用布海苔は直ちにカゼイン、タピオカ、コンスターヂ(これは輸入品)等の代用品にふりかへられて了ふ怖れがある。

そうでなくとも、布海苔の取扱業者にとつては、なか／＼面倒な商品であることも原因して、馬鹿高い値を示せば嫌氣がさして來るのは當然と云へるのである。布海苔自體が、既に衰微の傾向にあることも否めない。各産地の製造家は近時その數を減じつゝあるし、工業藥品卸屋系統でも、漸次布海苔の取扱ひを中止する傾向も見られつゝある。たゞ一般家庭

用に供せられる布海苔のみが荒物屋系統によつて取扱はれてゐる譯であるが、全體として見れば、カゼインその他の代用布海苔の使用量は遙かに布海苔を凌駕せるものと見做されるに至つてゐる。

布海苔の取扱ひが面倒である理由を附記して置かう。原草は海草である爲めに同じ阿波の草と云つても年々違つて來る青つばい年もあれば赤つばい草のとれる年もある。長い時もあれば短い時もあるといふ風であるし、どこの草とどこの草を交ぜ合して漉かれたと云つても、毎年その品物を見ないことには出來が判らない。従つて業者はいち／＼俵を開けて見なければならぬといふやうな一例があり、關東、關西の各製造家は毎年時期になれば電報で各産地の値段狀況を問ひ合せて買ふ。また收穫地の方でも高い方に賣りつけるといふ具合に、北海道の草が關東を越えて關西に買はれる場合もあれば、反對に九州の草が平井に買はれるといつた具合である。相場の動きが激しく取扱ひは面倒であり、利幅は薄い、といふ結果から、荒物界では近年厄介視される傾向は、本年の天候不順も手傳つて殊にその感を深ふした一年であつたと云へやう。

最後に一般需要から見れば、綿糸布の統制からス・フの混入により、各家庭では衣類の新調を控へて、古い物の洗ひ張りに専念する結果となり、布海苔の需要は一般に上向きとなり、次年度にかけてこの傾向は多くなるものと期待されてゐる。

會及び關東組所屬の諸氏により、荒物系統を主眼に昭和十三年七月結成、毎月一回例會を開き、共同の利害に關する問題に就き同一の歩調をとつてこれが處理にあたつてゐる。會員如左。

- 丸山 松治氏 松浦 嘉七氏
- 石川善三郎氏 梅原榮之助氏
- 坂田 正雄氏 木下 修三氏
- 増田 源治氏 山本吉五郎氏
- 栗山善太郎氏

東京燐寸販賣株式會社

日本燐寸共販株式會社の販賣方針に準據して、小網町を中心とする有力燐寸取扱業者により十一月二日創立開業せしむ。これにより株主業者は今後燐寸を直接取扱はないこととなつた。所在地は日本橋區小網町二丁目四番地、株主重役の額觸れは如左。

- 代表取締役 中村 茂八氏
- 常務取締役 森友徳兵衛氏
- 取締役 島田増次郎氏
- 取締役支配人 北山喜太郎氏
- 取締役 宮井慶太郎氏
- 同 木下七左衛門氏
- 同 柳 佐吉氏
- 常任監査役 久保田憲光氏
- 監査役 駒木銀三郎氏
- 同 津田伊右衛門氏

大阪の荒物界

荒榮會

大阪荒物業界を型づくるものは約八十軒の卸屋と約三千軒の小賣屋、及びそれ等に賣込む荷主の目星しいもの四五百軒からなつてゐる。小賣屋及び荷主に就いては他日述べることにしてこゝでは大阪荒物卸商に就いての現状を報告することしよう。

大阪荒物業界といへば、普通には約八十軒の卸商を指すといつてもよい位に小賣屋、荷主は表面化してゐない。所が、その卸商は荒物屋なる業種には入つてゐると雖も、その取扱ふ商品は一樣に決つたものでない。例へば、

- A 臺所用品、漆器、家具、線香、枕簾、その他小雜貨を扱ふもの——これが大阪業界の標準扱品である。
- B 棕櫚製品及び掃除具
- C 布海苔、箸、燗す
- D B、C併合のもの或ひはAを加味したもの。

など、荒物卸商と云つても扱品によつて全く互に聯絡のない業者も混つてゐる。大阪市には約八十軒の卸商のうちで、五十軒は大阪荒物雜貨卸商組合荒榮會と稱する申合せ組合を組織してゐる。あと約三十名は荒物商として組合的關係はない、尤も五軒七軒によつての親睦會をつくつてあるのは別である。大阪の荒物界と云へば荒榮會が代表してゐるとしても過言ではないのである。こゝで、その荒榮會の沿革を述べてみよう。

大正十二年五月十四日に創立總會を擧げたもので、當時の會員は八十二軒。會長には創立者である山田房治郎氏が就任した。任期中の事業としては、當時、他業界より遅れて居り且つ微力である荒物屋にとつては随分思ひ切つたものがあつた。先づ

- 一、組合員團結の楔となるやう基本金一萬五千圓の醸金に成功した。
- 二、卸屋として従來、祕密にしてゐた仕入先(荷主)を組合員間に公開した。

基本醸金は強ち稀らしいことでない。唯、荒物界として此の金額を蒐めたことが驚異的なので、現在に於いてども大阪以外には斯界として、これだけの基本金を持つたものは他地方にはない。次に、荷主を公開したことは、在來の當業にとつては膽玉がつぶれる位の施設である。

荒物屋は地方の山産地乃至郷土工藝による商品及び大阪市内に於ける職人より運ばれる製品を取扱ふものが多く、それ等の仕入先を極秘にしたもので、當時に於いては工場品の製品として誰れにでも知られてゐるものは喜ばれなかつた。それだけ仕入元極秘の商品は有利であつたから、商人として有利の仕入元を他に知らしめることは出来得ることではない。荒榮會の組合員は、それを公開したのである。同業者に自分の極秘にしてゐた

仕入元を打開したのである。その方法として、各自の仕入元と全組合とが二日に亘つての懇親會を催し、一日は荷主と組合員との所感の發表と宴會に充て、翌日は其等の荷主に商品を展示さし仕入をやらせたのであつた。これでスツカリ昔からの荒物卸屋のネタをさらけ出したことになる。組合員も荒榮會は陰陽なく各自の親睦團體の爲にこゝまでしてくれとの感銘を與へたものであつた。

これ等の施設によつて荒榮會は眞の團結が出来上つたのである。その後大阪に於ける各種同業組合の施設のうち、優れたものをこゝに移して業績大いに擧つたのである。而して昭和五年十月十四日山田氏は辭任し、亜いで大谷藤四郎氏が會長を襲ひ今日に至るもので、荒榮會の事業施設も大體に於いて前者のものを踏襲したものであるが、内容に於いては新鮮にして虚を去り實をとると云つた調子で業界の實態を見極はめての施設振りであつた。譬へば共同仕入とか、講演會とか金融施設とかの施設は他業界に試みられてゐるのが、一種の流行であつた當時も此種のことと同業者の團體にはモノになる見込みはないとして手をつけなかつた荒榮會では荒物商組合と云つても、區々の業態の商品で、取扱品も異なるのであるから、いくら實施してあつても、恐らく成功してゐなかつたのは、今にして得になつてゐるのであるが、コンナ事には手を染めぬ代りに全會員一様に喜ぶと云つた擧催事は徹底してゐる。

併し時代の變遷による統制強化のため

線香の堺市

堺の線香界は六十餘名の組合員中、純然たる製造本舗はその半數であり、そのうち主として關東に取引上密接な關係ある本舗を擧げれば左の如きものである。

(五十音順)

- 浅田薰陽堂 浅田 彌作
- 菊美人商會 宿屋町東一丁
- 大塚薰明堂 大塚 源平
- 林木町西二丁

- 創業文化元年 明治三十六年現當主相續 代表商品日陽香(大正十三年發賣) 六次洲(同十一年) 香水線香 月待ち雲(昭和五年)
- 堺線香組合現在副組長
- 奥野晴明堂 奥野久次郎
- 蕪之町
- 一井青陽堂 一井孝次郎
- 甲斐之町
- 北村薰主堂 北村國三郎
- 北半町西一丁
- 創業明治二十七年 大正七年現當主相續 代表商品美鳥香(大正五年發賣) 時代香(同二年)
- 金登天昇堂 金登 末吉
- 林木町西二丁
- 創業大正九年 鬼頭商店に入り大正九年獨立開業 代表商品乃木の薫(大正十三年發賣) 玉仙香(昭和二年發賣)
- 花之花商會 鬼頭勇治郎
- 天齋堂 車之町
- 創業明治二十五年 現在は廢業され

どうやら荒榮會も申合せ組合より一步進めて商業組合に形式つけておいても宜いとのことから、その結成の手續を今とりつゝある所であるが、何分にも會員は抜ひ品と業態の相異なる關係上商業組合になつた曉は簡にかけられるものも出て荒榮會とは似てもつかぬ團體になる怖れがあり、それならば今の所、商業組合に改組する必要もないやうでもある。荒榮會の商業組合化は統制が未だ二段も三段も強化する場合の準備であつて、差當り差迫つての改組でない状態にある譯といへる。

而して同會の現在會員は五十商店である。創立當時は八十二軒あり、その後、今日までに入會した會員は約二十名あつて、通計百二軒ある筈であるが、五十二軒といふものは一二商店を除いた外、全部は經濟界の推移に押し流されたものと云つて差支へないもので、荒榮會創立十六年の間に、これだけの變遷を示したのである。現在の役員は、

- 會長 大谷藤四郎氏
副會長 古田 米藏氏
會計 藤原市郎治氏
役員 山田房治郎氏
笹谷 新助氏
加藤 半藏氏
佐藤菊太郎氏
矢野新次郎氏

以上の諸氏で、月一回位ひの割に役員會を催し、種々の施設に就いての協議をこらしてゐる。最近に於いて取引上關係のあるものとしては從來年七回の商品

交換會を開いてみたのを、去月から展示會と名稱替へして毎月催され開催振りを多少改革して、支那事變以來、商品の拂底への臨機の方法を講じる底の催し方をする筈で、本月度から油が乘つて來るのでないかと期待されてゐる。

龜の子會

荒榮會員五十軒のうち、十六軒より成立つ共同仕入、販賣の團體で、昭和二年に龜の子東子の仕入上共同動作をする目的で組織したのに端を發し、その後昭和五年に改組して昭五會と稱し、昭和八年に再び龜の子會に逆戻りしたもので取扱商品も、業態も略同格と云つた標準の商店が集つてゐる。共同仕入、販賣で最も活躍したのは昭和九年に龜の子燐寸を賣出し、忽ち大阪全市、近郊に有名品同等の地位を贏ち得たことで、大同燐寸數十年の商標の太刀打が出来て、全市到る所龜の子燐寸を見ざるなしとまでの優勢を示した。これは市内向の荒物卸商の小賣店に對する地位を語るもので、これ等の商店が協力するとタイした犠牲なしに商標の普及を計り得る力あることを證明したやうであつた。が之れは日本燐寸工組の共販成立によつて腰を折られ、今では力を入れての取扱品とはなつてゐない。

その他桐箸、蠅叩き等の共同仕入を行ふてゐるが、積極的には動いてゐないから、荒榮會内の同格商店の部會といつたものとも見られる。

- 會長 佐藤菊太郎氏

- 會計 古田清三郎氏
幹事 矢野新次郎氏
松岡 新七氏
西垣重之助氏

前記荒榮會員外の荒物卸商は他に約三十軒はあるが、

- 棕相山産物原料商 六
家具漆器系統の荒物商 五

のあとには荒榮會員の卸商に準ずべき商品を扱つてゐる商店等である。荒榮會員の五十軒その他の二十軒も同じく卸商と稱するが、大は五十名の店員を擁する商店から、小は店員も雇はぬブローカーも相當多數にあつて業態は千差萬別俗に云ふピンからキリまで混つてゐる。

荒物卸商とはどんな商品を扱ふものかと、定規にさゝれると一口には説明できない如く、大阪荒物卸商とは營業振なり、業態のどんなものを指すのかと問はれると鳥渡返答に困る。統制治下にある産業界に於いて珍らしく最もハツキリしない業界である。

しきしま

敷島といへば誰でも煙草のしきしまを思ひ出すか、いや、しきしまの大和心（和心）を思ひ出すかであらうが、わが荒物界では誰でも津川安正堂の敷島香を頭にくらべれば津川のしきしまは比ぶべくもない時代のへだたりがあるが、煙草の敷島よりは早い。敷島香の發賣は專賣局の發賣より數年先んじてゐるといふことで安正堂でもその當時、しきしまの言葉がこれほどポピュラーにならうとは思つてゐなかつた。（東京商報）

し業界の舊家奥野清八郎商店に入り明治二十五年獨立開業 代表商品毎日香（大正九年發賣）花之花（同）
堺線香組合現任評議員
小山松榮堂 小山 宗助
甲斐之町西一丁
種田東雲堂 種田卯之吉

戎之町東四丁
代々薰香商なりしも明治三十八年除蟲菊を配したる現今の蚊取線香を創作今日に至る

代表商品鐘印蚊取線香
堺線香組合現任評議員
樽井香榮堂 樽井庄太郎
市之町東三丁
田畑薰清堂 田畑 篤三
宿屋町

合資會社梅榮堂 中田作五郎商店
車之町
代表社員 中田作五郎

明治三十六年相續 創業天保三年
昭和七年法人組織に變更 代表商品開運香、九重香、好文木、永年香、滿壽香 南北米ハワイ、滿洲、支那等に販路を有す

津川安正堂 津川 甚七
營業所熊野町 工場熊之町西一丁

創業天明五年 明治三十一年現當主相續 代表商品敷島香（明治三十三年發賣）
堺線香組合現任評議員

東京小間物化粧品商報社要覽

東京小間物化粧品商報社要覽

商報の歴史 明治二十八年六月二十一日、現

東京小間物化粧品卸商同業組合の前身東京小間物卸商組合の機關新聞としてわが國最初の業界新聞たる「東京小間物商報」が創刊されました。それが現在の商報であります。明治三十六年「東京小間物化粧品商報」と改題、その發展は業界長足の進歩とともに驚く可き力強さを以て伸び、今や四十五年の光輝ある歴史とともに業界機關新聞中の最高峰に立ち絶大なる業界の信頼を把握して居ります。

商報の使命 わが社の主力的事業たる商報は、創刊以來、號を重ねること既に一千九百を超え、草創時代には例月二回の發行でありましたが、その翌年、月三回に改め、更らに大正三年には月四回に、大正八年十一月からは週刊に改め、現在の毎週土曜日發行となつてをります。彼の大震災の直後、月餘の休刊を餘儀なくされた外、いまだ曾つて一回の休刊若くは發行遅延等のことなく、常に業界の公器たるの使命及び職分を完ふすることに精進努力致して居ります。

商報の現勢 商報の頒布區域は、全日本の版圖は固よりのこと、滿洲、支那、南洋、印度及び歐米等の海外諸國に及び、その讀者層は内外の同業者を主として商工關係官公署、圖書館、會議所、實業團體、同業組合等々、殆ど剩す處なく網羅して居ります。就中業界に於ける讀者の總べては有料購讀者で各地に於ける著名の化粧品小間物店、荒物雜貨店、藥局百貨店等の店頭には、わが商報の影を見ざる處なきまでに行き亘つて居ります。随つて無料配布等を絕對に行はざる處に、一貫したわ

が社の傳統的の方針があります。現在の商報はグラビヤ表紙とも普通二十八頁乃至三十六頁の範圍を以てその體型として居ります。而して明朗にして清新なる編輯技術、堅實にして公明なる編輯態度を以て機關新聞の作製に從ひ、一意業界の繁榮に全幅の努力を捧げて居ります。更に又最近に於いては全業界品の値段を悉く網羅せる「業界名鑑」隨時發行及び「小間物化粧品年鑑」毎年元月發行の二大編纂を敢行して、全讀者に無料配本を行ひつゝありませす。

商報の組織 わが社は組合定款の定むる處に隨ひ、その機關新聞としての使命を行ふ爲めに設立せられたるものでありまして現に九十二名から成る出資組合の形式を取つて居ります。而してその出資者中から發行委員を選び一社經營の首脳部として大小の機務に參與して居ります。現任役員如左。

實際業務の擔當者としては主幹制度の下に編輯、廣告、事務の三部制に分ち、各その事務を分擔せしめて居ります。社員の氏名如左。

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 主幹 | 廣田 嘉一 | 加野 與三郎 |
| 編輯部長 | 日南田 慶富 | 西川 庚太郎 |
| 川崎 藤三郎 | 高橋 龍松 | 小島 薫子 |
| 宮岡 榮一 | 鶴見 繁治 | 野澤 光 |
| 青山 繁治 | 西澤 健治 | 大津 澄 |
| 西澤 健治 | 若佐 榮造 | 小野 信高 |
| 内子 敬止 | 武次郎 | 藤野 信高 |
| 木村 義典 | 藤野 信高 | 藤野 信高 |
| 加藤 清二 | 藤野 信高 | 藤野 信高 |
| 木村 義典 | 藤野 信高 | 藤野 信高 |
| 平林 恒喜 | 藤野 信高 | 藤野 信高 |
| 矢野 恒喜 | 藤野 信高 | 藤野 信高 |
| 事務部長 | 藤野 信高 | 藤野 信高 |
| 調査部 | 藤野 信高 | 藤野 信高 |
| 印刷部 | 藤野 信高 | 藤野 信高 |
| 庶務部 | 藤野 信高 | 藤野 信高 |

東京小間物化粧品商報社内	使命	事業	創刊	所在地	電話	振替口座	發行委員	主幹	社員	發行日	購讀料	業界年鑑	廣告	貸室	抽籤	愛讀者へのサービス
東京小間物化粧品卸商同業組合機關	商報發行、年鑑の出版及び一切の附帶事業	明治二十八年六月二十一日	東京市日本橋區馬喰町三ノ三市電淺草橋下車	浪花(67)一一七二番・一一七二番	東京一八五一七番	發行委員長小林富次郎 以下定員十七名	廣田 嘉一	編輯、廣告、事務の三部に分つ。現在社員三十名	毎週一回土曜日	一年分前金郵税とも二圓、送金は最寄りの郵便局で振替口座東京一八五一七番へお拂ひ込みになるのが一番便利であります。尙小間物化粧品品の景品券を二圓だけお送りになれば、弊社に於いて引換への上、購讀料金として帳簿へ記入致します。但東京に本店のある同業店の分に限りませす。	毎年一月一日を以て出版、全購讀者に無料進呈致します。	廣告料金は絶対に割引せざるも、一年を通じての割増制度あり、又恒例の清遊招待等の優待法を設けてあります。――料金は表はお申越次第進呈致します。	大は二百人から小は五六人の集會に適する貸室がありますから、業界の爲めに公開して御使用に供します。	特賞その他に於ける抽籤をお引受致します。現在二萬本以上の執行設備があります。	商報紙上には「業界相談」「健康相談」があり、無料且つ親切に御相談に應じます。地方から御上京の節は、御休憩、お待合せ、手荷物お預り等の外、市中御案内等をも致しますから御利用願ひませす。	



此のマークの持つ商品の威権

小間物婦人用品卸商

万新商店

東京市日本橋區馬喰町三丁目
電話浪花二〇一六番
振替東京三七五三番

常に着實を旨とし

他の追従を許さぬ

實用價值第一主義

製品を豊富に取揃

へ御好評を賜はつ

て居ります

香油の女王

金鶴香油

☆ 金鶴ポマード
 ☆ 金鶴チツク
 ☆ 金鶴クリーム
 ☆ 金鶴石鹼

本舗 大阪
 株式会社 野村商店



養毛つや
出し香油

固形
白毛染

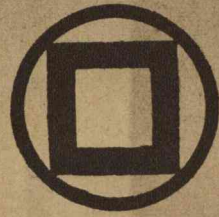
クルミオイル 王からす

本舗 大阪
クルミ商會

關東代理店
化粧品石鹼問屋

松井號

東京市神田區東神田二丁目
電話 浪花一七八四番



化粧品問屋

花生堂

東京市日本橋區横山町

電話浪花 (67)

一
九五八
三〇〇八
〇六〇〇八
番番番番番

振替東京七五〇六番

純植物性

日伊英米佛專賣特許



ビタオール整髪料

東京・大阪 松浦商店香粧品部

ビタオール香水 整髪力優秀 洗ひ落ち良好

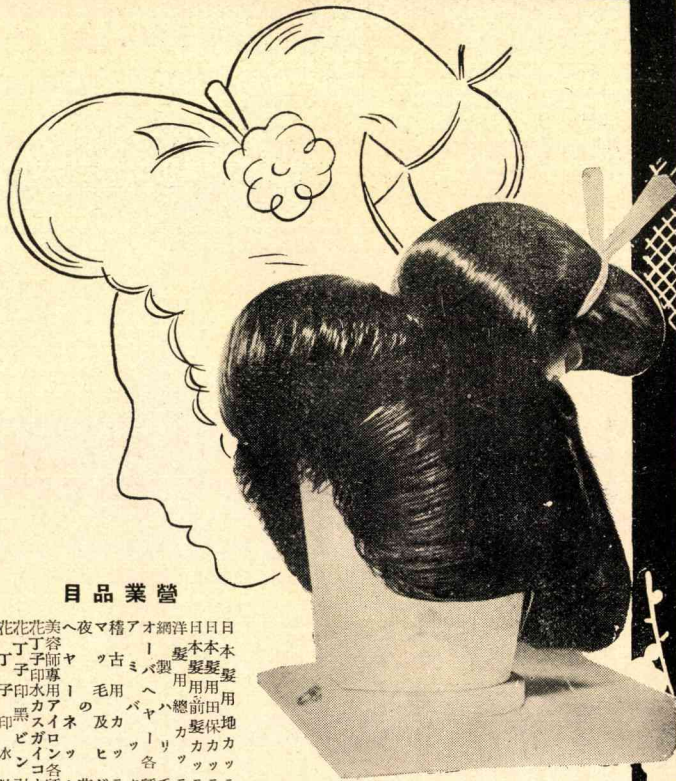
ビタオール乳液 近代人の髪整料

青函ビタオール 洋髪を美しく

紫函ビタオール 和髪を美しく

精巧
優美

カ ツ ラ



目品業營

花花美へ夜マ精アオ網洋日日日
 丁子容ヤッ古ミバ製本本本
 丁子師ヤッ古ミバ製本本本
 子印水用の毛用ハヤハ製用用
 印照スアイネの及カヤハ製用用
 水ンコ各ヒッ各カカカ
 油引ウ種ト花ゲラグ種毛ラララ

田保カッラ

ハリ毛

オーバー
ヘヤー

香子丁花

一打 二、三〇

當代隨一

一打 二、三〇

一歩進んだ最新のカスガイコウ

花子香水

水カスガイコウ

切一料原じもか品飾頭品用髮結
 舗本品飾頭印子丁花印マーパ

番四一九七草淺話電
 番六三四七八京東替振

店 商 濱 區草淺市京東
 目丁二町壽

東京小間物化粧品部
 卸商組合保險部
 指定



東京市日本橋區通り二丁目四番地

日本火災保險株式會社

電話 日本橋 (24) 三三九二—四番



東京市麴町區大手町一丁目六番地

東京火災保險株式會社

電話 九ノ内 (23) 一三〇一—五番



東京市麴町區丸ノ内二丁目十六番地 (明治生命館)

大正海上火災保險株式會社

電話 九ノ内 (23) 四三二一—八番



東京市麴町區丸ノ内一丁目六番地

明治火災保險株式會社

電話 九ノ内 (23) 二二二一—八番



婦人小間物・頭飾品卸商

セルロイド生地と製品・化粧品容器・雑貨



若松屋支店

東京市日本橋區横山町七番地

電話浪花(67)二八三五番
振替東京八五九九番

アルクオンデ
オンドリヤン
フリーゼ



品質に
賣行に
斯界隨一

御用命は御取引店へ願上ます



フリーゼ ニケ付 小箱付

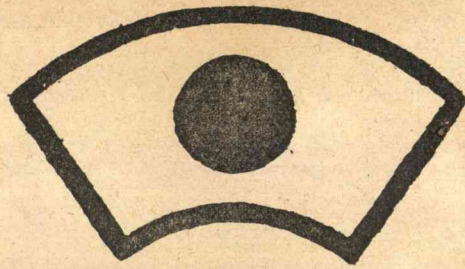
八面打一ゼリフ

小・中・大 シヤリドンオ

實用新案登録願
一五五三
四四八八
四六六八
六六七八
六〇八七
號號號號

元造製

所究研粧美本日



チツツ洗石鹼

資合
社

島田新助商店

日本橋區小網町二丁目



よい匂いお肌の美を増す

しもん石鹼

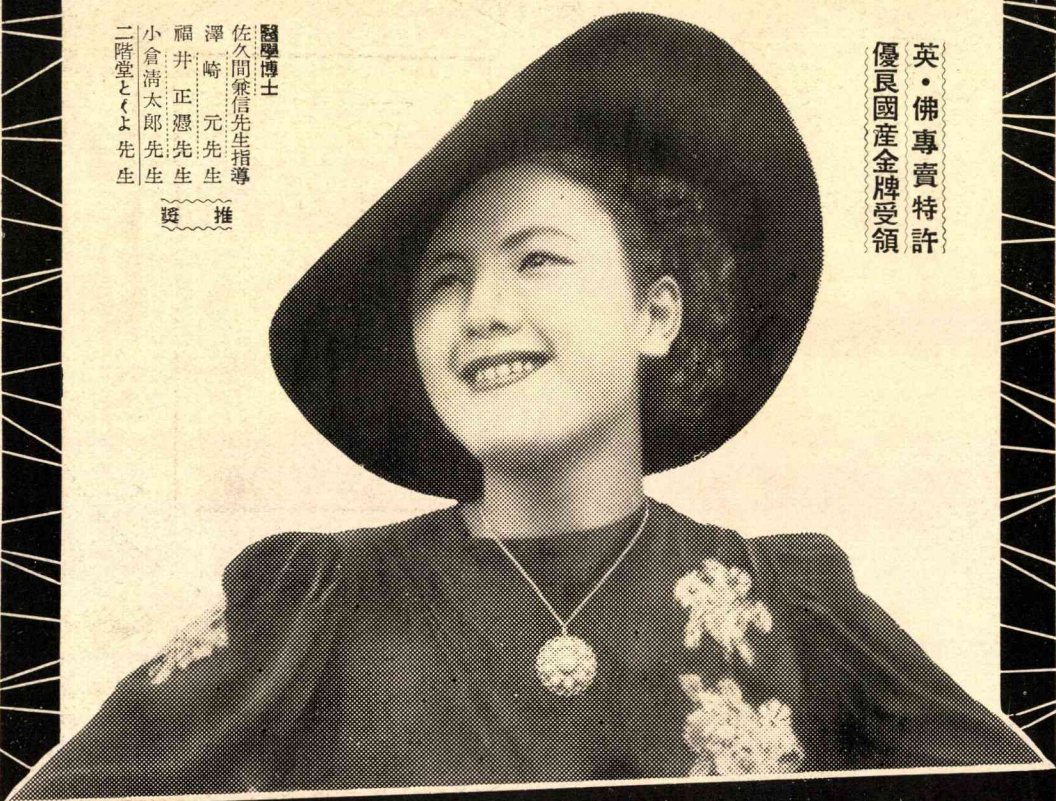
す應に命用御の鹼石製特り入名御

町場馬岸根西區子磯市濱横

會商和成 式株 舖本
社會
番九八八局本話電

目丁三町路淡區東市阪大 所張出阪大

英・佛專賣特許
優良國產金牌受領



醫學博士
佐久間兼信先生指導
澤崎元先生
福井正憲先生
小倉清太郎先生
二階堂とくよ先生
推 奨

ビクトリア

力強い店頭の

マスコット!!

斷然比類なき輕快感と安全感を誇る
ビクトリヤは御愛用者の壓倒的賞讃を
博し今や本邦第一位の販賣高を確保致
して居ります。

貴店頭の力強いマスコット
として是非本品の御愛賣を
賜はらん事を!!

特約店

日本橋區馬喰町三 万新商店
日本橋區濱山町六 近源商店
日本橋區濱山町七 若松屋支店
日本橋區濱山町七 森本支店

價 定

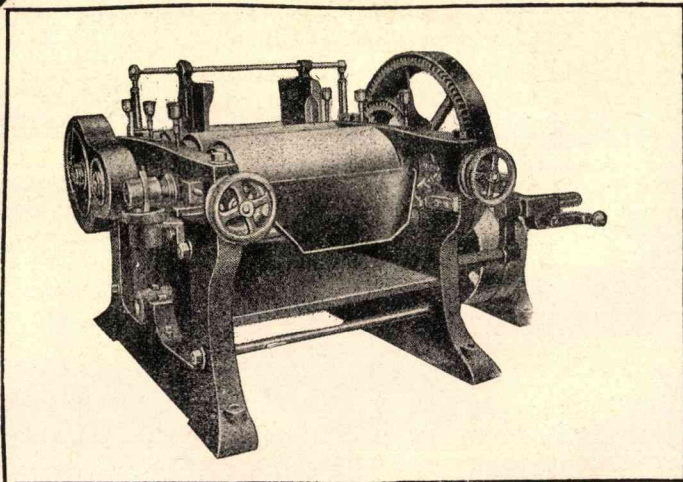
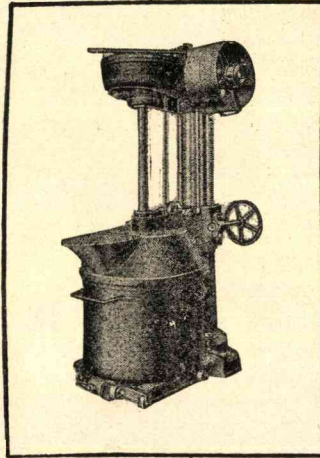
一號	¥ .80
二號	¥ 1.10
三號	¥ 1.40
花號	¥ 1.30
雪號	¥ 1.90

ズロース付	
星號	¥ 2.40
銀星號	¥ 1.90

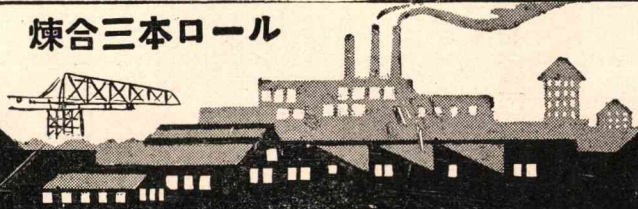
月經帶

東神區田一番地
大和製所
株式會社
振替東京一〇〇二

クリーム攪拌混合機



煉合三本ロール



化學工業用諸機械

化粧品・石鹼・香料・其他特殊工業用諸機械設計製作

日本藥業機械製作所

東京市本所區龜澤町二ノ五・電話墨田(74) 三六五〇番

昭和十三年十二月二十五日印刷
昭和十四年一月一日發行

別冊「業界人名辭典」とも一部

【定價金貳圓】

不許
複製

編輯兼
發行者
廣田嘉一
東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

印刷者
君島潔
東京市小石川區久堅町百八番地

發行所

東京市日本橋區馬喰町三丁目三番地

東京小間物化粧品商報社

電話浪花二七一・二七二番
振替口座東京一八五一七番

行印社會式株刷印同共

東京都港区虎ノ門二丁目九番十四号
発明会館四階
東京化粧品工業会



品高最産國るす東約を肌美の春青たしと刺潑

★ウテナコールドクリーム

滲透性の強い強力栄養素を含んだ純脂肪性クリーム。マッサージ用に濃化粧下に、皮膚深部に豊潤な栄養を與へて小皺、タルミ、肌アレを完全に解消し色白の艶々と血色の良い美肌を創るので愛用者間に好評。 六十錢、一圓二十錢

★ウテナバナシニングクリーム

最新の技術が生んだ純無脂肪性整肌クリーム。その爽快な使用感と強力無比の美肌作用は外國品にも類のない逸品です。入浴、洗顔の後に淡化粧下に、日焼け止めに肌アレ豫防に四季に缺せぬお肌の護り！ 四十錢、七十二錢

★ウテナレモンクリーム

植物性美肌素に強力栄養素を配合した中脂肪性クリーム。爽快な御使用感で肌に溶けキメを細かくやしなひ、色を白くし、ニキビ吹出物を豫防して、シットリした美肌を育くみます。顔剃り後に、お化粧下に快適。 四十錢、七十二錢

★ウテナクレンジングクリーム

石鹼以上の清掃力で毛穴や氣孔の中まで完全に清掃し、スツキリと垢ヌケした美肌を育みます。使用法は簡便で携帯に便利な洗顔専用クリームです。美容の基礎工作に是非とも備へねばならぬ優秀品です。 七十錢

★ウテナデルミノール (獨逸專賣特許強力皮膚ホルモン素含有) 三圓五十錢

品璧完るめ高を美性女

ウテナ粉白粉 白色・肌色・濃肌色・健康色 ブルン・ナチュレル・オークル一號・二號 各 三十五錢・六十錢	ウテナ水白粉 白色・肌色・濃肌色・健康色 ブルン・ナチュレル・オークル一號・二號 各 四十錢・六十錢	ウテナ別製水白粉 白色・肌色・オークル 各 四十錢	ウテナ固煉白粉 白色・肌色・濃肌色・健康色 各 五十錢・七十錢
ウテナほゝ紅 ライト・ローズ・マンダリン・オレンジ・ダーク 各 三十五錢 (新型ケース入)……………四十五錢	ウテナ口紅 ライト・オレンジ・ダーク 各 三十五錢 パールネット(ダブルオレンジ)……………五十錢	ウテナ化粧水 各 四十錢	ウテナポマード 五十錢・七十錢
マンテン石鹼 高級化粧用……………二十錢 ヴァイタミンF配合……………十錢			



ムリクナテウ

東洋第一品

ムーレクトール

CREME DE LAIT



BLANC DE LAIT

粉白トール

東京 株式会社 尾替平 商店